

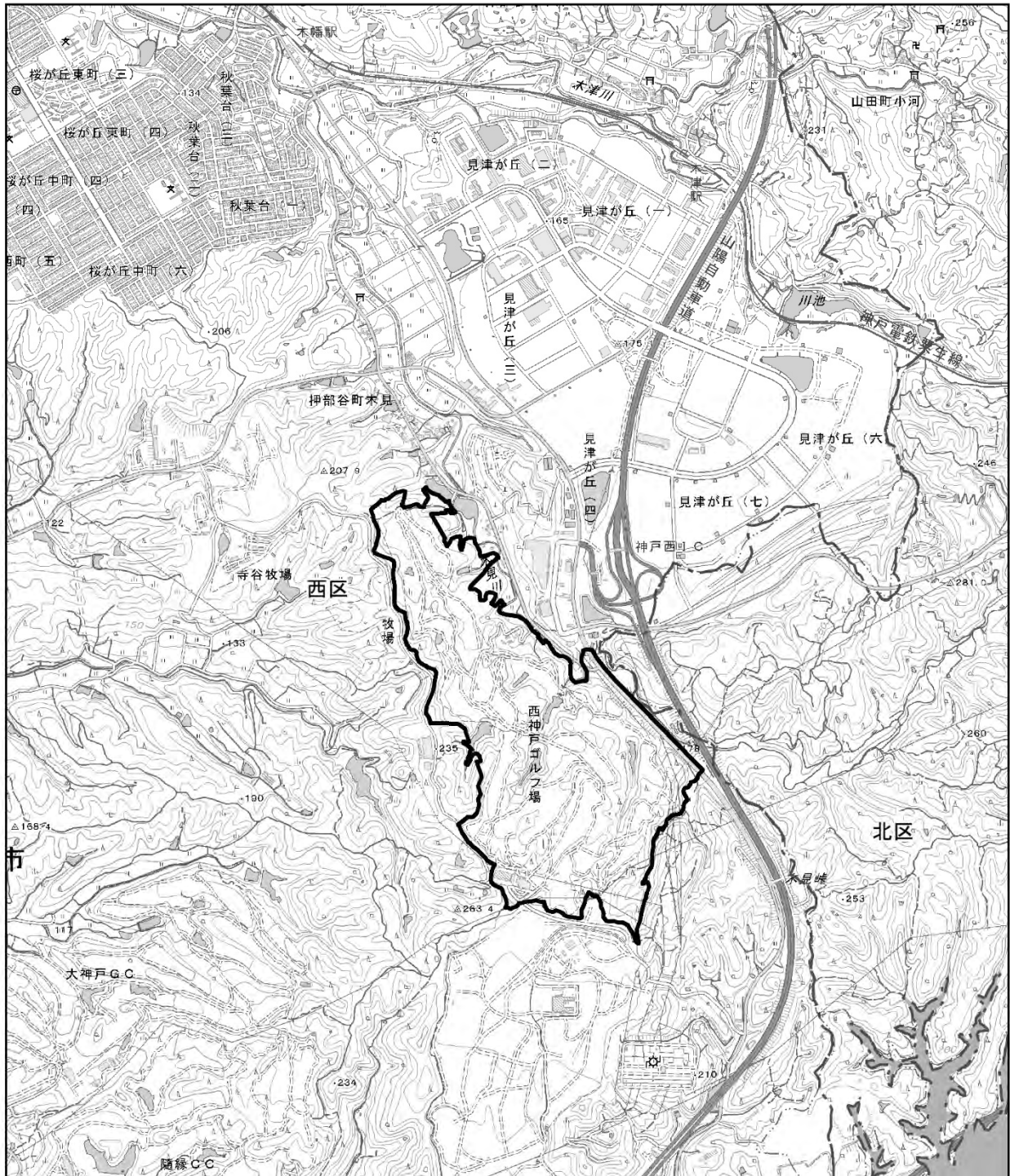
## 5. 事業実施区域及びその周囲の概況


## 5. 事業実施区域及びその周囲の概況

### 5.1. 調査対象地域の設定

事業実施区域及びその周囲の概況に係る調査対象地域は、神戸市西区及び北区のうち主に図5.1-1に示す範囲を対象とし、既存資料を基に情報の収集・整理を行った。

なお、景観の状況については図5.1-2に示す範囲を、統計資料等の行政単位による情報については神戸市西区及び北区全域を対象とした。

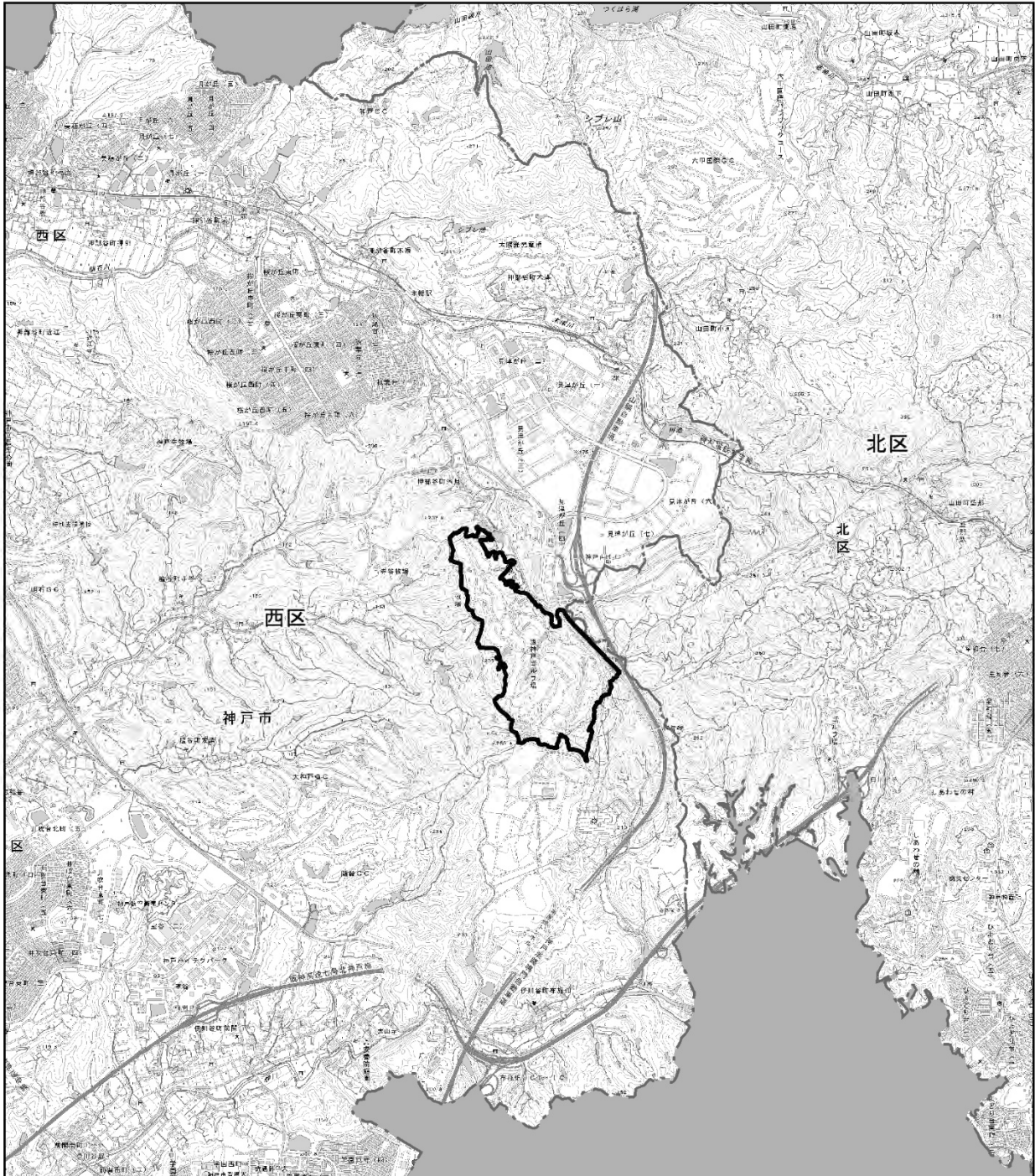



 事業実施区域

注) 神戸市西区及び北区のうち図示している範囲を、事業実施区域及びその周囲の概況に係る調査対象地域とした。



図5.1-1 調査対象地域の範囲



 事業実施区域

注) 神戸市西区及び北区のうち図示している範囲を、事業実施区域及びその周囲の概況に係る景観の状況の調査対象地域とした。



図5.1-2 調査対象地域の範囲（景観の状況）

## 5.2. 地域の自然的状況

### 5.2.1. 地象

#### (1) 地形

事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図5.2-1に示すとおりである。

事業実施区域の大部分が、丘陵地上の人工改変地となっている。

事業実施区域の周囲には、丘陵地及び人工改変地の他、木見川及び櫛谷川に沿って沖積低地及び段丘が分布している。

#### (2) 地質

事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図5.2-2に示すとおりである。

事業実施区域の大部分が、「砂岩・凝灰岩・礫岩および泥岩」であり、一部に「礫および砂」、「非海成粘土・砂・礫および火山灰」及び「凝灰岩・礫岩・砂岩および泥岩」が分布している。

事業実施区域の周囲には、主に「砂岩・凝灰岩・礫岩および泥岩」、「礫および砂」、「非海成粘土・砂・礫および火山灰」及び「凝灰岩・礫岩・砂岩および泥岩」が分布している。

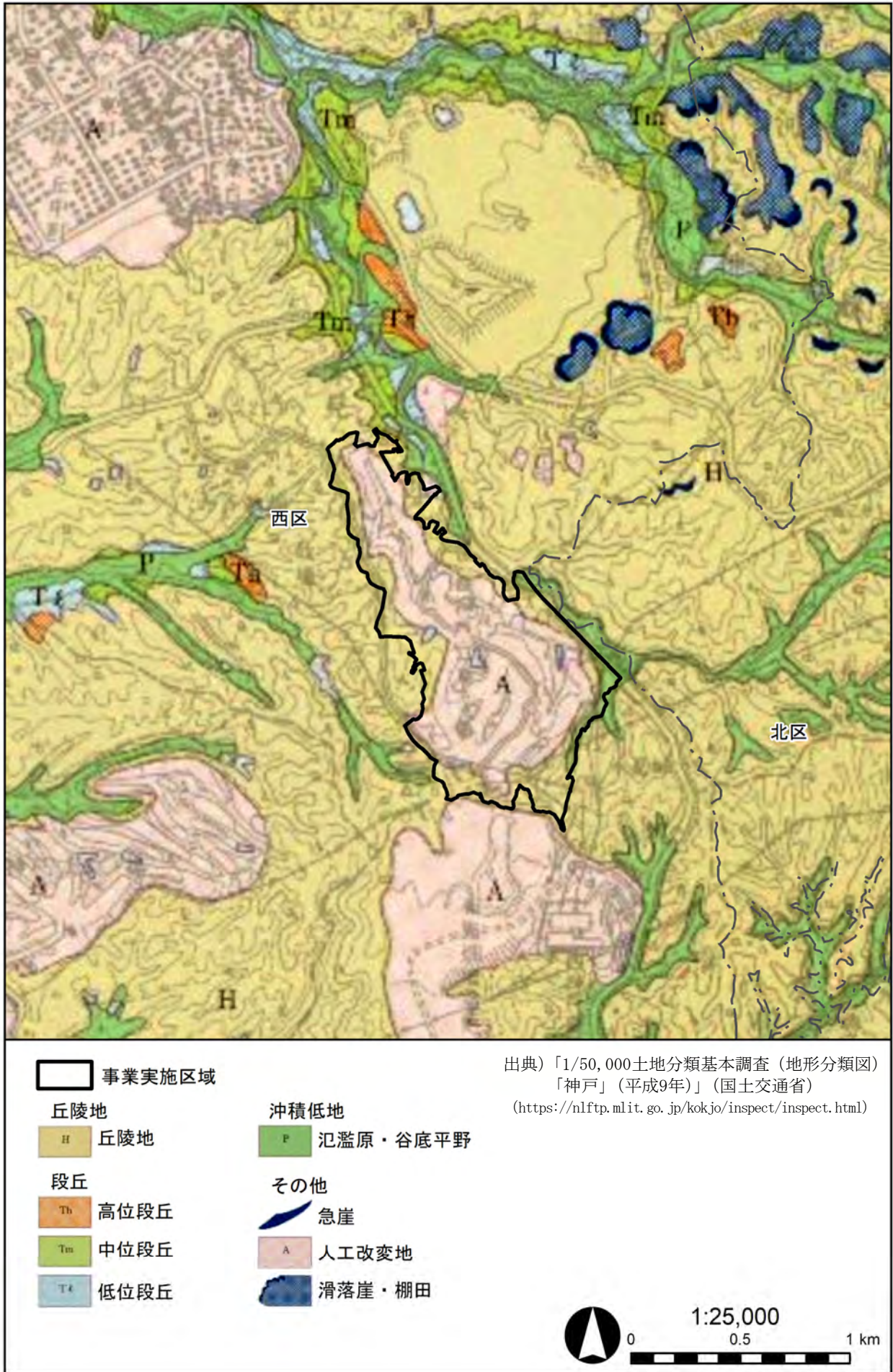
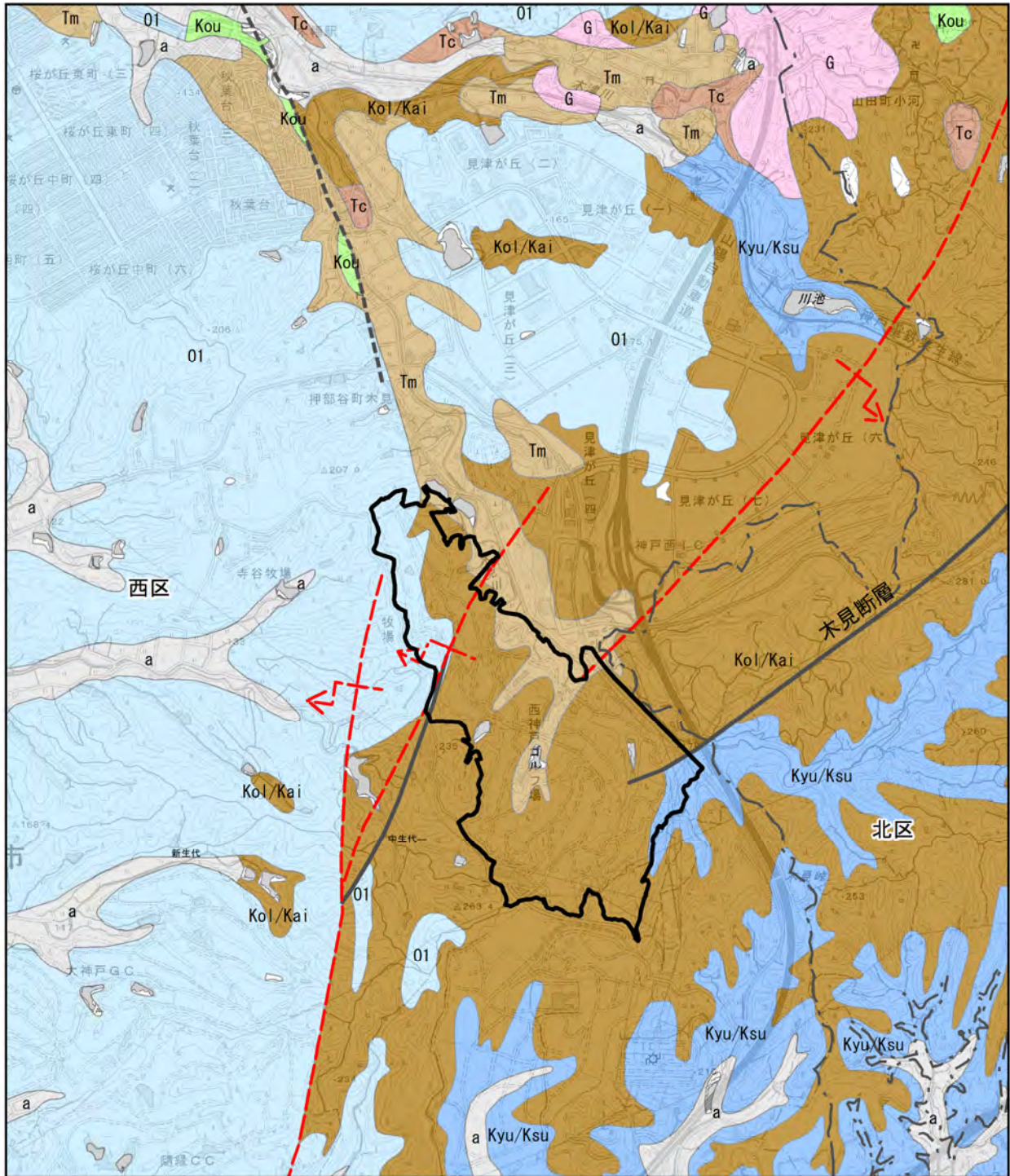


図5.2-1 地形分類図



**事業実施区域**

未固結堆積物	新生代	第四紀	完新世	a	泥・シルト・砂・礫などからなる堆積物 (沖積層)
			後期更新	Tm	礫および砂 (中位段丘)
固結堆積物	新生代	新第三紀	鮮新世	01	非海成粘土・砂・礫および火山灰 (下部垂層群および未区分大阪層群下部)
			後期始新世・前期漸新世	Kou	凝灰岩・砂岩・泥岩および礫岩 (淡河累層上部)
				Kol/Kai	砂岩・凝灰岩・礫岩および泥岩 (淡河累層下部および藍那累層)
				Kyu/Ksu	凝灰岩・礫岩・砂岩および泥岩 (吉川累層上部および白川累層上部)
中生代～古生代	中生代	石炭紀・ジュラ紀	Tc	粘板岩・頁岩・砂岩・チャートに緑色岩・石灰岩のレンズを伴う地層群 (山田コンプレックス)	
		中生代～新生代	G	黒雲母花崗岩 (六甲花崗岩)	

出典) 「1/50,000土地分類基本調査 (表層地質図) 「神戸」 (平成9年)」 (国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/inspect.html>)

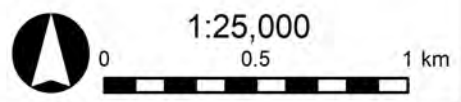
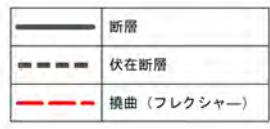


図5.2-2 表層地質図

### (3) 重要な地形及び地質

重要な地形及び地質の選定基準は、表5. 2-1に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲で確認された重要な地形及び地質は、表5. 2-2及び図5. 2-3に示すとおりである。

表5. 2-1 重要な地形及び地質の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
1	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	国名：国指定の名勝 国天：国指定の天然記念物
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	県名：県指定の名勝 県天：県指定の天然記念物
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成9年3月31日神戸市条例第50号)	市名：市指定の名勝 市天：市指定の天然記念物
2	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第28号)	郷土：郷土記念物
3	「日本の地形レッドデータブック第1集」 (平成12年、日本の地形RDB作成委員会)	①：日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③：多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④：動物や植物の生育地として重要な地形
4	「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(平成元年、環境庁)	自然景観資源
5	「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011(地形・地質・自然景観・生態系)」 (平成23年、兵庫県)	A：規模的、質的にもすぐれており、貴重性の程度が最も高く全国的価値に相当するもの B：Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの C：Bランクに準ずるもので、市町村の価値に相当するもの 要注目：温泉・湧水などのように地質以外の分野の自然現象のうち、地質との関連性があり重要とみなされたもの

表5. 2-2 重要な地形及び地質

分類	名称	所在地	概要	選定基準					
				1	2	3	4	5	
地層・化石	白川の植物化石	神戸市西区伊川谷町布施畑周辺	白川累層を主にして神戸層群中に数多く見られる流紋岩質凝灰岩層、および、その最下部に多産する植物化石。メタセコイヤ、ブナ、シュロなど約300種のものが知られている。また、凝灰岩層直下の泥岩層には珪化木の立木もみられる。						B



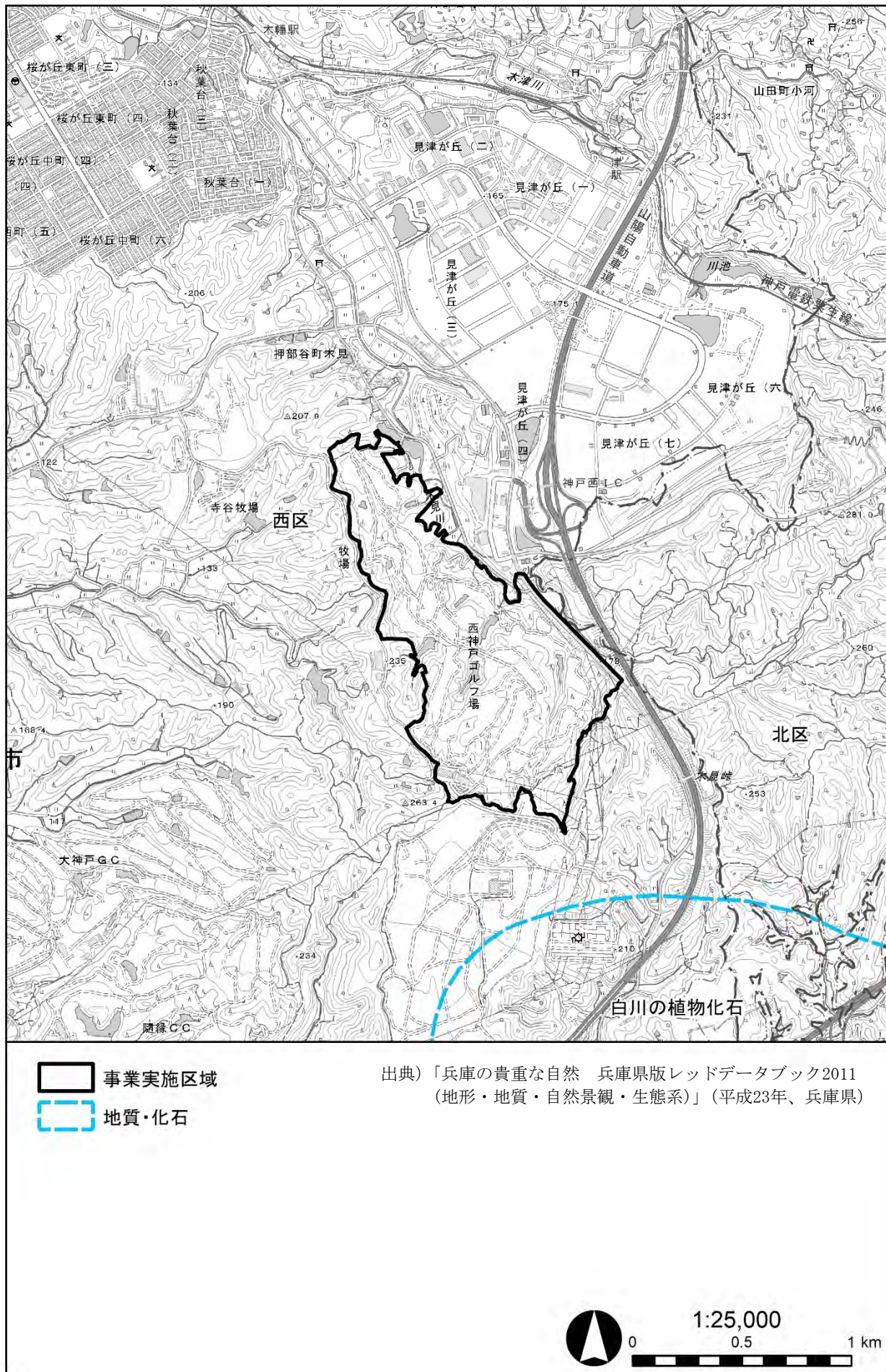


図5.2-3 重要な地形及び地質

## 5.2.2. 水象

### (1) 河川

事業実施区域及びその周囲の水系は、図5.2-4に示すとおりである。

事業実施区域は、明石川水系の木見川流域<sup>こしみ</sup>に位置し、事業実施区域に隣接して木見川が流れている。

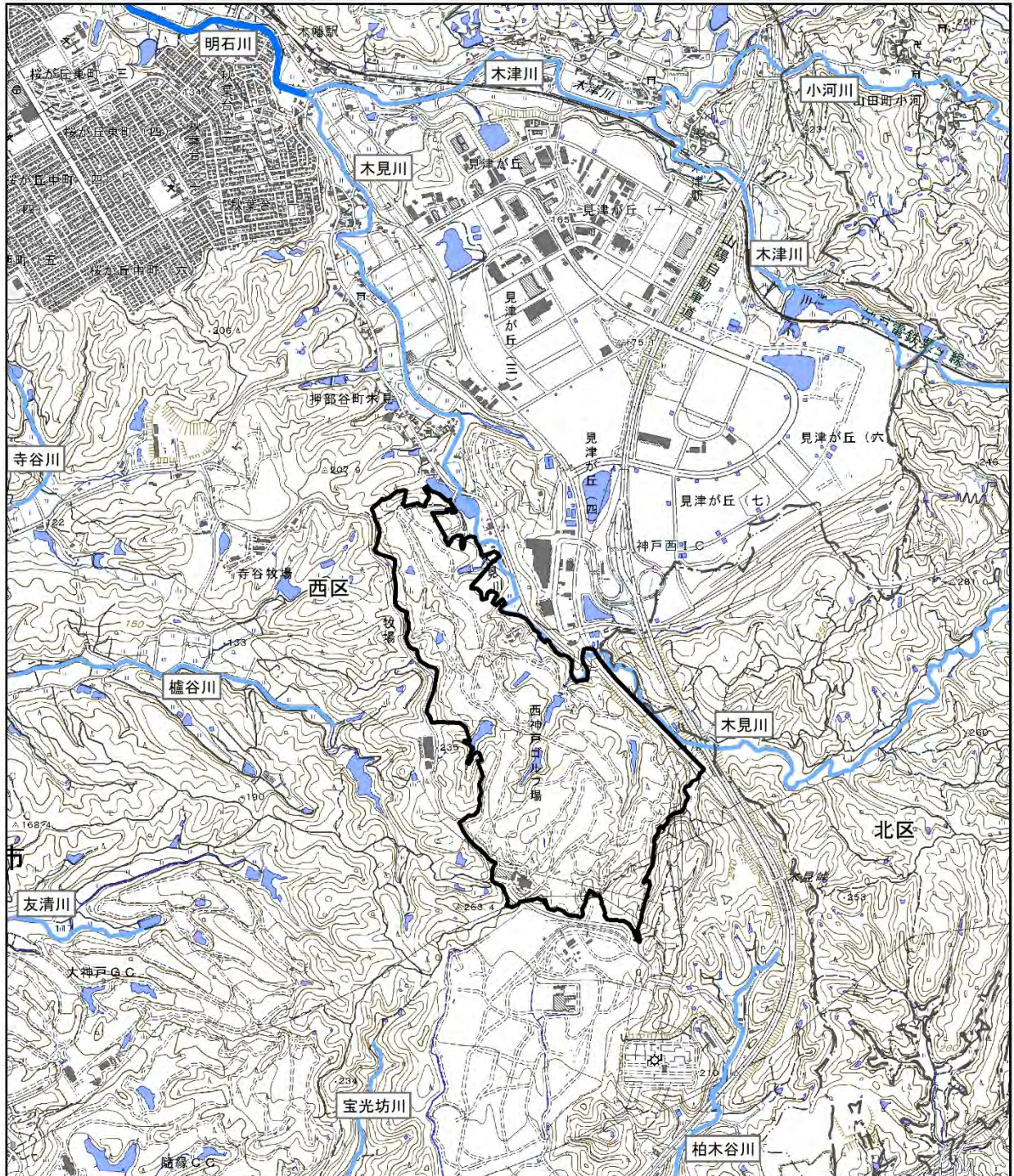
事業実施区域の周囲には、北側に小河川、木津川、西側に寺谷川、櫛谷川、友清川、南側に宝光坊川、柏木谷川（いずれも準用河川）が存在し、いずれの河川も明石川に合流する。

### (2) 湖沼、ため池

事業実施区域及びその周囲には、図5.2-4に示すとおり、小規模のため池が多数存在し、主に農業用水として利用されている。

### (3) 湧水

事業実施区域及びその周囲では、「名水百選」（環境省）、「平成の名水百選」（環境省）及び「湧水保全ポータルサイト」（環境省）において、「代表的な湧水」として選定された湧水は存在しない。



- 事業実施区域
- 二級河川
- 準用河川
- 湖沼・ため池

出典) 「国土数値情報 (河川データ・湖沼データ)」 (国土交通省)  
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)  
 (令和3年11月26日取得)  
 「押部谷 明石川水系流域資源マップ」  
 (神戸市ホームページ、令和4年12月現在)  
 「パンフレット「こうべの川」」  
 (神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

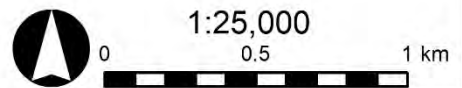


図5.2-4 水系図

### 5.2.3. 気象

#### (1) 気候の区分

事業実施区域が位置する兵庫県は、本州のほぼ中央に位置し、北部は日本海、南部は瀬戸内海に面している。兵庫県のほぼ中央を東西に横切る中国山地を境に、北側は冬に降水量の多い日本海岸気候区に、南側は乾燥した晴天が続き、雨も少なく温かな気候の瀬戸内気候区に分けられる。

事業実施区域は、図5.2-5に示すとおり兵庫県南東部に位置し、温暖・少雨が特徴の瀬戸内気候区に区分される。雨が少なく湿度も低いため乾燥し、海岸に近いので、暑さや寒さも比較的しのぎやすくなっている。しかし、冬季は晴天が目立ち、内陸の平野部では放射冷却効果が大きく、夜から早朝の冷え込みが強くなる。



出典)「気象警報、注意報や天気予報の発表区域」(気象庁ホームページ、令和4年12月現在)

図5.2-5 兵庫県の気候区分

## (2) 気象の概要

事業実施区域に最も近い気象観測所は、図5.2-6に示すとおり三木地域気象観測所であり、過去5年間の観測結果は表5.2-3に示すとおりである。

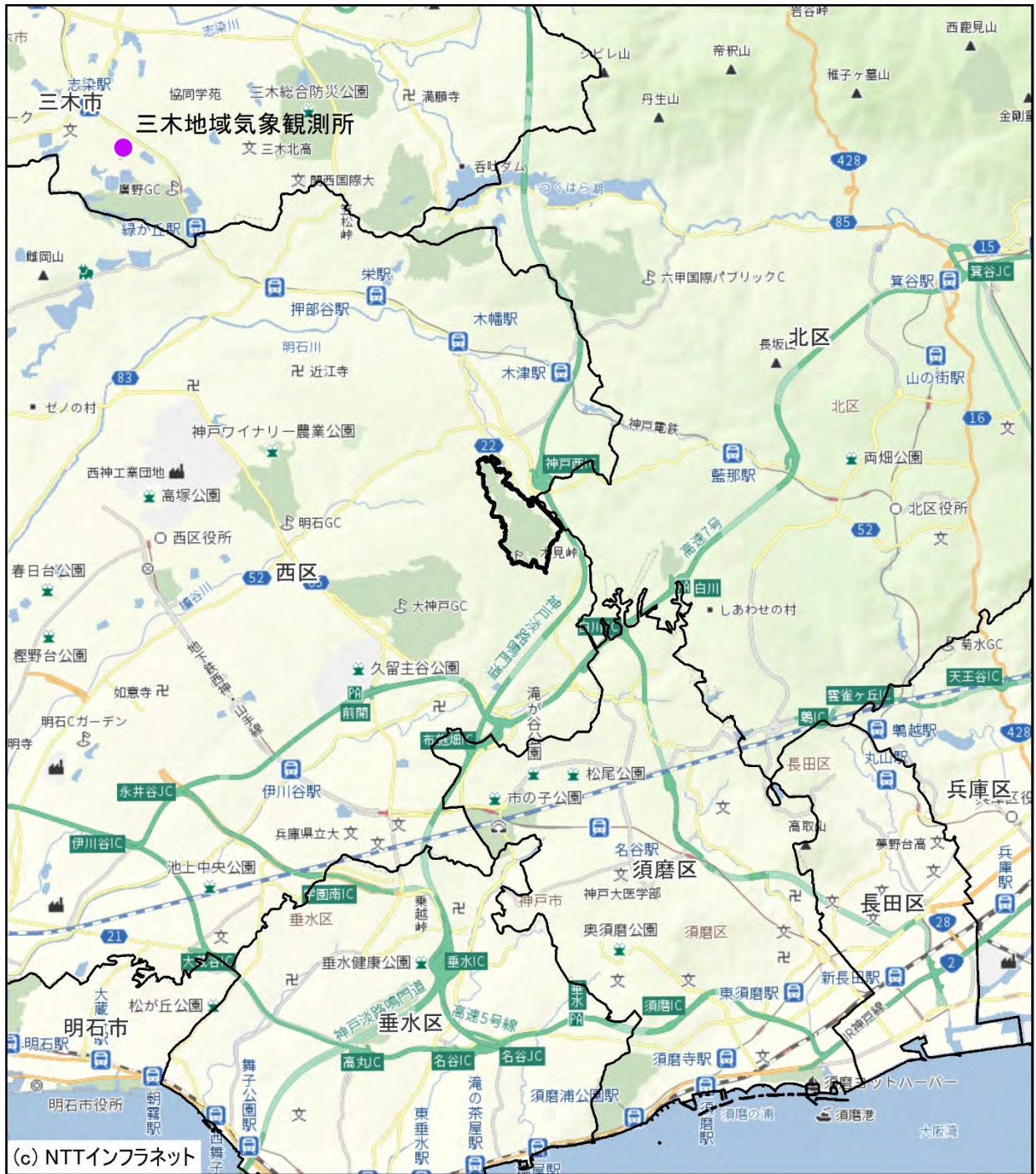
降水量については年ごとの変動があるが、その他の気象については5年間大きな変動はなく、日平均気温は15.4～16.0℃、平均風速は2.5m/s前後、日照時間は2,100h程度となっている。

表5.2-3 三木地域気象観測所における気象概況

年次	気温(℃)			降水量(mm)			風速(m/s)		日照時間(h)
	日平均	日最高	日最低	合計	日最大	1時間最大	平均	最大風速	
2018年	16.0	20.2	11.9	1,786.0	157.5	50.0	2.6	22.4	2,178.9
2019年	15.6	20.0	11.6	975.0	78.0	23.0	2.4	12.7	2,075.2
2020年	15.9	20.1	11.9	1,305.0	70.5	43.0	2.6	13.6	2,107.6
2021年	15.6	20.0	11.5	1,593.0	79.5	55.0	2.5	7.9	2,126.8
2022年	15.4	20.0	11.3	904.0	53.5	53.5	2.5	7.2	2,223.2

注) 三木地域気象観測所：三木市志染町広野

出典)「気象庁過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ、令和4年12月現在)



(c) NTTインフラネット

- 事業実施区域
- 気象観測所

出典) 「地域気象観測所一覧」  
(気象庁ホームページ、令和4年12月現在)



図5. 2-6 三木地域気象観測所の位置

## 5.2.4. 植物

### (1) 植物相

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-4に示すとおり、142科727種の植物が確認されている。

表5.2-4(1) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
1	広義の緑色植物門 車軸藻綱	シャジクモ目	シャジクモ科	シャジクモ	3
2	シダ植物門 ヒカゲノカズラ綱	ヒカゲノカズラ目	ヒカゲノカズラ科	トウゲシバ (広義)	2、3
3				ホソバトウゲシバ	2
4	シダ植物門 大葉シダ綱	トクサ目	トクサ科	スギナ	1、2、3
5		ゼンマイ目	ゼンマイ科	ゼンマイ	2、3
6		コケシノブ目	コケシノブ科	アオホラゴケ	3
7				ホソバコケシノブ	2
8				コケシノブ	1
9				ハイホラゴケ	3
10		ウラジロ目	ウラジロ科	コシダ	1、2、3
11				ウラジロ	1、2、3
12		フサシダ目	カニクサ科	カニクサ	2、3
13		ウラボシ目	ホングウシダ科	ホラシノブ	3
14			コバノイシカグマ科	イヌシダ	2、3
15				イワヒメワラビ	3
16				フモトシダ	3
17				ワラビ	1、2、3
18			イノモトソウ科	ハコネシダ	1、2、3
19				イワガネゼンマイ	3
20				イワガネソウ	2、3
21				タチシノブ	3
22				オオバノイノモトソウ	2、3
23				イノモトソウ	2
24			チャセンシダ科	トラノオシダ	2、3
25			ヒメシダ科	ヒメワラビ	2、3
26				ゲジゲジシダ	2、3
27				コハシゴシダ	3
28				ハシゴシダ	3
29				ハリガネワラビ	2、3
30				ヤワラシダ	2、3
31				ミゾシダ	1、2、3
32			シシガシラ科	シシガシラ	2、3
33				コモチシダ	2
34			メシダ科	シケチシダ	2
35				ホソバイヌワラビ	2、3
36				ヤマイヌワラビ	3
37	ヒロハイヌワラビ			2、3	
38	ホソバシケシダ			2、3	
39	シケシダ			2、3	
40	ヘラシダ			1	
41	キョウタキシダ			2、3	
42	オンシダ科		ハカタシダ	3	
43			リョウメンシダ	1、3	
44			ヤマヤブソテツ	2、3	
45			ヤブソテツ	2、3	
46		ヤマイタチシダ	2、3		
47		ベニシダ	2、3		

表5. 2-4(2) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
48	シダ植物門 大葉シダ綱	ウラボシ目	オシダ科	マルバベニシダ	3		
49				キンキイタチシダ	2、3		
50				オオベニシダ	3		
51				クマワラビ	2、3		
52				キヨスミヒメワラビ	3		
53				トウゴクシダ	3		
54				ヒメイタチシダ(広義)	3		
55				オクマワラビ	2、3		
56				カタイノデ	2		
57				イノデ	2、3		
58				ジュウモンジシダ	1、2、3		
59				ウラボシ科	マメヅタ	3	
60					ノキシノブ	2、3	
61	ミツデウラボシ	2、3					
62	種子植物門 裸子植物亜門	マツ目	マツ科	モミ	2		
63				アカマツ	1、2、3		
64		ナンヨウスギ目	マキ科	イヌマキ	2		
65		ヒノキ目	ヒノキ科	ヒノキ	2、3		
66				スギ	2、3		
67				ネズミサシ	2、3		
68			イチイ科	イヌガヤ	2、3		
69				カヤ	2、3		
70	種子植物門 被子植物亜門		スイレン目	ジュンサイ科	ジュンサイ	2、3	
71		スイレン科		ヒツジグサ	2		
72		シキミ目	マツブサ科	シキミ	2、3		
73				サネカズラ	2、3		
74				マツブサ	2、3		
75		センリョウ目	センリョウ科	フタリシズカ	2、3		
76		コショウ目	ドクダミ科	ドクダミ	1、2、3		
77			ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	2		
78				アリマウマノスズクサ	2、3		
79			モクレン目	モクレン科	コブシ	2、3	
80		ホオノキ			2、3		
81		クスノキ目	クスノキ科	クスノキ	3		
82				ヤブニッケイ	2、3		
83				カナクギノキ	3		
84				ヤマコウバシ	2、3		
85				クロモジ	2、3		
86				カゴノキ	2、3		
87				アオガシ	2		
88				シロダモ	2、3		
89				種子植物門 被子植物亜門 単子葉類	ショウブ目	ショウブ科	セキショウ
90	オモダカ目				サトイモ科	マムシグサ	2
91		ムロウテンナンショウ	2、3				
92		アオウキクサ	2				
93		カラスビシャク	2				
94		ウキクサ	2				
95		ミジンコウキクサ	2				
96		オモダカ科	ヘラオモダカ		2		
97		トチカガミ科	スブタ		2		
98			ミズオオバコ		2		
99		セキショウモ	2				
100	ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ	2				
101	ヤマノイモ目	キンコウカ科	ノギラン	2、3、4			



表5. 2-4(3) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
102	種子植物門 被子植物亜門 単子葉類	ヤマノイモ目	ヤマノイモ科	ヤマノイモ	2、3
103				カエデドコロ	2、3
104				ヒメドコロ	2、3
105				オニドコロ	2、3
106		タコノキ目	ホンゴウソウ科	ウエマツソウ	3
107		ユリ目	シュロソウ科	シライトソウ	3
108				ショウジョウバカマ	2
109			イヌサフラン科	ホウチャクソウ	2、3
110				チゴユリ	2、3
111			サルトリイバラ科	サルトリイバラ	1、2、3
112			ユリ科	ウバユリ	2、3
113				ササユリ	2、3、4
114				オニユリ	2
115				コオニユリ	2
116				ヤマジノホトトギス	2、3
117	ヤマホトトギス			2	
118	クサスギカズラ目			ラン科	エビネ
119			ギンラン		3
120			キンラン		3
121		シュンラン	2、3		
122		ツチアケビ	2、3		
123		カキラン	2		
124		コ克蘭	2、3		
125		オオバノトンボソウ	2、3		
126		ネジバナ	2、3		
127		アヤメ科	シャガ		3
128			ニワゼキショウ		3
129		ススキノキ科	ノカンゾウ		2
130			ヤブカンゾウ		2
131		ヒガンバナ科	ノビル		2
132			ヒガンバナ	2、3	
133		クサスギカズラ科	カンザシギボウシ	3	
134			オオバギボウシ	2	
135			ヒメヤブラン	3	
136			ヤブラン	3	
137			ジャノヒゲ	2、3	
138			ナガバジャノヒゲ	2、3	
139			ミヤマナルコユリ	2、3	
140			キチジョウソウ	2	
141			オモト	3	
142			ヤシ目	ヤシ科	シュロ
143		ツユクサ目	ツユクサ科	ツユクサ	2、3
144				イボクサ	2、3
145			ミズアオイ科	コナギ	2、3
146		ショウガ目	ショウガ科	ミョウガ	2
147		イネ目	ガマ科	ミクリ	2
148				ナガエミクリ	3
149				ヒメガマ	2
150				ガマ	2、3
151	ホシクサ科		ニッポンイヌノヒゲ	3	
152	イグサ科		ハナビゼキショウ	2、3	
153			イグサ	2、3	
154			コウガイゼキショウ	2	
155			クサイ	2、3	

表5. 2-4(4) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
156	種子植物門 被子植物亜門 単子葉類	イネ目	イグサ科	ハリコウガイゼキショウ	2、3
157				スズメノヤリ	3
158			カヤツリグサ科	ハタガヤ	2
159				マツバスゲ	3
160				ショウジョウスゲ	2
161				ケタガネソウ	3
162				ミヤマシラスゲ	3
163				ヒメカンスゲ	2、3
164				カサスゲ	2
165				マスクサ	3
166				ジュズスゲ	2、3
167				ヒゴクサ	2、3
168				テキリスゲ	2、3
169				ヒメミコシガヤ	3
170				ヒカゲスゲ	3
171				ナキリスゲ	2、3
172				アオスゲ	3
173				タチスゲ	3
174				ゴウソ	2、3
175				ヒメシラスゲ	2
176				カンスゲ	2
177				アワボスゲ	3
178				ササノハスゲ	2、3
179				ヒメモエギスゲ	3
180				コカンスゲ	2
181				タガネソウ	2
182				ニシノホンモンジスゲ	2
183				ヤワラスゲ	2、3
184				モエギスゲ	3
185				ヒメクグ	3
186				タマガヤツリ	2、3
187				カヤツリグサ	2
188				ハリイ	2、3
189				シカクイ	2、3
190				コアゼテンツキ	2
191				ノテンツキ	2、3
192				テンツキ	2、3
193				ヒデリコ	2、3
194				ヤマイ	2、3
195				イトイヌノハナヒゲ	3
196		コイヌノハナヒゲ	3		
197		イヌノハナヒゲ	2		
198		ホタルイ	2、3		
199		カンガレイ	2		
200		アブラガヤ	2、3		
201		イネ科	ヌカボ	3	
202			コヌカグサ	2、3	
203			クロコヌカグサ	2	
204			ヒメコヌカグサ	3	
205			メリケンカルカヤ	2、3	
206			コブナグサ	2、3	
207			トダシバ	2、3	
208			カラスムギ	3	
209			カズノコグサ	2	

表5. 2-4(5) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
210	種子植物門	イネ目	イネ科	イヌムギ	2、3
211	被子植物亜門			スズメノチャヒキ	2、3
212	単子葉類			ノガリヤス	2、3
213				カモガヤ	2、3
214				メヒシバ	2、3
215				アキメヒシバ	2、3
216				イヌビエ	2、3
217				オヒシバ	2、3
218				アオカモジグサ	2、3
219				カモジグサ	2、3
220				シナダレスズメガヤ	2、3
221				カゼクサ	2、3
222				トボシガラ	3
223				ドジョウツナギ	3
224				チガヤ	2、3
225				チゴザサ	1、2、3
226				ササガヤ	2
227				アゼガヤ	2
228				ネズミムギ	2
229				ホソムギ	3
230				ササクサ	2、3
231				コメガヤ	2、3
232				アシボソ	2、3
233				オギ	2
234				ススキ	1、2、3
235				コチヂミザサ	2
236				ケチヂミザサ	2
237				ヌカキビ	2、3
238				シマスズメノヒエ	3
239				スズメノヒエ	2、3
240				チカラシバ	2、3
241				ヨシ	2、3
242				ツルヨシ	2
243				モウソウチク	2、3
244				ハチク	2、3
245				マダケ	1、2、3
246				ネザサ	1、2、3
247				ケネザサ	2、3
248				コンゴウタケ	3
249				シブヤザサ	3
250				メダケ	1、2
251				ミゾイチゴツナギ	3
252				スズメノカタビラ	2、3
253				ナガハグサ	2
254				イチゴツナギ	2、3
255				ウキシバ	2
256				ヤダケ	2
257				ハイヌメリグサ	2
258				スズダケ	2
259				サイヨウザサ	3
260				オニウシノケグサ	2、3
261				アキノエノコログサ	3
262				キンエノコロ	2
263				エノコログサ	2

表5. 2-4 (6) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
264	種子植物門 被子植物亜門 単子葉類	イネ目	イネ科	ムラサキエノコロ	2
265				セイバンモロコシ	2
266				ネズミノオ	3
267				メガルカヤ	2
268				カニツリグサ	2、3
269				ナギナタガヤ	3
270				マコモ	2
271				シバ	2
272	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	キンポウゲ目	ケシ科	タケニグサ	3
273			アケビ科	アケビ	2、3
274				ミツバアケビ	2、3
275				ムベ	2、3
276				ツツラフジ科	アオツツラフジ
277			ツツラフジ		3
278			メギ科	ナンテン	2、3
279			キンポウゲ科	ボタンヅル	1、2、3
280				ハンショウヅル	2、3
281				センニンソウ	2、3
282				ウマノアシガタ	2
283				キツネノボタン	2、3
284				ヒメウズ	2
285		アキカラマツ		2	
286		ヤマモガシ目	アワブキ科	アワブキ	2、3
287		ユキノシタ目	ユキノシタ科	アカショウマ	2
288			ベンケイソウ科	コモチマンネングサ	3
289			アリノトウグサ科	アリノトウグサ	2、3
290		ブドウ目	ブドウ科	ノブドウ	2、3
291				キレハノブドウ	3
292				ツタ	2、3
293				エビヅル	2
294				サンカクヅル	2、3
295				アマヅル	2、3
296				マメ目	マメ科
297		イタチハギ	2、3		
298		ヤブマメ	2、3		
299		ホドイモ	3		
300		ゲンゲ	2、3		
301	ジャケツイバラ	2、3			
302	エニシダ	2			
303	アレチヌスビトハギ	2			
304	ノササゲ	2、3			
305	ツルマメ	2			
306	フジカンゾウ	2			
307	ケヤブハギ	3			
308	ヌスビトハギ	2、3			
309	ヤブハギ	2			
310	コマツナギ	2、3			
311	ヤハズソウ	2、3			
312	ヤマハギ	2、3			
313	メドハギ	2、3			
314	マルバハギ	2、3			
315	ネコハギ	2、3			
316	ビッチュウヤマハギ	3			
317	ミヤコグサ	2、3			

表5. 2-4(7) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
318	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	マメ目	マメ科	イヌエンジュ	2、3		
319				クズ	1、2、3		
320				オオバタンキリマメ	2、3		
321				ハリエンジュ	2、3		
322				コメツブツメクサ	3		
323				ムラサキツメクサ	3		
324				シロツメクサ	2、3		
325				スズメノエンドウ	2		
326				ヤハズエンドウ	2、3		
327				ヤブツルアズキ	3		
328				フジ	1、2、3		
329				ナツフジ	2		
330				ヒメハギ科	ヒメハギ	2、3	
331					カキノハグサ	3	
332				バラ目	グミ科	ツルグミ	2、3
333						アリマグミ	1、2、3
334						ナワシログミ	2、3
335					クロウメモドキ科	クマヤナギ	2、3
336						イソノキ	2、3
337		ケケンボナシ	2、3				
338		ニレ科	アキニレ		2		
339			ケヤキ		2		
340		アサ科	ムクノキ		2、3		
341			エノキ		2、3		
342			カナムグラ		2		
343		クワ科	ヒメコウゾ		2、3		
344			コウゾ		1		
345			クワクサ		2、3		
346			イタビカズラ		2、3		
347			ヤマグワ		2、3		
348		イラクサ科	ヤブマオ		2、3		
349			メヤブマオ		2、3		
350			アカソ		2、3		
351			コアカソ		2、3		
352			ミズ		2		
353			アオミズ		3		
354		バラ科	ヒメキンミズヒキ		3		
355	キンミズヒキ		2、3				
356	ザイフリボク		2				
357	アズキナシ		2				
358	ウラジロノキ		2、3				
359	ヤマザクラ		1、2、3				
360	カスミザクラ		2、3				
361	ビワ		2				
362	ダイコンソウ		2、3				
363	リンボク		2、3				
364	オオウラジロノキ		2、3				
365	イヌザクラ		3				
366	ウワミズザクラ		2、3				
367	カナメモチ		2、3				
368	ミツバツチグリ		2				
369	ヘビイチゴ		2、3				
370	ヤブヘビイチゴ		3				
371	カマツカ	2、3					

表5. 2-4(8) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
372	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	バラ目	バラ科	ケカマツカ	3		
373				テリハノイバラ	2、3		
374				ノイバラ	2、3		
375				ミヤコイバラ	2、3		
376				フユイチゴ	2		
377				ピロードイチゴ	3		
378				クマイチゴ	2、3		
379				ミヤマフユイチゴ	3		
380				クサイチゴ	1、2、3		
381				ニガイチゴ	2、3		
382				モミジイチゴ	1、2、3		
383				ナワシロイチゴ	2、3		
384				ワレモコウ	3		
385				ナナカマド	2		
386				ブナ目	ブナ科	クリ	2、3
387						ツブラジイ	3
388						アカガシ	3
389						クヌギ	2、3
390		アラカシ	1、2、3				
391		シラカシ	2、3				
392		ウラジログシ	3				
393		コナラ	1、2、3				
394		ツクバネガシ	2				
395		アベマキ	1、2、3				
396		ヤマモモ科	ヤマモモ			2、3	
397		クルミ科	ノグルミ			2、3	
398		カバノキ科	ハンノキ			2、3	
399			オオバヤシヤブシ			2、3	
400			アカシデ	2			
401		ウリ目	ウリ科	アマチャヅル	3		
402				カラスウリ	2		
403				キカラスウリ	2		
404				スズメウリ	2、3		
405		ニシキギ目	ニシキギ科	ツルウメモドキ	2、3		
406				ニシキギ	3		
407				コマユミ	2、3		
408				ツリバナ	2、3		
409				マユミ	2		
410	カタバミ目	カタバミ科	カタバミ	2、3			
411			ムラサキカタバミ	2			
412	キントラノオ目	トウダイグサ科	エノキグサ	2			
413			オオニシキソウ	3			
414			アカメガシワ	2、3			
415			ヤマアイ	3			
416			シラキ	2、3			
417			コムカンソウ科	コバンノキ	2、3		
418		ヤナギ科	マルバヤナギ	3			
419			サイコクキツネヤナギ	2			
420		スマレ科	タチツボスミレ	2、3			
421			コスミレ	2			
422			ナガバタチツボスミレ	1、2、3			
423			ツボスミレ	2、3			
424			シハイスミレ	1、2、3			
425			オトギリソウ科	トモエソウ	2、3		

表5. 2-4(9) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典			
426	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	キントラノオ目	オトギリソウ科	オトギリソウ	2、3			
427				コケオトギリ	2、3			
428				アゼオトギリ	2			
429				サワオトギリ	3			
430		フウロソウ目	フウロソウ科	ゲンノショウコ	2、3			
431		フトモモ目	ミソハギ科	ミソハギ	2			
432				アカバナ科	ミズタマソウ	3		
433					アカバナ	2、3		
434					チョウジタデ	2		
435					ミズユキノシタ	2、3		
436					オオマツヨイグサ	2		
437					コマツヨイグサ	2		
438					ミツバウツギ目	ミツバウツギ科	ゴンズイ	2、3
439						キブシ科	キブシ	2、3
440					ムクロジ目	ウルシ科	ヌルデ	2、3
441		ハゼノキ	2、3					
442		ヤマハゼ	2、3					
443		ヤマウルシ	2、3					
444		ムクロジ科	ヤマモミジ	2				
445			ウリカエデ	3				
446			イロハモミジ	2、3				
447			イタヤカエデ (広義)	2、3				
448			ウリハダカエデ	2				
449		ミカン科	マツカゼソウ	2				
450			カラスザンショウ	2、3				
451			フユザンショウ	3				
452			サンショウ	2、3				
453			イヌザンショウ	2、3				
454		ニガキ科	ニガキ	2、3				
455		アオイ目	ジンチョウゲ科	コショウノキ		2、3		
456				コガンピ		2		
457				ガンピ		2、3		
458				キガンピ		2		
459		アブラナ目	アブラナ科	ナズナ	3			
460				ニシノオオタネツケバナ	3			
461				タチタネツケバナ	2			
462				タネツケバナ	2、3			
463				オオバタネツケバナ	2、3			
464				マメグンバイナズナ	2			
465				イヌガラシ	2			
466				ハタザオガラシ	3			
467				ビャクダン目	ビャクダン科	カナビキソウ	3	
468					オオバヤドリギ科	マツグミ	2	
469		ナデシコ目	タデ科	イタドリ	2、3			
470				ミズヒキ	2、3			
471				サイコクヌカボ	2			
472				ヤナギタデ	3			
473				シロバナサクラタデ	3			
474				サナエタデ	2			
475	オオイヌタデ			3				
476	イヌタデ			2、3				
477	ハルタデ			2				
478	ヤノネグサ			1、2				
479	サクラタデ	2						

表5. 2-4(10) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	
480	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	ナデシコ目	タデ科	ハナタデ	3	
481				ミゾソバ	1、2、3	
482				スイバ	2	
483				アレチギンギン	2	
484				ギンギン	2、3	
485				エゾノギンギン	3	
486			モウセンゴケ科	モウセンゴケ	3	
487			ナデシコ科	ノミノツヅリ	2	
488				ミミナグサ	2、3	
489				オランダミミナグサ	3	
490				ツメクサ	2、3	
491				ウシハコベ	2、3	
492				コハコベ	2	
493				ノミノフスマ	2	
494				ヒユ科	イノコヅチ	2、3
495					ヒナタイノコヅチ	2、3
496					シロザ	2
497			アカザ		3	
498				アリタソウ	2	
499			ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ	2、3	
500			ザクロソウ科	ザクロソウ	2	
501			スベリヒユ科	スベリヒユ	2	
502			ミズキ目	ミズキ科	ヤマボウシ	1、2、3
503					クマノミズキ	2、3
504				アジサイ科	クサアジサイ	2、3
505					ウツギ	1、2、3
506					コガクウツギ	2、3
507					ヤマアジサイ	1、2
508					イワガラミ	2、3
509					ツツジ目	サカキ科
510			ヒサカキ	2、3		
511			カキノキ科	カキノキ		2、3
512			サクラソウ科	マンリョウ		3
513	ヤブコウジ	1、2、3				
514	オカトラノオ	2、3、4				
515	ヌマトラノオ	2、3				
516	コナスビ	2、3				
517	ツバキ科	ヤブツバキ		2、3		
518		チャノキ	2、3			
519		ナツツバキ	2			
520	ハイノキ科	タンナサワフタギ	2			
521	エゴノキ科	エゴノキ	2、3			
522	マタタビ科	サルナシ	2、3			
523		ウラジロマタタビ	2、3			
524		マタタビ	2、3			
525	リョウブ科	リョウブ	1、2、3			
526	ツツジ科	ネジキ	1、2、3			
527		ギンリョウソウモドキ	2			
528		アセビ	1、2、3			
529		イチヤクソウ	2、3			
530		ヤマツツジ	2、3			
531		ヒカゲツツジ	2			
532		モチツツジ	1、2、3			
533		ツツジ属	2			



表5. 2-4(11) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
534	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	ツツジ目	ツツジ科	コバノミツバツツジ	1、2、3		
535				シロバナウンゼンツツジ	3		
536				ウンゼンツツジ	2		
537				シヤシヤンボ	2、3		
538				ウスノキ	2		
539				アクシバ	2		
540				ナツハゼ	1、2、3		
541				スノキ	3		
542				アオキ目	アオキ科	アオキ	1、2、3
543				リンドウ目	アカネ科	ヒメヨツバムグラ	2
544		クルマムグラ	2				
545		キクムグラ	3				
546		ヤマムグラ	2、3				
547		オオバノヤエムグラ	2				
548		ヤエムグラ	2、3				
549		ヨツバムグラ	3				
550		ツルアリドオシ	2、3				
551		ヘクソカズラ	1、2、3				
552		イナモリソウ	3				
553		アカネ	2、3				
554		リンドウ科	リンドウ			2、3	
555			フデリンドウ			3	
556	アケボノソウ		2、3				
557	センブリ		2、3				
558	ツルリンドウ		2、3				
559	キョウチクトウ科		イケマ		3		
560		ガガイモ	2、3				
561		テイカカズラ	2、3				
562		オオカモメヅル	2、3				
563		コバノカモメヅル	2				
564	ナス目	ヒルガオ科	ネナシカズラ		2		
565		ナス科	ヤマホオズキ		2		
566			イガホオズキ		2		
567			ヒヨドリジョウゴ	2、3			
568			アメリカイヌホオズキ	2、3			
569			ハダカホオズキ	2、3			
570	ムラサキ目	ムラサキ科	ホタルカズラ	2、3			
571			ハナイバナ	3			
572			ヤマルリソウ	3			
573			ミズタバコ	2			
574			キュウリグサ	2			
575			シソ目	モクセイ科	マルバアオダモ	2、3	
576	ネズミモチ	2、3					
577	イボタノキ	1、2、3					
578	ヒイラギ	2、3					
579	イワタバコ科	イワタバコ		1、2、3			
580	オオバコ科	ミズハコベ		3			
581		オオバコ		2、3			
582		タチイヌノフグリ		2			
583		オオイヌノフグリ		2、3			
584	アゼナ科	スズメノトウガラシ (広義)		2			
585		アメリカアゼナ		2、3			
586		アゼナ		2			
587	シソ科	キランソウ		2、3			

表5. 2-4(12) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典			
588	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	シソ目	シソ科	ジュウニヒトエ	2			
589				ニシキゴロモ	2、3			
590				ムラサキシキブ	2、3			
591				ヤブムラサキ	2、3			
592				クサギ	2、3			
593				クルマバナ	2			
594				トウバナ	2、3			
595				イヌトウバナ	3			
596				ヤマトウバナ	2、3			
597				カキドオシ	2、3			
598				ヤマハッカ	3			
599				ヒキオコシ	2			
600				アキチョウジ	2、3			
601				ヒメオドリコソウ	2			
602				ヒメジソ	2、3			
603				イヌコウジュ	3			
604				シソ	2			
605				ウツボグサ	3			
606				アキノタムラソウ	2、3			
607				ナツノタムラソウ	2			
608				キバナアキギリ	2			
609				タツナミソウ	2、3			
610				シソバタツナミ	2			
611				トウゴクシソバタツナミ	2、3			
612				ニガクサ	3			
613				ツルニガクサ	2、3			
614				サギゴケ科	トキワハゼ	2、3		
615				ハエドクソウ科	ハエドクソウ	2、3		
616				ハマウツボ科	キヨスミウツボ	2、3		
617					コシオガマ	2		
618					オオヒキヨモギ	2、3、4		
619				タヌキモ科	ノタヌキモ	2		
620					タヌキモ	2		
621				キツネノマゴ科	キツネノマゴ	2、3		
622				ノウゼンカズラ科	キササゲ	2		
623				モチノキ目	ハナイカダ科	ハナイカダ	1、2、3	
624						モチノキ科	ナナミノキ	2
625							イヌツゲ	2、3
626							タラヨウ	2、3
627							アオハダ	2、3
628							ソヨゴ	1、2、3
629	ウメモドキ	2、3						
630	キク目	キキョウ科	ツリガネニンジン	2				
631			ツルニンジン	2、3				
632			バアソブ	2				
633			ミゾカクシ	2、3				
634			タニギキョウ	3				
635			キキョウ	2、3				
636			キク科	キッコウハグマ	2、3			
637				テイショウソウ	2、3			
638				ブタクサ	2、3			
639		ヨモギ		1、2、3				
640		イヌヨモギ	3					
641		ヒメヨモギ	2					

表5. 2-4(13) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典
642	種子植物門	キク目	キク科	シロヨメナ	3
643	被子植物亜門			ノコンギク	2、3
644	真正双子葉類			シュンジュギク	2
645				ミヤマヨメナ	3
646				シラヤマギク	2、3
647				イナカギク	2、3
648				シュウブンソウ	1、2、3
649				ヨメナ	2
650				オケラ	3
651				アメリカセンダングサ	2、3
652				コセンダングサ	3
653				ヤブタバコ	2、3
654				コヤブタバコ	2
655				ガンクビソウ	3
656				サジガンクビソウ	2、3
657				ヒメガンクビソウ	2、3
658				リュウノウギク	2、3
659				ノアザミ	2、3
660				ケショウアザミ	3
661				キセルアザミ	3
662				ヨシノアザミ	2、3
663				ベニバナボロギク	2、3
664				ヤクシソウ	2、3
665				タカサブロウ	2、3
666				ダンドボロギク	2、3
667				ヒメジョオン	2、3
668				アレチノギク	3
669				ヒメムカシヨモギ	2、3
670				オオアレチノギク	2、3
671				サワヒヨドリ	1、2、3
672				ヒヨドリバナ (広義)	2、3
673				チチコグサモドキ	2、3
674				チチコグサ	2、3
675				スイラン	2、3
676				ブタナ	3
677				ニガナ	2、3
678				ハナニガナ	2、3
679				オオジシバリ	2
680				アキノノゲシ	2、3
681				ヤマニガナ	2
682				ヤブタバコ	2
683				センボンヤリ	2、3
684				ムラサキニガナ	2、3
685				コウヤボウキ	1、2、3
686				フキ	2、3
687				ハハコグサ	3
688				ノボロギク	3
689				コメナモミ	2
690				メナモミ	2
691				セイタカアワダチソウ	2、3
692				アキノキリンソウ	2、3
693				オニノゲシ	3
694				ノゲシ	2、3
695				ホウキギク	2、3

表5. 2-4(14) 事業実施区域及びその周囲で生育情報が得られた植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	
696	種子植物門 被子植物亜門 真正双子葉類	キク目	キク科	カンサイタンポポ	2、3	
697				セイヨウタンポポ	3	
698				オオオナモミ	2	
699				オナモミ	2	
700				オニタビラコ (広義)	2、3	
701		セリ目	ウコギ科	ウド	2、3	
702				タラノキ	2、3	
703				コシアブラ	3	
704				カクレミノ	3	
705				ケヤマウコギ	2	
706				ヤマウコギ	2、3	
707				ヤツデ	3	
708				タカノツメ	2、3	
709				キツタ	2、3	
710				オオチドメ	2、3	
711				ハリギリ	2、3	
712				セリ科	ミツバ	2、3
713					セリ	2、3
714			ウマノミツバ		2、3	
715			ヤブジラミ		2、3	
716			オヤブジラミ		3	
717			マツムシソウ目		ガマズミ科	ガマズミ
718				コバノガマズミ		1、2、3
719				ミヤマガマズミ		2、3
720		スイカズラ科		コツクバネウツギ	2、3	
721				ツクバネウツギ	2、3	
722				ウグイスカグラ	2、3	
723	ミヤマウグイスカグラ			3		
724	ヤマウグイスカグラ			2、3		
725	スイカズラ			2、3		
726	オミナエシ			2、3		
727	オトコエシ	2、3				
合計 142 科 727 種						

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和56年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成3年、兵庫県)  
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成11年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「キーナの森 森林保全活動支援業務報告書」(令和3年、(公財)ひょうご環境創造協会)

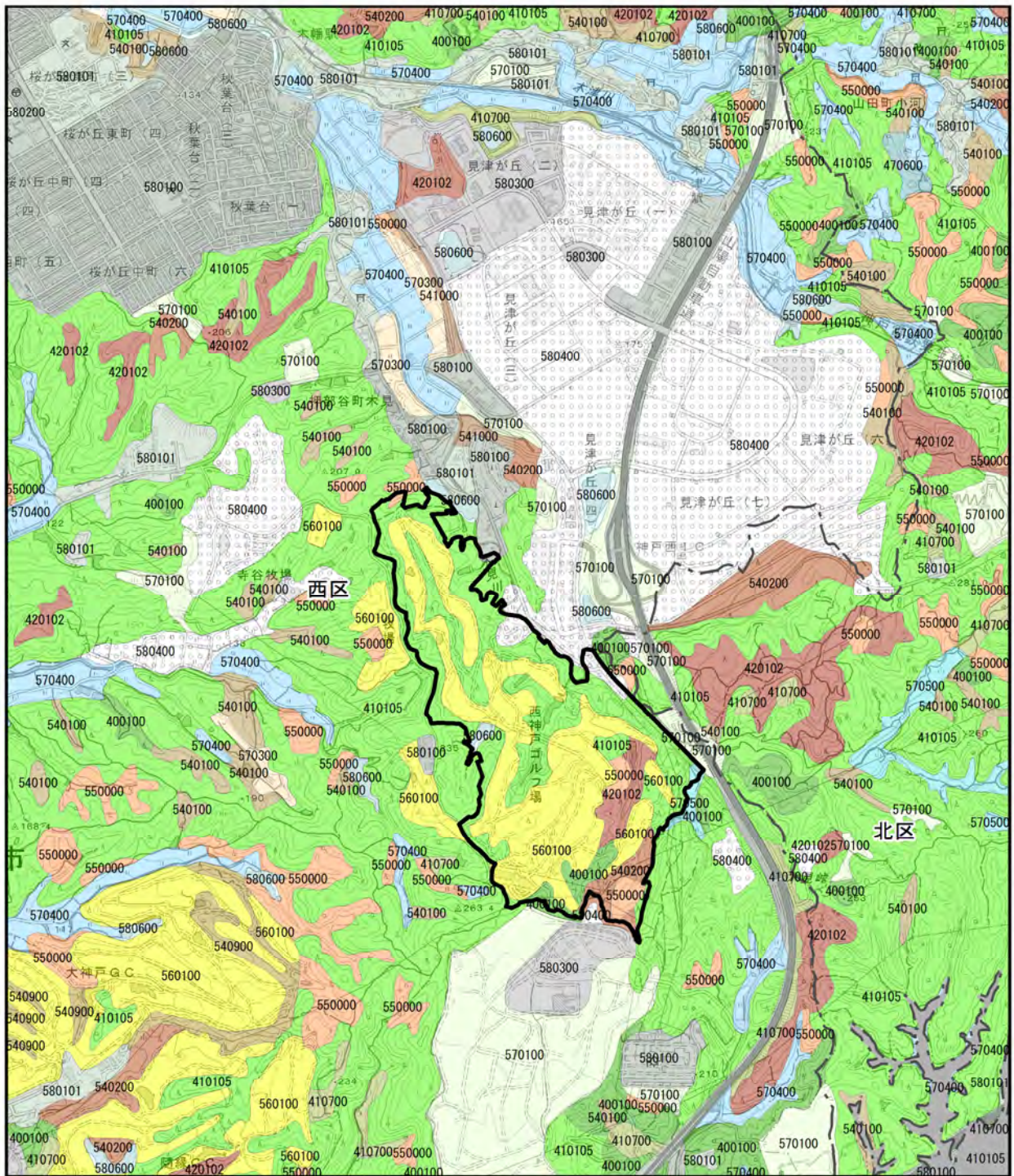
## (2) 植生


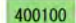
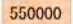
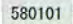
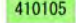
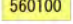
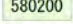
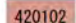
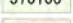
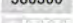
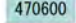



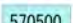


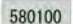
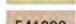


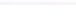
事業実施区域及びその周囲における現存植生は、図5.2-7に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には、「アベマキ・コナラ群集」が広く分布しており、「モチツツジーアカマツ群集」や「シイ・カシ二次林」がモザイク状に分布している。低起伏丘陵の周縁部には「竹林」が点在しており、河川沿いの低地部や丘陵地には「水田雑草群落」が分布している。

事業実施区域は低起伏丘陵地に位置したゴルフ場であり、北東側の神戸テクノ・ロジスティックパークや南側の布施畑環境センターも含め、人為的な影響を強く受けた代償植生で占められており、自然植生及びそれに近い常緑広葉樹林は成立していない。

事業実施区域の西側には、櫛谷川沿いの低地部に「水田雑草群落」が分布しており、一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)を挟んだ東側には、里山林の保全・育成を目的とした公園(キーナの森)があり、「モチツツジーアカマツ群集」や「シイ・カシ二次林」がまとまって分布している。



 <b>事業実施区域</b>	出典)「第6-7回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書」 (環境省生物多様性センター) ( <a href="http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67">http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67</a> )	
 400100 シイ・カシニ次林	 550000 竹林	 580101 緑の多い住宅地
 410105 アベマキーコナラ群集	 560100 ゴルフ場・芝地	 580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
 410700 アカメガシワーカラスザンショウ群落	 570100 路傍・空地雑草群落	 580300 工場地帯
 420102 モチツツジーアカマツ群集	 570300 畑雑草群落	 580400 造成地
 470600 ヒルムシロクラス	 570400 水田雑草群落	 580600 開放水域
 540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林	 570500 放棄水田雑草群落	
 540200 アカマツ植林	 580100 市街地	
 540900 外国産樹種植林		
 541000 その他植林		


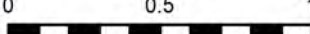

1:25,000  

0 0.5 1 km

図5.2-7 現存植生図

### (3) 重要な植物及び植物群落

#### 1) 重要な植物

##### ① 重要な植物の選定基準

重要な植物の選定基準は、表5. 2-5に示すとおりである。

表5. 2-5 重要な植物の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー	
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	特別：国指定の特別天然記念物 国：国指定の天然記念物	
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	県：県指定の天然記念物	
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成9年3月31日神戸市条例第50号)	市：市指定の天然記念物	
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号)	国内：国内希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	
③	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成29年10月10日神戸市条例第7号)	市指：神戸市指定野生動植物種	
④	「環境省レッドリスト(2020)」 (令和2年、環境省)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧I類 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群	
⑤	「兵庫県版レッドデータブック2020(植物・植物群落)」(令和2年、兵庫県)	【維管束植物】	
		EX:絶滅	
		EW:野生絶滅	
		A:Aランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧IA類に相当
		B:Bランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧IB類に相当
C:Cランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧II類と準絶滅危惧の一部に相当		
調:要調査種	環境省レッドデータブックの情報不足に相当		
⑥	「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ2020－」(令和3年、神戸市)	今：今見られない	神戸市内での確認記録、標本があるなど、かつては生息・生育していたと考えられるが、現在は見られなくなり、生息・生育の可能性がないと考えられる種
		A:Aランク	神戸市内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策が必要な種
		B:Bランク	神戸市内において絶滅の危機が増大している種など、生息・生育環境、自生地などの保全が必要な種
		C:Cランク	神戸市内において存続基盤が脆弱な種。極力、生息・生育環境、自生地などの保全が必要な種
		調:要調査	神戸市内での生息・生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

注)「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年7月18日兵庫県条例第28号)では、指定された野生動植物種がないため、選定基準としていない。

## ② 重要な植物

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-6に示すとおり、33科54種の重要な植物が確認されている。

表5.2-6(1) 重要な植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	選定基準							
						①	②	③	④	⑤	⑥		
1	広義の緑色植物門 車軸藻綱	シャジクモ目	シャジクモ科	シャジクモ	3				VU	C			
2	シダ植物門	コケシノブ目	コケシノブ科	アオホラゴケ	3						B		
3	大葉シダ綱	ウラボシ目	イノモトソウ科	ハコネシダ	1、2、3						C		
4			オシダ科	カタイノデ	2						B		
5	種子植物門	スイレン目	スイレン科	ヒツジグサ	2						C		
6	被子植物亜門	コショウ目	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	2					C	C		
7	種子植物門	オモダカ目	トチカガミ科	スブタ	2				VU	C	A		
8	被子植物亜門			ミズオオバコ	2					VU	C	C	
9	単子葉類		セキショウモ	2						B	B		
10			ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ	2					VU	B	B	
11			タコノキ目	ホンゴウソウ科	ウエマツソウ	3				VU	A	A	
12			ユリ目	ユリ科	コオニユリ	2						B	
13			クサスギカズラ目	ラン科	エビネ	2、3				NT	C	C	
14					ギンラン	3						C	C
15					キンラン	3					VU	C	B
16					カキラン	2						C	C
17		ススキノキ科		ノカンゾウ	2						B	B	
18		クサスギカズラ科		カンザシギボウシ	3						C	C	
19		イネ目	ガマ科	ミクリ	2				NT	C	A		
20				ナガエミクリ	3					NT	C	B	
21			カヤツリグサ科	ヒメミコシガヤ	3					CR	A	A	
22				アワボスゲ	3						A	B	
23			イネ科	ヒメコヌカグサ	3					NT			
24				ウキシバ	2						C	C	
25	種子植物門	キンポウゲ目	ツヅラフジ科	ツヅラフジ	3						C		
26	被子植物亜門	マメ目	ヒメハギ科	カキノハグサ	3					B	B		
27	真正双子葉類	バラ目	グミ科	アリマグミ	1、2、3					C	B		
28		キントラノオ目	オトギリソウ科	トモエソウ	2、3						B		
29				アゼオトギリ	2					EN	B	A	
30		ナデシコ目	タデ科	サイコクヌカボ	2				VU		A		
31			モウセンゴケ科	モウセンゴケ	3						C		
32		ツツジ目	ツバキ科	ナツツバキ	2						C		
33			マタタビ科	サルナシ	2、3						調		
34			ツツジ科	ヒカゲツツジ	2					C	B		



表5. 2-6(2) 重要な植物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	
35	種子植物門	リンドウ目	アカネ科	イナモリソウ	3						B	
36	被子植物亜門 真正双子葉類	ナス目	ナス科	ヤマホオズキ	2				EN	A	A	
37				イガホオズキ	2						C	
38		シソ目	シソ科	ジュウニヒトエ	2						C	
39				ナツノタムラソウ	2						A	
40				キバナアキギリ	2							A
41				シソバタツナミ	2							調
42			ハマウツボ科	キヨスミウツボ	2、3						B	B
43				オオヒキヨモギ	2、3、4				VU			
44			タヌキモ科	ノタヌキモ	2				VU	C	A	
45				タヌキモ	2				NT	A		
46			キク目	キキョウ科	バアソブ	2				VU		
47					キキョウ	2、3				VU		B
48				キク科	テイショウソウ	2、3					C	C
49					ヒメヨモギ	2					B	B
50					オケラ	3					C	C
51					ヒメガンクビソウ	2、3						C
52			ヒヨドリバナ (広義)	2、3							C <sup>注2)</sup>	
53			オナモミ	2				VU	EX	今		
54	セリ目	ウコギ科	ケヤマウコギ	2					EX			
合計 33科54種						0	0	0	20	33	46	

注1) 選定基準の略称は、表5. 2-5参照。

注2) 「ヒヨドリバナ (広義)」は、ヒヨドリバナ (ヒヨドリバナ二倍体) (選定基準⑥: C) かオオヒヨドリバナ (非選定) である。

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和56年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成3年、兵庫県)  
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成11年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「キーナの森 森林保全活動支援業務報告書」(令和3年、(公財) ひょうご環境創造協会)

## 2) 重要な植物群落

### ① 重要な植物群落の選定基準

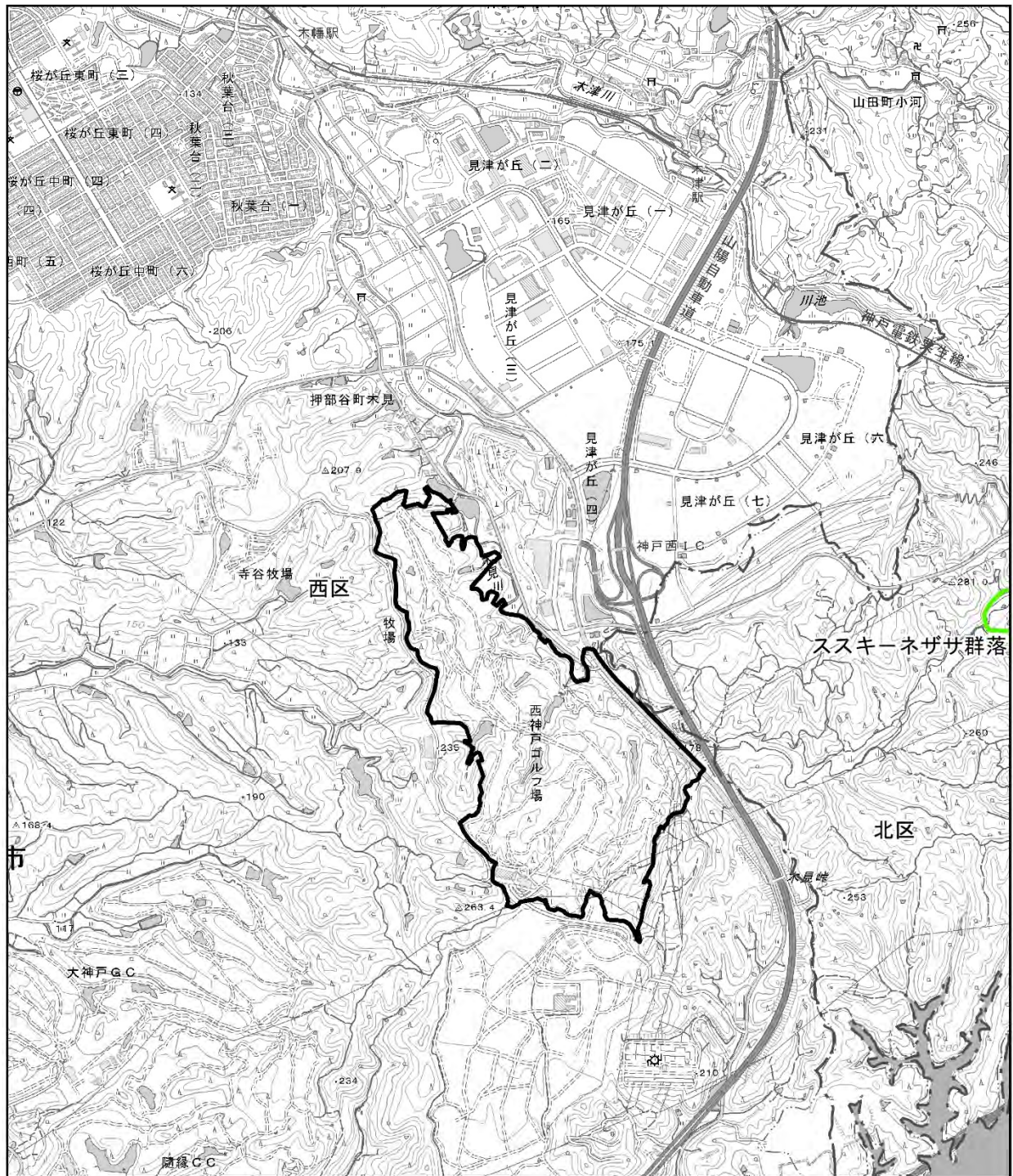
重要な植物群落の選定基準は、表5.2-7に示すとおりである。

表5.2-7 重要な植物群落の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー	
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	特別：国指定の特別天然記念物 国：国指定の天然記念物	
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	県：県指定の天然記念物	
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成9年3月31日神戸市条例第50号)	市：市指定の天然記念物	
②	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第28号)	郷土：郷土記念物	
③	「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」 (昭和54年、環境庁) 「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」 (昭和63年、環境庁) 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」 (平成12年、環境庁)	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落 又は個体群 C：比較的普通にみられるものであっても、南限、北 限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる 植物群落又は個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、 石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は 個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の 特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らか な森林であっても長期にわたって伐採等の手が 入っていないもの。 G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内 で極端に少なくなる恐れのある植物群落又は個 体群 H：その他学術上重要な植物群落又は個体群	
④	「兵庫県版レッドデータブック2020 (植物・植物群落)」 (令和2年、兵庫県)	【植物群落・個体群】	
		A:Aランク	植物群落及び個体群の破壊・衰退要因 となる人為的影響、生育環境の変化、 生物被害等により消滅の危機に瀕し ているものや、規模的、質的に優れて おり貴重性の程度が最も高いもの。
		B:Bランク	Aランクに準ずるもので、消滅の危険 性が增大しているものや、貴重性の程 度が高いもの。
		C:Cランク	Bランクに準ずるものであり、今後消 滅の危険性が高まるおそれのあるも のや、貴重性の程度がやや高いもの。
	注：要注目	消滅のおそれのあるものや貴重なも のに準ずるものとして保全に配慮す べきもの。	
⑤	「神戸の希少な野生動植物 —神戸版レッドデータ2020—」 (令和3年、神戸市)	【植物群落】	
		A:Aランク	規範的、質的にすぐれており、貴重性 の程度が最も高く、全国的価値に相当 する群落
		B:Bランク	Aランクに準ずるもので、地方的価値、 都道府県の価値に相当する群落
	C:Cランク	Bランクに準ずるもので、市町村的価 値に相当する群落	

## ② 重要な植物群落

事業実施区域及びその周囲においては、図5.2-8に示すとおり、北区山田町藍那に位置するあいな里山公園における二次草原・ススキ・ネザサ群落（棚田の畦畔法面草原）が、「兵庫県版レッドデータブック2020（植物・植物群落）ひょうごの環境」（令和2年、兵庫県）においてBランクの植物群落に選定されている。



- 事業実施区域
- 重要な植物群落

出典)「兵庫県版レッドデータブック2020 (植物・植物群落) ひょうごの環境」(令和2年、兵庫県)

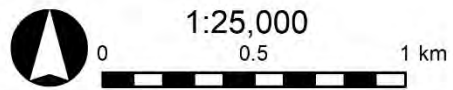


図5.2-8 重要な植物群落

### 3) その他留意すべき植物

#### ① 巨樹・巨木林

事業実施区域及びその周囲においては、図5.2-9に示すとおり、「顕宗仁賢神社のヒノキ」が市民の木に指定されている。

なお、「巨樹・巨木林データベース」(環境省ホームページ、令和4年12月現在)及び「ひょうごの巨樹・巨木100選」(平成17年、(社)兵庫県林業会議・(社)兵庫県治山林道協会)による巨樹・巨木林は、事業実施区域及びその周囲には分布していない。

#### ② 植生自然度が9及び10に区分される植生

事業実施区域及びその周囲における植生自然度9以上の植生は、図5.2-10に示すとおりであり、自然度10の「ヒルムシロクラス」が分布している。

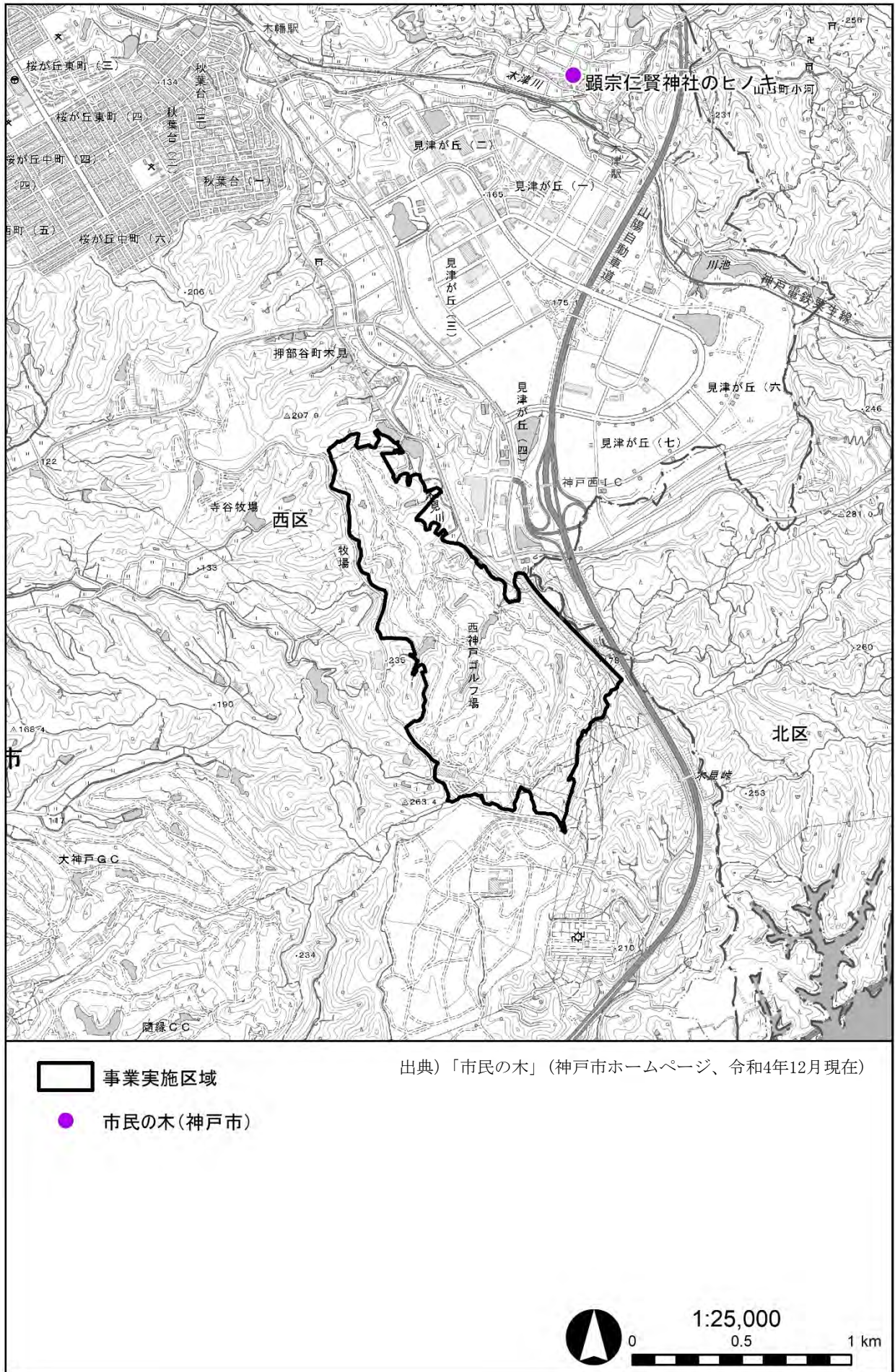
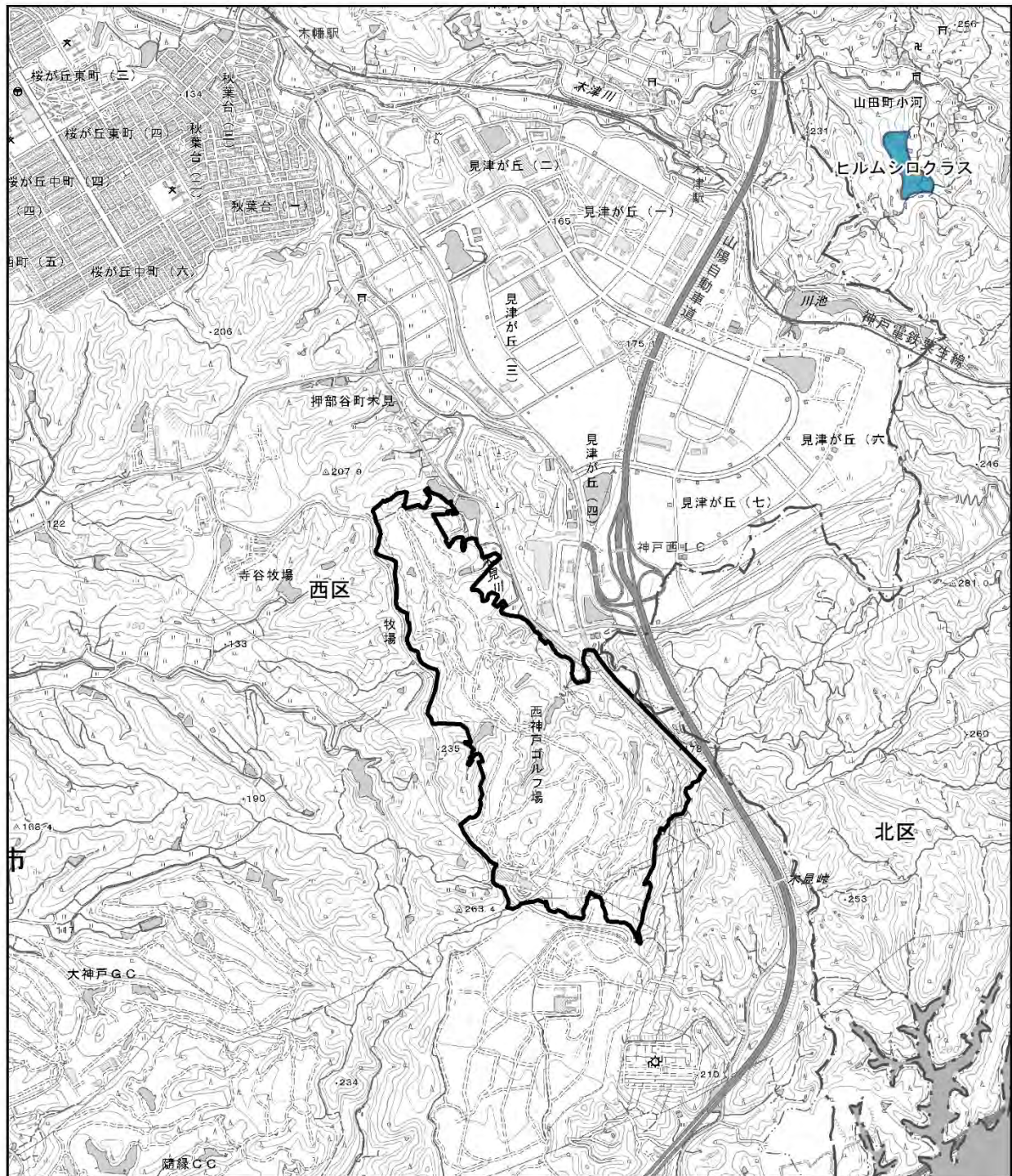


図5.2-9 巨樹・巨木林位置図



- 事業実施区域
- 植生自然度10

出典) 「第6-7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」  
 (環境省生物多様性センター)  
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67>  
 「1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」  
 (平成28年、環境省生物多様性センター)



図5.2-10 植生自然度9及び10に区分される植生の分布

## 5.2.5. 動物

### (1) 哺乳類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-8に示すとおり、5目7科10種の哺乳類が確認されている。

表 5.2-8 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた哺乳類

番号	目名	科名	種名	出典
1	モグラ目（食虫目）	モグラ科	モグラ属	2
2			ヒミズ	2
—			モグラ科	3
3	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	2、3
4	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス	3
5		ネズミ科	カヤネズミ	2
—			ネズミ科	3
6	ネコ目（食肉目）	イヌ科	タヌキ	2、3
7			キツネ	2、3
8		イタチ科	テン	2、3
9			ニホンイタチ	3
—			イタチ属	2
10	ウシ目（偶蹄目）	イノシシ科	イノシシ	2、3
合計 5目7科10種				

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和56年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成3年、兵庫県)  
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成11年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和55年、環境庁)



## (2) 鳥類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-9に示すとおり、13目29科64種の鳥類が確認されている。

表 5.2-9(1) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた鳥類

番号	目名	科名	種名	出典
1	キジ目	キジ科	キジ	1、3
2			ヤマドリ	3
3	ツル目	クイナ科	バン	1
4	カモ目	カモ科	オシドリ	3
5	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1、2
6	ハト目	ハト科	キジバト	1、2、3
7	ペリカン目	サギ科	アオサギ	3
8			アマサギ	1
9			コサギ	1、3
10			チュウサギ	1
11			ゴイサギ	2
12	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	1
13			ホトトギス	1、2、3
14	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ	2
15	タカ目	タカ科	オオタカ	3
16			ハイタカ	3
17			サシバ	1、2
18			ノスリ	2
19			トビ	1、2、3
20			ハチクマ	3
21	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	3
22	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	1
23	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	1、2、3
24			アカゲラ	2
25			アオゲラ	1、3
26	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	1
27		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1、2、3
28		モズ科	モズ	2、3
29		カラス科	ハシボソガラス	1、2、3
30			ハシブトガラス	1、2、3
31			カケス	1、2、3

表 5. 2-9(2) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた鳥類

番号	目名	科名	種名	出典	
32	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ	1、2、3	
33			ヒガラ	3	
34			ヤマガラ	1、2、3	
35		ツバメ科	コシアカツバメ	2	
36			ツバメ	1、2、3	
37		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	1、2、3	
38		ウグイス科	ウグイス	1、2、3	
39			ヤブサメ	1、2、3	
40		エナガ科	エナガ	1、2、3	
41		ムシクイ科	センダイムシクイ	1、2、3	
42			メボソムシクイ	3	
43		メジロ科	メジロ	1、2、3	
44		ムクドリ科	ムクドリ	2	
45		ヒタキ科	オオルリ	1、2、3	
46			コサメビタキ	2	
47			ジョウビタキ	3	
48			ルリビタキ	2、3	
49			アカハラ	3	
50			ツグミ	2、3	
51			シロハラ	2、3	
52			トラツグミ	3	
53			スズメ科	スズメ	1、2、3
54			セキレイ科	ハクセキレイ	2
55		キセキレイ		1、3	
56		セグロセキレイ		1、2	
57		アトリ科	マヒワ	2	
58			カワラヒワ	1、2、3	
59			シメ	2	
60			ウソ	2	
61			ベニマシコ	3	
62		ホオジロ科	ホオジロ	1、2、3	
63			カシラダカ	2、3	
64			アオジ	2、3	
合計 13 目 29 科 64 種					

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和 56 年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第 3 地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成 3 年、兵庫県)  
 3. 「西神第 3 地区工業団地造成事業の変更及び 20 世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成 11 年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和 55 年、環境庁)

### (3) 爬虫類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-10に示すとおり、2目6科11種の爬虫類が確認されている。

表 5.2-10 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた爬虫類

番号	目名	科名	種名	出典
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	3
2			クサガメ	2、3
3	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ	3
4		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	2、3
5		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	3
6		ナミヘビ科	シロマダラ	3
7			アオダイショウ	2、3
8			シマヘビ	2、3
9			ヒバカリ	2
10			ヤマカガシ	2、3
11		クサリヘビ科	ニホンマムシ	2、3
合計 2目6科11種				

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和56年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成3年、兵庫県)  
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成11年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和55年、環境庁)

#### (4) 両生類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-11に示すとおり、2目6科9種の両生類が確認されている。

表 5.2-11 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた両生類

番号	目名	科名	種名	出典
1	有尾目	サンショウウオ科	セトウチサンショウウオ	3、4
2		イモリ科	アカハライモリ	3
3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	3
4		アマガエル科	ニホンアマガエル	2、3
5		アカガエル科	ツチガエル	2
6			ウシガエル	2、3
7			トノサマガエル	2、3
8			ニホンアカガエル	2、3
9		ヌマガエル科	ヌマガエル	3
合計 2目6科9種				

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和56年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成3年、兵庫県)  
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成11年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和55年、環境庁)

## (5) 魚類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-12に示すとおり、3目6科16種の魚類が確認されている。

表 5.2-12 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた魚類

番号	目名	科名	種名	出典
1	コイ目	コイ科	ギンブナ	2、3
—			フナ属	1
2			コイ（型不明）	3
3			タモロコ	1、2、3
4			カワムツ	1、2、3
5			オイカワ	1、2、3
6			カマツカ	1
7		モツゴ	1、2	
8		ドジョウ科	オオシマドジョウ	1
9			チュウガタスジシマドジョウ	1
10	ドジョウ		2、3	
11	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	2、3
12	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	2、3
13			オオクチバス	1、2
14		ドンコ科	ドンコ	1、2、3
15		ハゼ科	カワヨシノボリ	1、3
16			トウヨシノボリ類	3
—			ヨシノボリ属	2
合計 3目6科16種				

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和56年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成3年、兵庫県)  
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成11年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和55年、環境庁)

## (6) 昆虫類

事業実施区域及びその周囲においては、表5. 2-13に示すとおり、20目188科908種の昆虫類が確認されている。

表 5. 2-13(1) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典		
1	トビムシ目	—	トビムシ目（粘管目）	2		
2	イシノミ目	イシノミ科	イシノミ	2		
3	トンボ目 (蜻蛉目)	アオイトトンボ科	ホソミオツネントンボ	2、3		
4			アオイトトンボ	2、3		
5			オオアオイトトンボ	2、3		
6			オツネントンボ	3		
7		イトトンボ科	ホソミイトトンボ	3		
8			キイトトンボ	2		
9			アオモンイトトンボ	3		
10			クロイトトンボ	2、3		
11			オオイトトンボ	2		
12		モノサシトンボ科	モノサシトンボ	2、3		
13		カワトンボ科	ハグロトンボ	3		
14			<i>Mnais</i> 属	2、3		
15		ヤンマ科	クロスジギンヤンマ	3		
16			ギンヤンマ	2、3		
17			カトリヤンマ	3		
18			ミルンヤンマ	3		
19			ヤブヤンマ	3		
20		サナエトンボ科	ヤマサナエ	1、2		
21			キイロサナエ	3		
22			ウチワヤンマ	2		
23			フタスジサナエ	2、3		
24		オニヤンマ科	オニヤンマ	2、3		
25		エゾトンボ科	コヤマトンボ	2、3		
26			タカネトンボ	2		
27			エゾトンボ	2、4		
28		トンボ科	ショウジョウトンボ	2、3		
29			ヨツボシトンボ	2、3		
30			ハラビロトンボ	2、3		
31			シオカラトンボ	2、3		
32			オオシオカラトンボ	2、3		
33			ウスバキトンボ	2、3		
34			コシアキトンボ	2、3		
35			チョウトンボ	2、3		
36			コノシメトンボ	2		
37			ナツアカネ	2、3		
38			マユタテアカネ	2、3		
39			アキアカネ	2、3		
40			ナニワトンボ	1、2		
41			ノシメトンボ	2		
42			マイコアカネ	2		
43			ヒメアカネ	2		
44			リスアカネ	2、3		
45			ネキトンボ	1、3		
46			シロアリ目	ミズガシラシロアリ科	ヤマトシロアリ	2、3

表 5.2-13(2) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
47	ゴキブリ目 (網翅目)	オオゴキブリ科	オオゴキブリ	3	
48		ゴキブリ科	ヤマトゴキブリ	3	
49		チャバネゴキブリ科	モリチャバネゴキブリ	2、3	
50			キスジゴキブリ	3	
51	カマキリ目 (蟷螂目)	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ	3	
52		カマキリ科	ハラヒロカマキリ	3	
53			コカマキリ	2	
54			チョウセンカマキリ	2	
55			オオカマキリ	2、3	
56	ハサミムシ目 (革翅目)	オオハサミムシ科	オオハサミムシ	3	
57	バッタ目 (直翅目)	コロギス科	ハネナシコロギス	2	
58		カマドウマ科	クラズミウマ	3	
59			マダラカマドウマ	3	
—			<i>Diestrammena</i> 属	2	
60			ツユムシ科	セスジツユムシ	2、3
61		サトクダマキモドキ		3	
62		ヤマクダマキモドキ		3	
63		ツユムシ		2	
64		アシグロツユムシ		2、3	
65		キリギリス科	オナガササキリ	2、3	
66			ホシササキリ	3	
67			ササキリ	2、3	
68			ヒメギス	3	
69			クビキリギス	2、3	
70			ニシキリギリス	3	
71			クサキリ	2	
—			キリギリス科	3	
72			ケラ科	ケラ	3
73			マツムシ科	マツムシモドキ	3
74		スズムシ		3	
75		カンタン		3	
76		アオマツムシ		2、3、4	
77		マツムシ		3	
78		コオロギ科		ハラオカメコオロギ	3
79			クマスズムシ	3	
80			エンマコオロギ	2、3	
81			ツヅレサセコオロギ	3	
—			コオロギ科	2	
82		カネタタキ科	カネタタキ	2、3	
83		ヒバリモドキ科	マダラスズ	3	
84			ヒメスズ	3	
85			ヤチスズ	2	
86			クサヒバリ	2	
87	キアシヒバリモドキ		3		
88	バッタ科	ショウリョウバッタ	2、3		
89		マダラバッタ	2、3		
90		クルマバッタ	2、3		
91		ヒナバッタ	3		
92		トノサマバッタ	2、3		
93		ナキイナゴ	2、3		
94		クルマバッタモドキ	3		
95		ツマグロバッタ	3		
96		イボバッタ	2、3		
—		バッタ科	2、3		

表 5. 2-13 (3) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
97	バッタ目 (直翅目)	イナゴ科	ハネナガイナゴ	2	
98			ミカドフキバッタ	2	
99			キンキフキバッタ	3	
100			ツチイナゴ	2、3	
101		オンブバッタ科	オンブバッタ	2、3	
102		ヒシバッタ科	トゲヒシバッタ	3	
103			ハネナガヒシバッタ	2、3	
104			ハラヒシバッタ	2、3	
105		ナナフシ目 (竹節虫目)	ナナフシ科	ニホントビナナフシ	3
106				トゲナナフシ	3
107	エダナナフシ			3	
—	ナナフシ科			2	
108	チャタテムシ目	チャタテ科	チャタテ科	3	
109	カメムシ目 (半翅目)	ヒシウンカ科	キガシラヒシウンカ	3	
110		ウンカ科	セジロウンカ	3	
111		ハネナガウンカ科	アヤヘリハネナガウンカ	3	
112			アカメガシワハネビロウンカ	3	
113		アオバハゴロモ科	アオバハゴロモ	2、3	
114			トビイロハゴロモ	3	
115		マルウンカ科	マルウンカ	3	
116			カタビロクサビウンカ	2	
117		ハゴロモ科	スケバハゴロモ	3	
118			ベッコウハゴロモ	2、3	
119			アミガサハゴロモ	2、3	
120		グンバイウンカ科	ヒラタグンバイウンカ	3	
121		セミ科	クマゼミ	2、3	
122			アブラゼミ	2、3	
123			ミンミンゼミ	2、3	
124			チッチゼミ	2、3	
125			ツクツクボウシ	2、3	
126			ニイニイゼミ	2、3	
127			ヒグラシ	2、3	
128			ハルゼミ	3、4	
129			アワフキムシ科	シロオビアワフキ	2、3
130				ハマベアワフキ	3
131		ホシアワフキ		3	
132		コガシラアワフキムシ科	コガシラアワフキ	2、3	
133		ヨコバイ科	カンキツヒメヨコバイ	3	
134			スズキフタテンヒメヨコバイ	3	
135			ホシアオズキンヨコバイ	3	
136			ツマグロオオヨコバイ	2、3	
137	オオヨコバイ		3		
138	マダラヒメヨコバイ		3		
139	オオオナガトガリヨコバイ		3		
140	ブチミヤクヨコバイ		3		
141	フタスジトガリヨコバイ		3		
142	ヒシモンヨコバイ		3		
143	マエジロオオヨコバイ		3		
144	ミドリヒロヨコバイ		3		
145	ミミズク		3		
146	コミミズク		3		
147	ホシヒメヨコバイ		3		
148	ツマグロヨコバイ		3		



表 5. 2-13(4) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典		
149	カメムシ目 (半翅目)	ヨコバイ科	クワキヨコバイ	2、3		
—			ヨコバイ科	3		
150		サシガメ科	ヨコヅナサシガメ	2、4		
151			アカサシガメ	2、3		
152			シマサシガメ	2、3		
153		グンバイムシ科	オオウチワグンバイ	3		
154			トサカグンバイ	3		
155		カスミカメムシ科	クロバカスミカメ	3		
156			モモアカハギカスミカメ	3		
157			ツماغロハギカスミカメ	3		
158			ヨツボシカスミカメ	3		
—			カスミカメムシ科	2、3		
159		マキバサシガメ科	ホソマキバサシガメ	3		
160			ハネナガマキバサシガメ	3		
161		ヒラタカメムシ科	コヒラタカメムシ	3		
162		オオホシカメムシ科	オオホシカメムシ	3		
163			ヒメホシカメムシ	2、3		
164		ホシカメムシ科	フタモンホシカメムシ	2、3		
165		ホソヘリカメムシ科	クモヘリカメムシ	2、3		
166			ホソヘリカメムシ	2、3		
167		ヘリカメムシ科	ホソハリカメムシ	2、3		
168			ハリカメムシ	2、3		
169			ハラビロヘリカメムシ	2、3		
170			オオクモヘリカメムシ	2		
171			ホシハラビロヘリカメムシ	2、3		
172			オオツマキヘリカメムシ	2、3		
173			ツマキヘリカメムシ	2、3		
174			オオヘリカメムシ	2		
175				ヒメヘリカメムシ科	スカシヒメヘリカメムシ	2
176					ブチヒメヘリカメムシ	2、3
177		ナガカメムシ科	コバネナガカメムシ	3		
178			オオメナガカメムシ	2、3		
179			キベリヒョウタンナガカメムシ	3		
180			オオモンシロナガカメムシ	2、3		
181			オオチャイロナガカメムシ	3		
182			チャイロナガカメムシ	2、3		
183			ヒメナガカメムシ	3		
184			ヒラタヒョウタンナガカメムシ	3		
185			ヒゲナガカメムシ	3		
186			モンシロナガカメムシ	2、3		
187			アカアシホソナガカメムシ	3		
188			クロアシホソナガカメムシ	3		
189			コバネヒョウタンナガカメムシ	3		
—			ナガカメムシ科	2		
190				ツノカメムシ科	セアカツノカメムシ	3
191					ベニモンツノカメムシ	3
192					エサキモンキツノカメムシ	2
193		ツチカメムシ科	ヒメツチカメムシ	3		
194			ツチカメムシ	3		
195		カメムシ科	ウズラカメムシ	3		
196			シロヘリカメムシ	3		
197			ウシカメムシ	3		
198			トゲカメムシ	2		
199			ブチヒゲカメムシ	2		

表 5. 2-13 (5) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典
200	カメムシ目 (半翅目)	カメムシ科	ナガメ	3
201			ムラサキシラホシカメムシ	2
202			シラホシカメムシ	3
203			ツヤアオカメムシ	3
204			エビイロカメムシ	2、3
205			クサギカメムシ	2、3
206			ヨツボシカメムシ	2
207			フタデシカメムシ	3
208			スコットカメムシ	2
209			ツマジロカメムシ	2、3
210			チャバネアオカメムシ	2、3
211		イネクロカメムシ	2	
212		マルカメムシ科	マルカメムシ	2、3
213		キンカメムシ科	チャイロカメムシ	3
214			アカスジキンカメムシ	2
215		アメンボ科	オオアメンボ	3
216			アメンボ	3
217			ヒメアメンボ	2、3
218			シマアメンボ	3
219		ミズムシ科	ミズムシ (昆)	3
220			コミズムシ	2、3
221		コオイムシ科	コオイムシ	3
222			タガメ	4
223		タイコウチ科	タイコウチ	2
224			ミズカマキリ	3
225		マツモムシ科	コマツモムシ	3
226	マツモムシ		2、3	
227	アザミウマ目	クダアザミウマ科	クダアザミウマ科	3
228	ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ	3
229	アミメカゲロウ目 (脈翅目)	カマキリモドキ科	キカマキリモドキ	3
230			ヒメカマキリモドキ	3
231		クサカゲロウ科	ヤマトクサカゲロウ	3
—			クサカゲロウ科	3
232		ツノトンボ科	ツノトンボ	2、3
233		ウスバカゲロウ科	ウスバカゲロウ	3
234			カスリウスバカゲロウ	3
235			モイワウスバカゲロウ	3
—			ウスバカゲロウ科	2
236			コナカゲロウ科	コナカゲロウ科
237		シリアゲムシ目 (長翅目)	シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ
238	キアシシリアゲ			3
239	スカシシリアゲモドキ			3
—	シリアゲムシ科			2、3
240	トビケラ目 (毛翅目)	シマトビケラ科	シマトビケラ属	2
241		ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ	3
242		エグリトビケラ科	ウスバキトビケラ	3
243			エグリトビケラ	3
244		トビケラ科	アミメトビケラ	3
245	チョウ目 (鱗翅目)	ヒロゾコガ科	アトモンヒロゾコガ	2
246		マルハキバガ科	シロスジベニマルハキバガ	3
247		スガ科	モチツツジメムシガ	3
248		ハマキガ科	チャノコカクモンハマキ	3
249			アトキハマキ	3
250			モミアトキハマキ	3

表 5.2-13(6) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典		
251	チョウ目 (鱗翅目)	ハマキガ科	マツアトキハマキ	3		
252			ビロードハマキ	2		
253			アトボシハマキ	3		
254			アシプトヒメハマキ	3		
255			トビモンコハマキ	3		
256			ヨモギネムシガ	3		
257			シロズスソモンヒメハマキ	3		
258			ヨツスジヒメシンクイ	3		
259			シロモンヒメハマキ	3		
260			ニセコシワヒメハマキ	3		
261			オオギンスジハマキ	3		
262			クロネハイイロヒメハマキ	3		
—				ハマキガ科	3	
263				イラガ科	アオイラガ	3
264					タイワンイラガ	2
265				マダラガ科	ホタルガ	2、3
267				セセリチョウ科	ダイミョウセセリ	3
268					ホソバセセリ	2、3
269					イチモンジセセリ	3
270					チャバネセセリ	2、3
271					オオチャバネセセリ	3
272					キマダラセセリ	2、3
273				シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	3
274					ムラサキシジミ	3
275					ルリシジミ	3
276		ウラギンシジミ	2、3			
277		ツバメシジミ	2、3			
278		アカシジミ	3			
279		ベニシジミ	2、3			
280		クロシジミ	2			
281		ヤマトシジミ本土亜種	2、3			
282		タテハチョウ科	コムラサキ		2	
283			ミドリヒョウモン	2		
284			ツماغロヒョウモン	3		
285			メスグロヒョウモン	2		
286			ゴマダラチョウ本土亜種	3		
287			ルリタテハ本土亜種	2、3		
288			クロヒカゲ本土亜種	2、3		
289			ヒカゲチョウ	2、3		
290			テングチョウ日本本土亜種	2、3		
291			イチモンジチョウ	2、3		
292			アサマイチモンジ	2		
293			ジャノメチョウ	2、3		
294			コジャノメ	2、3		
295			ヒメジャノメ	2		
296			サトキマダラヒカゲ	2、3		
297			コミスジ本州以南亜種	2、3		
298			ヒオドシチョウ	3		
299			アサギマダラ	2		
300			キタテハ	2、3		
301			オオムラサキ	2		
302		ヒメアカタテハ	3			

表 5. 2-13(7) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
303	チョウ目 (鱗翅目)	タテハチョウ科	アカタテハ	2	
304			ヒメウラナミジャノメ	2、3	
305		アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ本土亜種	2、3	
306			アオスジアゲハ	2、3	
307			ギフチョウ	4	
308			カラスアゲハ本土亜種	3	
309			モンキアゲハ	2、3	
310			キアゲハ	2、3	
311			オナガアゲハ	3	
312			クロアゲハ本土亜種	2、3	
313			アゲハ	2、3	
314			シロチョウ科	モンキチョウ	3
315				キタキチョウ	2、3
316				スジグロシロチョウ	2、3
317				モンシロチョウ	2、3
318		ツトガ科	クロウスムラサキノメイガ	3	
319			シロヒトモンノメイガ	3	
320			ヒメトガリノメイガ	3	
321			ツトガ	3	
322			サツマトガ	3	
323			ヘリアカキンノメイガ	3	
324			ニカメイガ	3	
325			キベリハネボソノメイガ	3	
326			コブノメイガ	3	
327			マツノゴマダラノメイガ	3	
328			キアヤヒメノメイガ	3	
329			オオモンシロルリノメイガ	2	
330			モンキクロノメイガ	3	
331			ミツテンノメイガ	3	
332			マメノメイガ	3	
333			シロテンキノメイガ	3	
334			クロフキノメイガ	3	
335			ホシオビホソノメイガ	3	
336			クロミスジノメイガ	3	
337			ヨスジノメイガ	3	
338	ヘリジロキンノメイガ		3		
339	マエアカスカシノメイガ		3		
340	ゼニガサミズメイガ		2		
341	クロスジキンノメイガ		3		
342	ウコンノメイガ		3		
343	トモンノメイガ		3		
344	シロオビノメイガ		3		
345	ウラジロキノメイガ		3		
346	メイガ科		ツツマダラメイガ	3	
347			ウスアカムラサキマダラメイガ	3	
348			ウスオビトガリメイガ	3	
349			ウスベニトガリメイガ	2、3	
350			アカマダラメイガ	3	
351	ツマキシマメイガ	3			
—		メイガ科	3		
352	マドガ科	アカジマドガ	3		
353	カギバガ科	マエキカギバ	2、3		
354		ヤマトカギバ	3		
355		アシベニカギバ	3		

表 5.2-13(8) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典
356	チョウ目 (鱗翅目)	カギバガ科	ヒメハイイロカギバ	3
357			モントガリバ	3
358			ウコンカギバ	3
—			カギバガ科	3
359		アゲハモドキガ科	キンモンガ	2、3
360		シャクガ科	アシプトチズモンアオシャク	3
361	ナカウスエダシャク		3	
362	ゴマダラシロエダシャク		3	
363	アトヘリアオシャク		3	
364	ヒョウモンエダシャク		2	
365	フタモンクロナミシャク		3	
366	フタテンオエダシャク		3	
367	ホソバハラアカアオシャク		3	
368	クロスジアオナミシャク		3	
369	ウコンエダシャク		3	
370	マツオオエダシャク		3	
371	ツマキリエダシャク		3	
372	キアミメナミシャク		3	
373	エグリエダシャク		3	
374	キマダラオオナミシャク		2	
375	ウラベニエダシャク		3	
376	ミツボシナミシャク		3	
377	サザナミオビエダシャク		2、3	
378	ウラキトガリエダシャク		2、3	
379	ヨスジキヒメシャク		3	
380	キオビベニヒメシャク		3	
381	ベニヒメシャク		3	
382	ミジンキヒメシャク		3	
383	フタホシシロエダシャク		3	
384	ウスクモエダシャク		2、3	
385	マエキトビエダシャク		2、3	
386	エグリヅマエダシャク		3	
387	ヨツメエダシャク		3	
388	コヨツメエダシャク		2、3	
389	ナミスジシロエダシャク		3	
390	ウスアオエダシャク		3	
391	ツマキリウスキエダシャク		3	
392	ソトシロオビナミシャク		3	
393	コナフキエダシャク		2、3	
394	ツマキエダシャク		3	
395	マエキオエダシャク		3	
396	クロスジオオシロヒメシャク		3	
397	オレクギエダシャク	3		
398	ギンバネヒメシャク	3		
399	クロハグルマエダシャク	3		
400	スジハグルマエダシャク	3		
401	キマダラツバメエダシャク	3		
402	コベニスジヒメシャク	3		
403	モンシロツマキリエダシャク	3		
—		シャクガ科		2、3
404		カレハガ科	マツカレハ	3
405			タケカレハ	3
406			リンゴカレハ	3
407		ヤママユガ科	ヤママユ本土亜種	2
408			ウスタビガ本土亜種	2

表 5.2-13(9) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
409	チョウ目 (鱗翅目)	スズメガ科	ホソバスズメ	3	
410			アジアホソバスズメ	3	
411			サザナミスズメ	3	
412			ホシホウジャク	2	
413			エゾスズメ	3	
—			スズメガ科	2	
414		シャチホコガ科	キシヤチホコ	3	
415			ホソバネグロシャチホコ	3	
416			セダカシャチホコ	3	
417			ホソバシャチホコ	3	
418			ハガタエグリシャチホコ	3	
419			ルリモンシャチホコ	3	
420			ツマキシヤチホコ	2	
421			スズキシヤチホコ	3	
422			オオエグリシャチホコ	2、3	
423			ムラサキシヤチホコ	3	
424			ヒトリガ科	カノコガ	2、3
425				スジベニコケガ	3
426				マエグロホソバ	3
427				ムジホソバ	3
428		クワゴマダラヒトリ		3	
—		ヒトリガ科		2	
429		ドクガ科	チャドクガ	3	
430			アカヒゲドクガ	3	
431			ナチキシタドクガ	3	
432			トラサンドクガ	3	
433			マイマイガ	3	
434			カシワマイマイ本土亜種	2、3	
435			ヒメシロモンドクガ	3	
436			ヤクシマドクガ	3	
437			ゴマフリドクガ日本本土・奄美亜種	3	
438			ニワトコドクガ	3	
439		ヤガ科	フタテンヒメヨトウ	2	
440			シラナミクロアツバ	2	
441			オオシマカラスヨトウ	3	
442			シロスジカラスヨトウ	3	
443			ネスジシラクモヨトウ	3	
444			シロテンウスグロヨトウ	3	
445			ヒメウスグロヨトウ	3	
446			ヤマガタアツバ	3	
447			イチモジキノコヨトウ	3	
448			ウスアオモンコヤガ	3	
449			オオエグリバ	3	
450			ガマヨトウ	3	
451			コガタキシタバ	3	
452			カバイロシマコヤガ	3	
453	シマフコヤガ		3		
454	ベニシマコヤガ		3		
455	キノコヨトウ		3		
456	ハガタクチバ		3		
457	オオバコヤガ		3		
458	オオシラホシアツバ		2		
459	オオトモエ		3		
460	アケビコノハ	3			

表 5.2-13(10) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典		
461	チョウ目 (鱗翅目)	ヤガ科	クロクモヤガ	3		
462			ソトウスグロアツバ	2		
463			モンキコヤガ	2、3		
464			シロホシクロアツバ	2		
465			アミメケンモン	3		
466			クビグロクチバ	3		
467			ヒメネジロコヤガ	3		
468			シャクドウクチバ	3		
469			シロスジトモエ	3		
470			フタホシコヤガ	3		
471			フサキバアツバ	3		
472			マダラキヨトウ	3		
473			クサシロキヨトウ	3		
474			マメチャイロキヨトウ	3		
475			フタオビキヨトウ	3		
476			フタオビコヤガ	3		
477			ツマジロツマキリアツバ	2、3		
478			リンゴツマキリアツバ	3		
479			ニセタマナヤガ	3		
480			シロマダラコヤガ	3		
481			シロフコヤガ	3		
482			オオアカマエアツバ	3		
483			カバスジヤガ	3		
484			コマルモンシロガ	3		
485			オスグロトモエ	3		
486			ウスアオキノコヨトウ	3		
487			ネモンシロフコヤガ	3		
488			カザリツマキリアツバ	3		
489			キイロアツバ	3		
490			ヒメコブヒゲアツバ	3		
491			キシタミドリヤガ	3		
—				ヤガ科	3	
492				コブガ科	ギンボシリング	2、3
493					ミドリリング	3
494					クロオビリング	3
495					アカスジアオリング	3
496			ハエ目 (双翅目)	ガガンボ科	スネプトクシヒゲガガンボ	2、3
497					ベッコウガガンボ	3
498					キリウジガガンボ	3
—					ガガンボ科	2、3
499				キノコバエ科	キノコバエ科	2
500				カ科	カ科	3
501				タマバエ科	タマバエ科	2
502				クロバネキノコバエ科	クロバネキノコバエ科	2
503				コガシラアブ科	セダカコガシラアブ	3
504				ムシヒキアブ科	トラフムシヒキ	3
505					イッシキイシアブ	3
506					アオメアブ	2、3
507	オオイシアブ	2				
508	ナミマガリケムシヒキ	2、3				
509	シオヤアブ	2、3				
—	ムシヒキアブ科	3				
510	ハナアブ科	ホソヒラタアブ			3	
511		シマハナアブ		2		

表 5.2-13(11) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
512	ハエ目 (双翅目)	ハナアブ科	オオハナアブ	2	
513			ミナミヒメヒラタアブ	3	
—			ハナアブ科	3	
514		ショウジョウバエ科	ショウジョウバエ科	2	
515		ベッコウバエ科	ベッコウバエ	3	
516		ミギワバエ科	シキシマカマバエ	3	
517		デガシラバエ科	フトハチモドキバエ	3	
518		シマバエ科	シマバエ科	2	
519		ミバエ科	ミバエ科	3	
520		クロバエ科	キンバエ	2	
521			ツماغロキンバエ	3	
—			クロバエ科	3	
522		ノミバエ科	ノミバエ科	2	
523		ニクバエ科	センチニクバエ	3	
524		ヤドリバエ科	ヨコジマオオハリバエ	3	
525		コウチュウ目 (鞘翅目)	ホソクビゴミムシ科	オオホソクビゴミムシ	3
526				ミイデラゴミムシ	2
527			オサムシ科	キイロチビゴモクムシ	2、3
528				エゾヒメヒラタゴミムシ	3
529				ニセマルガタゴミムシ	3
530				オオマルガタゴミムシ	2
531				ヒメツヤマルガタゴミムシ	3
532				オオホシボシゴミムシ	3
533				ヒメゴミムシ	3
534	キベリゴモクムシ			2、3	
535	マイマイカブリ			3	
536	オオオサムシ			2、3	
537	ヤコンオサムシ			2、3	
538	オオアトボシアオゴミムシ			2、3	
539	アトボシアオゴミムシ			2、3	
540	アオゴミムシ			3	
541	コガシラアオゴミムシ			2	
542	アトワアオゴミムシ			3	
543	オオアオモリヒラタゴミムシ			3	
544	コハラアカモリヒラタゴミムシ			3	
—	Colpodes 属			2	
545	コキノコゴミムシ			3	
546	ルリヒラタゴミムシ			3	
547	セアカヒラタゴミムシ			3	
548	フトヒゲホソアトキリゴミムシ			3	
549	クビボソゴミムシ			2	
550	スジアオゴミムシ			3	
551	ヒメケゴモクムシ			2、3	
552	コゴモクムシ			3	
553	フタホシアトキリゴミムシ			3	
554	ホシハネビロアトキリゴミムシ			3	
555	ハネビロアトキリゴミムシ			3	
556	フタホシスジバネゴミムシ			3	
557	クリイロナガゴミムシ			3	
558	マルガタナガゴミムシ			3	
559	ヨリトモナガゴミムシ			3	
560	マルガタツヤヒラタゴミムシ			3	
561	キアシツヤヒラタゴミムシ			2、3	
562	クロツヤヒラタゴミムシ	3			



表 5. 2-13(12) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
563	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	ヒメツヤヒラタゴミムシ	3	
564			オオクロツヤヒラタゴミムシ	2、3	
565		ハンミョウ科	ニワハンミョウ	2、3	
566			ナミハンミョウ	3	
567		ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ	3	
568			コシマゲンゴロウ	2、3	
569			ウスイロシマゲンゴロウ	3	
570			チビゲンゴロウ	3	
571			ツブゲンゴロウ	2	
572			ミズスマシ科	オオミズスマシ	2、3
573		ミズスマシ		3	
574		ガムシ科	トゲバゴマフガムシ	3	
575			ゴマフガムシ	2	
576			セマルガムシ	3	
577			キベリヒラタガムシ	3	
578			ヒメガムシ	3	
579		エンマムシ科	コエンマムシ	3	
580			エンマムシ	2	
581		シデムシ科	クロシデムシ	3	
582			ヨツボシモンシデムシ	3	
583		ハネカクシ科	ムネビロハネカクシ	3	
584			チビクロセスジハネカクシ	3	
585			アカバヒメホソハネカクシ	3	
586			サビハネカクシ	2	
587			アカセスジハネカクシ	3	
588			アオバアリガタハネカクシ	3	
589			クロオオコガシラハネカクシ	3	
590			キアシチビコガシラハネカクシ	3	
591			アカバトガリオオズハネカクシ	2、3	
592			ツマグロスジナガハネカクシ	3	
593			スジナガメダカハネカクシ	3	
—			ハネカクシ科		2、3
594			マルハナノミダマシ科	ツマアカマルハナノミダマシ	3
595			マルハナノミ科	トビイロマルハナノミ	3
596			クワガタムシ科	コクワガタ	2、3
597		スジクワガタ		2	
598		ヒラタクワガタ本土亜種		2	
599		ミヤマクワガタ		2、3	
600		コガネムシ科	コイチャコガネ	2、3	
601			アオドウガネ	3	
602			ドウガネブイブイ	2、3	
603	サクラコガネ		2		
604	ヒメコガネ		2、3		
605	アオハナムグリ		3		
606	ヒメアシナガコガネ		2、3		
607	セマダラコガネ		2、3		
608	コアオハナムグリ		2、3		
609	クロハナムグリ		2		
610	ナガチャコガネ		2、3		
611	ヒメトラハナムグリ本土亜種		2		
612	アカビロウドコガネ		3		
613	ビロウドコガネ		3		
614	マルガタビロウドコガネ		3		
615	コフキコガネ		2		

表 5.2-13(13) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
616	コウチュウ目 (鞘翅目)	コガネムシ科	スジコガネ	3	
617			クリイロコガネ	3	
618			ヒラタハナムグリ	2	
619			コブマルエンマコガネ	2、3	
620			マメダルマコガネ	2、3	
621			ツヤエンマコガネ	3	
622			マメコガネ	2、3	
623			シロテンハナムグリ	2、3	
624			カナブン	2、3	
625			カブトムシ	2、3	
—			コガネムシ科	3	
626			ナガドロムシ科	タテスジナガドロムシ	3
627				チビマルハナノミ属	2
628			ナガハナノミ科	コヒゲナガハナノミ	2
629			タマムシ科	クロナガタマムシ	2
630				ヒメヒラタタマムシ	2
631		クロタマムシ		2	
632		ウバタマムシ		3	
633		タマムシ		2、3	
634		シロオビナカボソタマムシ		2	
635		アオマダラタマムシ		3	
636		ホソツツタマムシ		1	
637		クズノチビタマムシ		3	
—		タマムシ科		3	
638		コメツキムシ科		サビキコリ	3
639				アカハラクロコメツキ	3
640	ウバタマコメツキ			3	
641	オオフタモンウバタマコメツキ			3	
642	キバネホソコメツキ			3	
643	クロツヤコメツキ			3	
644	クロツヤハダコメツキ		2		
645	クロツヤクシコメツキ		2		
646	クシコメツキ		2、3		
647	オオナガコメツキ		3		
648	ヒゲコメツキ		2、3		
649	クリイロニセコメツキ		1		
650	アカアシオオクシコメツキ		3		
651	シラケチビミズギワコメツキ		3		
652	ジョウカイボン科		クロヒメクビボソジョウカイ	3	
653			ウスイロクビボソジョウカイ	3	
654		ヒメジョウカイ	3		
655		セスジジョウカイ	3		
656		ジョウカイボン	3		
657		セボシジョウカイ	3		
658		クロスジツマキジョウカイ	3		
659		ウスバツマキジョウカイ	3		
660		マルムネジョウカイ	3		
661		クロヒメジョウカイ	3		
662		キンイロジョウカイ	2		
663	ホタル科	オバボタル	2、3		
664		ゲンジボタル	2		
665		ヘイケボタル	2		
666		オオマドボタル	2		
—		ホタル科	2		

表 5.2-13(14) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典
667	コウチュウ目 (鞘翅目)	ベニボタル科	コクロハナボタル	2、3
668			ベニボタル	2
669			フトベニボタル	3
670			クシヒゲベニボタル	3
671			クロハナボタル	3
672		カツオブシムシ科	クロヒゲブトカツオブシムシ	3
673		カッコウムシ科	ホソカッコウムシ	3
674			キムネツツカッコウムシ	3
675		ジョウカイモドキ科	ヒロオビジョウカイモドキ	3
676			キアシオビジョウカイモドキ	2、3
677			ツマキアオジョウカイモドキ	3
678			ヒメジョウカイモドキ	3
679		ツツキノコムシ科	タテスジツツキノコムシ	3
680		テントウムシ科	シロトホシテントウ	3
681			ヒメアカホシテントウ	2
682			ナナホシテントウ	2、3
683			マクガタテントウ	2
684			ナミテントウ	3
685			ニジュウヤホシテントウ	3
686			キイロテントウ	2、3
687	ヒメカメノコテントウ		2、3	
688	コカメノコテントウ		3	
689	ベニヘリテントウ		3	
690	コクロヒメテントウ		2、3	
691	シロホシテントウ		3	
692	キスイムシ科		キイロセマルキスイ	3
693			オオナガキスイ	3
694	ヒラタムシ科		オオキバチビヒラタムシ	3
695	テントウムシダマシ科	ヨツボシテントウダマシ	2	
696	オオキノコムシ科	ミツボシチビオオキノコムシ	1	
697	オオキスイムシ科	ヨツボシオオキスイ	2、3	
698	コメツキモドキ科	ルイスコメツキモドキ	2	
699	ネスイムシ科	アナバケデオネスイ	2	
700	ケシキスイ科	ツバキヒラタケシキスイ	3	
701		ヨツボシケシキスイ	2、3	
702		キベリチビケシキスイ	3	
703		アカマダラケシキスイ	3	
704		マルキマダラケシキスイ	2、3	
—		ケシキスイ科	2、3	
705		ヒメハナムシ科	ミジンムシモドキ	2
706	ホソヒラタムシ科	ミツモンセマルヒラタムシ	3	
707	ヒメキノコムシ科	ツヤヒメキノコムシ	1	
708	アリモドキ科	ホソクビアリモドキ	3	
709		ミツヒダアリモドキ	3	
710	ホソカタムシ科	ハヤシヒメヒラタホソカタムシ	3	
711	ニセクビボソムシ科	ヤマトニセクビボソムシ	3	
712	ナガクチキムシ科	アヤモンヒメナガクチキ	3	
713		ヒメホソナガクチキ	3	
714	ツチハンミョウ科	キイロゲンセイ	3	
715	ハナノミ科	ナミアカヒメハナノミ	3	
716		ミヤマヒメハナノミ	1	
717		シロウズクロヒメハナノミ	3	
—		ハナノミ科	3	
718	コキノコムシ科	コマダラコキノコムシ	3	

表 5.2-13(15) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典		
719	コウチュウ目 (鞘翅目)	カミキリモドキ科	キイロカミキリモドキ	2		
720			アオカミキリモドキ	2、3		
721			モモフトカミキリモドキ	3		
722		ゴミムシダマシ科	ホンドクロオオクチキムシ	2、3		
723			ナミクチキムシ	3		
724			クリノウスイロクチキムシ	2		
725			アカガネアオハムシダマシ	3		
726			アカイロアオハムシダマシ	3		
727			ルリゴミムシダマシ	2、3		
728			コスナゴミムシダマシ	2、3		
729			オオメキバネハムシダマシ	2、3		
730			ヒゲフトゴミムシダマシ	3		
731			フジナガハムシダマシ	3		
732			ニシツヤヒサゴゴミムシダマシ	3		
733			ニホンキマワリ本土亜種	3		
734			サトユミアシゴミムシダマシ	3		
735			ホンドニジゴミムシダマシ	3		
736			ミツノゴミムシダマシ	3		
737			モトヨツコブエグリゴミムシダマシ	3		
738			マルセルエグリゴミムシダマシ本土亜種	3		
—				ゴミムシダマシ科		2
739			カミキリムシ科	カミキリムシ科	ムネツヤサビカミキリ	3
740					エグリトラカミキリ	2
741					ヨツスジトラカミキリ	2、3
742					クモガタケシカミキリ	3
743					ヤツボシハナカミキリ	2
744					ヨツスジハナカミキリ	2、3
745					カタシロゴマフカミキリ	3
746					ゴマフカミキリ	2
747					ナガゴマフカミキリ	2
748		ミヤマカミキリ			2	
749		ヘリグロリンゴカミキリ			2、3	
750		ヒメリンゴカミキリ			3	
751		ラミーカミキリ			2	
752		ノコギリカミキリ			2、3	
753		トガリシロオビスサビカミキリ			2	
754		アトジロサビカミキリ			3	
755		ベニカミキリ			2	
756		セミスジコブヒゲカミキリ			2	
757		ヒトオビアラゲカミキリ			3	
758		クロカミキリ			2、3	
759	ヨツボシカミキリ	3				
760	クビアカトラカミキリ	3				
761	ハムシ科	ハムシ科			アカガネサルハムシ	2、3
762					タマツツハムシ	3
763					スジカミナリハムシ本州以南亜種	3
764					コカミナリハムシ	3
765					サメハダツブノミハムシ	3
766					オオアカマルノミハムシ	2
767					ウリハムシ	2、3
768					クロウリハムシ	2、3
769					アオバネサルハムシ	2
770					チャバラマメゾウムシ	3
771			アズキマメゾウムシ	3		

表 5.2-13(16) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典		
772	コウチュウ目 (鞘翅目)	ハムシ科	ヒメドウガネトビハムシ	3		
773			キバラヒメハムシ	3		
774			ムシクソハムシ	2、3		
775			ヨモギハムシ	2、3		
776			キアシアオハムシ	3		
777			パラルリツツハムシ	2、3		
778			チビルリツツハムシ	3		
779			キアシルリツツハムシ	3		
780			クロボシツツハムシ	3		
781			ジュウシホシツツハムシ	3		
782			カタビロトゲハムシ	3		
783			マダラカサハラハムシ	3		
784			クロハムシ	3		
785			ジュンサイハムシ	3		
786			イタドリハムシ	2、3		
787			フジハムシ	2、3		
788			キバネマルノミハムシ	3		
789			ケブカクロナガハムシ	3		
790			アカクビボソハムシ	2		
791			サンゲトビハムシ	3		
792			クビアカトビハムシ	3		
793			コフキケブカサルハムシ	3		
794			ホタルハムシ	2、3		
795			ドウガネツヤハムシ	3		
796			ハギツツハムシ	3		
797			ムネアカキバネサルハムシ	3		
798			ヨツボシハムシ	2、3		
799			クロオビツツハムシ	3		
800			ブチヒゲケブカハムシ	2		
801			キボシルリハムシ	3		
802			キイロナガツツハムシ	3		
803			ルリウスバハムシ	2、3		
804			ヒゲナガウスバハムシ	3		
805			イチモンジカメノコハムシ	2、3		
806			トビサルハムシ	3		
807			ヒゲナガゾウムシ科	ナガフトヒゲナガゾウムシ	3	
808			ホソクチゾウムシ科	ヒレルホソクチゾウムシ	3	
809			オトシブミ科	ヒメクロオトシブミ	2、3	
810				ウスアカオトシブミ	3	
811				ハイイロチョッキリ	3	
812				チビイクビチョッキリ	3	
813				カシルリオトシブミ	2、3	
814				オオケブカチョッキリ	3	
815				ツツムネチョッキリ	3	
816				ヒメケブカチョッキリ	3	
817				ヒメコブオトシブミ	2	
818				カシルリチョッキリ	3	
819				ゾウムシ科	シロオビチビシギゾウムシ	3
820					ツヤツチゾウムシ	2
821					クリシギゾウムシ	3
822			シロコブゾウムシ		2、3	
823			アシナガオニゾウムシ		3	
824			ゴボウゾウムシ		2	
825			ケブカクチブトゾウムシ	2		

表 5.2-13(17) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
826	コウチュウ目 (鞘翅目)	ゾウムシ科	ウスアオクチブトゾウムシ	3	
827			マツオオキクイゾウムシ	2	
828			チビヒョウタンゾウムシ	2	
829			カシワクチブトゾウムシ	3	
830			マダラノミゾウムシ	3	
831			オジロアシナガゾウムシ	2、3	
832			クリアナアキゾウムシ	3	
833			ニセマツノシラホシゾウムシ	3	
834			ケナガサルゾウムシ	3	
—			ゾウムシ科	2	
835			イネゾウムシ科	イネミズゾウムシ	3
836			キクイムシ科	アトマルキクイムシ	3
837				ツツミキクイムシ	3
838			ハチ目 (膜翅目)	ヒメバチ科	ハキヒメバチ
839	クロモンアメバチ	3			
840	ムラサキウスアメバチ	3			
841	コンボウアメバチ	3			
842	マルヤマメンガタヒメバチ	3			
—	ヒメバチ科	3			
843	コハナバチ科	コハナバチ科			2
844	ハバチ科	ハバチ科		3	
845	コマユバチ科	キイロコウラコマユバチ		3	
846		オオアメイロコンボウコマユバチ		3	
—		コマユバチ科		2	
847	シリアゲコバチ科	シリアゲコバチ		2	
848	コンボウヤセバチ科	コンボウヤセバチ科		2	
849	アリ科	アシナガアリ		2、3	
850		オオハリアリ		2、3	
851		クロオオアリ		2、3	
852		ミカドオオアリ		2、3	
853		ヒラズオオアリ		3	
854		ムネアカオオアリ		2、3	
855		ヨツボシオオアリ		3	
856		ウメマツオオアリ		3	
857		キイロシリアゲアリ		2、3	
858		シベリアカタアリ		3	
859		クロヤマアリ		2、3	
860		クロクサアリ		3	
861		トビイロケアリ		2、3	
862		ヒメキイロケアリ		3	
863		ヒメアリ		2	
864		カドフシアリ		2	
865		アメイロアリ		2、3	
866		アズマオオズアリ		2	
867		サムライアリ		3	
868		トゲアリ		2、3	
869		チクシトゲアリ		2、3	
870		アミメアリ		2、3	
871		ウロコアリ		2	
872		トビイロシワアリ		3	
—		アリ科		3	
873		スズメバチ科		オオフタオビドロバチ本土亜種	2
874				キボシトックリバチ	2
875				ミカドトックリバチ	2、3

表 5.2-13(18) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	
876	ハチ目 (膜翅目)	スズメバチ科	スズバチ	2、3	
877			ムモンホソアシナガバチ	2	
878			ヒメホソアシナガバチ	3	
879			ナミカバフドロバチ	2	
880			フタモンアシナガバチ本土亜種	2、3	
881			ヤマトアシナガバチ	2	
882			セグロアシナガバチ本土亜種	3	
883			キボシアシナガバチ	2、3	
884			キアシナガバチ本土亜種	2、3	
885			コアシナガバチ	2、3	
886			キオビチビドロバチ	3	
887			コガタスズメバチ	3	
888			ヒメスズメバチ	2	
889			オオスズメバチ	2、3	
890			キイロスズメバチ	2、3	
891			クロスズメバチ	2	
892			クモバチ科	オオモンクロクモバチ	3
893				キオビクモバチ	3
—				クモバチ科	2
894			ツチバチ科	シロオビハラナグツチバチ	2、3
895	アカスジツチバチ本土亜種	2、3			
896	ギングチバチ科	シロスジギングチ	3		
897		ヒラズギングチ	3		
898		クロバネクモカリバチ	2		
899	アリマキバチ科	カオキンヨコバイバチ	3		
900	アナバチ科	ヤマトルリジガバチ	2、3		
901		ミカドジガバチ	2		
—		アナバチ科	2、3		
902	ミツバチ科	ニホンミツバチ	2、3		
903		コマルハナバチ本土亜種	3		
904		キオビツヤハナバチ	2		
905		ニッポンヒゲナガハナバチ	3		
906		キムネクマバチ	3		
907	ハキリバチ科	オオトガリハナバチ	3		
908	ヒメハナバチ科	ヒメハナバチ科	3		
合計 20目 188科 908種					

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和 56 年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第 3 地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成 3 年、兵庫県)  
 3. 「西神第 3 地区工業団地造成事業の変更及び 20 世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成 11 年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和 55 年、環境庁)

(7) 底生動物

事業実施区域及びその周囲においては、表5. 2-14に示すとおり、9綱21目76科137種の底生動物が確認されている。

表 5. 2-14(1) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典		
1	扁形動物門 有棒状体綱	三岐腸目	サンカクアタマウズムシ科	ナミウズムシ	2、3		
2	紐形動物門 有針綱	ハリヒモムシ目	マミズヒモムシ科	マミズヒモムシ科	2		
3	軟体動物門 腹足綱	新生腹足目	タニシ科	オオタニシ	2		
4			カワニナ科	カワニナ	2		
5		汎有肺目	モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	3		
6				モノアラガイ	2		
7			サカマキガイ科	サカマキガイ	2、3		
8			ヒラマキガイ科	カワネジガイ	2		
9				ヒラマキミズマイマイ	2		
10				カワコザラガイ	2、3		
11		軟体動物門 二枚貝綱	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ	2、3	
12		環形動物門 ミミズ綱	イトミミズ目	ミズミミズ科	エラミミズ	3	
13	ユリミミズ				3		
14	クロオビミズミミズ				3		
15	ミズミミズ属				3		
—	イトミミズ亜科				3		
16	ツリミミズ目				ヒモミミズ科	ヤマトヒモミミズ	2
17			フトミミズ科	<i>Pheretima</i> 属	2		
—			フトミミズ科		3		
—			—	ミミズ綱	1、2、3		
18	環形動物門 ヒル綱		吻蛭目	ヒラタビル科	ハバヒロビル	2、3	
19		カイビル			2		
20		イボビル			2		
21		アタマビル			2		
—		ヒラタビル科			2		
22		吻無蛭目			イシビル科	シマイシビル	2、3
23			ナミイシビル	3			
—			イシビル科	3			
—			—	ヒル綱		1	
24		節足動物門	—	—	貝虫亜綱	2	
25	顎脚綱	チョウ目	エラオ科	チョウ	2		
26	節足動物門 軟甲綱	ワラジムシ目	ニセウオノエ科	エビノコバン	2		
—			ミズムシ科 (甲)	ミズムシ (甲)	1、2、3		
27		エビ目	ヌマエビ科	ミナミヌマエビ	3		
28			テナガエビ科	スジエビ	2、3		
29			アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	2、3		
30			サワガニ科	サワガニ	3		
31			節足動物門 昆虫綱	カゲロウ目 (蜉蝣目)	トビイロカゲロウ科	ヒメトビイロカゲロウ	2
32						ナミトビイロカゲロウ	2、3
—	トビイロカゲロウ属	1					
33	カワカゲロウ科	キイロカワカゲロウ			1		
34	モンカゲロウ科	フタスジモンカゲロウ			3		



表 5. 2-14 (2) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	
35	節足動物門 昆虫綱	カゲロウ目 (蜉蝣目)	モンカゲロウ科	トウヨウモンカゲロウ	2	
36			ヒメシロカゲロウ科	ヒメシロカゲロウ属	1、2、3	
37			マダラカゲロウ科	オオクママダラカゲロウ	2、3	
38				シリナガマダラカゲロウ	2	
—				マダラカゲロウ属	1	
39				エラブタマダラカゲロウ	2	
40				ヒメフタオカゲロウ科	マエグロヒメフタオカゲロウ	2、3
41			コカゲロウ科	ヨシノコカゲロウ	3	
42				サホコカゲロウ	2、3	
43				ヤマトコカゲロウ	2、3	
—				コカゲロウ属	1、2	
44				フタバカゲロウ	2	
45				タマリフタバカゲロウ	2	
—				フタバカゲロウ属	3	
—				コカゲロウ科	3	
46				ガガンボカゲロウ科	ガガンボカゲロウ	1
47				チラカゲロウ科	チラカゲロウ	1
48			ヒラタカゲロウ科	シロタニガワカゲロウ	1、2、3	
49			トンボ目 (蜻蛉目)	アオイトトンボ科	アオイトトンボ	3
50					オツネイトンボ	3
51		イトトンボ科		オオイトトンボ	1	
—				クロイトトンボ属	3	
—				イトトンボ科	2	
52		モノサシトンボ科		モノサシトンボ	3	
53		カワトンボ科		ハグロトンボ	3	
54		ヤンマ科		ヤブヤンマ	3	
55		サナエトンボ科		ヤマサナエ	3	
56				キイロサナエ	3	
57				オナガサナエ	2	
58				コオニヤンマ	1	
59				タバサナエ	2、3	
60				フタスジサナエ	2、3	
61		オグマサナエ		2		
62		オニヤンマ科		オニヤンマ	3	
63		エゾトンボ科		コヤマトンボ	2、3	
64		トンボ科		ショウジョウトンボ	3	
65				ヨツボシトンボ	3	
66				シオカラトンボ	2、3	
67				オオシオカラトンボ	3	
68				コシアキトンボ	3	
69				マユタテアカネ	3	
70				リスアカネ	3	
71			ネキトンボ	3		
72			カワゲラ目 (セキ翅目)	クロカワゲラ科	ヤマトクロカワゲラ	2
—					クロカワゲラ科	2
73		オナシカワゲラ科		フサオナシカワゲラ属	3	
74				オナシカワゲラ属	2、3	

表 5. 2-14 (3) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	
75	節足動物門 昆虫綱	カメムシ目 (半翅目)	アメンボ科	オオアメンボ	3	
76				アメンボ	2、3	
77				ヒメアメンボ	3	
78			イトアメンボ科	ヒメイトアメンボ	3	
79			ミズムシ科	ミズムシ (昆)	1、2、3	
80				エサキコミズムシ	3	
81			コオイムシ科	コオイムシ	3	
82			タイコウチ科	タイコウチ	2	
83				ミズカマキリ	2	
84				ヒメミズカマキリ	2、3	
85			マツモムシ科	コマツモムシ	2、3	
86				マツモムシ	3	
87			マルミズムシ科	マルミズムシ	3	
88			ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	ヘビトンボ	2、3
89					クロスジヘビトンボ属	3
90				センブリ科	センブリ属	2
91			トビケラ目 (毛翅目)	ムネカクトビケラ科	ムネカクトビケラ	3
92	シマトビケラ科	コガタシマトビケラ		1、2、3		
93		ギフシマトビケラ		2		
94		ウルマーシマトビケラ		1、2、3		
95		シロフツヤトビケラ属		1		
96	イワトビケラ科	ミヤマイワトビケラ属		3		
97	ヒメトビケラ科	ヒメトビケラ属		2、3		
98	アシエダトビケラ科	コバントビケラ		2		
99	ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ		2		
100	ヒゲナガトビケラ科	アオヒゲナガトビケラ属		2		
101	エグリトビケラ科	エグリトビケラ		2		
102	トビケラ科	アミメトビケラ		3		
103	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ		2		
—	—	トビケラ目		2		
104	チョウ目 (鱗翅目)	メイガ科	ミズメイガ亜科	2		
105	ハエ目 (双翅目)	オビヒメガガンボ科	ホソオビヒメガガンボ属	2、3		
106		ヒメガガンボ科	ウスバガガンボ属	2、3		
107			ヒゲナガガガンボ属	3		
108			クロヒメガガンボ属	2		
—			エリオブテラ属	1		
109		ガガンボ科	ガガンボ属	2、3		
—			ガガンボ科	1		
110		ヌカカ科	ヌカカ科	2、3		
111		ケヨソイカ科	ケヨソイカ科	2、3		
112		ユスリカ科	ユスリカ属	2、3		
113			ツヤユスリカ属	3		
114			ホソミユスリカ属	3		
115			ナガスネユスリカ属	3		
116			エリユスリカ属	3		
117	ハモンユスリカ属		3			
118	ヒゲユスリカ属		2、3			

表 5.2-14(4) 事業実施区域及びその周囲で生息情報が得られた底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	
—	節足動物門 昆虫綱	ハエ目 (双翅目)	ユスリカ科	ユスリカ亜科	3	
119				モンユスリカ亜科	2、3	
—				ユスリカ科	1、2	
120			ホソカ科	ホソカ属	3	
121				アシマダラブユ属	2、3	
122			ナガレアブ科	クロモンナガレアブ	2	
123				コモンナガレアブ	2	
124				サツマモンナガレアブ	2	
—				ナガレアブ科	1	
125			アブ科	アカウシアブ	2	
—				アブ科	2	
—			—	ハエ目	2	
126			コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	ケシゲンゴロウ属	2
127					ツブゲンゴロウ	3
—		ツブゲンゴロウ亜科			3	
128		セスジゲンゴロウ属			2	
129		ヒメゲンゴロウ			3	
—		ヒメゲンゴロウ亜科			2	
130		ミズスマシ科			オオミズスマシ	2、3
131				ミズスマシ	2、3	
132		ガムシ科		タマガムシ	2	
—	ガムシ科			2		
133	ヒメドロムシ科	イブシアシナガドロムシ		2		
—		ヒメドロムシ亜科		2		
134	ドロムシ科	ドロムシ属		1		
135	ヒラタドロムシ科	チビヒゲナガハナノミ		2		
136		クシヒゲマルヒラタドロムシ		2		
137		ヒラタドロムシ		1、2		
合計 9 綱 21 目 76 科 137 種						

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和 56 年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第 3 地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成 3 年、兵庫県)  
 3. 「西神第 3 地区工業団地造成事業の変更及び 20 世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成 11 年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和 55 年、環境庁)

(8) 重要な種及び注目すべき生息地

1) 重要な動物

① 重要な動物の選定基準

重要な動物の選定基準は、表5.2-15に示すとおりである。

表 5.2-15 重要な動物の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー	
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	特別：国指定の特別天然記念物 国：国指定の天然記念物	
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)	県：県指定の天然記念物	
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成9年3月31日神戸市条例第50号)	市：市指定の天然記念物	
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号)	国内：国内希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	
③	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成29年10月10日神戸市条例第7号)	市指：神戸市指定野生動植物種	
④	「環境省レッドリスト(2020)」 (令和2年、環境省)	EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR+EN:絶滅危惧I類 CR:絶滅危惧IA類 EN:絶滅危惧IB類 VU:絶滅危惧II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれのある地域個体群	
⑤	「兵庫県版レッドリスト2017(哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(令和2年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト2014(貝類・その他無脊椎動物)」(平成25年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト2013(鳥類)」(平成24年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト2012(昆虫類)」(平成23年、兵庫県)	EX:絶滅	
		A:Aランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧I類に相当
		B:Bランク	環境省レッドデータブックの絶滅危惧II類に相当
		C:Cランク	環境省レッドデータブックの準絶滅危惧に相当
		注:要注目種	最近減少が著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種
地:地域限定貴重種	兵庫県全域で見ると貴重とはいえないが、県内の特定の地域においてはA、B、C、要注目のいずれかのランクに該当する程度の貴重性を有する種であるとともに、「学術的に特に貴重とみなされる個体群」、「生物地理学的に重要な意味を持つ個体群」、「保全上重要な単位とみなされる個体群」として識別される種		
調:要調査種	環境省レッドデータブックの情報不足に相当		
⑥	「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ2020—」(令和3年、神戸市)	今:今見られない	神戸市内での確認記録、標本があるなど、かつては生息・生育していたと考えられるが、現在は見られなくなり、生息・生育の可能性がないと考えられる種
		A:Aランク	神戸市内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策が必要な種
		B:Bランク	神戸市内において絶滅の危機が増大している種など、生息・生育環境、自生地などの保全が必要な種
		C:Cランク	神戸市内において存続基盤が脆弱な種。極力、生息・生育環境、自生地などの保全が必要な種
		調:要調査	神戸市内での生息・生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種
※鳥類では、繁殖、通過、越冬の個体群ごとにランクを選定している。			

注)「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年7月18日兵庫県条例第28号)では、指定された野生動植物種がないため、選定基準としていない。

## ② 重要な動物

### ア. 哺乳類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-16に示すとおり、3目5科6種の重要な哺乳類が確認されている。

表 5.2-16 重要な哺乳類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	モグラ目（食虫目）	モグラ科	ヒミズ	2						B
2	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス	3						B
3		ネズミ科	カヤネズミ	2						B
4	ネコ目（食肉目）	イヌ科	キツネ	2、3						調
5		イタチ科	テン	2、3						調
6			ニホンイタチ	3						調
-			イタチ属	2						(調) <sup>注2)</sup>
合計 3目5科6種					0	0	0	0	0	6

注1) 選定基準の略称は、表5.2-15参照。

注2) 「イタチ属」は、ニホンイタチ（選定基準⑥：調）かシベリアイタチ（非選定）である。

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」（昭和56年、神戸市）  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」（平成3年、兵庫県）  
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」（平成11年、兵庫県、神戸市）  
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（兵庫県）」（昭和55年、環境庁）

## イ. 鳥類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-17に示すとおり、10目14科26種の重要な鳥類が確認されている。

表 5.2-17 重要な鳥類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	
1	キジ目	キジ科	ヤマドリ	3					注	調(繁殖)	
2	カモ目	カモ科	オシドリ	3				DD	B	C(越冬)	
3	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	2						B(繁殖)	
4			アマサギ	1						B(繁殖)	
5			チュウサギ	1				NT	C	B(繁殖)	
6			コサギ	1、3						B(繁殖)	
7	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1、2、3						B(繁殖)	
8			ツツドリ	1						B(繁殖)	
9	チドリ目	チドリ科	イカルチドリ	2					B	B(繁殖)、B(越冬)	
10	タカ目	タカ科	ハチクマ	3				NT	B	B(繁殖)	
11			ハイタカ	3				NT	C	C(越冬)	
12			オオタカ	3				NT	B	B(繁殖)、C(越冬)	
13			サシバ	1、2				VU	B	A(繁殖)	
14			ノスリ	2					B	C(越冬)	
15	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	3						B(繁殖)、B(越冬)	
16	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	1					注		
17	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	2					C	C(越冬)	
18			アオゲラ	1、3					C	C(繁殖)、C(越冬)	
19	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	1				VU	C	B(繁殖)	
20		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1、2、3						C(繁殖)	
21		ムシクイ科	メボソムシクイ	3					B		
22		ヒタキ科	トラツグミ	3							C(繁殖)
23			ルリビタキ	2、3					A		
24			コサメビタキ	2					C		
25			オオルリ	1、2、3					注		
26		ホオジロ科	アオジ	2、3					A		
合計 10目14科26種					0	0	0	7	18	20	

注) 選定基準の略称は、表 5.2-15 参照。

出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和56年、神戸市)

2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成3年、兵庫県)

3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成11年、兵庫県、神戸市)

4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和55年、環境庁)

## ウ. 爬虫類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-18に示すとおり、2目3科6種の重要な爬虫類が確認されている。

表 5.2-18 重要な爬虫類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	3				NT	C	A
2	有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ	3					C	A
3		ナミヘビ科	シマヘビ	2、3						調
4			アオダイショウ	2、3						調
5			シロマダラ	3					C	B
6			ヒバカリ	2					注	C
合計 2目3科6種					0	0	0	1	4	6

注) 選定基準の略称は、表 5.2-15 参照。

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和 56 年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第 3 地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成 3 年、兵庫県)  
 3. 「西神第 3 地区工業団地造成事業の変更及び 20 世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成 11 年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和 55 年、環境庁)

## エ. 両生類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-19に示すとおり、2目4科6種の重要な両生類が確認されている。

表 5.2-19 重要な両生類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	有尾目	サンショウウオ科	セトウチサンショウウオ	3、4		第二		VU	B	B
2		イモリ科	アカハライモリ	3				NT	注	B
3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	3					C	C
4		アカガエル科	ニホンアカガエル	2、3					C	C
5			トノサマガエル	2、3				NT		
6			ツチガエル	2						C
合計 2目4科6種					0	1	0	3	5	5

注) 選定基準の略称は、表 5.2-15 参照。

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和 56 年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第 3 地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成 3 年、兵庫県)  
 3. 「西神第 3 地区工業団地造成事業の変更及び 20 世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成 11 年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和 55 年、環境庁)

## オ. 魚類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-20に示すとおり、3目4科6種の重要な魚類が確認されている。

表 5.2-20 重要な魚類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	
1	コイ目	コイ科	ギンブナ	2、3							C
2		ドジョウ科	オオシマドジョウ	1							B
3			チュウガタスジシマドジョウ	1				VU			B
4			ドジョウ	2、3				NT	注		C
5	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	2、3				VU	注	C	
6	スズキ目	ハゼ科	トウヨシノボリ類	3				※ <sup>注2)</sup>	※ <sup>注2)</sup>		
—			ヨシノボリ属	2				※ <sup>注3)</sup>	※ <sup>注3)</sup>	※ <sup>注3)</sup>	
合計 3目4科6種					0	0	0	3	2	5	

注1) 選定基準の略称は、表5.2-15参照。

注2) トウヨシノボリ類には、選定基準④及び⑤に該当する種が含まれる。

注3) ヨシノボリ属には、選定基準④、⑤及び⑥に該当する種が含まれる。

- 出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和56年、神戸市)  
 2. 「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成3年、兵庫県)  
 3. 「西神第3地区工業団地造成事業の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成11年、兵庫県、神戸市)  
 4. 「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和55年、環境庁)



## カ. 昆虫類

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-21に示すとおり、8目23科36種の重要な昆虫類が確認されている。

表 5.2-21(1) 重要な昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
1	トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	オオイトトンボ	2					B	B
2		ヤンマ科	カトリヤンマ	3					C	B
3		サナエトンボ科	キイロサナエ	3				NT	B	C
4			フタスジサナエ	2、3				NT		
5		エゾトンボ科	タカネトンボ	2					注	調
6			エゾトンボ	2、4					C	B
7		トンボ科	ヨツボシトンボ	2、3					注	C
8			アキアカネ	2、3					注	C
9			ナニワトンボ	1、2				VU	C	C
10			ノシメトンボ	2						C
11			マイコアカネ	2						C
12			ヒメアカネ	2						注
13	カマキリ目 (蟷螂目)	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ	3					注	
14	バッタ目 (直翅目)	マツムシ科	スズムシ	3					注	
15	カメムシ目 (半翅目)	セミ科	ハルゼミ	3、4					注	
16		コオイムシ科	コオイムシ	3				NT		
17			タガメ	4		第二		VU	B	今
18		タイコウチ科	ミズカマキリ	3					注	調
19	ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ	3						調
20	チョウ目 (鱗翅目)	セセリチョウ科	ホソバセセリ	2、3						C
21			オオチャバネセセリ	3						
22		シジミチョウ科	クロシジミ	2				EN	A	A
23		タテハチョウ科	メスグロヒョウモン	2						調
24			オオムラサキ	2				NT	C	C
25		アゲハチョウ科	ギフチョウ	4			市指	VU	B	A
26		ドクガ科	ナチキシタドクガ	3					調	
27			トラサンドクガ	3				NT		
28			ヤクシマドクガ	3					調	
29		ヤガ科	ガマヨトウ	3				VU		

表 5.2-21(2) 重要な昆虫類

番号	目名	科名	種名	出典	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	⑥
30	コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ	3				NT		B
31		ミズスマシ科	オオミズスマシ	2、3				NT		B
32			ミズスマシ	3				VU	C	A
33		ホタル科	ヘイケボタル	2					注	調
34		カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ	3				EN		A
35	ハチ目 (膜翅目)	アリ科	トゲアリ	2、3				VU		調
36		スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ	2				DD		
合計 8目 23科 36種					0	1	1	16	21	25

注) 選定基準の略称は、表 5.2-15 参照。

出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和 56 年、神戸市)

2. 「西神流通業務団地及び西神第 3 地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成 3 年、兵庫県)

3. 「西神第 3 地区工業団地造成事業の変更及び 20 世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成 11 年、兵庫県、神戸市)

4. 「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和 55 年、環境庁)

## キ. 底生動物

事業実施区域及びその周囲においては、表5. 2-22に示すとおり、4綱8目13科20種の重要な底生動物が確認されている。

表 5. 2-22 重要な底生動物

番号	分類群	目名	科名	種名	出典	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	
1	軟体動物門	新生腹足目	タニシ科	オオタニシ	2				NT			
2	腹足綱	汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ	2				NT			
3			ヒラマキガイ科	カワネジガイ	2				CR	A		
4				ヒラマキミズマイマイ	2				DD			
5				カワコザラガイ	2、3				CR			
6	軟体動物門 二枚貝綱	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ	2、3				VU	注 C		
7	環形動物門 ヒル綱	吻蛭目	ヒラタビル科	イボビル	2				DD			
8	節足動物門 昆虫綱	カゲロウ目 (蜉蝣目)	ガガンボカゲロウ科	ガガンボカゲロウ	1						調	
9		トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	オオイトトンボ	1					B	B	
10				サナエトンボ科	キイロサナエ	3				NT	B	C
11					オナガサナエ	2						C
12					タバサナエ	2、3				NT		C
13					フタスジサナエ	2、3				NT		
14					オグマサナエ	2				NT		C
15		トンボ科	ヨツボシトンボ	3						注 C		
16		カメムシ目 (半翅目)	コオイムシ科	コオイムシ	3				NT			
17				タイコウチ科	ミズカマキリ	2					注 調	
18		コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	ヒメゲンゴロウ	3						C	
19				ミズスマシ科	オオミズスマシ	2、3				NT		B
20					ミズスマシ	2、3				VU	C	A
合計 4綱8目13科20種						0	0	0	14	7	12	

注) 選定基準の略称は、表 5. 2-15 参照。

出典) 1. 「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和 56 年、神戸市)

2. 「西神流通業務団地及び西神第 3 地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成 3 年、兵庫県)

3. 「西神第 3 地区工業団地造成事業の変更及び 20 世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成 11 年、兵庫県、神戸市)

4. 「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書(兵庫県)」(昭和 55 年、環境庁)

## 2) 注目すべき生息地

注目すべき生息地の選定基準は、表5.2-23に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には、注目すべき生息地は存在しない。

表 5.2-23 注目すべき生息地の選定基準

番号	法律及び文献名等	選定基準のカテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)	特別天然記念物または天然記念物に指定された動物の生息地
	「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号)	天然記念物に指定された動物の生息地
	「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」 (平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号)	天然記念物に指定された動物の生息地
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	生息地等保護区 (動物に係るもの)
③	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号)	自然遺産の登録基準に該当するもの
④	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年 9 月 22 日条約 28 号)	指定湿地
⑤	「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)	特別保護地区
⑥	「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号)	原生環境保全地域、自然環境保全地域
⑦	「兵庫県立自然公園条例」(昭和 38 年 7 月 5 日兵庫県条例第 80 号)	特別地域
⑧	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 75 号)	自然環境保全地域、自然海浜保全地区
⑨	「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2020－」(令和 3 年、神戸市)	鳥類サンクチュアリ指定地

## 5.2.6. 生態系

### (1) 生態系の区分

事業実施区域及びその周囲における生態系は、表5.2-24に示すとおり、森林生態系、草地生態系、水域生態系及び市街地生態系に区分される。

表 5.2-24 生態系の区分

生態系の区分	地形・土地利用	植生
森林生態系	丘陵地	シイ・カシ二次林 アベマキーコナラ群集 モチツツジアカマツ群集 など
草地生態系	低地 人工改変地	水田雑草群落 畑雑草群落 ゴルフ場・芝地
水域生態系	河川、ため池	開放水域
市街地生態系	市街地	市街地、造成地、工場地帯

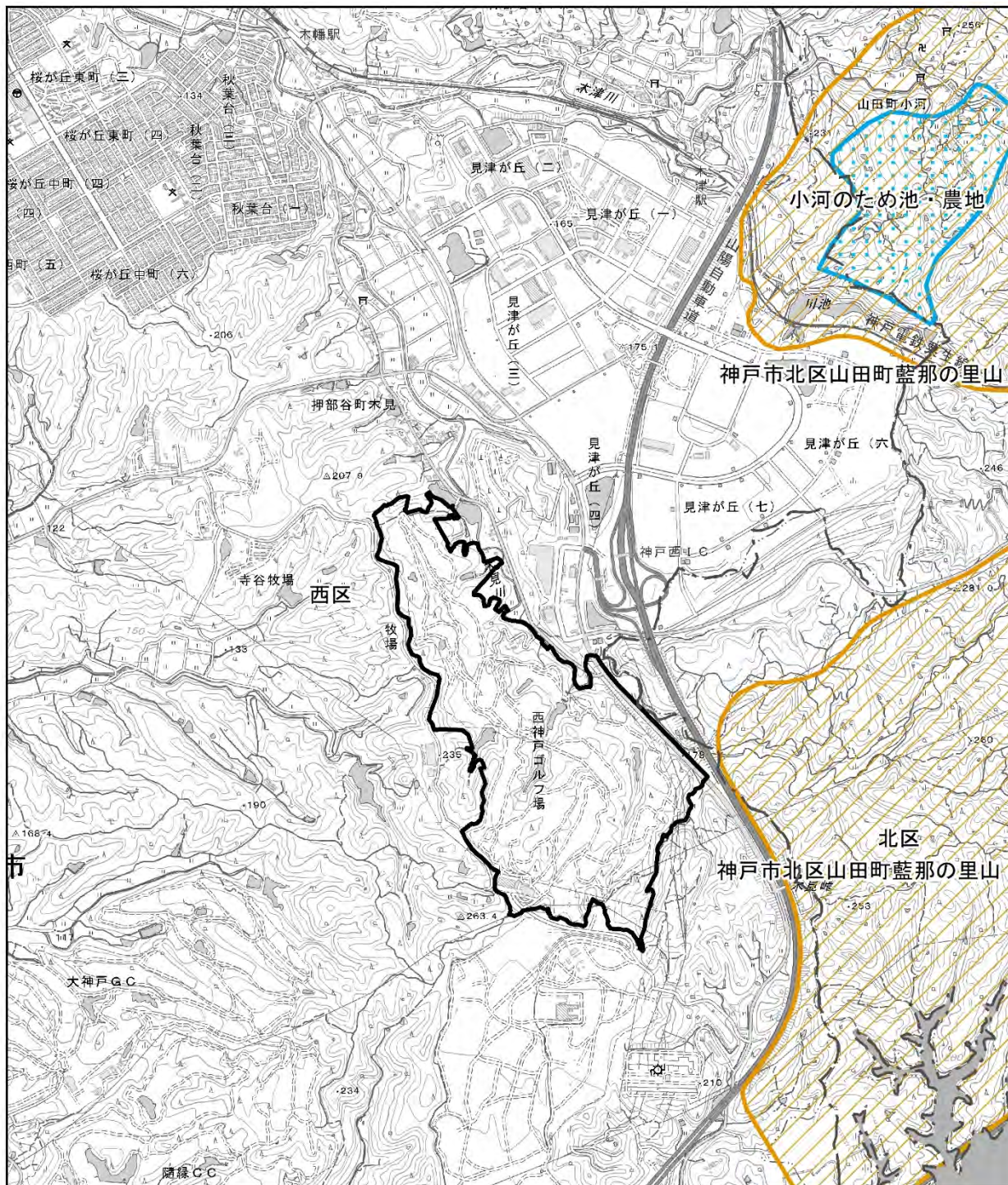
## (2) 重要な生態系

事業実施区域及びその周囲においては、表5.2-25及び図5.2-11に示すとおり、「兵庫県版レッドデータブック2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県、平成23年）により、神戸市北区山田町藍那の里山が、重要な生態系Cランクとして選定されている。

表 5.2-25 重要な生態系

生態系区分	区分レベル	名称	市町名	場所	含まれる生態系				概要	判断基準						ランク	
					生態系区分	区分レベル	名称	場所		希少性	多様性	特殊性	脆弱性	分布限定性	人との関わり		複合性
里地里山	大	神戸市北区山田町藍那の里山	神戸市北区山田町	藍那・小河	-				良好な里地・里山環境が残されている地域。二次林と棚田を始めとする農地、農地周辺の畦畔草地、ため池など多様な環境からなる。オオタカ、フクロウなど猛禽類やチビクワガタ、クロマダラタマムシ、オオムツボシタマムシなどの多様な昆虫類が生息する。	○	○				○	○	C
					ため池・農地	中・小	-	小河	谷間の小規模なため池と棚田からなる。ため池にはイトタヌキモなどの水草の希少種が生育する。棚田周辺の畦畔草地にはキキョウやスズサイコなどの明るい草地に生育する種もみられる。多様なトンボ類の生息地としても知られている。								

出典)「兵庫県版レッドデータブック 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（平成23年、兵庫県）



- 事業実施区域
- 大生態系
- 大生態系に内包される中・小生態系

出典)「兵庫県版レッドデータブック 2011(地形・地質・自然景観・生態系)」(平成 23 年、兵庫県)



図 5.2-11 重要な生態系の位置

### 5.2.7. 人と自然との触れ合い活動の場

事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合い活動の場の概要は、表5.2-26及び図5.2-12に示すとおりである。

表 5.2-26 人と自然との触れ合い活動の場の概要

番号	名称	種別	概要	出典
1	「太陽と緑の道」 コース 24 栄～神出山田自転車道～山田池～木津	ハイキング コース	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。栄駅から山田駅を経由して木津駅に至るコース。	①②
2	「太陽と緑の道」 コース 26 太山寺～寺谷～木幡	ハイキング コース	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木幡駅に至るコース。	①②
3	「太陽と緑の道」 コース 27 太山寺～木津	ハイキング コース	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコース。 調査経路は、倒木や草木が茂っていることで通行困難になっていることから、令和4年12月現在、一時的に休止されている。	①② ③④ ⑤
4	西区ふるさと散策の道 「粟生線沿線散策のみち」	ウォーキング コース	木津駅をスタートし、神戸電鉄粟生線沿いに歩くウォーキングコース。	⑥
5	キーナの森	公園	隣接する「あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）」とともに神戸市における「生物多様性保全のシンボル拠点」として整備された公園。藍那地区は神戸の中でも日本の原風景ともいえる豊かな里山環境が残っている地域であり、園内には、勾配の緩やかな尾根筋の園路広場や自然とのふれあいを目的とした変化に富んだ園路が整備されている。	⑦
6	国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園	公園	明石海峡大橋を中心とした周辺地域の広域レクリエーションに対応するため設置された国営公園。公園の基本理念は「自然と人との共生、人と人との交流」。神戸地区「あいな里山公園」のコンセプトは「里地里山文化公園」。地域の里地里山の景観を保全再生し、大都市近郊で誰もが気軽に里地里山文化を体験できる公園として、平成28年5月28日に第1期開園を迎えた。春には桜、秋には紅葉が見ごろとなる。調査地域は、令和4年12月現在、未開園区域となっている。	⑧

注) 表中の番号は図5.2-12に対応している。

出典) ①「自然歩道「太陽と緑の道」」（神戸市ホームページ、令和4年12月現在）

②「神戸国際港都建設計画 西神第3地区工業団地造成事業（神戸複合産業団地）の変更及び20世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」（平成11年、兵庫県・神戸市）

③「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」（昭和56年、神戸市）

④「神戸複合産業団地建設事業環境影響評価書」（昭和63年、神戸市）

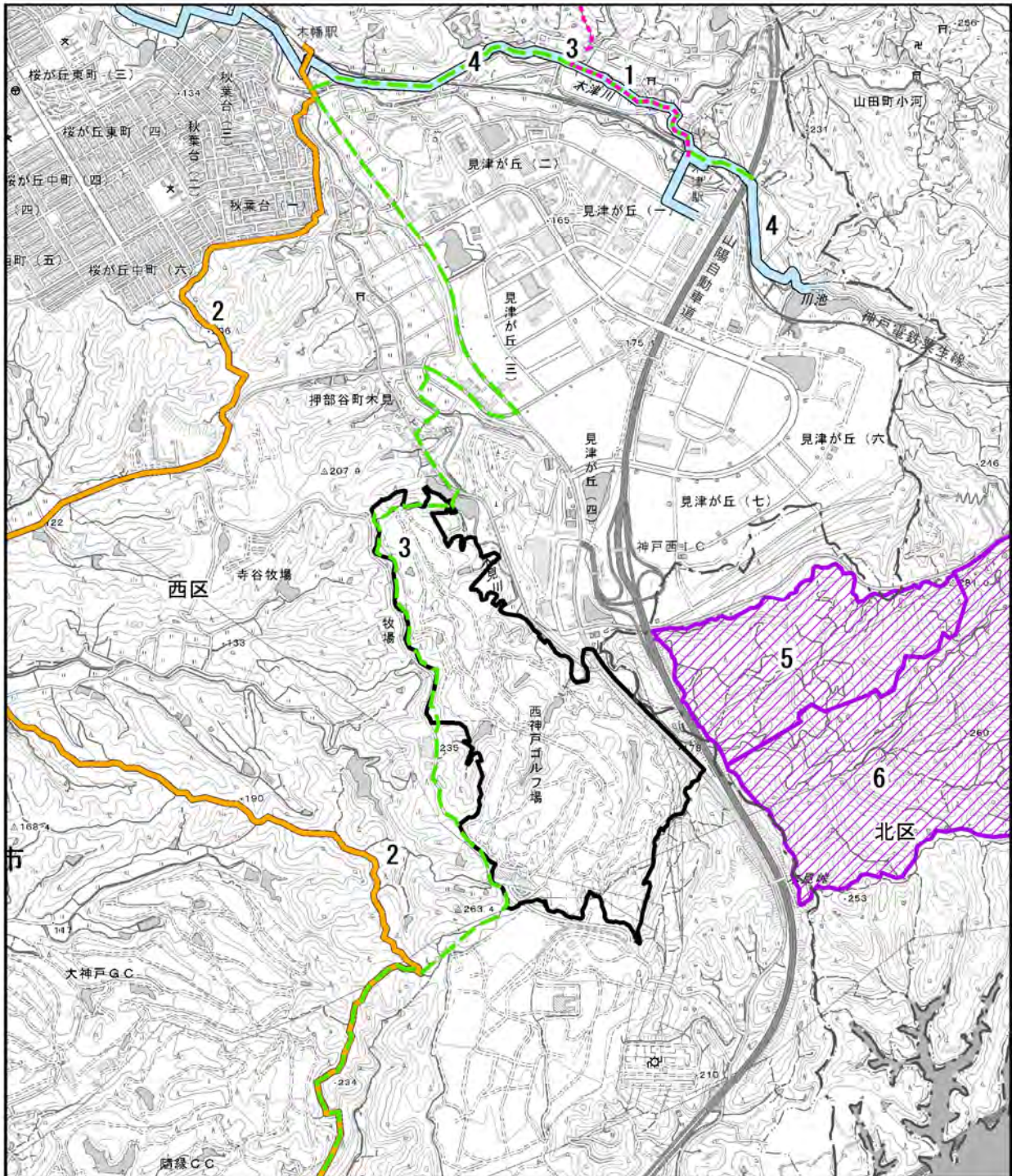
⑤「西神流通業務団地及び西神第3地区工業団地造成事業環境影響評価書」（平成3年、兵庫県）

⑥「西区ふるさと散策のみち ウォーキングマップ」（神戸市ホームページ、令和4年12月現在）

⑦「神戸市調べ」（令和3年）

⑧「国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園」（あいな里山公園ホームページ、令和4年12月現在）





- 事業実施区域
- ハイキングコース
- ウォーキングコース
- 公園

注) 番号は表 5.2-26 に対応している。  
 出典) 「自然歩道「太陽と緑の道」」  
 (神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)  
 「西区ふるさと散策のみち ウォーキングマップ」  
 (神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)  
 「神戸市調べ」(令和 3 年)  
 「国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園」  
 (あいな里山公園ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

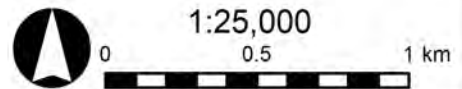


図 5.2-12 人と自然との触れ合い活動の場

## 5.2.8. 景観

### (1) 景観資源

事業実施区域及びその周囲における景観資源は、表5. 2-27及び図5. 2-13に示すとおりである。

表 5. 2-27(1) 景観資源

番号	名称	概要	出典
1	月が丘公園	自然が多く残る公園。太陽と緑の道からつながるハイキングコース沿いでは、春にはコバノミツバツツジやレンギョウなどの花が、秋には紅葉が楽しめる。	①
2	丹生山・明要寺参道町石群	神戸市指定記念物（史跡）に指定されている。山頂の明要寺跡から山麓の参道口までには、永徳3年（1383）の銘がある町石を含め、26基の町石が並んでいる。	②、③
3	H家住宅	神戸市登録文化財（建造物）に指定されている。同名の建造物が4棟指定されており、そのうちの1棟。	②、③
4	H家住宅	神戸市登録文化財（建造物）に指定されている。同名の建造物が4棟指定されており、そのうちの1棟。	②、③
5	近江寺本堂	神戸市指定文化財（建造物）に指定されている。本堂は寛文2年（1662）の造営だが、細部の意匠に近世らしさをみせながら、中世の形式を守って落ち着いた趣を持ち、五間堂の遺構として重要なもの。	②、③
6	大歳神社	シンボルツリーとしてスギの木がある。サクラがきれいに咲く。	④
7	棚田とため池 （北区山田町小河の芦池地区）	小さなため池が点在する丘陵地に、良好な水辺及び草地環境が残されており、ため池、水田及び畦畔の織り成す景観を構成している。「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県、平成23年）において要注目目の自然景観に選定されている。	⑤
8	木津の六地藏磨崖仏	神戸市指定記念物（史跡）に指定されている。長さ約100mの露出した岩塊に、長方形の彫りくぼめを造り、その中に磨崖仏が刻まれている。中央には阿弥陀如来の坐像、左右に3体ずつ六地藏の立像が陽刻されている。	②、③
9	端谷城跡	神戸市指定記念物（史跡）に指定されている。堀切によって丘陵の一部を切断し、急峻、堅固な城塞を築きあげており、標高140mの本丸からは眺望に優れ、衣笠氏が支配した蘆谷の谷筋を見通すことができる。	②、③
10	中川家住宅	神戸市指定景観資源に指定されている、木見地区の旧道（県道）沿いに立地する茅葺民家。東側眼下に木見川と周辺の田畑が望め、南北に走る県道からは南側の池の向こうに建つ姿が印象的で、また、川の反対側の東の斜面からも、山を背景とした住宅の姿を望むことができる。	⑥
11	キーナの森	隣接する「あいな里山公園（国営明石海峡公園神戸地区）」とともに神戸市における「生物多様性保全のシンボル拠点」として整備された公園。藍那地区は神戸の中でも日本の原風景ともいえる豊かな里山環境が残っている地域であり、園内には、勾配の緩やかな尾根筋の園路広場や自然とのふれあいを目的とした変化に富んだ園路が整備されている。	⑦

表 5.2-27(2) 景観資源

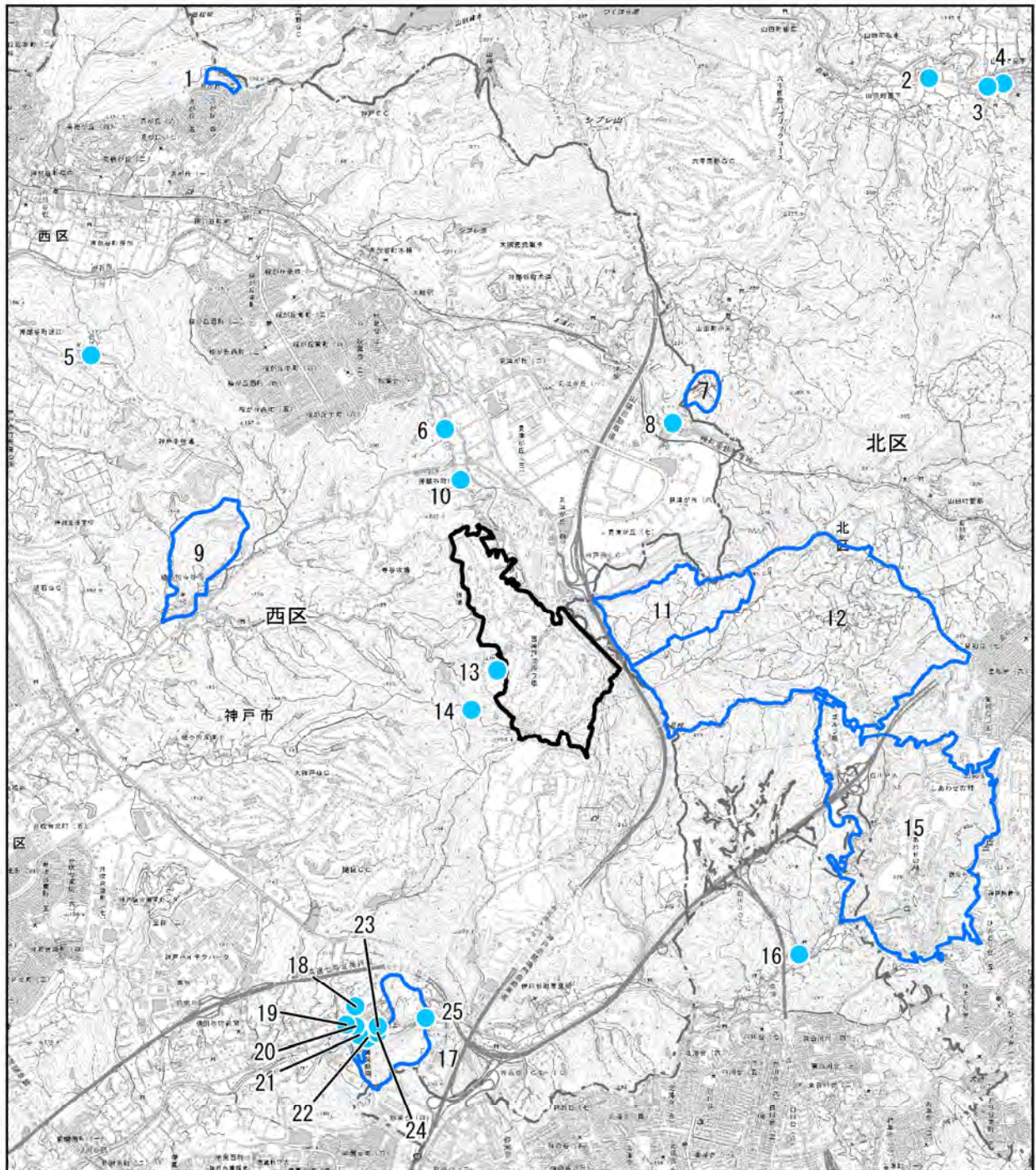
番号	名称	概要	出典
12	国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園	明石海峡大橋を中心とした周辺地域の広域レクリエーションに対応するため設置された国営公園。公園の基本理念は「自然と人との共生、人と人との交流」。神戸地区“あいな里山公園”のコンセプトは「里地里山文化公園」。地域の里地里山の景観を保全再生し、大都市近郊で誰もが気軽に里地里山文化を体験できる公園として、平成28年5月28日に第1期開園を迎えた。春には桜、秋には紅葉が見ごろとなる。	⑧
13	仏谷洞窟	神戸市内最大の洞窟であり、木見断層の崖の下部が崩れて出来た巨大な岩ひさしで、11体の仏像が安置されている。	④
14	堂屋敷洞窟	寺谷地区の東南端に櫛谷川の源流、岩淵池があり、さらにその奥の堂屋敷の最奥部にある洞窟で、その頂上付近にはハイキングコース“太陽と緑の道”が通る。洞窟の入口は高さ1.5m、幅2m、奥行きは約15m程あり、奥に行くほど広がっている。最奥には祭壇があり、数体の地蔵が祀られ、その横には白蛇も祀られている。	⑨
15	しあわせの村	205ヘクタールの広大な敷地内には、自然を十分に生かしながら、高齢者・障がい者の自立を援助する福祉施設をはじめ、運動広場、芝生広場、キャンプ場など、多種類の屋外スポーツ施設、レクリエーション施設、宿泊施設、温泉施設などがある。芝生広場や日本庭園にはサクラが存在する。	⑩
16	白川の石抱きカヤ	神戸市指定記念物（天然記念物）、兵庫県郷土記念物及び神戸市民の木に指定されている。樹高は約16mで、根にエノキの小高木及び石塔を抱いていることから、石抱きカヤと呼ばれ地域のシンボルとなっており、周辺住民の信仰対象として、しめ縄が巻かれている。	②、③
17	太山寺の原生林	明石川の支流、伊川の上流にあつて、面積約11ヘクタールを占める暖帯常緑広葉樹林と落葉樹林の混生林である。兵庫県の天然記念物に指定されており、「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（兵庫県、平成23年）においてランクBの自然景観に選定されている。	⑤
18	歓喜院庭園	神戸市指定記念物（名勝）に指定されている。本堂書院に面して開けた庭園は、成就院の庭園と同様、天一によって作庭されたといわれており、背後の原生林を借景とした築山式枯山水庭園となっている。	②、③
19	太山寺仁王門	国指定重要文化財（建造物）に指定されている。仁王門は、太山寺への参道の入口に建ち、室町時代中期の建造といわれている。	②、③
20	龍象院本堂	神戸市登録文化財（建造物）に指定されている。龍象院は、太山寺の山門から本堂へ至る参道の北側に位置し、石垣土塀に囲まれた敷地内に建ち、茅葺の伝統的な景観を留めている。	②、③
21	太山寺成就院庭園	兵庫県指定記念物（名勝）に指定されている。枯滝の三尊石及び亀島を持つ枯池を中心とした枯山水様式の庭園。	②、③



表 5.2-27(3) 景観資源

番号	名称	概要	出典
22	安養院庭園	国指定記念物(名勝)に指定されている。太山寺の塔頭の一つ安養院の庭園は、県下最古の名園といわれ、作庭時期は安土桃山時代と考えられている。枯山水の庭園で、石組や作庭技術が優れ、空間を巧みに修景した庭園構成は、極めて完成度の高いものといえる。	②、③
23	太山寺本堂	鎌倉時代後期(1300年頃)の建立と考えられている本堂は、市内で唯一の国宝の建造物。平面は密教本堂式と呼ばれる形態で、入母屋造、銅版葺の造りとなっている。	②、③
24	太山寺三重塔	兵庫県指定重要文化財(建造物)に指定されている。棟札の記載によると、貞享5年4月に再建されたもので、江戸中期のものとしては、中世以来の古い様式を保った塔。	②、③
25	太山寺磨崖不動明王	神戸市指定記念物(史跡)に指定されており、太山寺の東を流れる伊川の上流約300mの左岸にある。花崗岩の岩面がやや平坦になった部分に刻まれ、対岸の旧道から見る事ができる。	②、③
26	木見地区	高低差が少しあり、景色に変化のある素晴らしい農村景観である。シンボルツリーとして大歳神社のスギの木がある。	④
27	西下地区	西下地区に広がる棚田は、市内有数の田園風景であり、希少生物が生息する生物多様性に富んだエリアである。	⑩
28	小河地区	都市近郊の自然環境に恵まれた閑静な地域に位置し、交通量の多い道路やアパート群と隔絶された静かな田園風景は、まさに「神戸の奥座敷」ともよべるものである。	⑫
29	高和地区	四季を通じて水稲が美しい景観を魅せてくれ、特に夏場は、一面に広がる緑が、非常に美しい。	⑬
30	友清地区	ニュータウンに隣接し、交通量の多い幹線道路にも面して立地する集落であるが、谷の口が狭く、奥の深い谷に立地しているために桃源郷とも言える平穏で豊かな田園風景が守られている。	⑭

注) 表中の番号は図 5.2-13 に対応している。なお、26～30 については文献に詳細な位置が記載されていないため、図示していない。

- 出典) ①「神戸の公園ナビ」(神戸市公園緑化協会ホームページ、令和4年12月現在)  
 ②「神戸市文化財情報」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)  
 ③「神戸市内の指定文化財」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)  
 ④「木見里づくり計画『里・街・緑 木見の未来へ』」(平成21年、木見里づくり協議会)  
 ⑤「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011 (地形・地質・自然景観・生態系)」(平成23年、兵庫県)  
 ⑥「神戸市指定景観資源」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)  
 ⑦「神戸市調べ」(令和3年)  
 ⑧「国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園」(あいな里山公園ホームページ、令和4年12月現在)  
 ⑨「豊かな自然と快適な生活を支える 寺谷里づくり計画」(平成10年、寺谷里づくり協議会)  
 ⑩「しあわせの村」(しあわせの村ホームページ、令和4年12月現在)  
 ⑪「西下里づくり計画」(令和2年、西下里づくり協議会)  
 ⑫「小河里づくり計画」(平成13年、小河里づくり協議会)  
 ⑬「高和里づくり計画書「農を考え、村を想い、美しい景観を保ち、人を育てる」」(平成23年、高和里づくり協議会)  
 ⑭「友清里づくり計画」(平成12年、友清里づくり協議会)



-  事業実施区域
-  景観資源

注) 番号は表 5.2-27 に対応している。

出典) 「神戸の公園ナビ」(神戸市公園緑化協会ホームページ、令和4年12月現在)

「神戸市文化財情報」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

「木見里づくり計画『里・街・緑 木見の未来へ』」(平成21年、木見里づくり協議会)

「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011

(地形・地質・自然景観・生態系)」(平成23年、兵庫県)

「神戸市指定景観資源」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

「神戸市調べ」(令和3年)

「国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園」

(あいな里山公園ホームページ、令和4年12月現在)

「豊かな自然と快適な生活を支える 寺谷里づくり計画」

(平成10年、寺谷里づくり協議会)

「しあわせの村」(しあわせの村ホームページ、令和4年12月現在)

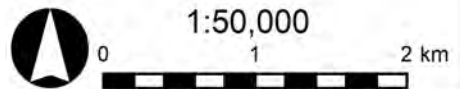


図 5.2-13 景観資源

## (2) 主要な眺望点

事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点は、表5. 2-28及び図5. 2-14に示すとおりである。

表 5. 2-28(1) 主要な眺望点

番号	名称	概要	出典
1	つくはら湖展望台	北区山田町～西区神出町を通る神出山田自転車道のうち、つくはら湖畔に位置する展望台。	①
2	月が丘公園	事業実施区域北西部に位置する月が丘公園内の展望台。	②
3	「太陽と緑の道」コース 27 太山寺～木津	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコース。	③④⑤ ⑥⑦
4	「太陽と緑の道」コース 27 太山寺～木津	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコースのうち、既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	③⑤
5	「太陽と緑の道」コース 27 太山寺～木津	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコースのうち、既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	③⑤
6	「太陽と緑の道」コース 27 太山寺～木津	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。太山寺から木津駅に至るコースのうち、既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	③⑤
7	「太陽と緑の道」コース 22 藍那～大歳神社	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。大歳神社から藍那駅に至るコース。	③④
8	「太陽と緑の道」コース 22 藍那～大歳神社	神戸の豊かな自然を気軽に散策し、人と自然のふれあいを図ることを目的に設定された自然歩道。大歳神社から藍那駅に至るコースのうち、既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	③④
9	木幡駅	木津川と木見川の合流する場所で、西神戸ニュータウンの北側に位置する。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑥
10	押部谷町木津	神戸電鉄粟生線の北側斜面で「太陽と緑の道」沿いに位置する。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑥
11	西神戸ニュータウン	事業実施区域の周辺において、最も大規模なニュータウンである。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑥
12	西神戸ニュータウン	事業実施区域の周辺において、最も大規模なニュータウンである。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④⑦
13	木見大橋西詰交差点 (神戸三木線)	神戸三木線と明石木見線との交差点である。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑥
14	木津磨崖仏	ハイキングコース沿いに存在。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④⑥⑦
15	水呑木津線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
16	端谷城跡	標高 140m の本丸からは眺望に優れ、衣笠氏が支配した樋谷の谷筋を見通すことができる。	⑧
17	事業実施区域東部	事業実施区域東部の標高 210m の地点にある平坦地。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑤
18	神戸三木線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑤
19	水呑木見線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④

表 5.2-28(2) 主要な眺望点

番号	名称	概要	出典
20	水呑木見線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
21	山田町藍那南端	地元住民の生活の場。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
22	神戸三木線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
23	国営明石海峡公園 神戸地区 あいな里山公園	明石海峡大橋を中心とした周辺地域の広域レクリエーションに対応するため設置された国営公園。あいな里山公園園内の最も高い地点である。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
24	星和台団地	事業実施区域東部約 3km の星和台団地西端の道路上の視点。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑤
25	星和台 7 丁目	地元住民の生活の場。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
26	徳川道	事業実施区域南東部約 2km の地点を白川方面から藍那方面へ抜ける徳川道の最も標高の高い地点。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	⑤
27	しあわせの村	205 ヘクタールの広大な敷地内には、自然を十分に生かしながら、高齢者・障がい者の自立を援助する福祉施設をはじめ、運動広場、芝生広場、キャンプ場など、多種類の屋外スポーツ施設、レクリエーション施設、宿泊施設、温泉施設などがある。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
28	北神戸線	事業実施区域周辺の道路。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
29	ひよどり台	地元住民の生活の場。既存の環境影響評価事例において眺望点とした地点。	④
30	太山寺及びその周辺	境内の内外には原生林が残り、春は桜、秋は紅葉の名所として知られている。背後には六甲山系の代表的な植生が見られる原生林が残り、優れた景観を有している。	⑨
31	五芝園展望台	太山寺の眺望が楽しめる五芝園展望台は、訪れる市民のみならず、集落住民にも親しまれている場所である。	⑩

注) 表中の番号は図 5.2-14 に対応している。

出典) ①「神出山田自転車道」(神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

②「神戸の公園ナビ」(神戸市公園緑化協会ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

③「自然歩道「太陽と緑の道」」(神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

④「神戸国際港都建設計画 西神第 3 地区工業団地造成事業(神戸複合産業団地)の変更及び 20 世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成 11 年、兵庫県・神戸市)

⑤「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和 56 年、神戸市)

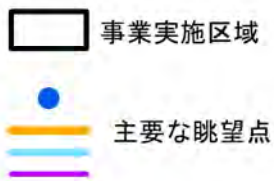
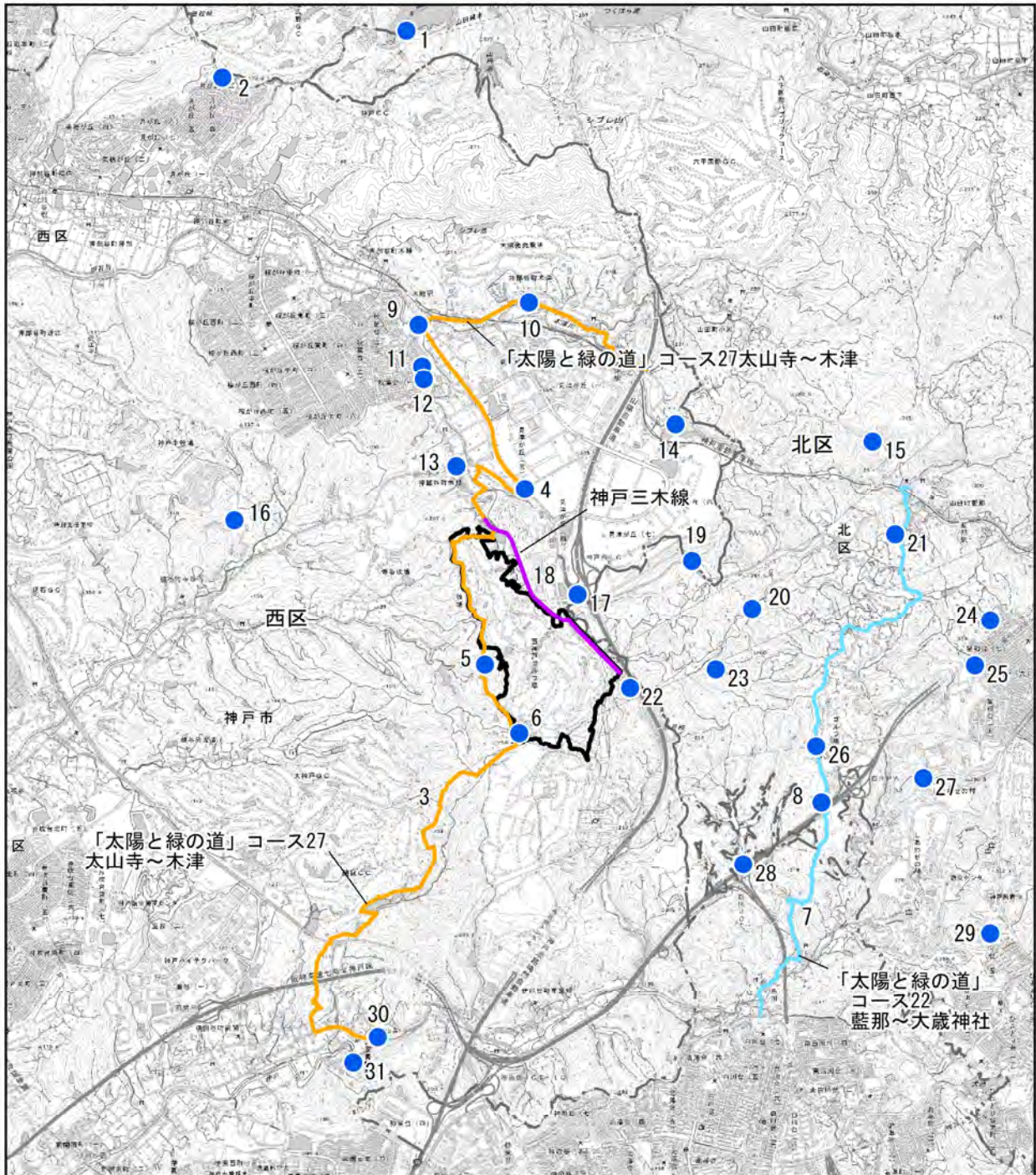
⑥「神戸複合産業団地建設事業環境影響評価書」(昭和 63 年、神戸市)

⑦「西神流通業務団地及び西神第 3 地区工業団地造成事業環境影響評価書」(平成 3 年、兵庫県)

⑧「神戸市文化財情報」(神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

⑨「文化財一覧-太山寺及びその周辺」(神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

⑩「前開上里づくり計画 四季菜彩」(平成 16 年、前開上里づくり協議会)



注) 番号は表 5.2-28 に対応している。

出典) 「神出山田自転車道」(神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

「神戸の公園ナビ」(神戸市公園緑化協会ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

「自然歩道「太陽と緑の道」」(神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

「神戸国際港都建設計画 西神第 3 地区工業団地造成事業(神戸複合産業団地)の変更及び 20 世紀博物館群公園事業環境影響評価書案」(平成 11 年、兵庫県・神戸市)

「舞子ゴルフ場代替施設建設事業環境影響評価書」(昭和 56 年、神戸市)

「神戸複合産業団地建設事業環境影響評価書」(昭和 63 年、神戸市)

「西神流通業務団地及び西神第 3 地区工業団地造成事業環境影響評価書」

(平成 3 年、兵庫県)

「神戸市文化財情報」(神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

「文化財一覧-太山寺及びその周辺」(神戸市ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

「前開上里づくり計画 四季菜彩」(平成 16 年、前開上里づくり協議会)

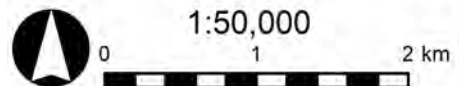


図 5.2-14 主要な眺望点



## 5.2.9. 文化環境

### (1) 指定文化財

事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)、「兵庫県文化財保護条例」(昭和39年4月1日兵庫県条例第58号)及び「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成9年3月31日神戸市条例第50号)に基づく指定文化財は、表5.2-29及び図5.2-15に示すとおりである。

表 5.2-29 指定文化財

種別	指定区分	種類	名称	所在地	指定年月日
記念物	市指定	史跡	木津の六地藏磨崖仏	西区押部谷町木津	平成11年2月24日

出典)「神戸市文化財情報」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

「神戸市内の指定文化財」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

### (2) 埋蔵文化財

事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財は、表5.2-30及び図5.2-15に示すとおりである。

表 5.2-30 埋蔵文化財

遺跡名	所在地	時代	種類
高畑城跡	西区伊川谷町前開	中世	城館跡

出典)「神戸市の埋蔵文化財」(神戸市の埋蔵文化財ホームページ、令和4年12月現在)

### (3) その他の文化財

事業実施区域及びその周囲においては、その他の文化財として、図5.2-15に示すとおり仏谷洞窟がある。

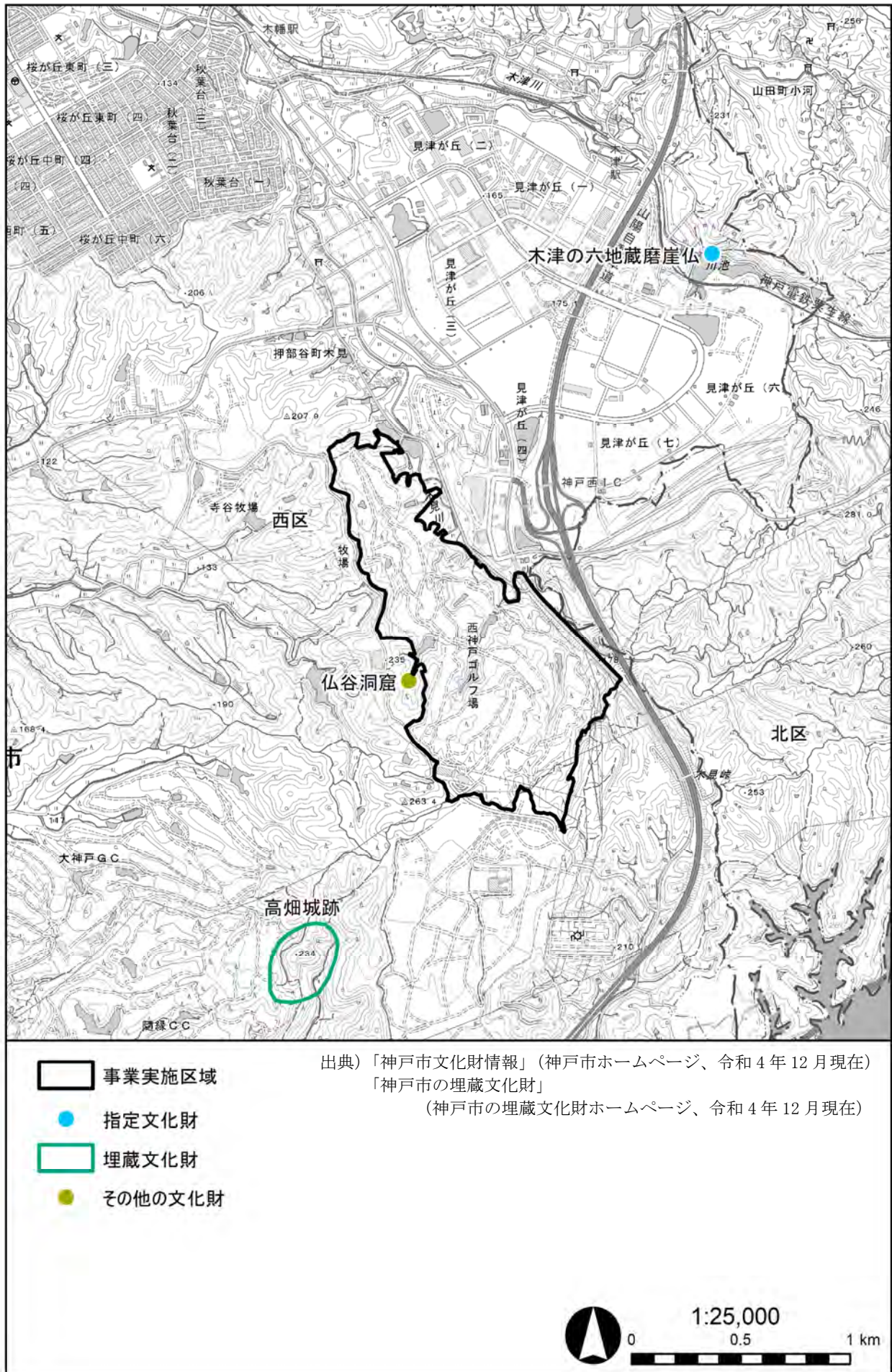


図 5.2-15 文化財の状況

### 5.3. 地域の社会的状況

#### 5.3.1. 人口等

神戸市西区及び北区の人口、世帯数及び人口密度の状況は、表5.3-1に示すとおりである。

表 5.3-1 人口、世帯数及び人口密度

行政区域	年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
神戸市	平成 29 年	1,532,153	714,544	2,751
	平成 30 年	1,532,515	723,705	2,751
	令和元年	1,529,756	729,466	2,746
	令和 2 年	1,525,152	734,920	2,738
	令和 3 年	1,517,073	738,314	2,724
西区	平成 29 年	243,343	98,671	1,763
	平成 30 年	242,188	99,104	1,754
	令和元年	240,483	99,534	1,742
	令和 2 年	238,877	100,268	1,731
	令和 3 年	236,759	100,639	1,716
北区	平成 29 年	216,190	87,528	900
	平成 30 年	213,867	87,660	890
	令和元年	211,984	87,915	882
	令和 2 年	210,492	88,489	876
	令和 3 年	209,357	89,101	871

注 1) 世帯数・人口については、国勢調査結果（確定数）を基礎に、毎月の住民基本台帳の届出数を加減して算出している。（各年 10 月 1 日現在）

注 2) 面積は、国土地理院面積調を基礎に積算しているが、北区は一部境界未定のため、参考値を示している。

出典) 「第 97 回神戸市統計書 令和 2 年度版」(令和 3 年、神戸市)

「第 98 回神戸市統計書 令和 3 年度版」(令和 4 年、神戸市)

### 5.3.2. 産業

神戸市西区及び北区の産業別従業者数は、表5.3-2に示すとおりである。

表 5.3-2 産業別従業者数

行政区域	項目	年次	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
神戸市	従業者数 (人)	平成24年	701	119,134	590,683	710,518
		平成28年	685	110,402	616,043	727,130
	割合 (%)	平成24年	0.1	16.8	83.1	100.0
		平成28年	0.1	15.2	84.7	100.0
西区	従業者数 (人)	平成24年	268	25,881	59,242	85,391
		平成28年	255	27,118	63,345	90,718
	割合 (%)	平成24年	0.3	30.3	69.4	100.0
		平成28年	0.3	29.9	69.8	100.0
北区	従業者数 (人)	平成24年	160	4,884	47,785	52,829
		平成28年	224	4,657	49,403	54,284
	割合 (%)	平成24年	0.3	9.2	90.5	100.0
		平成28年	0.4	8.6	91.0	100.0

出典)「第92回神戸市統計書 平成27年度版」(平成28年、神戸市)

「第98回神戸市統計書 令和3年度版」(令和4年、神戸市)

### 5.3.3. 交通

#### (1) 道路

事業実施区域及びその周囲における主要な交通網は図5.3-1に、交通量は表5.3-3に示すとおりである。

主要な道路としては、山陽自動車道、高速北神戸線、一般国道28号（神戸淡路鳴門道）及び神戸三木線等が存在する。

表 5.3-3 主要な道路における交通量

分類	路線名	No.	観測地点名	交通量(台)					
				小型車		大型車		合計	
				12時間	24時間	12時間	24時間	12時間	24時間
高速自動車国道	山陽自動車道	1	山陽自動車道～一般国道28号(本四道路)神戸西IC	5,722	<u>7,005</u>	3,132	<u>5,199</u>	8,854	<u>12,204</u>
都市高速道路	高速北神戸線	2	神戸市西区伊川谷町布施畑	20,437	<u>25,087</u>	8,368	<u>12,240</u>	28,805	<u>37,327</u>
		3	神戸市北区山田町下谷上	17,173	<u>20,652</u>	4,276	<u>5,476</u>	21,449	<u>26,128</u>
一般国道	一般国道28号(神戸淡路鳴門道)	4	神戸西IC～布施畑JCT	5,813	6,929	3,064	4,908	8,877	11,837
主要地方道	神戸三木線	5	神戸市西区見津が丘4丁目	9,511	<u>12,662</u>	2,382	<u>3,037</u>	11,893	<u>15,699</u>
		6	神戸市西区見津が丘4丁目	10,533	<u>14,153</u>	2,050	<u>2,834</u>	12,583	<u>16,987</u>
		7	-	<i>10,868</i>	<i>14,325</i>	<i>1,412</i>	<i>2,130</i>	<i>12,280</i>	<i>16,455</i>
		8	神戸市西区押部谷町福住	9,618	<u>12,823</u>	1,753	<u>2,414</u>	11,371	<u>15,237</u>
		9	-	<i>1,342</i>	<i>1,628</i>	<i>128</i>	<i>165</i>	<i>1,470</i>	<i>1,793</i>
	小部明石線	10	神戸市北区北五葉2丁目	9,355	<u>12,193</u>	1,032	<u>1,622</u>	10,387	<u>13,815</u>
		11	神戸市西区押部谷町木見	6,316	<u>8,081</u>	738	<u>1,089</u>	7,054	<u>9,170</u>
		12	神戸市西区押部谷町木見	6,319	<u>8,180</u>	1,153	<u>1,534</u>	7,472	<u>9,714</u>
	神戸加古川姫路線	13	-	<i>4,834</i>	<i>6,175</i>	<i>665</i>	<i>919</i>	<i>5,499</i>	<i>7,094</i>
	指定市の一般市道	西下木津線	14	神戸市北区山田町西下	3,168	<u>4,051</u>	556	<u>716</u>	3,724
西下木津線		15	神戸市西区見津が丘3丁目	4,636	<u>6,115</u>	1,419	<u>1,696</u>	6,055	<u>7,811</u>
西神1号線		16	-	<i>8,274</i>	<i>10,515</i>	<i>426</i>	<i>882</i>	<i>8,700</i>	<i>11,397</i>

注1) 24時間交通量が下線表示の場合、24時間交通量を観測していない区間であるため、昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した24時間交通量を示す。

注2) 交通量が斜体表示の場合、交通量を観測していない区間であるため、推定した昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した12時間交通量及び24時間交通量を示す。

出典) 「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」(平成29年、国土交通省)

## (2) 鉄道

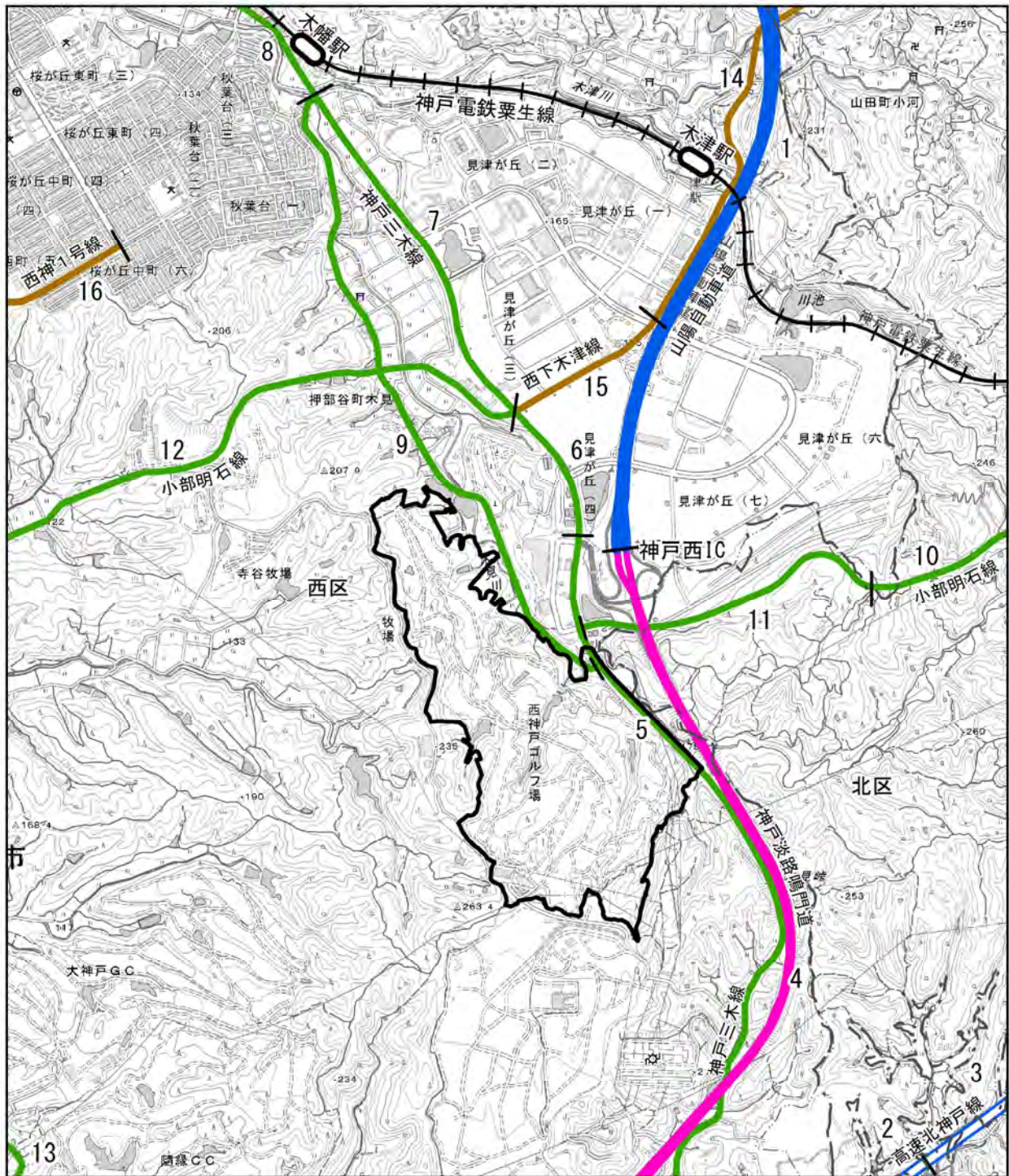
事業実施区域及びその周囲における鉄道駅の乗車人数は、表5.3-4に示すとおりである。  
木津駅の乗車人数は増加傾向、木幡駅の乗車人数は減少傾向にある。

表 5.3-4 鉄道駅の乗車人数

【単位:千人】

種別	線区別	駅	年度	乗車人数総数
神戸電鉄	粟生線	木津駅	平成 28 年度	197
			平成 29 年度	202
			平成 30 年度	207
			令和元年度	222
			令和 2 年度	214
		木幡駅	平成 28 年度	157
			平成 29 年度	148
			平成 30 年度	143
			令和元年度	137
			令和 2 年度	114

出典)「第98回神戸市統計書 令和3年度版」(令和4年、神戸市)



- 事業実施区域
- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- 主要地方道（都道府県道）
- 指定市の一般市道
- 鉄道

注) 番号は表 5.3-3 に対応している。  
 出典) 「国土数値情報（鉄道データ）」(国土交通省)  
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>  
 (令和 4 年 12 月 27 日取得)  
 「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査」  
 (平成 29 年、国土交通省)

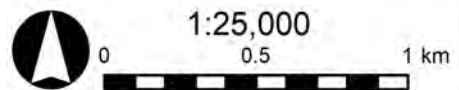


図 5.3-1 交通網図

### 5.3.4. 地域社会

#### (1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、表5.3-5及び図5.3-2に示すとおりである。

表 5.3-5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

区分	名称
保育所、幼稚園等	地域型保育事業 ひかりのくれよん
児童館等	秋葉台児童館
小学校	桜が丘小学校
	木津小学校
中学校	桜が丘中学校
病院	つねみ医院
	水野クリニック
	つじ医院
	志賀医院
	さいとう整形外科 リウマチ・スポーツクリニック
福祉施設	押部谷東地域福祉センター

出典)「神戸市オープンデータポータル」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

「ひょうごオープンデータカタログ(兵庫県拠点別所在地一覧)」

(兵庫県ホームページ、令和4年12月現在)

「兵庫県医療機関情報システム」(兵庫県ホームページ、令和4年12月現在)



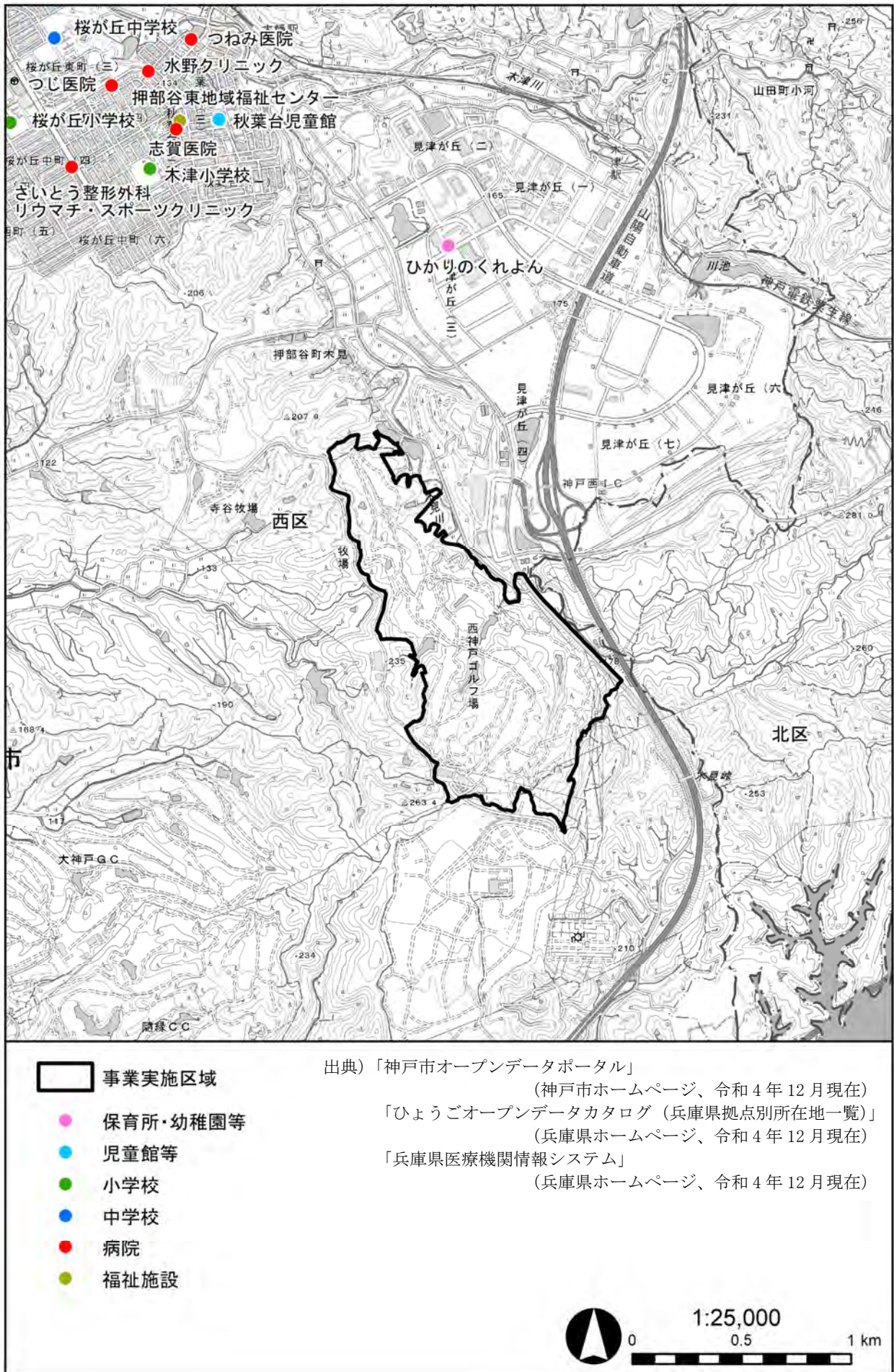


図 5.3-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

## (2) 住宅の配置

事業実施区域及びその周囲における住宅の配置の状況は、事業実施区域北側の木見川沿いに木見地区が存在しているが、東側、南側、西側には住居は存在しない。

### 5.3.5. 土地利用等

#### (1) 土地利用計画

「国土利用計画法」(昭和49年6月25日法律第92号)に基づく、事業実施区域及びその周囲の土地利用基本計画図は、図5.3-3に示すとおりである。

事業実施区域は、一部が森林地域に指定されている。

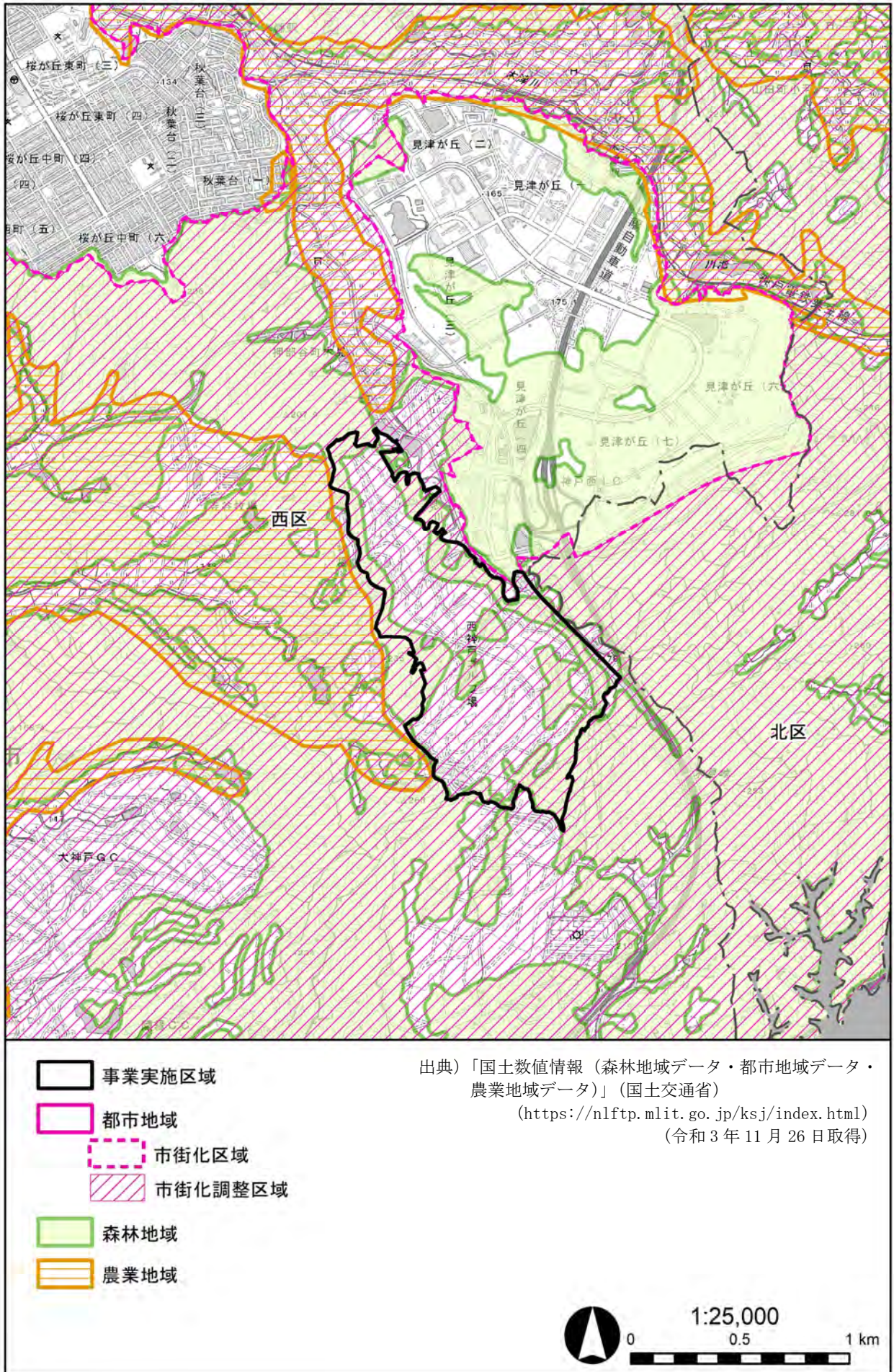
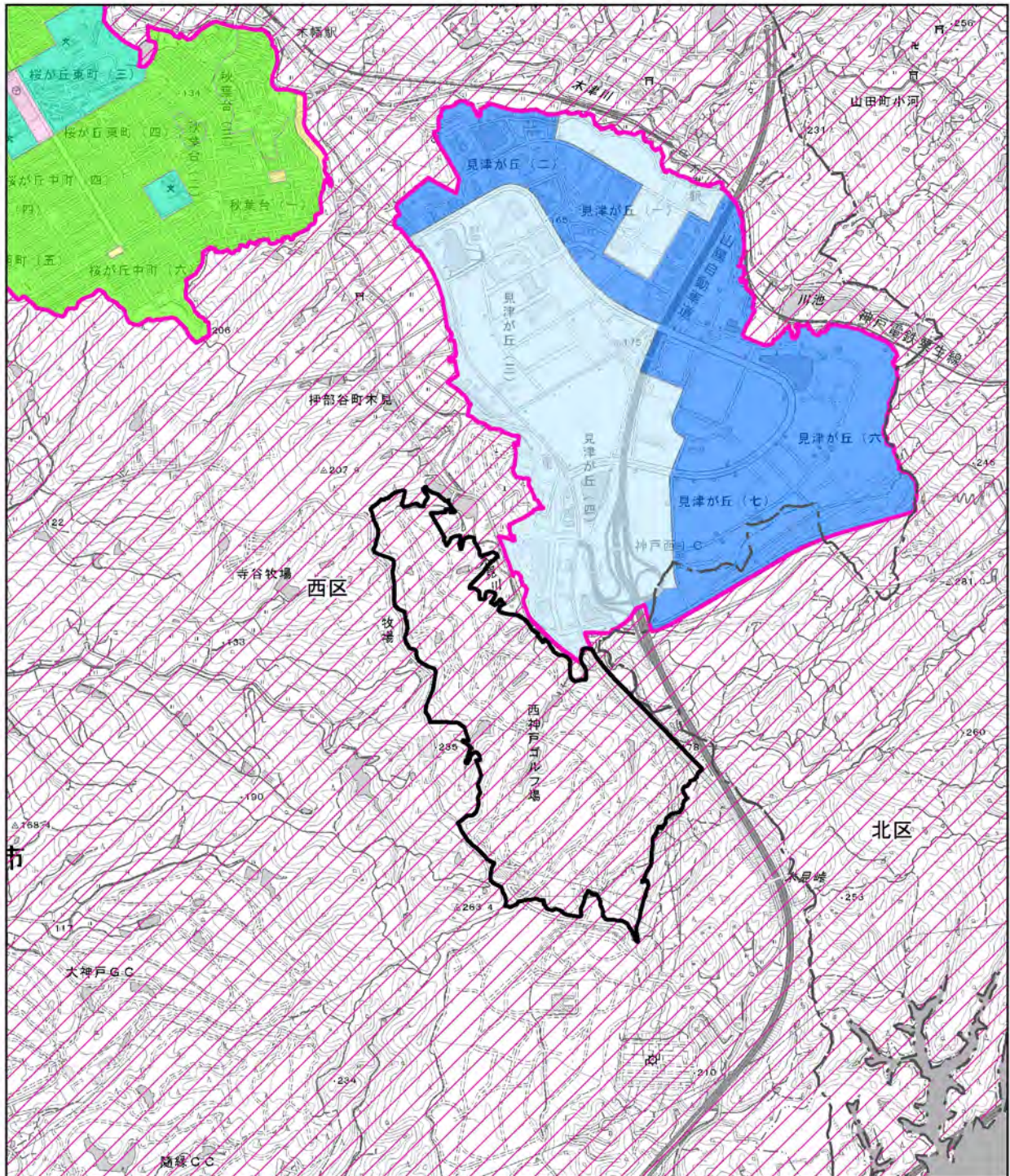


図 5.3-3 土地利用基本計画図

## (2) 用途地域等

「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく用途地域等の指定状況は、図5.3-4に示すとおりである。

事業実施区域は市街化調整区域であり、用途地域の指定はない。



- 事業実施区域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域
- 市街化調整区域

出典)「国土数値情報(用途地域データ)」(国土交通省)  
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>  
 (令和3年11月26日取得)

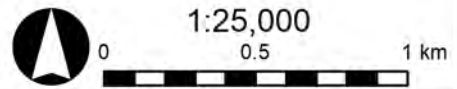


図 5.3-4 用途地域等

### 5.3.6. 水域利用等

#### (1) 上水・農業用水等の利水状況

事業実施区域における上水は、神戸市の上水道によるものであり、主に阪神水道（阪神水道企業団から入水した、琵琶湖・淀川を水源とする水）から供給される水を利用している。

事業実施区域及びその周囲の農業用水は、木見川、櫛谷川及びため池からの慣行水利によるものである。

#### (2) 地下水の利用状況

神戸市の地下水の利用状況は、表5.3-6に示すとおりである。

表 5.3-6 地下水採取量

工業用 (m <sup>3</sup> /日)	上水道用 (千 m <sup>3</sup> /年)
7,291	0

注 1) 工業用は、工業統計における従業員 30 人以上の事業所の 1 日あたりの用水量のうち、水源を井戸水としている量を示す。

注 2) 上水道用は上水道施設の実績年間取水量のうち、水源を地下水としている量を示す。

出典) 「2020 年工業統計表 (IV用地及び用水)」(兵庫県ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

「令和 2 年度水道施設現況調書」(兵庫県ホームページ、令和 4 年 12 月現在)

#### (3) 漁業権の設定状況

事業実施区域及びその周囲には、漁業権が設定されている河川は存在しない。

### 5.3.7. 環境関連社会資本

#### (1) 上水道

神戸市の水道普及状況は表5.3-7に示すとおりであり、水道普及率は99.9%である。

表 5.3-7 水道普及状況（令和2年度）

行政区域	給水人口(人)	給水区域内人口(人)	普及率(%)	給水面積(km <sup>2</sup> )	計画給水区域面積(km <sup>2</sup> )
神戸市	1,509,085	1,511,393	99.9	287.43	348.41

出典)「第98回神戸市統計書 令和3年度版」(令和4年、神戸市)

#### (2) 下水道

神戸市の公共下水道の整備状況は表5.3-8に示すとおりであり、下水道普及率は98.7%である。

表 5.3-8 公共下水道の整備状況（令和2年度）

行政区域	処理区域内人口(人)	行政区域内人口(人)	普及率(%)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )
神戸市	1,502,242	1,521,615	98.7	172.05

出典)「第98回神戸市統計書 令和3年度版」(令和4年、神戸市)



### (3) ごみ処理・処分場等の配置及び稼働状況

#### 1) 一般廃棄物

神戸市の一般廃棄物処理施設の概要は表5.3-9に、一般廃棄物の収集量及び処理量は表5.3-10に示すとおりである。

神戸市には現在、3箇所のクリーンセンター（焼却施設）、1箇所の破砕施設、1箇所の資源リサイクルセンター、2箇所の埋立処分地（環境センター）があり、一般廃棄物の処理及び再資源化が行われている。

事業実施区域及びその周囲には、図5.3-5に示すとおり、資源リサイクルセンター、布施畑環境センター及び布施畑環境センター破砕選別施設が存在している。

表 5.3-9 一般廃棄物処理施設の概要

区分	名称	所在地	設備能力
焼却施設	東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地7	900t/24時間
	港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番1	600t/24時間
	西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番圃（くじ）74番地の1	600t/24時間
破砕施設	布施畑環境センター破砕選別施設	西区伊川谷町布施畑字丸畑	150t/5時間×2基
資源リサイクル	資源リサイクルセンター	西区見津が丘1丁目9（神戸複合産業団地内）	90t/5時間 (45t/5時間×2系列)
埋立処分地	布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑	23,500,000m <sup>3</sup>
	淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	7,700,000m <sup>3</sup>

出典)「神戸市のごみ処理施設の紹介」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

表 5.3-10 一般廃棄物の収集量及び処理量（令和2年度）

【単位：t】

収集量						処理量				
総数	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ <sup>注1)</sup>	事業系ごみ	焼却 <sup>注2)</sup>	埋立	資源化 <sup>注3)</sup>	圧縮・破砕等処理(再掲)	
477,301	249,326	16,057	6,600	28,530	176,788	436,934	17,926	26,166	30,394	

注1)資源ごみの内訳(缶・ビン・ペットボトル：18,714t、容器包装プラスチック：9,816t)

注2)水分を含む。

注3)資源化量は、実際に資源として有効活用された量。

出典)「第98回神戸市統計書 令和3年度版」(令和4年、神戸市)

## 2) 産業廃棄物

### ① 産業廃棄物の業種別排出量

神戸市の産業廃棄物発生量は、「令和3年度 神戸市環境マスタープラン(環境基本計画) 年次報告書」(令和4年)によると、平成20年度から29年度にかけては330万トン～400万トンで推移していたが、平成29年度以降は減少傾向で推移しており、令和2年度は306万トンとなっている。

### ② 産業廃棄物処理施設の立地状況

事業実施区域及びその周囲における産業廃棄物処理施設は、表5.3-11及び図5.3-5に示すとおりであり、6箇所存在する。

表 5.3-11 産業廃棄物処理施設

名称	所在地	許可品目
株式会社エスター	西区見津が丘 1-7-2	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
有限会社エヌ・アール・エス	西区見津が丘 6-1-1	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
株式会社神戸クリーンランド	西区伊川谷町布施畑 1057-1	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず
株式会社 NIPPO	西区櫛谷町寺谷字従弟谷 723-11の一部他	燃え殻(下水汚泥焼却灰に限る。)、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
株式会社萩原林業	西区見津が丘 6-1-2	木くず
株式会社ウエスト	西区見津が丘 6-1-11	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

出典)「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」(神戸市ホームページ、令和5年1月現在)



図 5.3-5 廃棄物処理施設の立地状況

### 5.3.8. 地域地区の指定及び計画等

#### (1) 環境基本法等に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁(河川、湖沼、海域及び地下水)、土壌汚染、騒音に関して環境上の条件が定められている。

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)に基づく環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び水底の底質に係る環境上の条件が定められている。

#### 1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表5.3-12に示すとおりである。

表 5.3-12 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注1) この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないように努めるものとする。

注3) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒子が10μm以下のものをいう。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注5) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

注6) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

出典) 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

## 2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表5.3-13に示すとおりである。

表 5.3-13(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B		
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号)

ただし、表5.3-13(2)に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)については、表5.3-13(1)によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 5.3-13(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表5.3-13(2)に関わらず、特例として表5.3-13(3)の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 5.3-13(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内に透過する騒音に係る基準(昼間にあっては、45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

注 1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道及び自動車専用道路をいう(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)。

注 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」に関しては、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m

・ 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号)

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に基づく、事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定は、表5.3-14及び図5.3-6に示すとおりである。

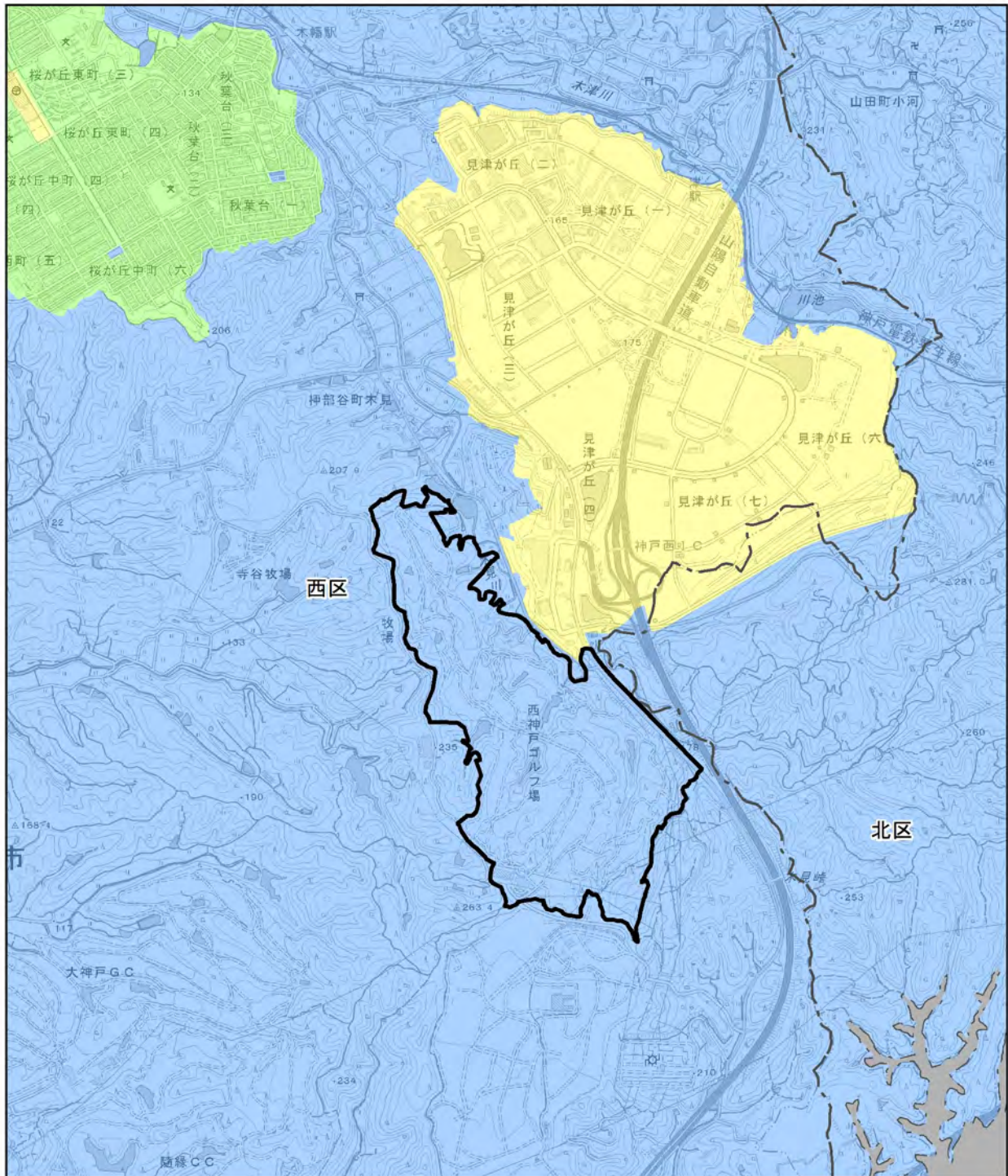
表 5.3-14 騒音に係る環境基準の類型指定地域

地域の類型	類型を当てはめる地域
AA	「騒音に係る環境基準について」に規定される、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域
B	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域並びに準住居地域(同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)
C	都市計画法第9条第9項から第13項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。)

注) 神戸市では、AA類型に指定している地域はない。

出典) 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成24年3月27日神戸市告示第694号）



事業実施区域

A類型

B類型

C類型

出典)「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」  
(平成 24 年 3 月 27 日神戸市告示第 694 号)



1:25,000

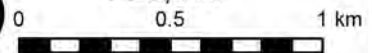


図 5.3-6 騒音に係る環境基準の類型指定状況

### 3) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用され、カドミウム等の27項目に関して、一律に定められており、環境基準は表5.3-15に示すとおりである。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定しており、河川に関する環境基準は表5.3-16に、湖沼に関する環境基準は表5.3-17に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲においては、図5.3-7に示すとおり、明石川がB類型に指定されている。

表 5.3-15 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと。」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)



表 5.3-16(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

- 備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。  
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。  
 3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。  
 4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。  
 5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 5.3-16(2) 生活環境の保全に係る環境基準（河川）（水生生物）

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)

表 5.3-17(1) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

- 備考) 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。  
 2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。  
 3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。  
 4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)

表 5.3-17(2) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）（全窒素及び全燐）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

注 3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 5.3-17(3) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）（水生生物生息）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A または生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 5.3-17(4) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）（水生生物再生産）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)



図 5.3-7 河川の環境基準類型の指定状況

#### 4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表5.3-18に示すとおりである。

表 5.3-18 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

## 5) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表5.3-19に示すとおりである。

表 5.3-19 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、告示に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典) 「土壌汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)



## 6) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準「環境基準」が設定されている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表5.3-20に示すとおりである。

表 5.3-20 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質の汚染を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。

注3) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

## (2) 公害関係法令

### 1) 大気汚染

#### ① 施設の設置等に関する規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)に基づく、工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要は、表5.3-21に示すとおりである。

表 5.3-21 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(m <sup>3</sup> /h) = K × 10 <sup>-3</sup> × He <sup>2</sup> 一般排出基準: K = 3.0 ~ 17.5 特別排出基準: K = 1.17 ~ 2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定 硫黄含有率: 0.5 ~ 1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04 ~ 0.5g/m <sup>3</sup> n 特別排出基準: 0.03 ~ 0.2g/m <sup>3</sup> n	
	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/m <sup>3</sup> n	
	塩素(Cl <sub>2</sub> )、 塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/m <sup>3</sup> n 塩化水素: 80mg/m <sup>3</sup> n、700mg/m <sup>3</sup> n	
	ふっ素(F)、 ふっ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 ~ 20mg/m <sup>3</sup> n	
	鉛(Pb)、 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10 ~ 30mg/m <sup>3</sup> n	
有害物質	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60 ~ 950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物 (VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400 ~ 60,000ppmC	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん (石綿)	切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度 10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等 28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質	248物質(群) このうち「優先取組物質」として 23物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50 ~ 600mg/m <sup>3</sup> n 既設: 100 ~ 1500mg/m <sup>3</sup> n
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/m <sup>3</sup> n 既設: 300 ~ 500mg/m <sup>3</sup> n
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニン グ機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/m <sup>3</sup> n 既設: 300 ~ 500mg/m <sup>3</sup> n

注1) ばいじん及び有害物質については、兵庫県は条例で国の基準より厳しい上乗せ基準を設定している。

注2) 有害大気汚染物質: 低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質  
出典) 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚生省、通商産業省令第1号)

## ② 自動車排出ガスの規制

神戸市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号）において規定される、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

## 2) 騒音

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)に基づき、騒音を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う騒音や建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、自動車騒音は、措置を要請する限度が定められている。

### ① 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設を設置する事業場又は事業所)において発生する騒音の規制基準は表5.3-22に、事業実施区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況は図5.3-8に示すとおりである。

表 5.3-22 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備考) 1. 区域の区分

第1種区域：都市計画法第9条第1項から第2項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域。

第2種区域：都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第3項から第7項までに規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに、西区及び北区における同法第9条第11項に規定する準工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域。

第3種区域：都市計画法第9条第9項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第2種区域を除く。)並びに、西区及び北区における同法第9条第12項に規定する工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域。

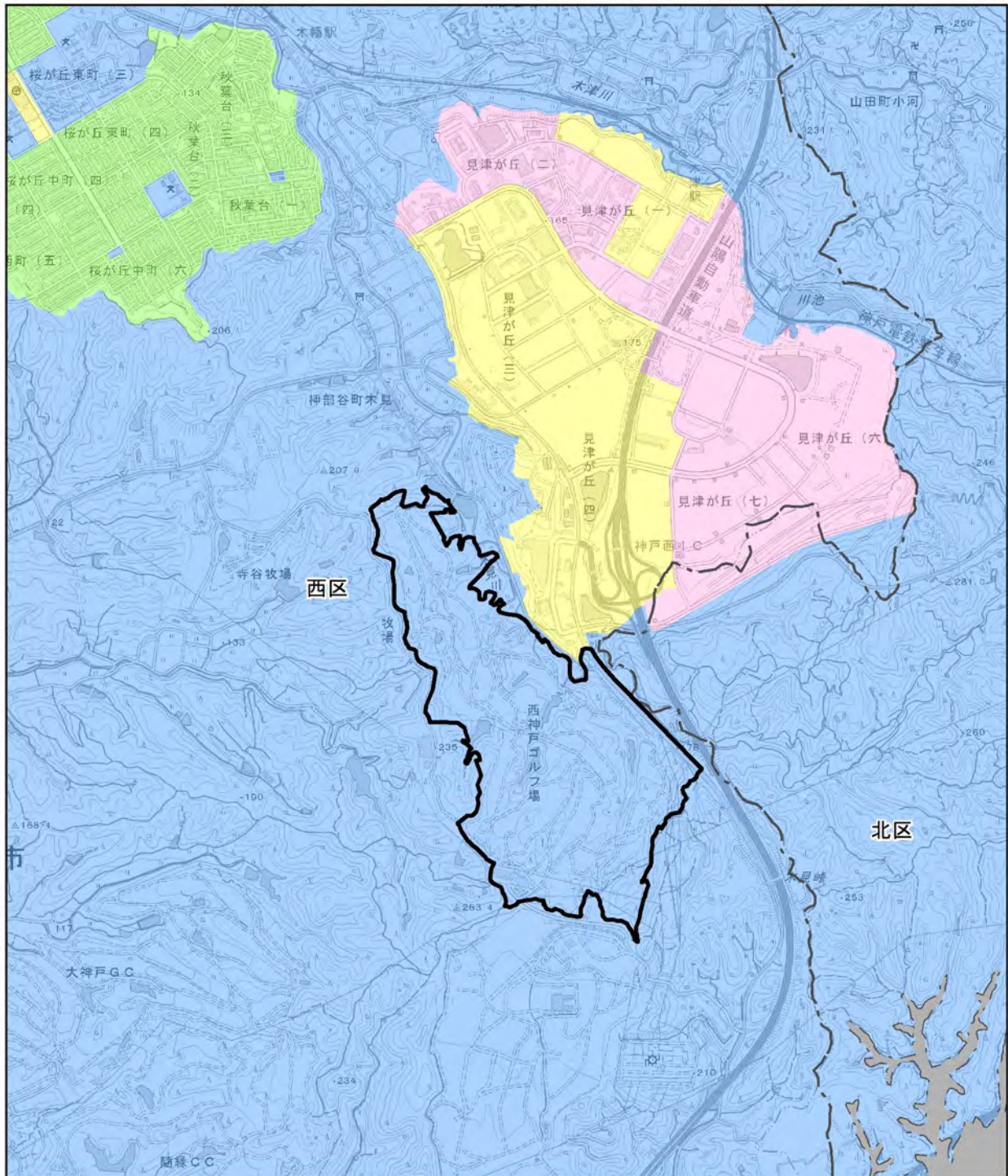
第4種区域：工業地域(第3種区域を除く。)及び工業専用地域(工業専用地域については内陸部に限る。)

2. 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典)「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)

「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年3月25日神戸市告示第253号)

「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年3月29日神戸市告示第819号)



- 事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域

出典)「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年3月29日神戸市告示第819号)

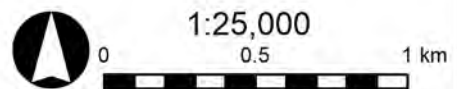


図 5.3-8 特定工場等の騒音に係る規制地域

## ② 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表5.3-23に、騒音規制区域の指定状況は図5.3-9に示すとおりである。

表 5.3-23 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

	地域の区分 <sup>注1)</sup>	騒音の規制に関する基準 <sup>注2)</sup> (1~9の作業) <sup>注4)</sup>	適用除外 <sup>注3)</sup>
騒音の大きさ	①、②	85dB	-
作業時刻	①の区域	19時～翌日7時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
作業時刻	②の区域	22時～翌日6時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
1日あたりの作業時間	①の区域	10時間を超えないこと	イ、ロ
1日あたりの作業時間	②の区域	14時間を超えないこと	イ、ロ
作業時間	①、②	連続6日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、ホ

注1)地域の区分は以下のとおり

- ①第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内
- ②第4種区域のうち、上記の区域を除く区域

注2)騒音の基準

騒音の大きさは、特定建設作業を行う場所の敷地境界線上で測定する。  
兵庫県条例では、騒音規制法による指定地域との境界から100m以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

注3)適用除外

- イ. 災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ. 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ. 鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
- ニ. 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ. 変電所の変更工事であって必要な場合

注4)作業の種類は表5.3-24に示すとおりである。

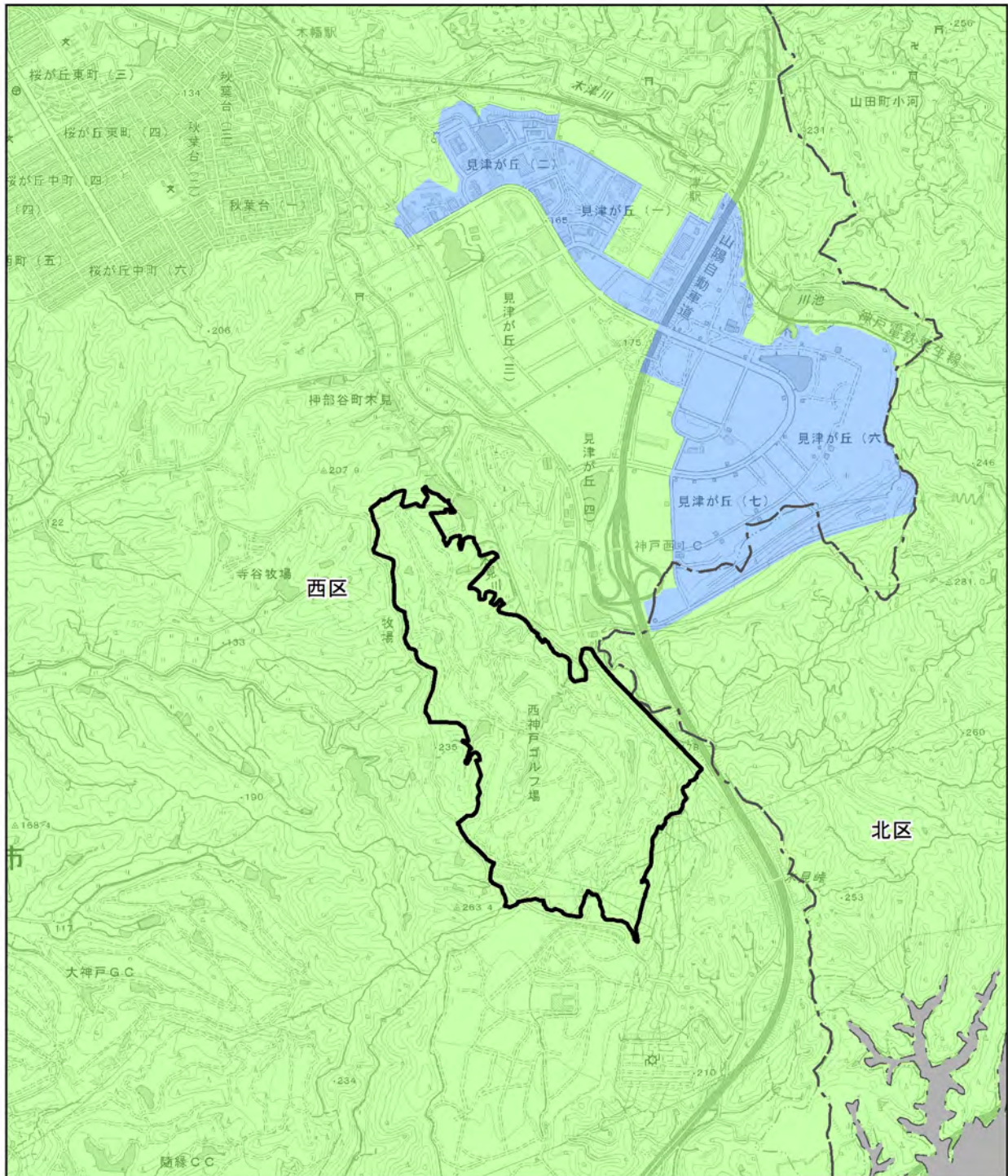
出典)「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)  
「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」(平成13年2月27日兵庫県告示第274号)  
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の区域の指定」(平成24年3月30日神戸市告示第34号)

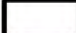
表 5.3-24 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類		適用法令	
		騒音規制法	県条例
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
9	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	-	○

出典)「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日総理府令第324号)

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成8年1月8日兵庫県規則第1号)



 事業実施区域

 ①の区域

 ②の区域

出典)「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の区域の指定」(平成24年3月30日神戸市告示第34号)



1:25,000

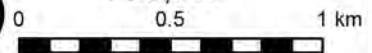


図 5.3-9 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制地域



### ③ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表 5.3-25に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとし、また必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

また、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況は、表 5.3-26及び図 5.3-10に示すとおりである。

表 5.3-25 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ））

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域 c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	2 車線以下（道路端から 15m の範囲）	75 デシベル	70 デシベル
	3 車線以上（道路端から 20m の範囲）		

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2. a 区域、b 区域及び c 区域とは、以下に示す区域として都道府県知事（神戸市内の区域については、市長）が定めた区域をいう。

a 区域 専ら住居の用に供される区域

b 区域 主として住居の用に供される区域

c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典) 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)

表 5.3-26 自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分

区域	当てはめる都市計画法における用途地域
a 区域	都市計画法第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第 8 項に規定する田園住居地域
b 区域	都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域及び同法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域並びに準住居地域(同条第 23 項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)
c 区域	都市計画法第 9 条第 9 項から第 13 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(同条第 23 項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。)

出典) 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」(平成 13 年 1 月 11 日神戸市告示第 313 号)

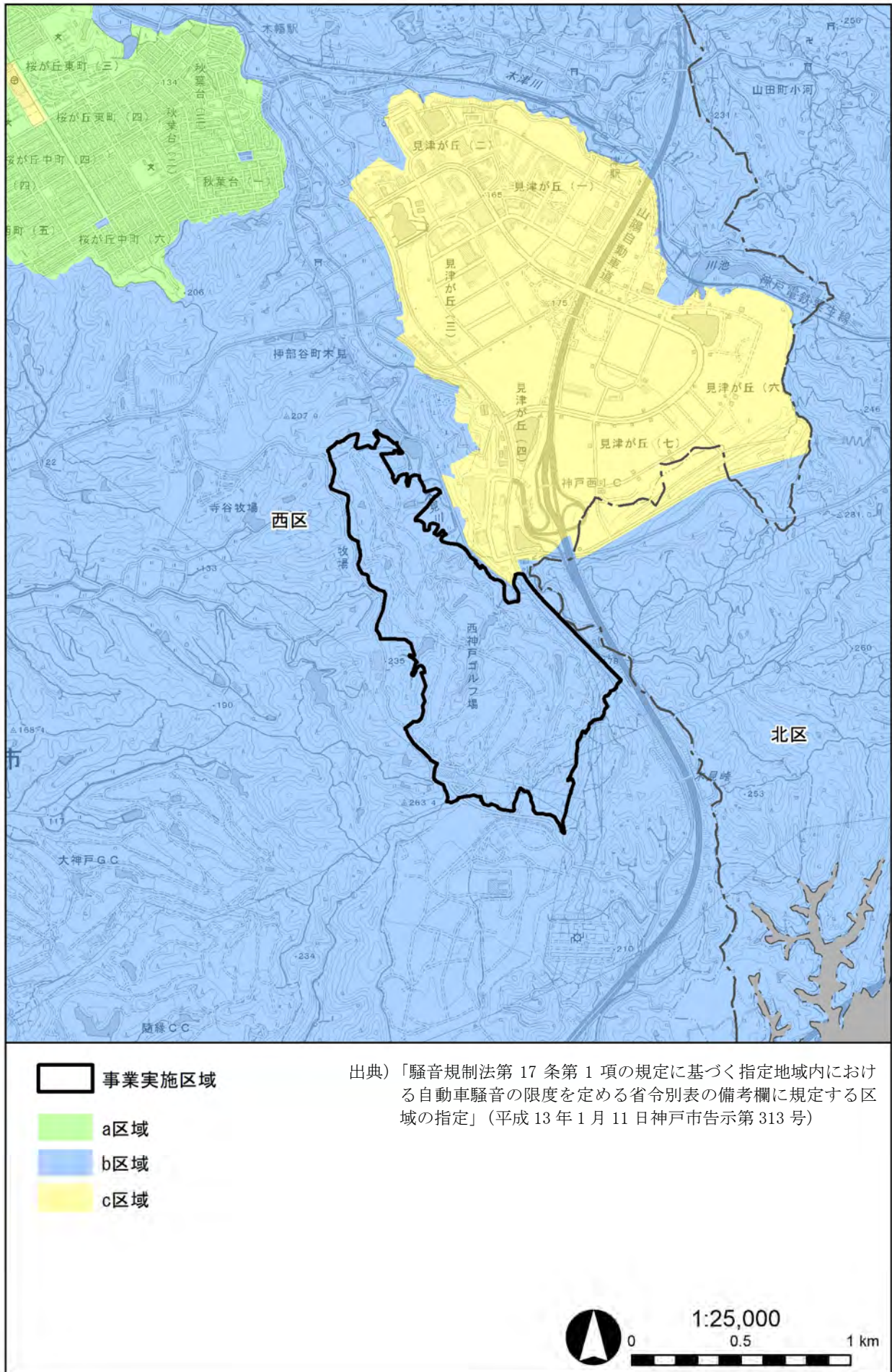


図 5.3-10 自動車騒音に係る規制地域

### 3) 振動

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)に基づき、振動を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う振動や建設工事に伴う振動について規制が定められている。また、道路交通振動は、措置を要請する限度が定められている。

#### ① 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設を設置する工場又は事業所)において発生する振動の規制基準は表5.3-27に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図5.3-11に示すとおりである。

表 5.3-27 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考) 1. 区域の区分

(1) 第1種区域

都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び第9条第1項から第7項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第8項に規定する田園住居地域

(2) 第2種区域

都市計画法第9条第9項から第12項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 第1種区域又は第2種区域の区域内に所存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院をさせるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示90号)

「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年3月25日神戸市告示第257号)

「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年3月29日神戸市告示第818号)

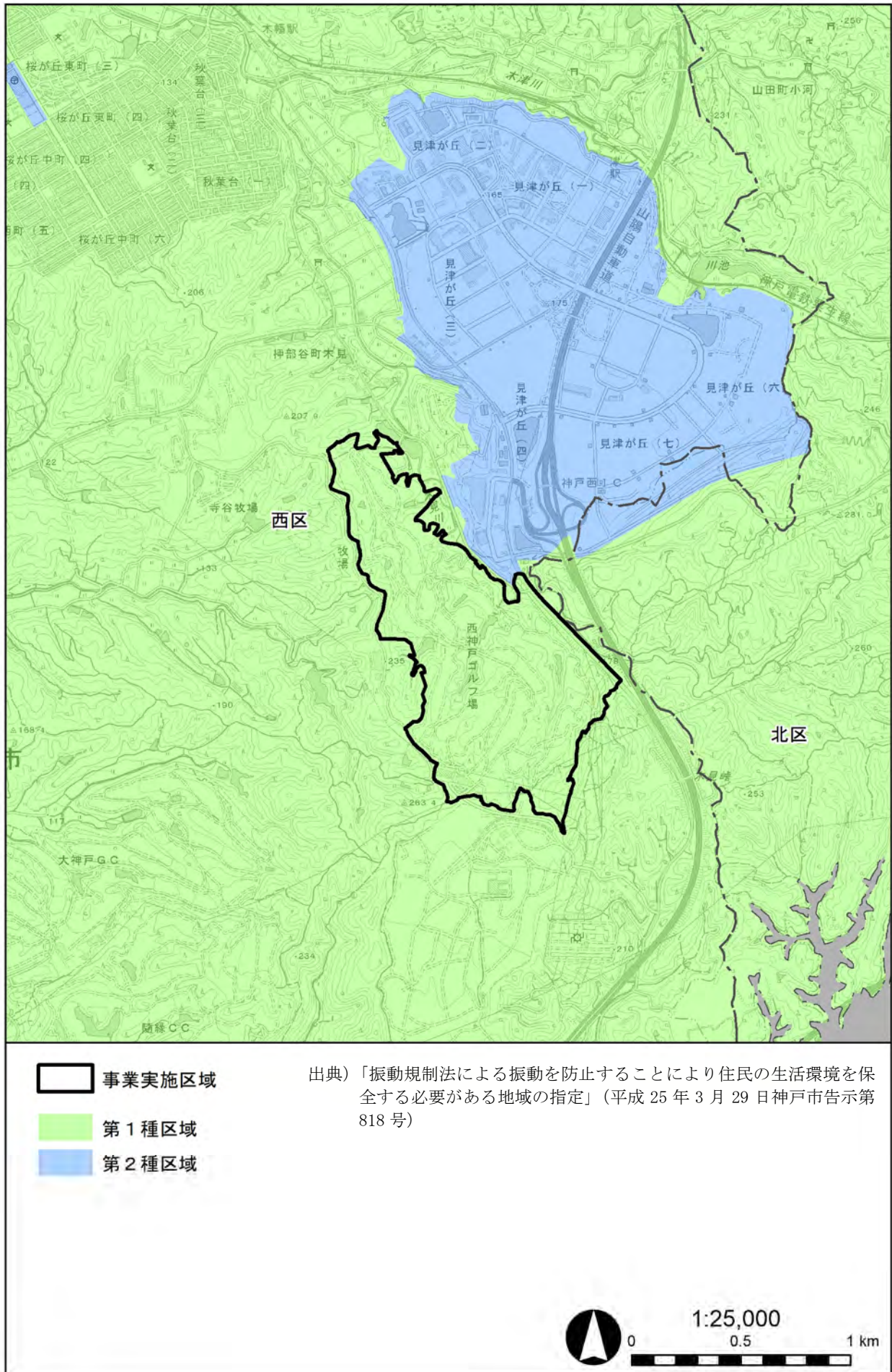


図 5.3-11 特定工場等の振動に係る規制地域

## ② 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表5.3-28に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図5.3-12に示すとおりである。

表 5.3-28 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

	地域の区分 <sup>注1)</sup>	振動の規制に関する基準 <sup>注2)</sup> (1~4の作業) <sup>注4)</sup>	適用除外 <sup>注3)</sup>
振動の大きさ	①、②	75dB	-
作業時刻	①の区域	19時～翌日7時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
作業時刻	②の区域	22時～翌日6時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
1日あたりの作業時間	①の区域	10時間を超えないこと	イ、ロ
1日あたりの作業時間	②の区域	14時間を超えないこと	イ、ロ
作業時間	①、②	連続6日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、ホ

注1)地域の区分は以下のとおり

①：第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内

②：第4種区域のうち、上記の区域を除く区域

注2)振動の基準

- ・振動の大きさは、特定建設作業を行う場所の敷地境界線上で測定する。
- ・兵庫県条例では、騒音規制法による指定地域との境界から100m以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

注3)適用除外

- イ. 災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ. 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ. 鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
- ニ. 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ. 変電所の変更工事であって必要な場合

注4)作業の種類（下表のとおりである。）

特定建設作業の種類	適用法令	
	振動規制法	県条例
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○

出典)「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日総理府令第280号）

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」

（平成13年2月27日兵庫県告示第274号）

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成8年1月8日兵庫県規則第1号）

「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号の区域の指定」（昭和61年3月25日神戸市告示第258号）

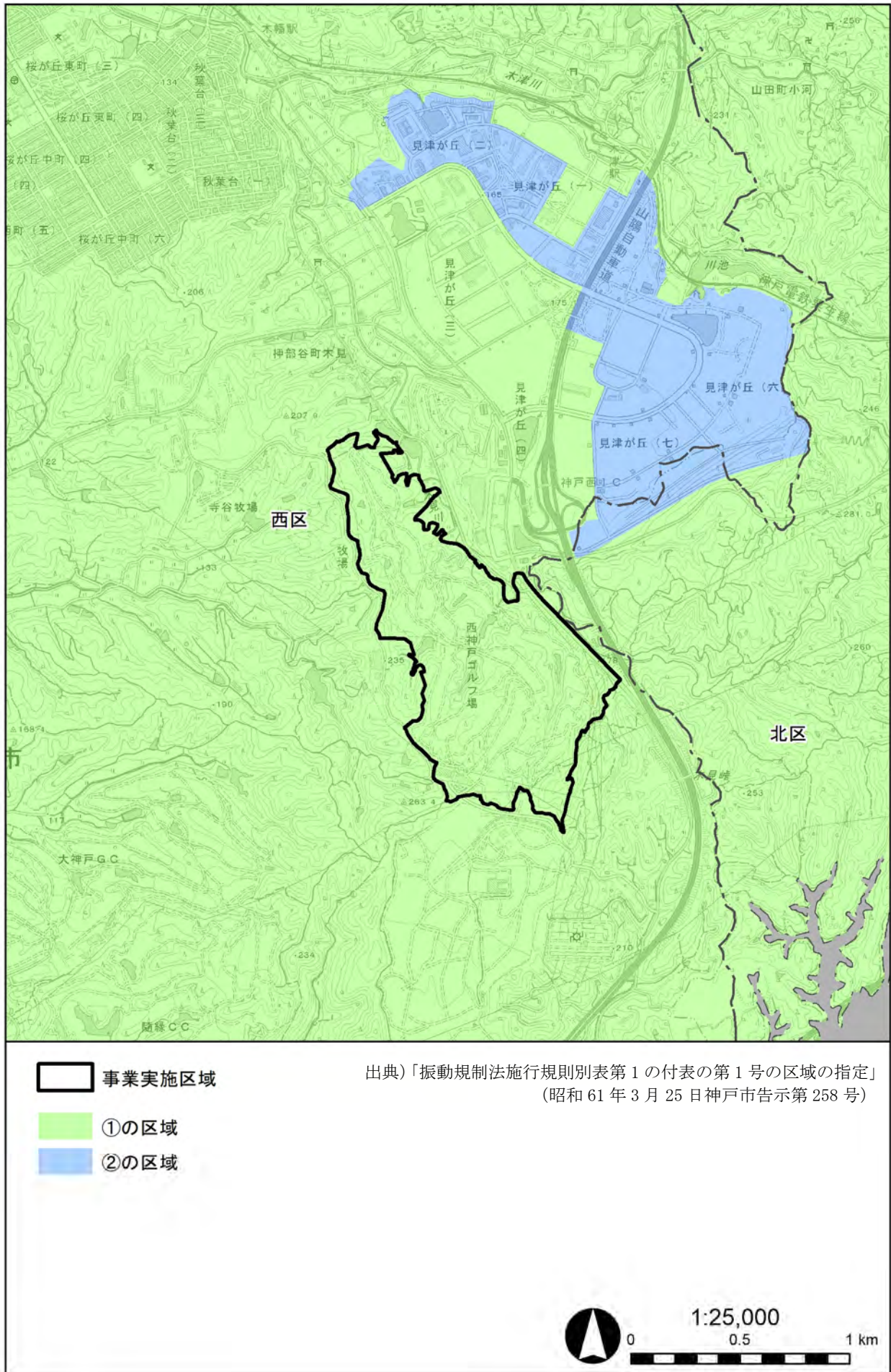


図 5.3-12 特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域

### ③ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表5.3-29に示す限度を超えることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものと定められている。

また、事業実施区域及びその周囲における振動規制区域の指定状況は、図5.3-13に示すとおりである。

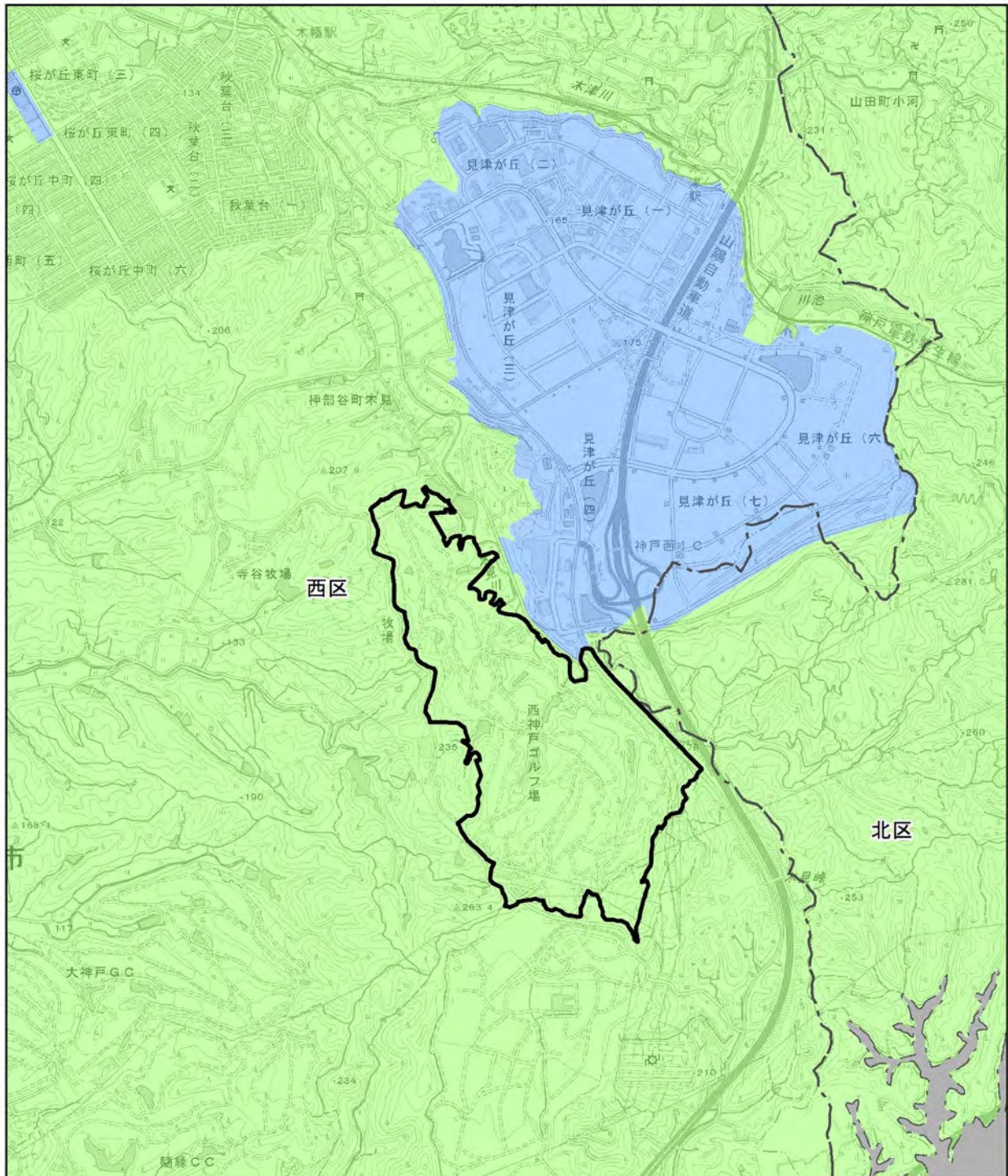
表 5.3-29 道路交通振動の要請限度（振動レベル（ $L_{10}$ ））

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典)「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)



- 事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域

出典) 「振動規制法施行規則」  
(昭和51年11月10日総理府令第58号)

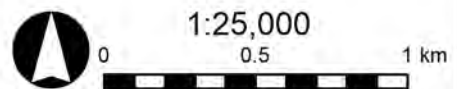


図 5.3-13 道路交通振動に係る規制地域



#### 4) 悪臭

悪臭に係る規制は、「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)に基づき、神戸市では臭気指数規制として、敷地境界線上の規制基準(1号基準)、気体排出口における規制基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)を導入している。規制基準は表5.3-30に、悪臭防止規制地域の範囲は図5.3-14に示すとおりである。

表 5.3-30(1) 敷地境界線上の規制基準(1号基準)

区分	地域の範囲	敷地境界線上の規制基準
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 (注:いずれも臨港地区を除く。)	臭気指数 10
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (注:いずれも臨港地区を除く。)	臭気指数 15
第3種区域	工業地域 工業専用地域 市街化調整区域 臨港地区	臭気指数 18

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号)  
「悪臭の規制について」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

表 5.3-30(2) 気体排出口における規制基準(2号基準)

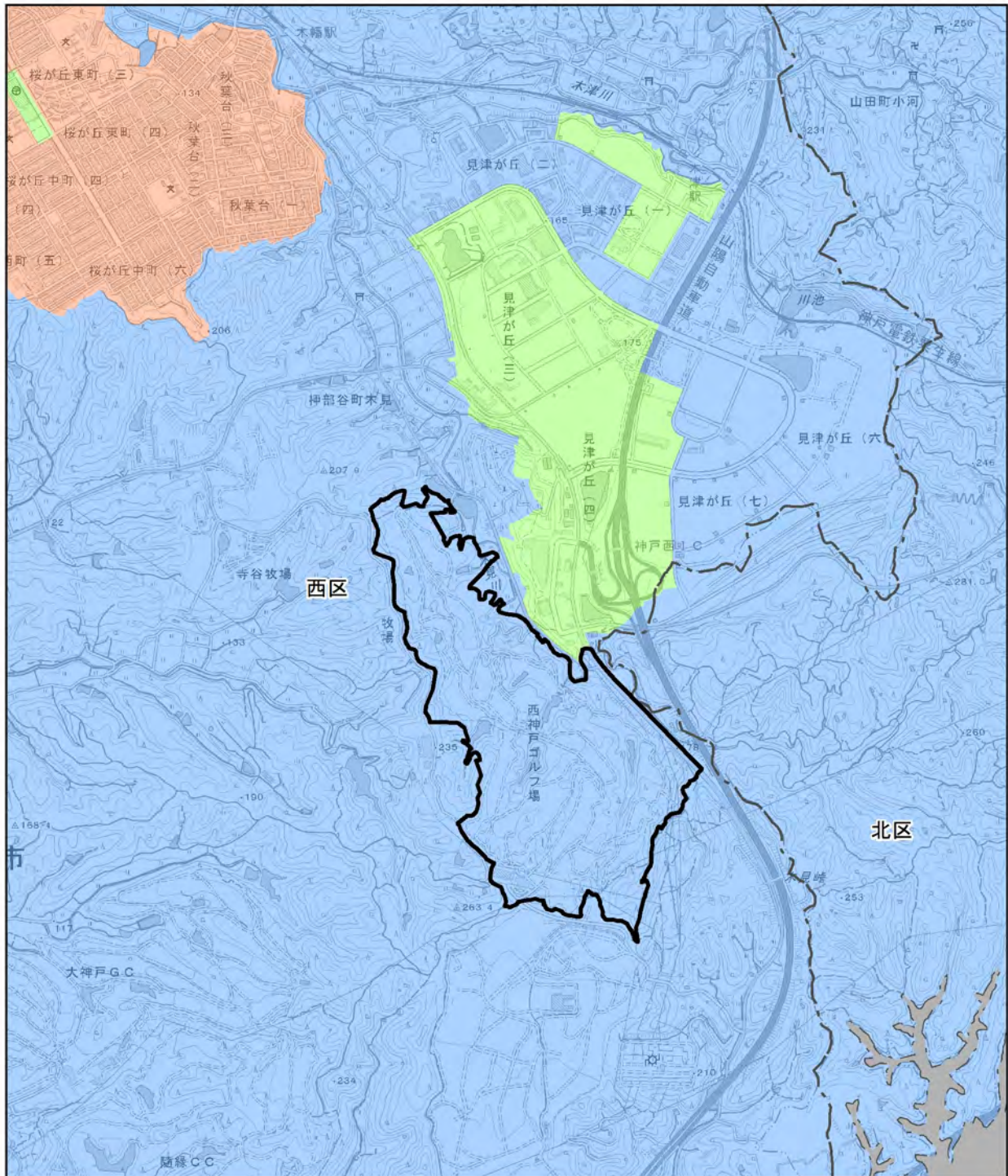
区分	規制基準
排出口高さ 15m以上	指標:臭気排出強度 建物の影響などを考慮した規制式により、建物条件や排出ガスの流量等を基に算出する。
排出口高さ 15m未満	指標:臭気指数 流量を測定しない簡易な算定方法により、排出ガスの臭気指数を算出する。

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号)  
「悪臭の規制について」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

表 5.3-30(3) 排出水の規制基準(3号基準)

区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 26
第2種区域	臭気指数 31
第3種区域	臭気指数 34

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号)  
「悪臭の規制について」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)



- 事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」  
(平成24年10月2日神戸市告示第423号)

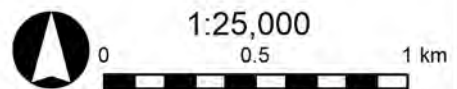


図 5.3-14 悪臭防止法による規制地域

## 5) 水質汚濁

### ① 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)により、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については、表5.3-31及び表5.3-32に示す全国一律の排水基準が定められている。

表 5.3-31 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (有害物質)

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mgCd/L
シアン化合物		1mgCN/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mgPb/L
六価クロム化合物		0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10mgB/L
	海域に排出されるもの：	230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8mgF/L
	海域に排出されるもの：	15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

注1)「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2)砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(昭和49年政令第363号)の施行の際、現に湧出している温泉(「温泉法」(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典)「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

表 5.3-32 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に 排出されるもの：	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの：	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量		120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考)

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典)「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)

## ② 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する兵庫県条例

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号) 第 3 条第 3 項及び第 4 項（「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号) 第 12 条の 2 の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例」(昭和 49 年 3 月 27 日兵庫県条例第 18 号) で特定施設を設置している工場又は事業場から排出される污水に係る上乗せ排水基準を定めている。

事業実施区域及びその周囲の水域は、「上乗せ排水基準」の適用区域（瀬戸内海水域）である。

## 6) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)第6条第1項第1号に基づく区域の指定に係る基準のうち、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの(土壌溶出量)は表5.3-33に、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するもの(土壌含有量)は表5.3-34に示すとおりである。

なお、事業実施区域及びその周囲では、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な要措置区域及び、土地の形質の変更をしようとするときに届出が必要な形質変更時要届出区域は指定されていない。

表 5.3-33 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌溶出量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき 6 価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)化合物	検液中に検出されないこと。

出典)「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号)

表 5.3-34 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌含有量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

出典)「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号)

## 7) 地盤沈下

「工業用水法」(昭和31年6月10日法律第146号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月1日法律第100号)に基づく地下水採取制限について、事業実施区域及びその周囲は指定地域になっていない。

## 8) 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)により、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして、表5.3-35に示す20種類の産業廃棄物が定められている。

表 5.3-35 産業廃棄物の種類

種類	具体例
燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭(不純物が混在すること等により泥状のもののは汚泥)、産業廃棄物の焼却残灰・炉内掃出物(集じん装置に捕捉されたものは、ばいじんとして扱う。)
汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場汚泥
廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤(シンナー、アルコール類)、タールピッチ類
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ(合成ゴム)、廃イオン交換樹脂など
紙くず(以下の業種に伴うもの)	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、新聞業に係るもの(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業に係るもの(印刷出版を行うものに限る。)、製本業、印刷物加工業に係るもの、PCBが塗布され又は染み込んだもの(全業種)
木くず(以下の業種に伴うもの)	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)、PCBが染み込んだもの(全業種)、
繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)、PCBが染み込んだもの(全業種)
動植物性残さ(以下の業種に伴うもの)	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物、醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくずなど、その他の製造くず、原料かす、なお、卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物、厨芥類は、事業系一般廃棄物となる。
動物系固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状不要物
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムくずは廃プラスチック類)
金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず
鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューボラのノロ、鋳物廃砂、不良鉱石
がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)	コンクリート破片(セメント、アスファルト)、レンガの破片、かわら片などの不燃物
動物のふん尿(以下の業種に伴うもの)	畜産農業に係るもの
動物の死体(以下の業種に伴うもの)	畜産農業に係るもの
ばいじん(ダスト類)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設(乾式、湿式)によって捕捉したもの
処分するために処理したもの(政令第2条第13号廃棄物)	上記までに掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの、コンクリート固形化物など

出典)「産業廃棄物とは」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

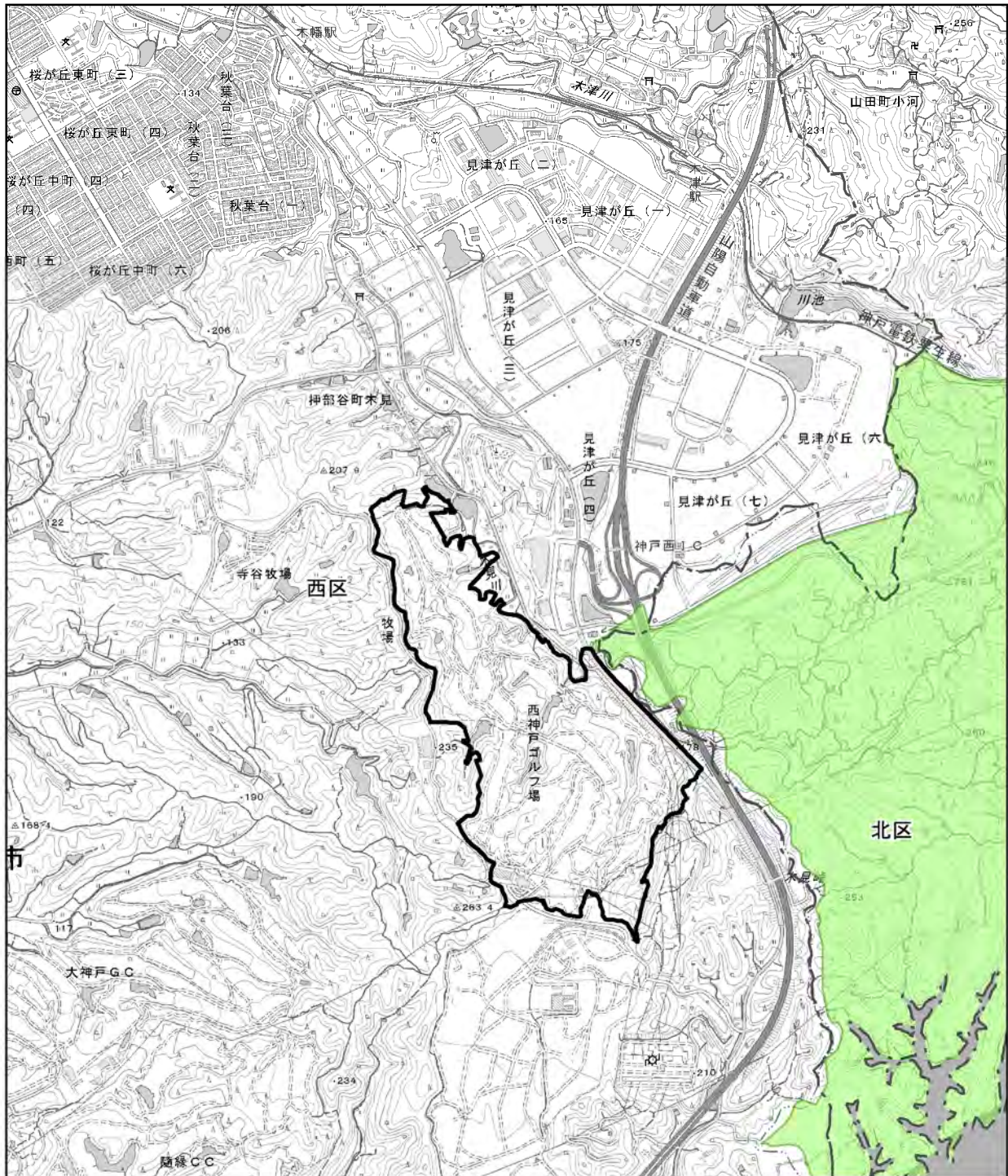
### (3) 自然環境関係法令

事業実施区域及びその周囲における自然環境に係る法令等による地域地区の指定状況は、表5.3-36及び図5.3-15～図5.3-18に示すとおりである。

事業実施区域においては、「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づく、人と自然との共生ゾーンに指定されている。

表 5.3-36 自然環境関係法令等による地域地区の指定状況

法令等	指定地域名称	指定状況
「自然公園法」 (昭和32年6月1日法律第161号)	国立公園 国定公園	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「兵庫県立自然公園条例」 (昭和38年7月5日兵庫県条例第80号)	県立自然公園	
「自然環境保全法」 (昭和47年6月22日法律第85号)	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第28号)	兵庫県自然環境保全地域 環境緑地保全地域 自然海浜保全地区 郷土記念物	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成4年9月28日条約第7号)	自然遺産の区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」 (昭和42年7月31日法律第103号)	近郊緑地保全区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「都市緑地法」 (昭和48年9月1日法律第72号)	緑地保全地域 特別緑地保全地区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「生産緑地法」 (昭和49年6月1日法律第68号)	生産緑地地区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」 (平成3年4月1日神戸市条例第2号)	緑地の保存区域 緑地の保全区域 緑地の育成区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」 (平成8年4月15日神戸市条例第10号)	人と自然との共生ゾーン (農村用途区域)	事業実施区域及びその周囲に指定地域がある。
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号)	生息地等保護区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年7月12日法律第88号)	鳥獣保護区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 (昭和55年9月22日条約28号)	ラムサール条約湿地	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「都市計画法」 (昭和43年6月15日法律第100号)	風致地区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「風致地区内における建築等の規制に関する条例」 (昭和45年4月14日神戸市条例第32号)		
「森林法」 (昭和26年6月26日法律第249号)	保安林	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「農業振興地域の整備に関する法律」 (昭和44年7月1日法律第58号)	農用地区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。



- 事業実施区域
- 近郊緑地保全区域

出典)「風致地区など緑地に関する規制の種類と規制の概要」  
(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

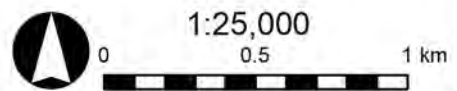
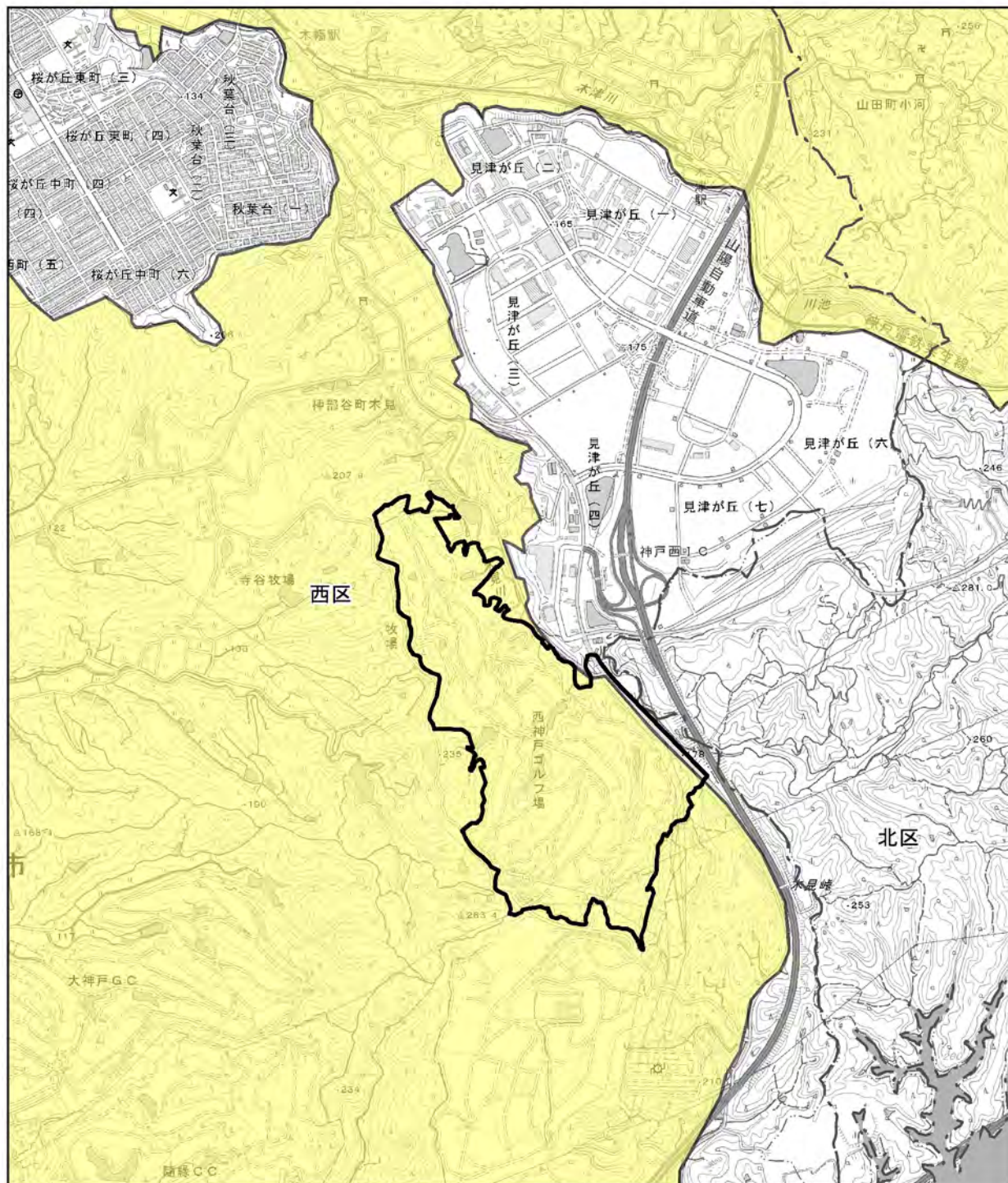


図 5.3-15 近郊緑地保全区域の指定状況





- 事業実施区域
- 人と自然との共生ゾーン

出典) 「人と自然との共生をめざして 人と自然との共生ゾーン」  
 (神戸市ホームページ、令和4年12月現在)  
 「木見里づくり計画『里・街・緑 木見の未来へ』」  
 (平成21年、木見里づくり協議会)

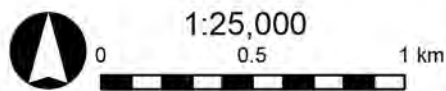


図 5.3-16 人と自然との共生ゾーンの指定状況



図 5.3-17 保安林の指定状況

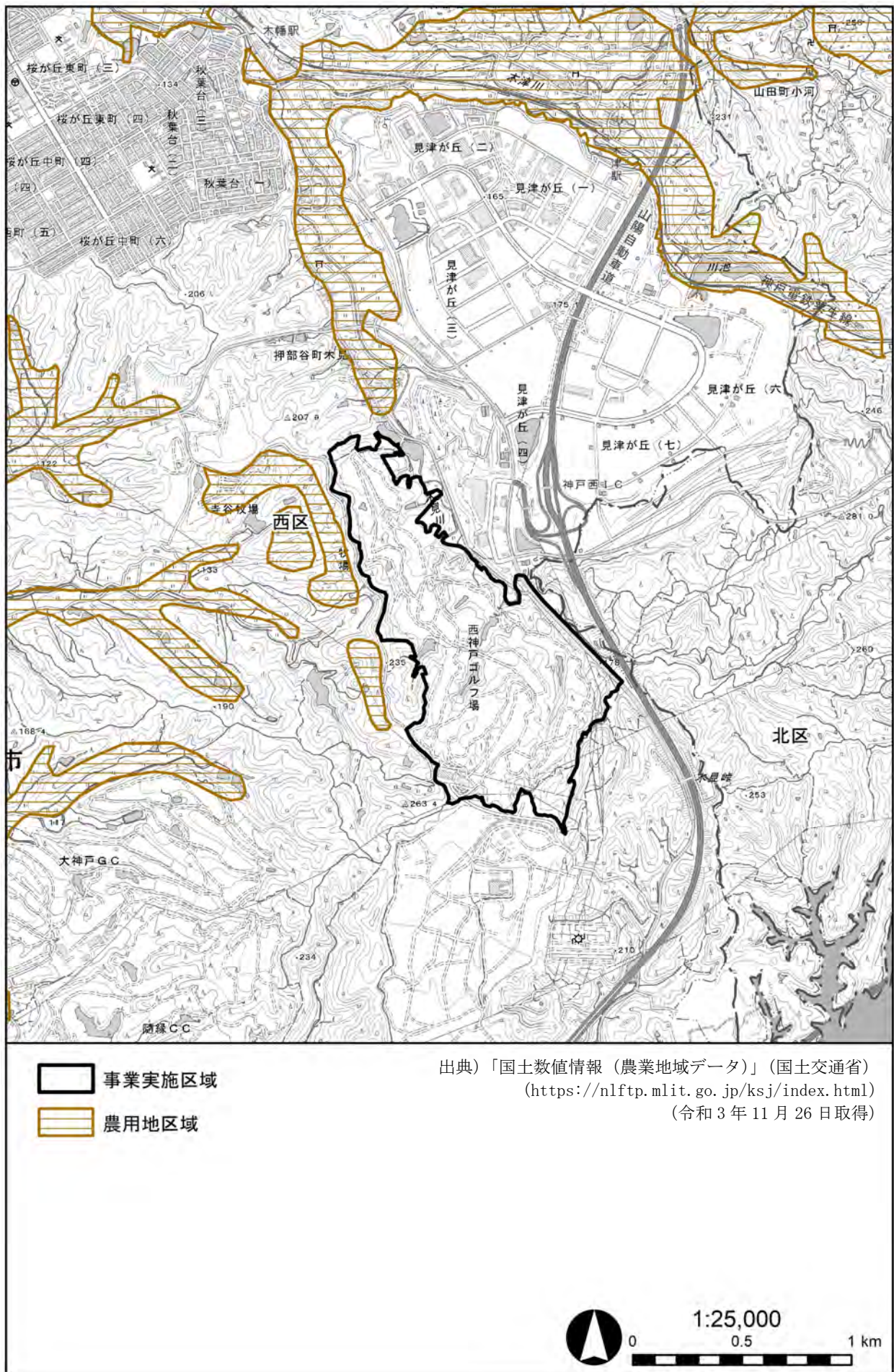


図 5.3-18 農用地区域の指定状況

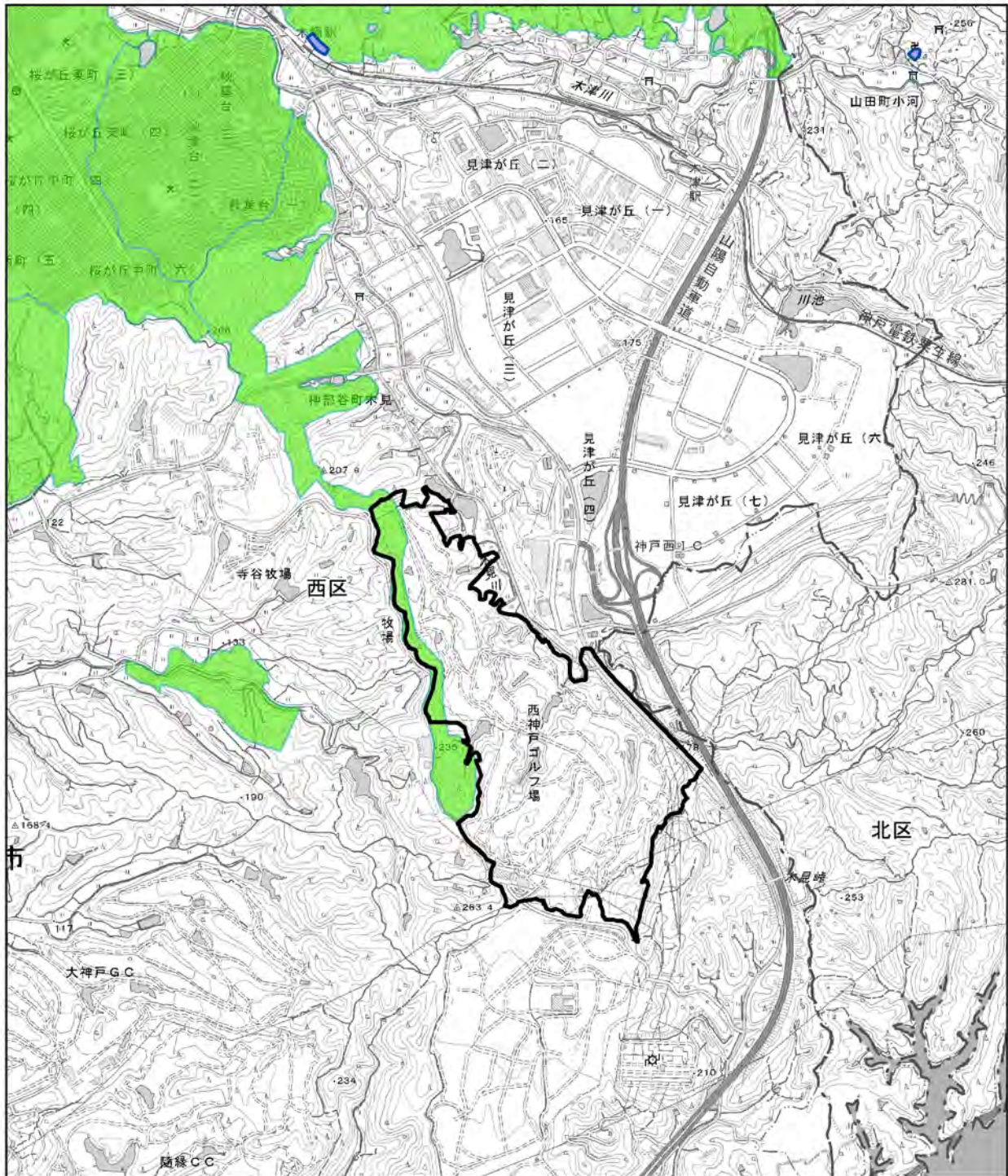
#### (4) 防災関連法令

事業実施区域及びその周囲における防災に係る法令等による地域地区の指定状況は、表5.3-37及び図5.3-19～図5.3-21に示すとおりである。

事業実施区域においては、砂防指定地及び宅地造成工事規制区域が指定されている。

表 5.3-37 防災関係法令等による地域地区の指定状況

法令等	指定地域	指定状況
「砂防法」 (明治30年3月30日法律第29号)	砂防指定地	事業実施区域及びその周囲に指定地域がある。
「地すべり等防止法」 (昭和33年3月31日法律第30号)	地すべり防止区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」 (昭和44年7月1日法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 (平成12年5月8日法律第57号)	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「宅地造成等規制法」 (昭和36年11月7日法律第191号)	宅地造成工事規制区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域がある。



- 事業実施区域
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域

出典)「神戸市情報マップ(砂防指定地)」  
 (神戸市ホームページ、令和4年12月現在)  
 「国土数値情報(急傾斜地崩壊危険区域データ)」  
 (国土交通省)  
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>  
 (令和3年11月26日取得)

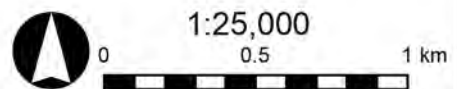
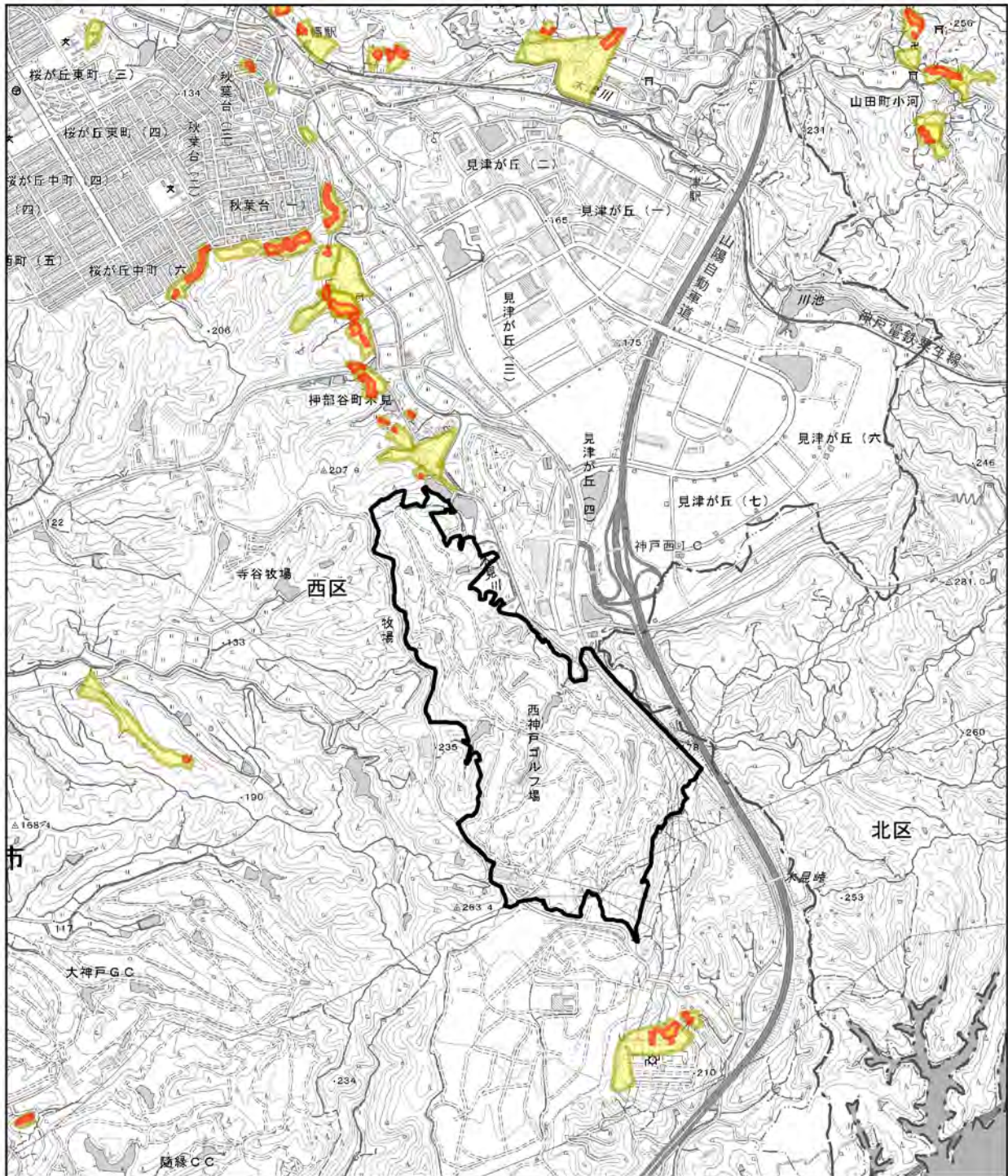


図 5.3-19 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



- 事業実施区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

出典)「兵庫県CGハザードマップ(地域の風水害対策情報)」  
(兵庫県)

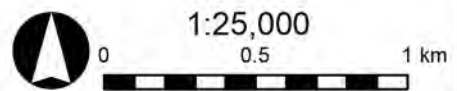
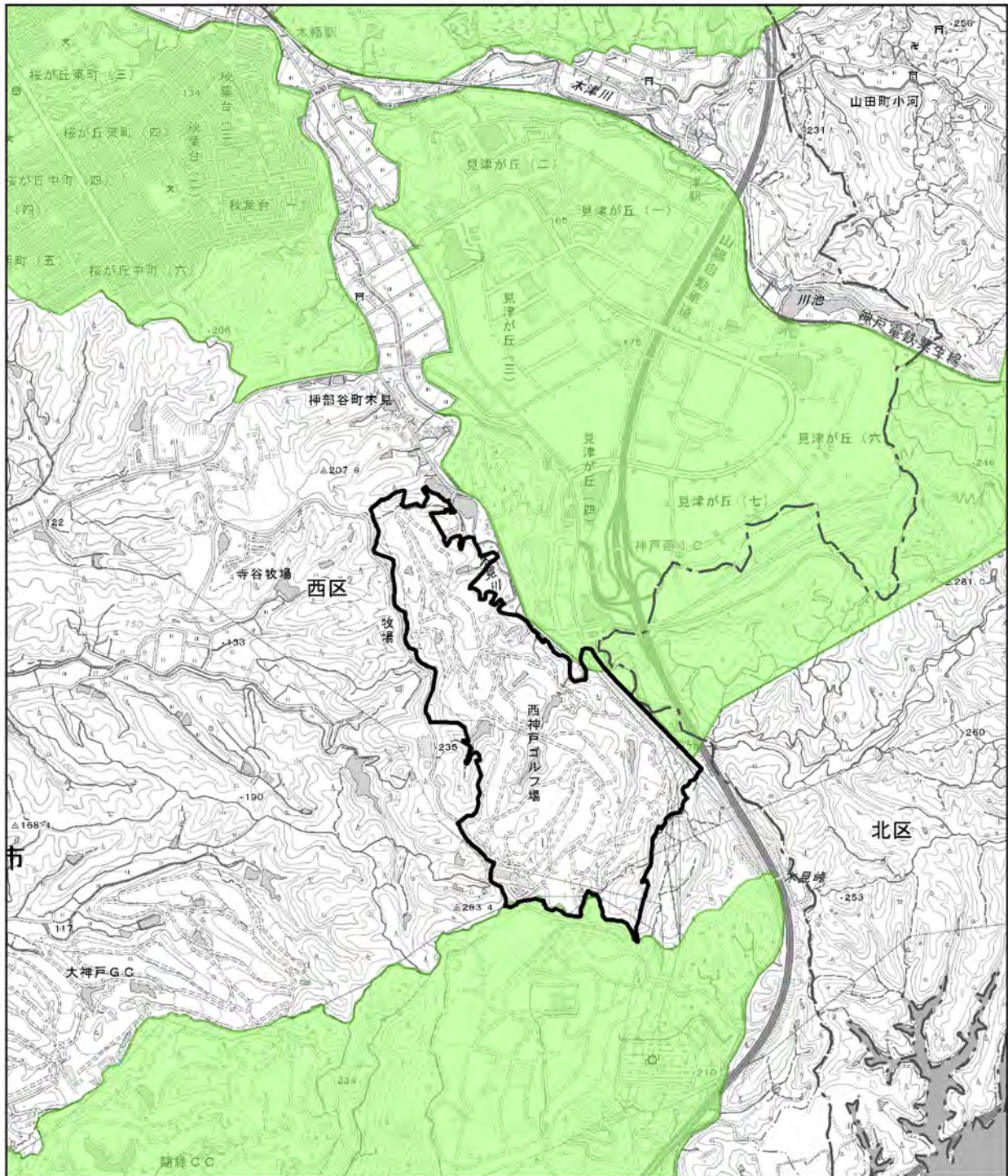


図 5.3-20 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況



- 事業実施区域
- 宅地造成工事規制区域

出典)「宅地造成工事規制区域」  
(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

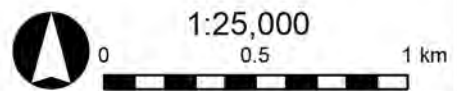


図 5.3-21 宅地造成工事規制区域の指定状況

## (5) 環境保全に関する計画

### 1) 第5次兵庫県環境基本計画

兵庫県は、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年に「兵庫県環境基本計画」を策定している。

平成14年には、兵庫県の環境の保全と創造に関する現状と課題を踏まえ、共生と循環の環境適合型社会の実現を目標とし、環境保全及び創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画」を策定している。さらに、平成20年には「第3次兵庫県環境基本計画」、平成26年には「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

平成31年には、地球温暖化や地球環境の持続性等の環境課題及び少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするために、「第5次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第5次兵庫県環境基本計画」の概要は、表5.3-38に示すとおりである。

表 5.3-38 「第5次兵庫県環境基本計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画期間は、2040年頃を展望しつつ、概ね10年間(2030年度まで)とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行うこととする。
目指すべき将来像	<p>【活動の“場”の将来像】</p> <p>「くらし」の姿～環境優先のライフスタイルの確立～  「しごと」の姿～環境に適応したオフィスやものづくり～  「まち」の姿～環境と共生するまちづくり～  「さと」の姿～豊かな自然環境の再生～</p> <p>【“地域力”を基盤とした活動の将来像】</p>
基本理念	環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ
重点目標	<p>当面の目標として2025年度を目標年次とした「重点目標」を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進める。</p> <p>【低炭素】</p> <p>①2030年度の温室効果ガス排出量26.5%削減(2013年度比)  ②2030年度の再生可能エネルギーによる発電量70億kWh  ③2025年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の県民への認知度50%  ④2030年度までに全ての県庁舎の照明をLED化(一部特殊照明等を除く)</p> <p>【自然共生】</p> <p>⑤2025年度の生物多様性保全プロジェクト団体数100団体  ⑥2025年度の野生鳥獣による農林業被害額50%削減(2013年度比)  ⑦2025年度の里山林整備面積33%増(2015年度比)  ⑧2025年度の漁場環境改善面積5,579ha</p> <p>【資源循環】</p> <p>⑨2025年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量463g/人日  ⑩2025年度の最終処分量を一般廃棄物32%削減、産業廃棄物28%削減(2012年度比)  ⑪2025年度の最終処分率を一般廃棄物10.8%、産業廃棄物2.27%(兵庫県地球温暖化対策推進計画の目標値など、一部項目については2030年度を目標年次としている)  ⑫2025年度のごみ発電能力15%増(2012年度比)</p> <p>【安全・快適】</p> <p>⑬河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成  ⑭大気のきれいさ(環境基準)100%達成  ⑮2025年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合48%  ⑯2025年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定</p> <p>【地域力】</p> <p>⑰2025年度の持続可能な社会づくりを先導する人材30%増(2016年度比)  ⑱2025年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数15%増(2016年度比)  ⑲2025年度の環境保全に取り組むNPO法人数20%増(2016年度比)  ⑳「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数100万件</p>

出典)「第5次兵庫県環境基本計画」(平成31年、兵庫県)



## 2) 兵庫県地球温暖化対策推進計画

兵庫県は、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成 8 年に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定している。平成 12 年には「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、平成 18 年には京都議定書目標達成計画を勘案した見直しを行い「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を改定している。さらに、平成 26 年には「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」、平成 29 年には「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。

令和 3 年には、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な将来像や取組の方向性を示すとともに、国の「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて、県民・事業者・団体・行政等が一体となって取り組むことのできる県独自の取組を盛り込み、積極的な取組と削減を目指す計画として、「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」を策定している。

さらに、令和 4 年に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では 2030 年度の温室効果ガス削減目標と再生可能エネルギー導入目標を引き上げるとともに、その目標達成に向けた様々な対策を示している。

令和 4 年に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の概要は、表 5.3-39 に示すとおりである。

表 5.3-39 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画の対象期間は、2030 年度までとする。
計画の目標	<p><b>【温室効果ガス削減目標】</b> 「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をゴールとし、再生可能エネルギーの導入など県民・事業者・団体・行政等が一体となり、2030 年度 48%削減（2013 年度比）の達成に向け取り組むとともに、さらなる高みを目指す。</p> <p><b>【再生可能エネルギー導入目標】</b> 2030 年度に再生可能エネルギーによる発電量 100 億 kWh</p>
目標達成に向けた方針	<p><b>【方針 1】</b> 2050 年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減</p> <p><b>【方針 2】</b> 再生可能エネルギーの導入拡大</p> <p><b>【方針 3】</b> 地域循環共生圏の創出</p> <p><b>【方針 4】</b> 暮らしの中での省エネや資源循環</p> <p><b>【方針 5】</b> 豊かな森づくりなど森林等の保全と創造</p> <p><b>【方針 6】</b> 人材育成とグリーンイノベーションへの支援</p>
適応策推進の方針	<p><b>【方針 1】</b> ひょうごの多様性を活かした気候変動適応を推進</p> <p><b>【方針 2】</b> 県民・事業者・団体・行政等が危機感を持ち、ともに気候変動適応に取り組む</p> <p><b>【方針 3】</b> 情報基盤を整備し、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む</p>

出典)「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(令和 4 年、兵庫県)

### 3) 兵庫地域公害防止計画

兵庫県は、昭和 47 年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、阪神・播磨地方の臨海部の人口や産業が集積した地域を対象として公害防止計画を策定し、総合的かつ計画的な公害防止対策事業を展開している。

当地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、さらに改善を要する地域もあることから、平成 24 年に平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「兵庫地域公害防止計画」を策定し、公害防止対策を推進している。

「兵庫地域公害防止計画」の概要は、表 5.3-40 に示すとおりである。

表 5.3-40 「兵庫地域公害防止計画」の概要

項目	概要
計画の地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域
計画の期間	平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とする。
計画の目標	環境基準の達成
主要課題	【自動車交通公害対策】 国道 43 号等阪神地域の主要 3 幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策 【山陽新幹線鉄道沿線における騒音対策】 新幹線沿線における騒音対策 【海域の水質汚濁】 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 水質総量削減計画の推進 流出油等対策

出典)「兵庫地域公害防止計画」(平成 24 年、兵庫県)

### 4) 神戸市環境マスタープラン

神戸市は、「神戸市民の環境をまもる条例」第 7 条に基づき、平成 8 年には「神戸市環境保全基本計画」を策定し、平成 14 年には平成 22 年を目標年次とする「新・神戸市環境基本計画」として改定している。

平成 23 年には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現等 5 つの基本方針を定め、神戸らしさ、地域特性、革新的・先進的な技術の 3 つの視点から、それらを活かした 9 つの先導的な取り組みを推進する「神戸市環境基本計画～自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸～」を策定している。さらに、平成 28 年に「神戸市環境マスタープラン」として改定している。

「神戸市環境マスタープラン」の概要は、表 5.3-41 に示すとおりである。

表 5.3-41 「神戸市環境マスタープラン」の概要

項目	概要
計画の期間	平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間
計画の 主な内容	<p>望ましい環境像：自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸</p> <p>【4つの基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低炭素：二酸化炭素の排出が少ないらしと社会を目指す。</li> <li>2. 循環型：資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないらしと社会を目指す。</li> <li>3. 自然共生：生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指す。</li> <li>4. 安全快適：安全・安心で快適な生活環境のあるらしと社会を目指す。</li> </ol>
基本目標	<p>【低炭素】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを公共施設へ積極的に導入するとともに、市民・事業者への普及を推進する。</li> <li>2. 森林・緑地などが持つ都市気候緩和効果を向上させる。</li> <li>3. 「二酸化炭素の排出が少ないらしと社会」を目指す取り組みが、市民の生活に定着するように働きかける。</li> <li>4. 「二酸化炭素の排出が少ないらしと社会」を目指す地域での取り組みを促進する。</li> <li>5. 地域での、地球温暖化対策の学びや実践を促進する。</li> <li>6. 都市機能がコンパクトにまとまった都市構造形成や総合的な交通施策の導入、エネルギーの効率的な利用を促進する。</li> <li>7. 「環境・エネルギー」分野の商品や技術開発に取り組む事業者を支援する。また、省エネルギー技術等の事業者への普及を推進する。</li> </ol> <p>【循環型】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 神戸の豊かな自然を活かし、剪定枝や厨芥類など有機性廃棄物のリサイクルを推進する。</li> <li>2. 「もったいない」の精神を次世代へつなぐ、環境に配慮したくらしを推進する。</li> <li>3. むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立（2R[リデュース・リユース]の推進）する。また、効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールを徹底を推進する。</li> <li>4. エコタウンまちづくり、美しいまちづくりなどの、自発的かつ継続的な環境に配慮したまちづくりを推進する。</li> <li>5. 産業廃棄物の 3R の推進、適正処理の徹底、不法投棄対策の推進等により、産業廃棄物の適正処理を確保する。また、一般廃棄物処理施設の適切な管理等により、一般廃棄物の適正処理に努める。</li> </ol> <p>【自然共生】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生物多様性を保全するとともに、神戸の豊かで、かつ、身近にある自然環境をまもり育てる。</li> <li>2. 都市と農村のふれあい・交流や自然とふれあう機会などを通じて、神戸産の農水産物を楽しむ食文化や自然とふれあう生活を楽しむライフスタイルを普及させ、自然をまもり育てる意識を広める。</li> <li>3. 神戸固有の多様で特色あるまちなみや景観を形成する。</li> <li>4. 神戸の豊かな自然環境がもたらす様々なめぐみを次世代につなぐため、生物多様性に配慮した農漁業等の産業活動を推進し、水や緑などの自然環境を活かしたまちづくりを進める。</li> </ol> <p>【安全快適】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境基準を達成・維持し、良好で健全な大気・水・土壌環境を実現するために、環境監視の実施や発生源対策等を進める。</li> <li>2. 神戸の歴史・文化を含めた環境に誇りを持ち、住んでいる地域を守り育てる文化を広める。</li> <li>3. 快適な生活環境を保全するとともに、安全で快適なまちづくりを推進する。</li> <li>4. 環境教育や環境学習の拠点づくりや機会の提供などにより総合的な環境教育・環境学習を推進する。</li> <li>5. 環境汚染や有害環境汚染物質による健康被害が生じないように予防的な取り組みを進める。さらに、気候変動への適応策のあり方についての検討を行い、適応策を推進する。</li> <li>6. 自動車排ガス対策、交通流・交通量・沿道対策などの自動車環境対策を推進し、生活環境の改善に努める。</li> </ol>

出典)「神戸市環境マスタープラン」(平成 28 年、神戸市)

## 5) 生物多様性神戸プラン

神戸市は、平成 20 年に制定された生物多様性基本法第 13 条の規定に基づく生物多様性地域戦略として、また神戸市の環境行政のマスタープランである「神戸市環境基本計画」が目標とする「自然共生社会」の実現に向けた個別計画として、平成 23 年に「生物多様性神戸プラン 2020」を策定し、豊かな自然・生態系、生物多様性を保全するための取り組みを進めている。

本プランの策定後、5 年が経過し、神戸市が抱えている生物多様性をめぐる課題に的確に対応し、現在の豊かな生態系、自然の恵みを次世代につないでいくため、平成 28 年に本プランを改定している。

「生物多様性神戸プラン」の概要は、表 5.3-42 に示すとおりである。

表 5.3-42 「生物多様性神戸プラン」の概要

項目	概要
目標年次	目標年次は平成 37 年度とし、平成 32 年度を中間目標年次とする。
目指すべき将来像	多様ないのちを育む豊かな自然とその恵みを次世代につなぐ自然共生都市“こうべ”
基本戦略	<p>【1. 場をまもる・つくる】 多様な生物が生息・生育し、自然の恵みを享受することができる場の保全・創出</p> <p>【2. 人をそだてる】 「自然の恵み」の源となる生物多様性の大切さに「気づき」、「行動」できるひと、それを伝えることのできるひとづくり</p> <p>【3. 活動をつなぐ・ひろげる】 各主体間（市民、市民団体、事業者、行政など）の連携による、地域の生物多様性を守る取り組みの推進とそれを支える制度・仕組みの構築</p> <p>【4. 恵みを持続的に活用する】 自然の恵みの持続的な利用に貢献する社会経済活動の推進</p> <p>【5. 情報をあつめる・つたえる・見せる】 生物多様性に関する情報の収集、分かりやすい発信</p>
リーディングプロジェクト	<p>1. 外来種から水辺の在来種をまもる～市民と取り組むアカミミガメの防除作戦</p> <p>2. いきものとの共生関係を緑で築く～「生物多様性保全プロジェクト」キーナの森の整備</p> <p>3. 失われつつある希少種の生息・生育環境をみんなでまもる～土地所有者・活動団体・大学等の連携による希少植物オカオグルマ等の保全</p> <p>4. 豊かな農地をまもる～生物多様性と農業の共存共栄</p> <p>5. すべての市民に最初の一歩を促す～生物多様性に関する啓発の推進</p> <p>6. 情報を集め、発信する～生物多様性保全に役立つデータベースの整備と活用</p>

出典)「生物多様性神戸プラン」(平成 28 年、神戸市)

## 6) 神戸市地球温暖化防止実行計画

神戸市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）に基づき、神戸市域全体及び神戸市役所の事務事業における地球温暖化対策を推進するために、平成 23 年に「神戸市地球温暖化防止実行計画」を策定している。同計画は、東日本大震災後のエネルギー環境の急変を踏まえ、平成 27 年に改定している。

「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要は、表 5.3-43 に示すとおりである。

表 5.3-43 「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要

項目	概要
計画の期間	平成 27 年度から平成 42 年度まで
基本理念	スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市 “こうべ”
基本方針	1. 市民の健康で文化的な生活の維持・向上を目指す。 2. 市域での対策を通じて世界の地球温暖化対策に貢献する。 3. 市民・事業者・市の「協働と参画」により取組を推進する。 4. 神戸の自然的・社会的条件を活かした施策を推進する。
計画の目標	【最終エネルギー消費量に関する目標】 [短期目標] 平成 32 年度までに 15%以上削減（平成 17 年度比） [中期目標] 平成 42 年度までに 25%以上削減（平成 17 年度比） [長期目標] 平成 52 年度までに 40%以上削減（平成 17 年度比） 【再生可能エネルギー等の導入に関する目標】 [平成 32 年度] 神戸市域におけるエネルギー消費量の 10%以上の再生可能エネルギーを導入 [平成 42 年度] 神戸市域における電力消費の 30%を地域の分散型エネルギーにする（再エネ 15%+コージェネ等 15%）
取り組み	【市民】 より多くの市民に、地球温暖化対策の必要性を理解してもらい、「エネルギーを無駄なく、大切に、有効に使う」という日常生活での意識と実践行動の継続を促すための取組みや情報の入手方法を示している。 【事業者】 事業者が策定した「低炭素社会実行計画」や「自主行動計画」等に基づく、事業者の積極的な地球温暖化対策を支援する。 【行政】 「環境モデル都市アクションプラン」における再生可能エネルギーの普及促進などの取組みを着実に進行。

出典)「神戸市地球温暖化防止実行計画～スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市“こうべ”～」（平成 27 年、神戸市）

## 7) 神戸市都市景観形成基本計画

神戸市は、「神戸市都市景観条例」(昭和53年10月20日神戸市条例第59号)に基づき、神戸らしい都市景観の形成にかかわる基本的理念と施策のあり方を示した「神戸市都市景観形成基本計画」(神戸市、昭和57年)を策定している。平成16年には、夜間景観に関する基本計画である夜間景観形成基本計画を策定し、平成24年には、都市景観形成基本計画をふまえた実施計画として、神戸らしい景観づくりの指針を策定している。このような社会情勢の変化と神戸市の景観行政の変遷をふまえて、令和3年8月にあらためて当初基本計画が更新された。

「神戸市都市景観形成基本計画」(神戸市、令和3年)の概要は、表5.3-44に示すとおりであり、事業実施区域は、本計画により「田園集落(田園のゾーン)」に位置づけられている。

また、神戸市では、神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図ることを目的に、「神戸市景観計画」(神戸市、令和3年)を変更し、7区域を景観計画区域として指定しているが、事業実施区域及びその周囲は指定されていない。

表 5.3-44 「神戸市都市景観形成基本計画」の概要

項目	概要
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 神戸らしい都市空間の発掘・創造</li> <li>2. 生活環境の質的向上</li> <li>3. 持続可能な都市環境の形成</li> <li>4. 景観資源の発掘と保全・活用</li> <li>5. 市民文化の創造</li> </ol>
基本姿勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 景観形成の対象となる都市空間の領域 都市空間の領域構成を、公的(パブリック)領域、私的(プライベート)領域、境界領域の三つの段階に区分</li> <li>2. まもる・そだてる・つくる 都市景観形成の方向として、まもる(保全)・そだてる(育成)・つくる(創造)の三つの視点を基本とする。</li> <li>3. 多様な主体による多面的な景観形成 景観まちづくりは、住民、事業者と行政、各分野の専門家のみならず、NPOやボランティアなどを含む多様な個人や組織が、それぞれの役割を担い、連携する協働の取り組みによって実現される。</li> </ol>

出典)「神戸市都市景観形成基本計画-神戸らしい都市景観の形成をめざして-」(令和3年、神戸市)

## 5.4. 環境の概況

### 5.4.1. 大気質

#### (1) 大気汚染常時監視の状況

事業実施区域及びその周囲における大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局4局（西神、押部谷、南五葉、白川台）の測定結果を用いて、大気汚染の状況を把握した。

測定局の測定項目は表5.4-1に、測定局の位置は図5.4-1に示すとおりである。

表 5.4-1 大気汚染常時監視測定局と測定項目

区分	測定局	所在地	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	垂直風速	気温・気温差	日射量・放射収支量	紫外線量	全交通量
一般 <sup>注1)</sup>	西神	西区美賀多台5丁目 繁田大池ダム緑地内		○		○	○	○	○	○					
	押部谷	西区桜が丘東町5丁目 木津小学校内				○				○					
	南五葉 <sup>注2)</sup>	北区南五葉3丁目 南五葉小学校内		○		○	○	○	○	○					
	白川台 <sup>注3)</sup>	須磨区白川台5丁目 城が丘中央公園内				○			○	○					

注1) 一般：一般環境大気測定局

注2) 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。

注3) 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中から令和2年度まで測定を休止していた。

出典) 「大気環境の常時監視-測定局・測定項目、測定局の位置」（神戸市ホームページ、令和4年12月現在）



図 5. 4-1 大気汚染常時監視測定局の位置



## (2) 二酸化窒素

二酸化窒素の経年変化は、表5.4-2及び図5.4-2に示すとおりである。

いずれの測定局においても、測定結果は環境基準を達成しており、やや減少傾向で推移している。

表 5.4-2 二酸化窒素の経年変化

【単位：ppm】

区分	測定局	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年平均値	西神	0.008	0.008	0.008	0.006	0.006
	南五葉	0.008	0.007	0.007	0.006	0.006
	白川台	0.011	0.010 <sup>※</sup>	—	—	—
日平均値の年間 98% 値	西神	0.021	0.020	0.020	0.017	0.015
	南五葉	0.020	0.018	0.019	0.018	0.016
	白川台	0.026	0.019 <sup>※</sup>	—	—	—
環境基準達成状況	西神	達成	達成	達成	達成	達成
	南五葉		—	—	—	—
	白川台		—	—	—	—

注 1) ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる 6,000 時間に満たない。

注 2) 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成 30 年度途中から令和 2 年度まで測定を休止しており、令和 3 年度からは窒素酸化物の測定をしていない。

注 3) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

注 4) 環境基準の評価（長期的評価）：年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが、0.06ppm 以下であること。

出典) 「平成 29 年度 神戸市大気汚染調査報告 第 60 報」(平成 31 年、神戸市)

「平成 30 年度 神戸市大気汚染調査報告 第 61 報」(令和 2 年、神戸市)

「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ 令和 4 年 12 月現在)

「大気の常時監視の測定データについて 令和 2 年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ 令和 4 年 12 月現在)

「大気の常時監視の測定データについて 令和 3 年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ 令和 4 年 12 月現在)

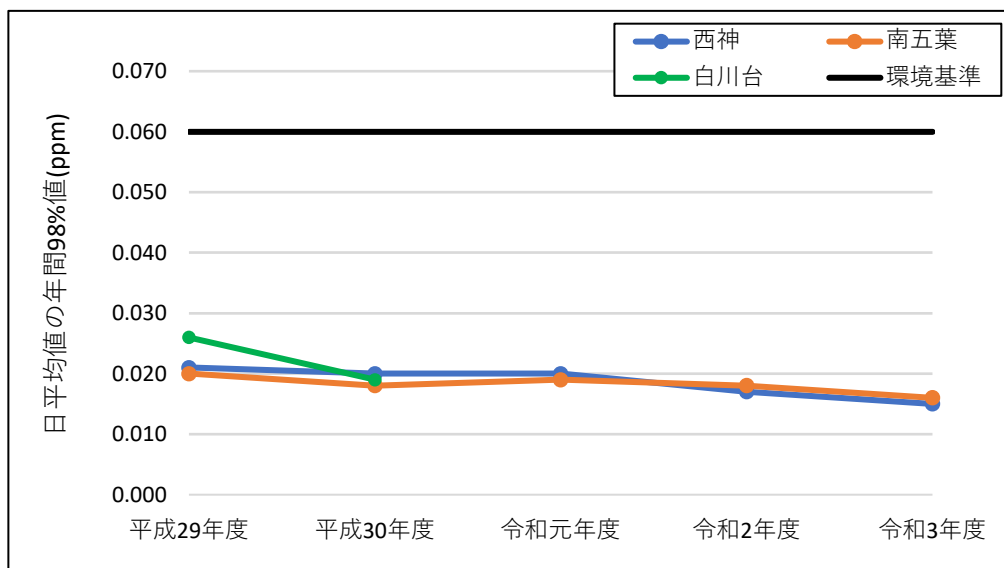


図 5.4-2 二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）の経年変化

### (3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの経年変化は、表5.4-3及び図5.4-3に示すとおりである。

いずれの測定局においても、測定結果は環境基準を達成しておらず、やや減少傾向で推移している。

表 5.4-3 光化学オキシダントの経年変化

【単位：ppm】

区分	測定局	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
昼間の 1 時間値の最高値	西神	0.109	0.113	0.125	0.093	0.093
	押部谷	0.105	0.103	0.119	0.101	0.099
	南五葉	0.111	0.115	0.120	0.107	0.107
	白川台	0.114	0.082 <sup>※</sup>	—	—	0.104
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数	西神	100	83	76	79	73
	押部谷	95	72	71	64	83
	南五葉	116	82	83	80	86
	白川台	97	25 <sup>※</sup>	—	—	75
環境基準達成状況	西神	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成
	押部谷					
	南五葉					
	白川台					

注 1) ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる 6,000 時間に満たない。

注 2) 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成 30 年度途中から令和 2 年度まで測定を休止していた。

注 3) 環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注 4) 環境基準の評価（短期的評価）：環境基準に同じ。

出典) 「平成 29 年度 神戸市大気汚染調査報告 第 60 報」(平成 31 年、神戸市)

「平成 30 年度 神戸市大気汚染調査報告 第 61 報」(令和 2 年、神戸市)

「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ 令和 4 年 12 月現在)

「大気の常時監視の測定データについて 令和 2 年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ 令和 4 年 12 月現在)

「大気の常時監視の測定データについて 令和 3 年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ 令和 4 年 12 月現在)

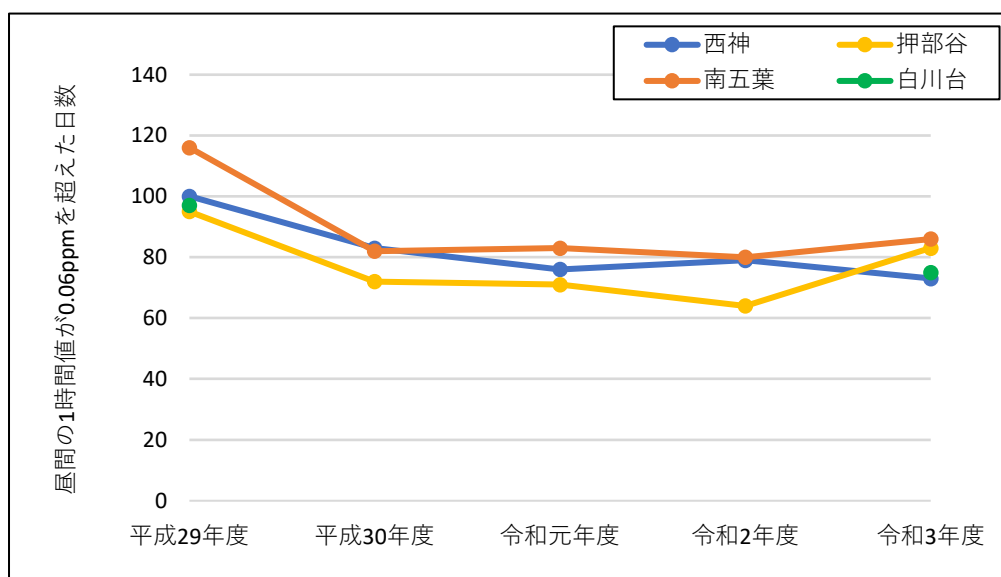


図 5.4-3 光化学オキシダント(昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数)の経年変化

#### (4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の経年変化は、表5.4-4及び図5.4-4に示すとおりである。

いずれの測定局においても、測定結果は環境基準を短期的評価及び長期的評価とも達成しており、やや減少傾向で推移している。

表 5.4-4 浮遊粒子状物質の経年変化

【単位：mg/m<sup>3</sup>】

区分	測定局	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
短期的評価	日平均値の最高値	西神	0.050	0.050	0.055	0.060	0.031
		南五葉	0.046	0.048	0.042	0.079	0.039
		白川台	0.045	0.045*	—	—	—
	1時間値の最高値	西神	0.093	0.130	0.109	0.102	0.117
		南五葉	0.077	0.106	0.139	0.111	0.093
		白川台	0.073	0.065*	—	—	—
	環境基準達成状況	西神	達成	達成	達成	達成	達成
		南五葉		—	—	—	—
		白川台		—	—	—	—
長期的評価	年平均値	西神	0.018	0.016	0.014	0.014	0.012
		南五葉	0.016	0.015	0.013	0.014	0.012
		白川台	0.015	0.019*	—	—	—
	日平均値の年間 2% 除外値	西神	0.042	0.042	0.037	0.036	0.025
		南五葉	0.038	0.042	0.035	0.037	0.027
		白川台	0.037	0.036*	—	—	—
	環境基準達成状況	西神	達成	達成	達成	達成	達成
		南五葉		—	—	—	—
		白川台		—	—	—	—

注 1) ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる 6,000 時間に満たない。

注 2) 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成 30 年度途中から令和 2 年度まで測定を休止しており、令和 3 年度からは浮遊粒子状物質の測定をしていない。

注 3) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

注 4) 環境基準の評価

短気的评价：環境基準に同じ。

長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超える日が 2 日以上連続しないこと。

出典) 「平成 29 年度 神戸市大気汚染調査報告 第 60 報」(平成 31 年、神戸市)

「平成 30 年度 神戸市大気汚染調査報告 第 61 報」(令和 2 年、神戸市)

「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ 令和 4 年 12 月現在)

「大気の常時監視の測定データについて 令和 2 年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ 令和 4 年 12 月現在)

「大気の常時監視の測定データについて 令和 3 年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ 令和 4 年 12 月現在)

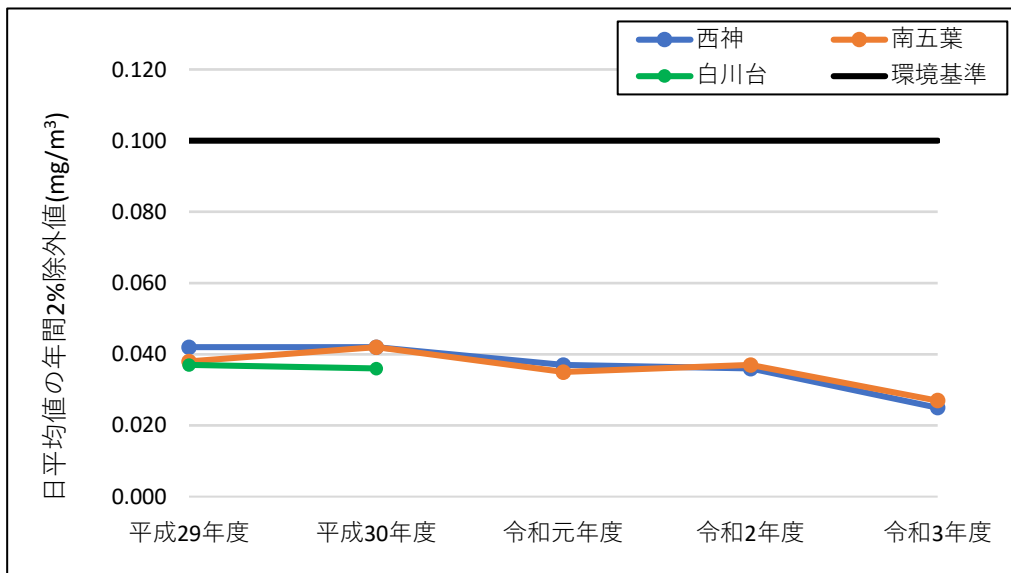


図 5. 4-4 浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2%除外値）の経年変化

### (5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化は、表5.4-5及び図5.4-5に示すとおりである。

西神測定局において平成29年度に環境基準が非達成であったが、平成30年度以降はいずれの測定局においても測定結果は環境基準を達成しており、減少傾向で推移している。

表 5.4-5 微小粒子状物質の経年変化

【単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 】

区分	測定局	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年平均値	西神	14.5	13.6	11.7	10.8	9.5
	南五葉	11.3	10.3	9.1	9.8	8.9
	白川台	12.1	13.6 <sup>*</sup>	—	—	9.1
日平均値の年間98%値	西神	35.1	31.5	27.1	29.7	22.7
	南五葉	29.1	26.0	23.2	26.0	21.7
	白川台	28.5	25.1 <sup>*</sup>	—	—	22.9
環境基準達成状況	西神	非達成	達成	達成	達成	達成
	南五葉	達成				
	白川台		—	—	—	

注1) ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる250日に満たない。

注2) 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中から令和2年度まで測定を休止していた。

注3) 環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注4) 環境基準の評価（長期的評価）：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典) 「平成29年度 神戸市大気汚染調査報告 第60報」(平成31年、神戸市)

「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」(令和2年、神戸市)

「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

「大気の常時監視の測定データについて 令和2年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

「大気の常時監視の測定データについて 令和3年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

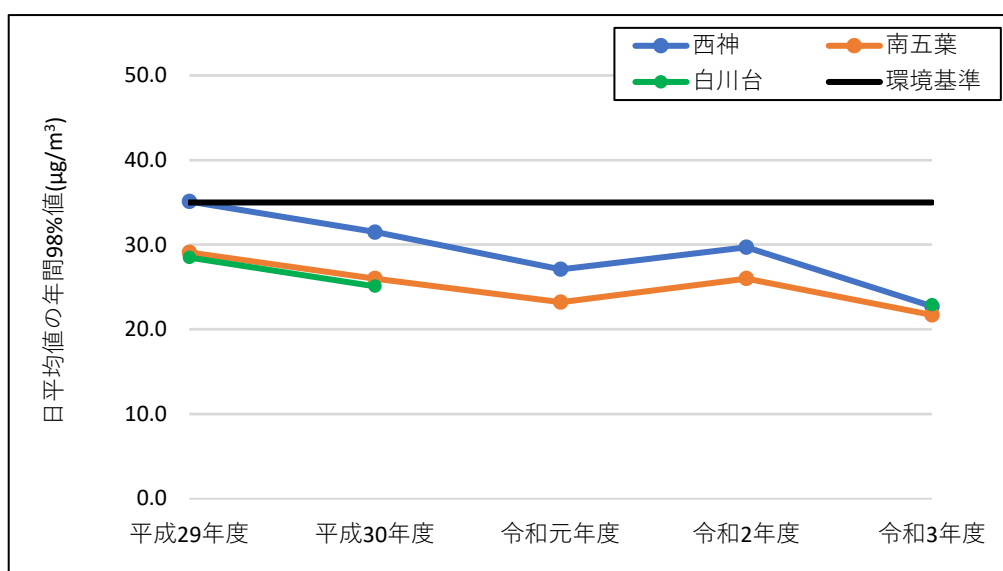


図 5.4-5 微小粒子状物質（日平均値の年間98%値）の経年変化

## (6) 有害大気汚染物質

事業実施区域及びその周囲における有害大気汚染物質の測定結果(令和3年度)は、表5.4-6に示すとおりである。

環境基準が定められている4物質(ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン)については、いずれも環境基準を達成している。

「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」(指針値)が定められている9物質(アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、水銀及びその化合物)についても、いずれも指針値を下回っている。

表 5.4-6 有害大気汚染物質の測定結果(西神一般環境大気測定局、令和3年度)

項目	単位	測定結果	環境基準 (指針値)
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0077	(2以下)
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.3	(120以下)
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.043	(10以下)
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.5	(94以下)
クロム及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	3.9	—
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.23	(18以下)
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.11	—
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.13	(1.6以下)
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.0	150以下
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.039	200以下
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.080	130以下
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	4.1	—
ニッケル化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	2.1	(25以下)
砒素及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	1.1	(6以下)
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.030	(2.5以下)
ベリリウム及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.0090	—
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.69	3以下
ベンゾ[a]ピレン	$\text{ng}/\text{m}^3$	0.084	—
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	—
マンガン及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	20	(140以下)
水銀及びその化合物	$\text{ng}/\text{m}^3$	1.9	(40以下)
キシレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.63	—
エチルベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.97	—
トリメチルベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.40	—
1,2-ジクロロプロパン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.044	—

出典)「有害大気汚染物質の状況 令和3年度測定結果」  
(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

## (7) ダイオキシン類

事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類の測定結果（令和3年度）は、表5.4-7に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 5.4-7 ダイオキシン類の測定結果（南五葉一般環境大気測定局、令和3年度）

【単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>】

夏季	冬季	年平均	環境基準
0.0035	0.0081	0.0058	0.6 以下

出典)「ダイオキシン類の常時監視 令和3年度ダイオキシン類の状況」

(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

### 5.4.2. 騒音

事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の状況（面的評価の結果）は表5.4-8に、面的評価の区間は図5.4-6に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲における評価区間の合計で、昼間及び夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数の割合は、90.91%となっている。

表 5.4-8 自動車騒音の状況（令和元年度）

番号	対象道路	評価区間		評価結果				
		始点	終点	評価対象 戸数	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
1	県道神戸三木線	西区押部谷町 木津	西区押部谷町 福住	150 戸	131 戸 (87.33%)	13 戸 (8.67%)	0 戸 (0.0%)	6 戸 (4.0%)
2	県道神戸三木線	西区見津が丘	西区押部谷町 木津	1 戸	1 戸 (100.0%)	0 戸 (0.0%)	0 戸 (0.0%)	0 戸 (0.0%)
3	県道神戸三木線	西区押部谷町 木見	西区押部谷町 木津	63 戸	63 戸 (100.0%)	0 戸 (0.0%)	0 戸 (0.0%)	0 戸 (0.0%)
4	県道小部明石線	西区見津が丘	西区櫛谷町 福谷	28 戸	25 戸 (89.29%)	0 戸 (0.0%)	2 戸 (7.14%)	1 戸 (3.57%)
合計				242 戸	220 戸 (90.91%)	13 戸 (5.37%)	2 戸 (0.83%)	7 戸 (2.89%)

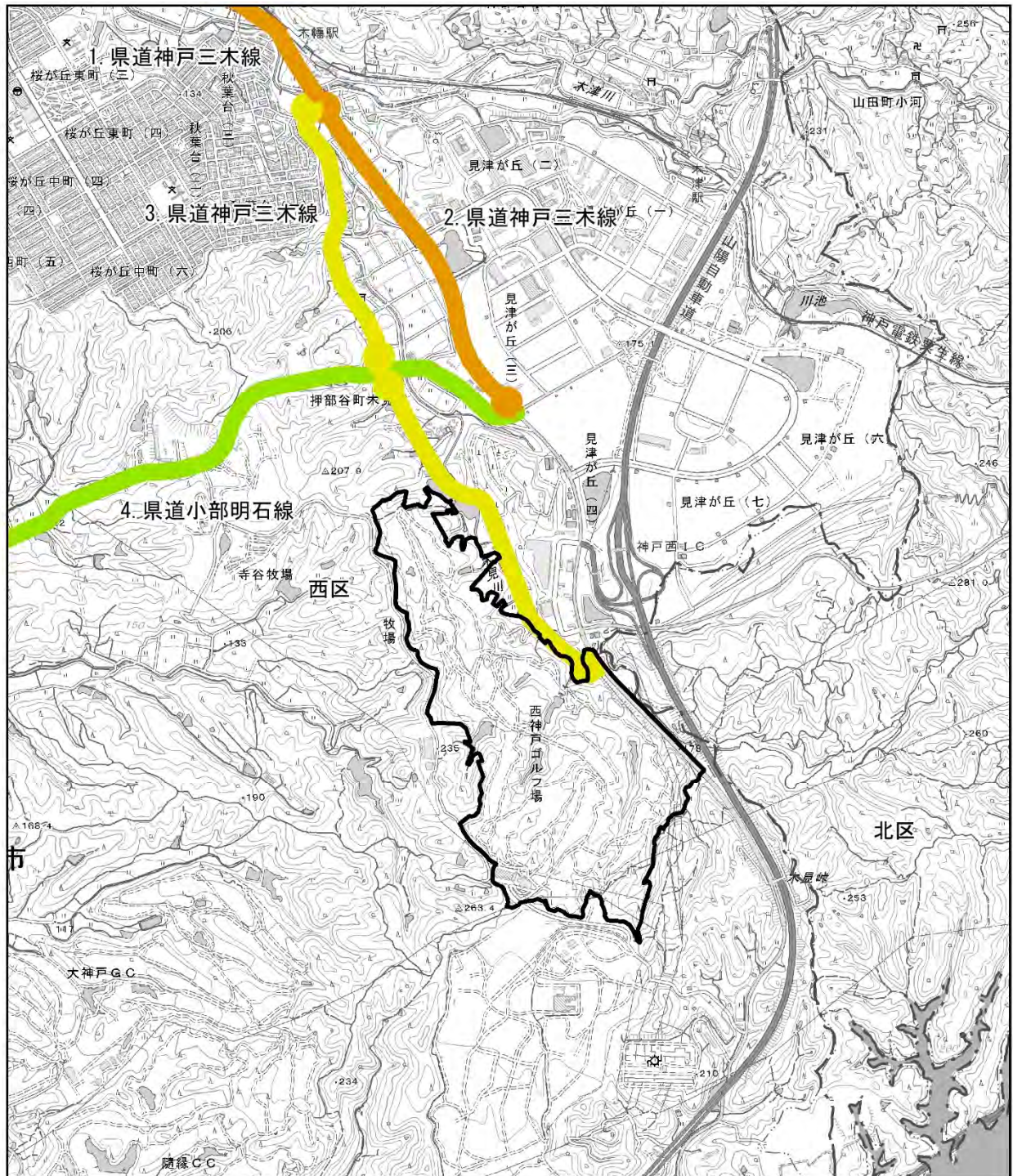
注) 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日午前6時

出典)「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」(国立環境研究所ホームページ、令和4年12月現在)

### 5.4.3. 振動

事業実施区域及びその周囲において、振動に係る情報は確認できなかった。





- 事業実施区域
- 県道神戸三木線
- 県道神戸三木線(旧道)
- 県道小部明石線

注) 番号は表 5.4-8 に対応している。  
 出典) 「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」  
 (国立環境研究所ホームページ、令和4年12月現在)



図 5.4-6 自動車騒音の面的評価区間

#### 5.4.4. 水質

##### (1) 河川の水質

事業実施区域及びその周囲の河川では、図5.4-7に示すとおり、明石川水系木見川（流末）及び木津川（流末）の2箇所において常時監視が行われている。

令和3年度の水質測定結果は、表5.4-9に示すとおりである。

なお、いずれの地点においても、環境基準の類型は指定されていない。

生活環境項目について、明石川に指定されているB類型の環境基準値を参考に比較した場合、大腸菌群数を除き、環境基準値を下回っている。

健康項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）についても、環境基準を達成している。

表 5.4-9 水質測定結果（令和3年度）

項目		単位	木見川流末	木津川流末	環境基準 (参考:B類型)
生活環境項目	pH	—	8.0	8.2	(6.5以上8.5以下)
	BOD	mg/L	0.9	1.1	
	BOD75%値	mg/L	0.8	1.2	(3以下)
	COD	mg/L	6.5	6.4	
	SS	mg/L	5	11	(25以下)
	DO	mg/L	10	10	(5以上)
	大腸菌群数	MPN/100mL	12,000	24,000	(5,000以下)
	全窒素	mg/L	0.71	0.55	
	全燐	mg/L	0.124	0.077	
	全亜鉛	mg/L	0.005	0.005	
その他項目	塩化物イオン	mg/L	13	16	
	アンモニア性窒素	mg/L	0.02	0.02	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.005	0.007	
	硝酸性窒素	mg/L	0.50	0.32	
	燐酸性燐	mg/L	0.11	0.08	
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.50	0.32	10mg/L以下

注) 測定結果は、年間4回測定された結果の平均値を示す。

出典)「公共用水域の常時監視 令和3(2021)年度の水質の状況」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

##### (2) 地下水の水質

事業実施区域及びその周囲において、地下水の水質に係る情報は確認できなかった。



#### 5.4.5. 底質

事業実施区域及びその周囲の河川では、図5.4-7に示すとおり、明石川水系木見川（流末）及び木津川（流末）の2箇所において調査が行われている。

令和元年度の底質調査結果は、表5.4-10に示すとおりである。

表 5.4-10 底質調査結果（令和元年度）

項目	単位	木見川流末	木津川流末
pH（間隙水）	—	7.55	7.84
乾燥減量	%	19.9	17.1
強熱減量	%	1.34	1.23
CODsed	mg/kg 乾泥	2,700	500
全窒素	mg/kg 乾泥	710	150
全磷（りん）	mg/kg 乾泥	136	71
硫化物	mg/kg 乾泥	<10	<10
酸化還元電位	mV	387	216
粒度分布	>2mm	56.6	86.0
	2-0.075	42.0	8.2
	<0.075	1.4	5.8

出典)「底質調査（河川・海域）神戸市における底質調査結果」  
 (神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

#### 5.4.6. 温室効果ガス

2020年度の市域全体の温室効果ガス排出量は、表5.4-11に示すとおり、8,135千t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度（2013年度）と比べて34.4%減少し、前年度（2019年度）と比べると3.0%増加している。

表 5.4-11 市域全体の温室効果ガス排出量（2020年度）

【単位：千t-CO<sub>2</sub>】

ガス種類 部門		基準年度 (2013年度)	2019年度実績 A (基準年度増減比)	2020年度実績 B (基準年度増減比)	B-A [増減率]	
二酸化炭素	産業	製造業、建設業、農林水産業等	5,194	2,232 (▲57.0%)	2,223 (▲57.2%)	▲9 [▲0.4%]
	業務	事務所、店舗、銀行、病院、ホテル等	2,345	1,513 (▲35.5%)	1,558 (▲33.5%)	+45 [+3.0%]
	家庭	家庭での電気・ガス・灯油の消費	2,078	1,214 (▲41.6%)	1,614 (▲22.3%)	+400 [+33.0%]
	運輸	自動車、船舶、鉄道、航空	1,992	1,920 (▲3.6%)	1,629 (▲18.2%)	▲291 [▲15.1%]
	廃棄物	一般廃棄物、産業廃棄物 (プラスチック類、廃油の焼却)	266	245 (▲8.1%)	336 (+26.3%)	+91 [+37.4%]
その他ガス <sup>注1)</sup>		518	777 (+50.1%)	773 (+49.4%)	▲4 [▲0.5%]	
合計		12,392	7,901 (▲36.2%)	8,135 (▲34.4%)	+234 [+3.0%]	

注1) メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、代替フロン等4種類ガス

出典)「神戸市域の温室効果ガス排出状況」(神戸市ホームページ、令和4年12月現在)

#### 5.4.7. 公害苦情の発生状況

事業実施区域が位置する神戸市西区における令和3年度の公害苦情件数は、表5.4-12に示すとおりであり、悪臭に係る苦情が最も多くなっている。

表 5.4-12 神戸市西区における公害苦情件数（令和3年度）

種類	苦情件数
大気汚染	1
水質汚濁	4
土壌汚染	0
騒音	7
振動	2
地盤沈下	0
悪臭	16
その他	1
合計	31

出典)「令和3年度神戸市の大気質・水質・騒音・  
公害苦情処理等の状況」(令和4年、神戸市)

## 6. 実施計画書に対する意見、見解等

## 6. 実施計画書に対する意見、見解等

### 6.1. 実施計画書についての市民等の意見の概要

「神戸市環境影響評価等に関する条例」（平成9年10月1日条例第29号）の規定に基づき、「（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価実施計画書」（以下、「実施計画書」という。）を、令和4年2月17日～4月4日まで47日間縦覧し、実施計画書についての市民等の意見の受付を行った。

その結果、市民等から実施計画書についての意見は提出されなかった。

### 6.2. 市民等の意見及び市長の意見に対する事業者の見解

「神戸市環境影響評価等に関する条例」の規定に基づく、環境の保全の見地からの実施計画書に係る市長意見書（令和4年5月13日環環保第287号）の内容及びそれに対する事業者の見解は、表6.2-1に示すとおりである。

表 6.2-1(1) 市長の意見に対する事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解	
全般的事項	(1) 事業計画について	<p>今後作成される環境影響評価書案においては、事業計画の詳細を可能な限り明らかにするとともに、当該事業計画の内容に基づいて、適切に環境影響評価を実施する必要がある。なお、産業団地の入居事業者については事業計画の熟度が低くなると予想されるため、予測結果の不確実性を踏まえた評価を行う必要がある。</p>	<p>環境影響評価書案においては、事業計画の内容を可能な限り示すとともに、当該事業計画の内容に基づいて、環境影響評価を実施しました。</p> <p>また、施設の存在・供用に係る大気質、騒音、振動及び景観等については、事後調査を実施し、環境への影響の程度を把握するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置の追加・再検討を実施します。</p>
	(2) 地元住民等への丁寧な説明	<p>事業計画の内容や事業計画に対する環境影響等の対策について、今後も地域住民等に対して丁寧な説明や積極的な情報共有を行うように努める必要がある。</p>	<p>事業計画の内容や事業計画に対する環境影響等の対策について、引き続き地域住民等に対して丁寧な説明や積極的な情報共有を行うように努めます。</p>
個別的事項	(1) 大気質、騒音、振動	<p>工事に伴う粉じん（降下ばいじん）の評価方法について、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されている降下ばいじんに係る参考値との整合が図られているかどうかにより評価するとしているが、当該参考値より小さいことだけをもって環境影響が小さいとは言えないため、その点に十分留意し、工事に伴う粉じんの発生を最大限低減するための措置を適切に講じる必要がある。</p>	<p>工事に伴う粉じん（降下ばいじん）の影響については、散水の実施及び造成箇所早期転圧といった環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減を図ります。</p> <p>[評価書案「10.1.大気質」参照] [評価書「12.1.大気質」参照]</p>



表 6.2-1(2) 市長の意見に対する事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
個別的事項	<p>①工事に伴って濁水の発生が考えられるため、濁水の発生を最大限低減するための措置を適切に講じる必要がある。</p>	<p>濁水の発生を最大限低減するため、仮設沈砂池等の設置、造成箇所の早期転圧といった環境保全措置を適切に講じます。 [評価書案「10.4.水質」参照] [評価書「12.4.水質」参照]</p>
	<p>②ゴルフ場から産業団地に転換することによって、これまで地下浸透していた雨水が浸透できなくなり、地下水や河川の水量や水質に変化が生じる可能性があるため、必要に応じて適切な環境保全措置を検討し、地域の水循環の保全に努める必要がある。</p>	<p>造成によって新たに出現する法面や造成地は積極的に緑化するとともに、現地状況を十分に確認したうえで、事業計画地内道路(歩道)に透水性舗装を採用する等、雨水の浸透能力の修復を図ります。 [評価書案「10.4.水質」参照] [評価書「12.4.水質」参照] また、事業実施区域から流出する雨水は、洪水調整池で貯留し流出量を調整した後、河川に放流します。 [評価書案「1.4.対象事業の内容」参照] [評価書「1.4.対象事業の内容」参照]</p>
	<p>③川池及びサラ池並びにその流出後の合流点で水質調査を行うとしているが、池で浮遊物質等が沈降し、合流点では水質が変化する可能性がある。川池及びサラ池の上流においても水質調査を行う必要がある。</p>	<p>川池及びサラ池の上流においても水質調査を実施しました。 [評価書案「7.1.水質の調査地点の変更」、「9.4.水質」、「10.4.水質」参照] [評価書「7.1.水質の調査地点の変更」、「11.4.水質」、「12.4.水質」参照]</p>
	<p>④農繁期と農閑期に分けて、それぞれの時期で異なる調査地点を設定しているが、周辺環境からの影響等を把握しやすくするため、同じ地点でも調査を行うことが望ましい。</p>	<p>農繁期及び農閑期で異なる調査地点を設定した川池及びサラ池の下流部については、同じ地点において調査を実施しました。 [評価書案「7.1.水質の調査地点の変更」、「9.4.水質」、「10.4.水質」参照] [評価書「7.1.水質の調査地点の変更」、「11.4.水質」、「12.4.水質」参照]</p>
	<p>①造成工事の範囲内に多数の樹木が存在しているが、これらの樹木を最大限保全し、伐採した樹木についても最大限有効利用するよう努める必要がある。そのため、適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価書案において、その内容を可能な限り明らかにする必要がある。</p>	<p>事業実施区域の樹林地を可能な限り保全する計画としており、森林法で定められている開発行為の許可基準(森林率:25%以上)を上回る樹林地を確保する計画としています。 また、伐採した樹木については、中間処理施設にてチップ化を行う等、可能な限り再資源化するよう努めます。 [評価書案「10.12.廃棄物等」参照] [評価書「12.12.廃棄物等」参照]</p>

表 6.2-1(3) 市長の意見に対する事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
個別的事項	(3) 植物	<p>②造成によって新たに出現する法面や造成地は、積極的に緑化を行う予定であるとしているが、同じ植物種であっても異なる地域の個体を緑化に用いることで在来植物との間で遺伝子のかく乱が生じ、地域に本来存在する遺伝的多様性の損失につながるおそれがあるため、その点に十分配慮して緑化を行う必要がある。</p> <p>造成によって新たに出現する法面や造成地の緑化を行う場合には、在来植物に配慮した植物種の選定に努めます。                      [評価書案「1.4.対象事業の内容」、「10.6.植物」、「10.7.動物」、「10.8.生態系」参照]                      [評価書「1.4.対象事業の内容」、「12.6.植物」、「12.7.動物」、「12.8.生態系」参照]</p>
	(4) 動物	<p>実施予定の調査法のみでは、以下の希少種や生物群の生息の把握は困難であるため、追加で調査を行うことが望ましい。</p> <p>①事業区域及びその周辺においてホタル類が生息している可能性があるため、地元住民等への聞き取り等も参考にして、適宜調査対象に加えることが望ましい。</p> <p>地元住民への聞き取りを行った結果、ホタル類の生息に関する情報が得られたため、現地調査を実施しました。                      [評価書案「7.3.動物の調査方法の追加」、「9.7.動物」、「10.7.動物」参照]                      [評価書「7.3.動物の調査方法の追加」、「11.7.動物」、「12.7.動物」参照]</p>
	②魚類については、調査の精度を高めるため、環境DNA調査を併用することが望ましい。	<p>魚類を対象に、環境DNA調査を実施しました。                      [評価書案「7.3.動物の調査方法の追加」、「9.7.動物」、「10.7.動物」参照]                      [評価書「7.3.動物の調査方法の追加」、「11.7.動物」、「12.7.動物」参照]</p>
	③エノキの生育状況によっては、冬季にオオムラサキの幼虫調査を実施することが望ましい。	<p>エノキの生育が確認されたことから、オオムラサキの幼虫を対象に、現地調査を実施しました。                      [評価書案「7.3.動物の調査方法の追加」、「9.7.動物」、「10.7.動物」参照]                      [評価書「7.3.動物の調査方法の追加」、「11.7.動物」、「12.7.動物」参照]</p>
	④ゴルフ場の周辺にフクロウが生息していることがあるため、現地の状況に応じて、適宜夜間調査をすることが望ましい。	<p>フクロウ類を対象に、現地調査を実施しました。                      [評価書案「7.3.動物の調査方法の追加」、「9.7.動物」、「10.7.動物」参照]                      [評価書「7.3.動物の調査方法の追加」、「11.7.動物」、「12.7.動物」参照]</p>

表 6.2-1(4) 市長の意見に対する事業者の見解

項目	市長の意見	事業者の見解
個別的事項	<p>(5) 地球温暖化</p> <p>①地球温暖化に関する評価については、工事や施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量の増加や森林伐採等による二酸化炭素吸収量の減少を適切に算定したうえで、再生可能エネルギーを積極的に導入する「スマート産業団地」の実現による効果を踏まえて総合的に評価することが望ましい。</p>	<p>地球温暖化に係る二酸化炭素の発生量は、工事の実施や施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量の増加や森林伐採による二酸化炭素吸収量の減少を踏まえて予測しました。                      [評価書案「10. 13. 地球温暖化」参照]                      [評価書 「12. 13. 地球温暖化」参照]                      また、持続可能な「スマート産業団地」の実現に向けて、再生可能エネルギーの一括調達、地産地消及びBCP対応の検討等を引き続き実施してまいります。</p>
	<p>②産業団地の入居事業者による温室効果ガス削減対策が積極的、効果的に実施されるための具体的な誘導策について、環境影響評価書案の中で示すことが望ましい。</p>	<p>産業団地の進出事業者による温室効果ガス削減対策については、公募の際の説明資料等への記載等を含めて、今後検討してまいります。</p>
	<p>(6) その他</p> <p>地元住民等から、本事業の実施に伴う周辺道路の渋滞や県道神戸三木線(旧道)の交通量の増加を懸念する声が出ていることから、その増加量及びその影響についても予測・評価することが望ましい。</p>	<p>環境影響評価項目として「その他(地域交通)」を追加し、予測・評価を実施しました。                      [評価書案「7. 3. 環境影響評価項目の追加」、「9. 14. その他(地域交通)」、「10. 14. その他(地域交通)」参照]                      [評価書 「7. 3. 環境影響評価項目の追加」、「11. 14. その他(地域交通)」、「12. 14. その他(地域交通)」参照]</p>

7. 実施計画書についての市長意見等を受け、  
総合的に検討し、実施計画書から変更した内容

## 7. 実施計画書についての市長意見等を受け、総合的に検討し、実施計画書から変更した内容

実施計画書手続き以降に、実施計画書についての市長意見等を受け、総合的に検討し、実施計画書から変更した内容及び変更理由は、以下のとおりである。

### 7.1. 環境影響評価項目の土壌を選定しない理由の変更

#### 【変更内容】

環境影響評価項目の土壌を選定しない理由の変更内容は、表 7.1-1に示すとおりである。

表 7.1-1 環境影響評価項目の土壌を選定しない理由の変更内容

環境要素	行為	選定しない理由	
		変更前	変更後
土壌	工事、存在・供用	土壌汚染を発生させる工事や施設の設置は行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。	土壌汚染のおそれのある敷地が一部存在するが、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)等の関連法令に基づき適切に対応するとともに、土壌汚染を発生させる施設の設置は行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。

#### 【変更理由】

事業実施区域内においてガソリンの貯蔵所が確認され、土壌汚染のおそれのある敷地が一部存在することが明らかとなったため、選定しない理由の変更を行った。

### 7.2. 水質の調査地点の変更

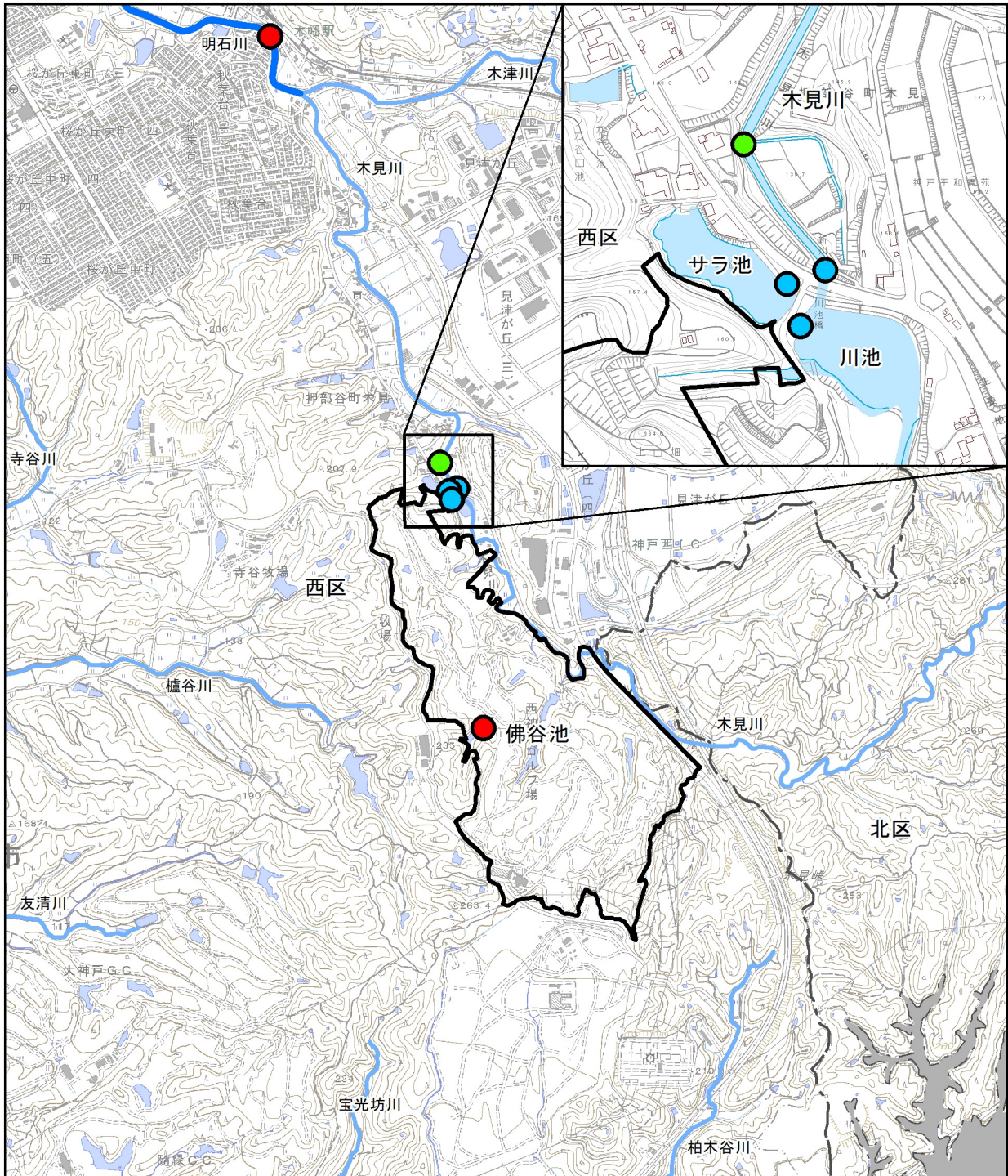
#### 【変更内容】

水質の調査地点の変更は、図7.2-1及び図7.2-2に示すとおりである。

ため池による浮遊物質等の沈降が生じない地点として、川池及びサラ池の上流に調査地点を追加した。また、川池及びサラ池の下流においては、農繁期及び農閑期のそれぞれの時期に異なる地点を設定していたが、同一の地点を調査地点として設定した。

#### 【変更理由】

川池及びサラ池の上流においても水質調査を行う必要があること、農繁期及び農閑期のそれぞれの時期においても同一の地点で調査を行うことが望ましいという市長意見を受け、総合的に検討した結果、水質の調査地点の変更を行った。



- 事業実施区域
- 水質調査地点(農繁期、農閑期)
- 水質調査地点(農繁期)
- 水質調査地点(農閑期)

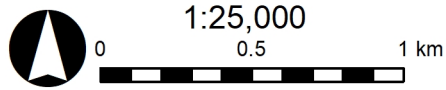


図 7.2-1 変更前の水質調査地点

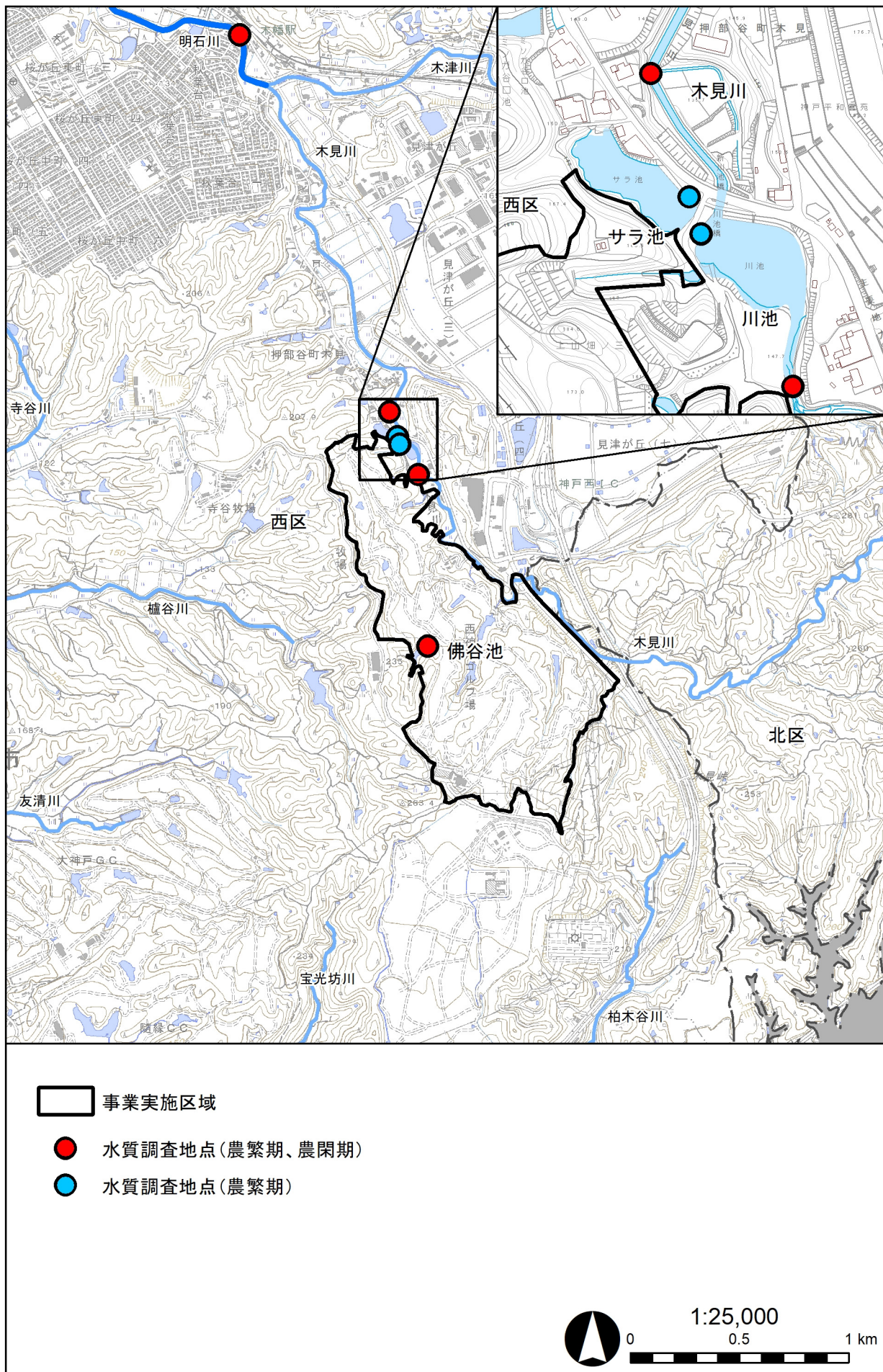


図 7.2-2 変更後の水質調査地点

### 7.3. 動物の調査方法の追加

#### 【変更内容】

動物調査の調査方法の変更は、表7.3-1に示すとおりである。

鳥類ではフクロウ類調査、昆虫類ではホタル類及びオオムラサキの幼虫調査、魚類では環境DNA調査を追加した。

表 7.3-1 動物調査の変更内容

調査項目	変更内容
鳥類	・フクロウ類調査を追加
昆虫類	・ホタル類調査を追加 ・オオムラサキの幼虫調査を追加
魚類	・環境DNA調査を追加

#### 【変更理由】

実施計画書における調査法のみでは、希少種や生物群の生息の把握は困難であるため、フクロウ類調査、ホタル類調査、オオムラサキの幼虫調査及び魚類の環境DNA調査を実施することが望ましいという市長意見を受け、総合的に検討した結果、動物の調査方法の追加を行った。

### 7.4. 環境影響評価項目の追加

#### 【変更内容】

環境影響評価項目として「その他（地域交通）」を追加した。

追加した「その他（地域交通）」の選定理由は、表7.4-1に示すとおりである。

表 7.4-1 環境影響評価項目として選定する理由

環境要素		行為	選定する理由
その他	地域交通	工事関係車両の走行	工事関係車両の走行により地域交通及び歩行者の安全への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
		施設関係車両等の走行	施設関係車両等の走行により地域交通及び歩行者の安全への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。

#### 【変更理由】

地元住民等から、本事業の実施に伴う周辺道路の渋滞や県道神戸三木線（旧道）の交通量の増加を懸念する声が出ており、その増加量及びその影響についても予測・評価することが望ましいという市長意見を受け、総合的に検討した結果、環境影響評価項目として「その他（地域交通）」の追加を行った。



## 8. 評価書案に対する意見、見解等

## 8. 評価書案に対する意見、見解等

### 8.1. 評価書案についての市民等の意見の概要

「神戸市環境影響評価等に関する条例」（平成9年10月1日条例第29号）の規定に基づき、「（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案」（以下、「評価書案」という。）を、令和5年3月10日～4月24日まで46日間縦覧し、評価書案についての市民等の意見の受付を行った。

その結果、市民等から評価書案についての意見は提出されなかった。

### 8.2. 評価書案についての市長意見に基づいた事業者の措置

「神戸市環境影響評価等に関する条例」の規定に基づく、環境の保全の見地からの評価書案に係る市長意見書（令和5年8月3日神環環保第896号）の内容及びそれに基づいた事業者の措置は、表8.2-1に示すとおりである。

表 8.2-1(1) 市長の意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
1 総括	<p>本事業に係る環境影響評価は、各環境要素についての調査及び予測は概ね適切な手法により実施されていると考えられる。</p> <p>審議結果は以下のとおりであるが、事業の実施にあたっては、本意見に十分留意し、今後、実行可能な最善の環境保全措置についてさらなる検討を行う必要がある。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、当該意見に十分留意し、今後実施する事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行い、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。</p>
2 全般的事項	<p>(1) 自然環境及び生活環境への最大限の配慮</p> <p>本事業は、ゴルフ場を転活用して事業を実施するものであり、すでに一定の開発が行われているものの、事業実施区域とその周辺には、豊かな自然が存在し、事業実施区域北側の木見川沿いには民家も存在している。</p> <p>このような地域で大規模な土地造成を行おうとするものであることから、事業実施区域及び周辺地域の自然環境、生活環境への影響を最大限回避又は低減する措置を講ずる必要がある。</p>	<p>本事業に係る環境影響評価においては、事業実施区域及びその周辺の特性や本事業の特性を考慮した調査及び予測を実施するとともに、その結果を踏まえて環境保全措置の検討を実施しました。その結果、当該事業による影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価しております。</p> <p>また、今後実施する事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行い、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。</p>
	<p>(2) 本事業の特性への留意</p> <p>本事業は産業団地の造成事業であり、現時点では進出事業者の業種、建物の配置や形状、設備機器の種類、台数等の情報が不明という特性があることから、予測条件に不確実性があることに留意する必要がある。</p>	<p>進出事業者に係る予測条件については、不確実性があることに留意し、大気質、騒音及び振動の供用後における事後調査にて、施設調査を追加し、予測条件として設定した情報の内容を把握します。</p> <p>〔「13. 事後調査の実施に関する事項」参照〕</p>

表 8.2-1(2) 市長の意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
(3) 事後調査の実施及び予測し得ない環境影響への対応	<p>本事業の特性に鑑みて、今後の事後調査においては、進出事業者の業種や建物、施設等の状況を踏まえて、環境影響の予測評価の結果や、環境保全措置の実施状況について検証し、その結果に応じて追加の環境保全措置を検討、実施するなど、環境影響の確実な回避・低減に努める必要がある。</p> <p>また、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、原因の特定に努めるとともに、適切な環境保全措置を実施する必要がある。</p>	<p>事後調査（環境調査及び施設調査）の結果を踏まえ、環境影響の予測・評価の結果及び環境保全措置の実施状況について検証し、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行い、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。</p> <p>また、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、原因の特定に努めるとともに、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行います。</p>
(4) 進出事業者に対する的確な審査及び環境保全措置の要請	<p>産業団地への進出事業者の誘致・選定にあたっては、公害の防止及び環境保全の観点から、事前に的確な審査を行うとともに、良好な環境形成のための協定（以下「環境形成協定」という。）の締結等により、進出事業者に対し評価書案に記載されている環境保全措置を要請することで、可能な限り環境への負荷を低減した産業団地とすることが必要である。</p> <p>また、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、進出事業者に対し、原因を特定し適切な環境保全措置を実施するよう要請することが必要である。</p>	<p>進出事業者の誘致・選定にあたっては、公害防止及び環境保全の観点を踏まえ、事前に的確な審査を行うとともに、環境形成協定の締結等により、進出事業者に対し、環境影響評価書に記載した環境保全措置の実施を要請し、可能な限り環境への負荷を低減した産業団地とするように努めます。</p> <p>また、進出事業者によって、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、進出事業者に対し、原因の特定及び適切な環境保全措置の実施を要請します。</p>
(5) 地域住民への十分な説明	<p>地域住民から、本事業の実施に伴う更なる周辺道路の渋滞を懸念する声があることに留意し、工事期間中だけでなく施設の供用後においても地域住民と十分なコミュニケーションを図り、地域住民の不安解消に努める必要がある。</p>	<p>地域住民から、周辺道路の渋滞を懸念する声があることに留意し、工事中及び供用後において、丁寧な説明や積極的な情報共有を行うなど、十分なコミュニケーションを図り、地域住民の不安解消に努めます。</p>
(6) 環境影響評価書への適切な記載	<p>評価書案に記載されている予測及び評価の際に用いた各種図表において、記載内容に誤りがある箇所が散見された。今後作成する環境影響評価書（以下「評価書」という。）においては、その点に十分に留意し、適切な記載に改める必要がある。</p> <p>また、評価書案には十分に記載されなかった項目や説明が不十分な項目について、評価書ではより分かりやすく丁寧に記載する必要がある。</p>	<p>評価書案において記載内容に誤りがある箇所については、評価書において適切な記載に修正しました。</p> <p>また、環境影響評価審査会において指摘された、評価書案で十分に記載されていない項目及び説明が不十分な項目については、必要に応じて評価書において分かりやすく丁寧に記載しました。</p> <p>〔「9. 評価書案についての市長意見等を受け、総合的に検討し、評価書案から変更した内容」参照〕</p>

2  
全般的事項

表 8.2-1(3) 市長の意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
<p style="text-align: center;">3 個 別 的 事 項</p>	<p>ア 本来、現地調査地点と予測地点は、現地調査結果をバックグラウンドとして使用することから一致していることが望ましいが、予測地点とは異なる近傍の地点で現地調査を行っている。評価書の作成においては、現地調査地点と予測地点が異なっている理由を記載する必要がある。</p>	<p>大気質の予測地点は、予測地域における環境影響を的確に把握できる地点とし、事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在する地点としております。</p> <p>予測地点には、測定機が設置可能な土地がないことから、現地調査地点は、その周辺において、測定機が設置可能であり、予測地点の地形条件や土地利用条件と同様で大気質の状況に変化が生じない適切な場所を選定しております。</p>
	<p>イ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素や浮遊粒子状物質への影響を低減するため、評価書案に記載された排出ガス対策型建設機械を使用するなど、環境保全措置を確実に実施する必要がある。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響については、排出ガス対策型の建設機械を採用する等の環境保全措置を確実に実施することにより、実行可能な範囲内で回避・低減に努めます。</p> <p>〔「12.1.大気質」参照〕</p>
	<p>ウ 建設機械の稼働に伴う粉じんによる影響については、スパイクタイヤ粉じんを基にした「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されている降下ばいじんに係る参考値との比較対照により評価しているが、当該参考値を下回ることをもって、環境影響が小さいとは言えないことに十分留意し、最大限低減するための措置を適切に講じる必要がある。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う粉じん（降下ばいじん）の影響については、工事中の散水の実施及び造成箇所の速やかな転圧の実施といった環境保全措置を確実に実施することにより、実行可能な範囲内で回避・低減に努めます。</p> <p>また、事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行い、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。</p> <p>〔「12.1.大気質」参照〕</p>
	<p>エ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、1年間の平均濃度（長期平均濃度）のみを予測し、評価を行っているが、評価書においては、環境影響が最大となる時期における1日の平均濃度（短期平均濃度）の予測及び評価結果を併せて記載する必要がある。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、環境影響が最大となる時期における短期濃度（1時間値）の予測及び評価結果を、評価書に記載しました。</p> <p>〔「12.1.大気質」参照〕</p>
	<p>オ 供用後の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、進出事業者が使用する設備、車両等による影響が大きいと考えられる。このため、進出事業者に対して、評価書案に記載された大気汚染防止法をはじめとする関係法令の遵守と併せて、低公害施設及び高効率施設の設置、通勤車両低減、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等についても、積極的に行うよう強く求める必要がある。</p>	<p>供用後の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響については、進出事業者に対し、大気汚染防止法等の法令等遵守、低公害施設及び高効率施設の設置、施設関係車両の効率的な運行管理や整備・点検の徹底、通勤車両の低減及び時差通勤等の実施、運転手へのアイドリングストップの徹底等の教育・指導を要請することにより、実行可能な範囲内で回避・低減に努めます。</p> <p>〔「12.1.大気質」参照〕</p>

表 8.2-1(4) 市長の意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
3 個別的事項	(1)大気質	<p>カ 事後調査として進出事業者の種類や大気汚染物質の排出量などの供用後の大気質の施設調査を行う必要がある。</p> <p>供用後における大気質の事後調査にて、施設調査を追加し、進出事業者の種類や大気汚染物質の排出量等を把握することとし、その旨を評価書に記載しました。 [「13. 事後調査の実施に関する事項」参照]</p>
	(2)騒音、振動	<p>ア 工事に使用する建設機械の配置は絶えず変動することから、適宜、建設機械による騒音、振動の状況を確認し、適切な措置を行う必要がある。</p> <p>併せて、評価書案に記載された低騒音・低振動型建設機械を使用するなどの環境保全措置を確実に実施する必要がある。</p> <p>工事中の事後調査（環境調査及び施設調査）の結果を踏まえ、環境影響の予測・評価の結果及び環境保全措置の実施状況について検証し、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行い、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。</p> <p>また、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の影響については、低騒音型及び低振動型の建設機械を採用する等の環境保全措置を確実に実施することにより、実行可能な範囲内で回避・低減に努めます。 [「12.2. 騒音」、「12.3. 振動」参照]</p>
	イ 供用後の騒音、振動については、進出事業者の使用する設備や施設関係車両等による影響が大きいと考えられる。このため、進出事業者に対し、評価書案に記載された騒音規制法、振動規制法等関係法令の遵守と併せて、低騒音・低振動型設備機器や防音・防振施設の設置についても、積極的に行うよう強く求める必要がある。	<p>供用後の施設の稼働に伴う騒音及び振動の影響については、進出事業者に対し、騒音規制法及び振動規制法等の法令等遵守や、低騒音型及び低振動型設備機器等の設置を要請することにより、実行可能な範囲内で回避・低減に努めます。</p> <p>また、施設関係車両の走行に伴う騒音及び振動の影響については、周辺道路の一部の地点において騒音に係る環境基準を上回っていることを踏まえ、進出事業者に対し、施設関係車両の効率的な運行管理や整備・点検の徹底、通勤車両の低減及び時差通勤等の実施、運転手へのアイドリングストップの徹底等の教育・指導を要請することにより、実行可能な範囲内で回避・低減に努めます。 [「12.2. 騒音」、「12.3. 振動」参照]</p>
ウ 事後調査として進出事業者の種類や騒音源及び振動源の台数や位置などの供用後の施設調査を行う必要がある。	<p>供用後における騒音及び振動の事後調査にて、施設調査を追加し、進出事業者の種類や発生源の台数等を把握することとし、その旨を評価書に記載しました。 [「13. 事後調査の実施に関する事項」参照]</p>	

表 8.2-1(5) 市長の意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
<p>3 個別的事項</p>	<p>(3)水質</p> <p>事業実施区域を流域に含む木見川は、農業用水として利用されており、また、下流の明石川では明石市の上水源として取水されていることから、下流域の公共用水域の水質保全に対して、特段の配慮が必要である。</p> <p>特に、工事期間中においては、濁水の発生状況を十分確認し、周辺環境への影響が大きいと認められる場合には、新たな沈砂池の設置等、追加の環境保全措置を実施する必要がある。</p>	<p>工事中の事後調査（環境調査及び施設調査）の結果を踏まえ、環境影響の予測・評価の結果及び環境保全措置の実施状況について検証し、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行い、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。</p>
	<p>(4)地形・地質</p> <p>造成工事において盛土を行う場合は、盛土箇所の植生を十分に除去した後に行うとともに、盛土の位置、深さ等の情報を整理し、データベースなどに記録しておく必要がある。</p>	<p>造成工事においては、盛土箇所の植生を十分に除去した後に盛土を行うとともに、盛土の位置、深さ等の情報を整理し、記録するようにします。</p>
	<p>(5)植物、動物、生態系</p> <p>ア 評価書案において、工事及び存在・供用等に伴う影響を回避するために行うとしている環境保全措置を確実に実施すること。特に移植・移設やビオトープの整備等の代償措置を行う際は、現在の生育・生息地との環境条件の違いや難易度などを踏まえて、慎重に検討する必要がある。</p> <p>併せて、代償措置を講じた後の管理体制をあらかじめ整備した上で、モニタリングを適切に行い、予測結果との違いを事後調査において評価し、その結果を記録しておく必要がある。</p> <p>イ 土地利用計画や工事実施計画等の細部を決定していく段階において、可能な限り現状の緑地を残すとともに、植物及び動物の生育及び生息環境にも配慮した緑地等の整備に努めることが必要である。</p> <p>ウ 貴重な種の生育・生息に関する新たな事実が判明した場合には、生息状況等の調査を行い、保全のための適切な措置を講じる必要がある。</p>	<p>工事及び存在・供用に伴う植物、動物及び生態系への影響については、まず、植物及び動物の重要種が確認された一部の生育・生息地の改変の回避を確実に実施します。</p> <p>また、移植及び播種や生息・繁殖環境の整備及び移設といった代償措置を実施する際は、現在の生育・生息地の環境条件や移植・移設の難易度等を踏まえたうえで、実施方法を検討します。</p> <p>〔「12.6.植物」、「12.7.動物」、「12.8.生態系」参照〕</p> <p>さらに、代償措置実施後の管理体制を整備した上で、モニタリングを実施するとともに、事後調査において予測結果との違いが確認された場合はその結果を記録します。</p> <p>事業実施区域の樹林地を可能な限り保全する計画としており、森林法における開発行為の許可基準（森林率：25%以上）を上回る樹林地を確保する計画としています。</p> <p>また、造成に伴って出現する切土・盛土法面等は、可能な限り当該地域の植生を考慮した植物種による緑化を行います。</p> <p>〔「1.4.対象事業の内容」、「12.6.植物」、「12.7.動物」、「12.8.生態系」参照〕</p> <p>工事中及び供用後の事後調査において、重要な種の生育・生息に関する新たな事実が判明した場合には、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行い、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。</p>

表 8.2-1(6) 市長の意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
(5) 植物、動物、生態系	エ 法面緑化に使用する植物については、生物多様性保全の観点から神戸版ブラックリスト選定種を避け、可能な限り近隣地域に生育する在来種を使用する必要がある。	法面緑化にあたっては、神戸版ブラックリスト選定種を避け、可能な限り当該地域の植生を考慮した植物種による緑化を行います。 [「12.6. 植物」、「12.7. 動物」、「12.8. 生態系」、「12.9. 人と自然との触れ合い活動の場」、「12.10. 景観」参照]
	オ 照明によるホテル類等への影響を低減するため、供用後の施設の照明の色、指向性、強さ等に配慮するよう進出事業者に強く求める必要がある。	照明によるホテル類等への影響を低減するため、進出事業者に対し、施設の照明の色や強さ等への配慮を要請します。
	カ 事業実施区域内に残る貴重な動植物の保全を図るため、事業実施区域及び移植先へのシカなどの野生動物の侵入が確認された場合は、侵入防止柵の設置など、適切な対策を実施する必要がある。	工事中及び供用後の事後調査において、シカなど食害を起す可能性のある野生動物が確認された場合には、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行い、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。
(6) 景観	産業団地が周辺環境との調和を図られたものとするため、進出事業者と締結する環境形成協定に周辺環境との調和に配慮した建物の形状・高さ・色彩の要件を盛り込む必要がある。 また、緑地はもとより、これらを結ぶ道路においても可能な限り緑化に努めるとともに、進出事業者にも緑化を求める必要がある。	進出事業者との環境形成協定の締結にあたっては、周辺環境との調和に配慮した建物に関する要件を盛り込みます。 また、進出事業者にも緑化を求めるほか、切土・盛土法面等は、可能な限り当該地域の植生を考慮した植物種による緑化を行います。
(7) 文化環境	評価書案において、仏谷洞窟は直接改変されず、周辺の樹林地も大部分が残されることから、本事業による仏谷洞窟への影響は生じないとしているが、仏谷洞窟の滝の水源に対しても、本事業による影響が生じないよう配慮する必要がある。	仏谷洞窟の滝の水源は事業実施区域の西側にあり、本事業によって直接改変しないことから、当該水源への影響はないと考えています。
(8) 廃棄物等	ア 工事に伴って発生する廃棄物の処理に際しては、工事施工業者（元請業者）の果たす役割が大きいことから、工事の発注や実施段階において、工事施工業者と十分な連携を図り、廃棄物の発生量の抑制、再資源化及び再生資源の利用に関して目標を設定するなど、積極的に取り組む必要がある。	工事の発注や実施段階においては、工事施工業者と十分な連携を図り、廃棄物の発生量の抑制、再資源化及び再生資源の利用に関しての目標を設定します。 また、工事施工業者に対して、当該目標を確実に達成するよう指導する等、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。
	イ 造成工事に伴い発生する土砂については、今後、工事実施計画の細部を決定していく段階においてさらに検討を加え、可能な限り減量・再利用に努める必要がある。	発生する残土は可能な限り事業実施区域内で再利用することにより、場外へ搬出する残土量を低減するよう、引き続き検討を行います。

3  
個別的事項

表 8.2-1(7) 市長の意見に基づいた事業者の措置

項目	市長の意見	事業者の措置
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 個別的事項</p>	<p>ア 世界的な脱炭素社会の構築の流れ、それを受けた国、県及び市の動向を注視し、進出事業者の募集の際にはネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）やネット・ゼロ・エネルギー・ファクトリー（ZEF）の導入を求めるなど、より地球温暖化防止に配慮する必要がある。</p>	<p>進出事業者の募集にあたっては、世界的な脱炭素社会の流れやそれを受けた国及び県等の動向を注視し、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）やネット・ゼロ・エネルギー・ファクトリー（ZEF）等のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の導入を要請します。</p>
	<p>イ 供用後の温室効果ガスの排出については、進出事業者が使用する燃料、設備、車両等の影響が大きいと考えられる。そのため、進出事業者に対し、評価書案に記載されている関係車両の出入りの低減、アイドリングストップの徹底、取引先への次世代自動車の利用の要請など、産業団地全体の環境負荷低減への協力を求める必要がある。また、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー型の設備の導入を積極的に進めるよう求める必要がある。</p>	<p>供用後の地球温暖化の影響については、進出事業者に対し、エネルギー消費量の低減等の要請を実施することにより、実行可能な範囲内で回避・低減に努めます。                      [「12.13.地球温暖化」参照]                      また、進出事業者に対して、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー型設備の導入等のカーボンニュートラルの実現に向けた取組の導入を要請します。</p>
<p>(10)その他（地域交通）</p>	<p>事業実施区域周辺の現状の交通量の予測結果において、交通容量比が1.0を下回っているものの、そのことをもって地域交通への影響がないとは言えないことに留意し、進出事業者に対して、評価書案に記載の運行管理、通勤車両低減を強く求める必要がある。</p>	<p>施設関係車両の走行に伴う地域交通への影響については、予測を行った全ての地点において、交通容量比は1.0を下回っており、本事業の実施に伴う影響は著しいものではないと考えておりますが、環境保全措置として、進出事業者に対し、施設関係車両の効率的な運行管理等の要請を実施します。                      [「12.14.その他（地域交通）」参照]                      また、事後調査（環境調査及び施設調査）の結果を踏まえ、環境影響の予測・評価の結果及び環境保全措置の実施状況について検証し、必要に応じて環境保全措置の追加等の検討・実施を行い、実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減に努めます。</p>



9. 評価書案についての市長意見を受け、  
総合的に検討し、評価書案から変更した内容

## 9. 評価書案についての市長意見等を受け、総合的に検討し、評価書案から変更した内容

評価書案手続き以降に、評価書案についての市長意見等を受け、総合的に検討し、評価書案から変更した内容及び変更理由は、以下のとおりである。

### 9.1. 静穏の取扱いにおいて準拠した指針等の追記

#### 【変更内容】

「12.1. 大気質」において記載している「静穏」について、その取扱いにおいて準拠した以下の指針等を追記した。

- (1) 「地上気象観測指針」(2002年、環境省)
- (2) 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)
- (3) 「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年12月、公害研究対策センター)

#### 【変更理由】

評価書案において説明が不十分な項目については、評価書で分かりやすく丁寧に記載する必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、「静穏」の取扱いにおいて準拠した指針等を追記した。

### 9.2. 建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響における短期濃度の予測・評価結果の追記

#### 【変更内容】

「12.1. 大気質 12.1.2. 予測・環境保全措置及び評価 (1) 建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響」において、短期濃度の予測・評価結果を追記した。

#### 【変更理由】

建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響について、短期濃度の予測・評価結果を記載する必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、当該影響についての短期濃度の予測・評価結果を追記した。

### 9.3. 「図 工事の実施における NOx・SPM 年間累計排出量（工事関係車両）」の変更

#### 【変更内容】

「12.1. 大気質 12.1.2. 予測・環境保全措置及び評価 (2) 工事関係車両の走行に伴う排出ガスの影響」において記載している「図 工事中のNOx・SPM年間累計排出量（工事関係車両）」の変更内容は、図9.3-1及び図9.3-2に示すとおりである。

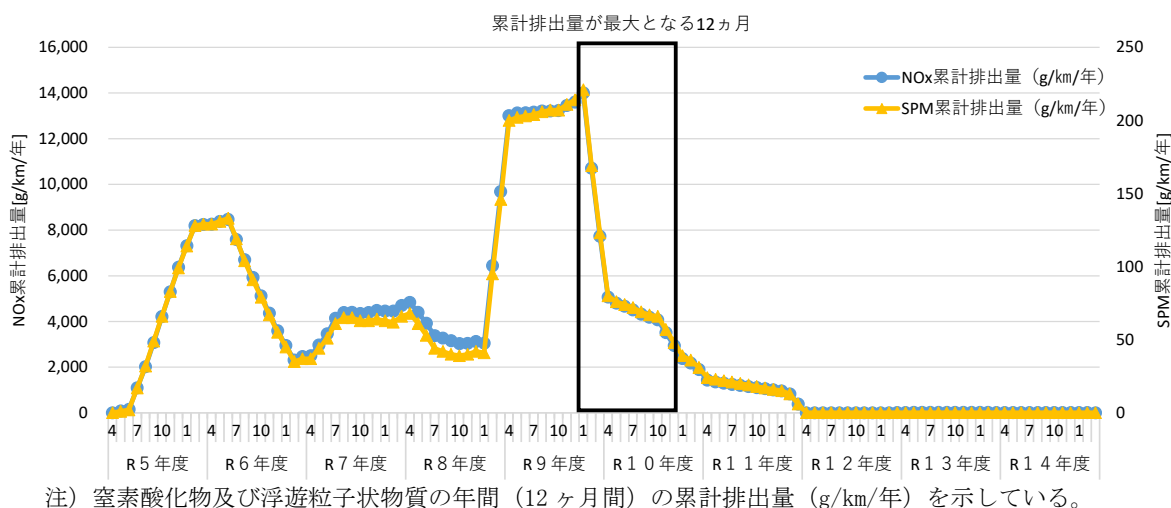


図 9.3-1 変更前の「図 工事中の NOx・SPM 年間累計排出量（工事関係車両）」

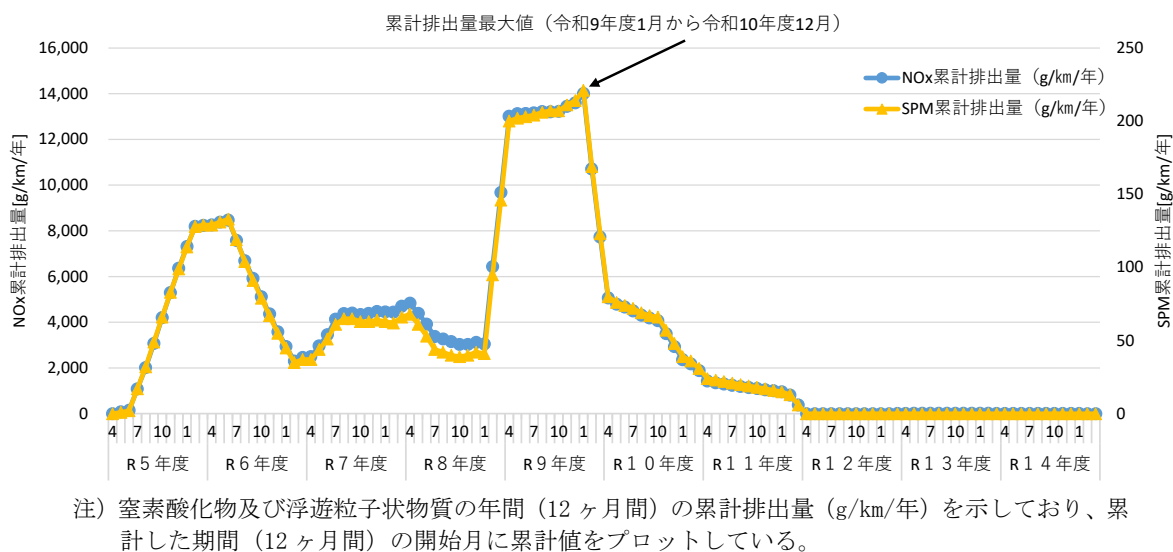


図 9.3-2 変更後の「図 工事中の NOx・SPM 年間累計排出量（工事関係車両）」

#### 【変更理由】

評価書案において説明が不十分な項目については、評価書で分かりやすく丁寧に記載する必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、「図 工事の実施におけるNOx・SPM年間累計排出量（工事関係車両）」の変更を行った。

### 9.4. 「表 風向別出現頻度及び風向別平均風速」の変更

#### 【変更内容】

「12.1. 大気質 12.1.2. 予測・環境保全措置及び評価 (2) 工事関係車両の走行に伴う排出ガスの影響」において記載している「表 風向別出現頻度及び風向別平均風速」の変更内容は、表9.4-1及び表9.4-2に示すとおりである。

なお、当該変更による予測及び評価結果の変更はない。

#### 【変更理由】

評価書案において予測及び評価に用いた各種図表の記載内容に誤りがあり、適切な記載に改める必要があるという市長意見を受け、「表 風向別出現頻度及び風向別平均風速」を修正した。

表 9.4-1 変更前の「表 風向別出現頻度及び風向別平均風速」

時刻	項目	有風時の出現状況																弱風時の出現頻度(%)
		N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	
1	出現頻度(%)	8.5	5.8	2.5	3.3	3.6	3.0	10.1	16.7	7.7	0.8	0.0	0.5	1.1	1.6	6.0	5.5	23.3
	平均風速(m/s)	1.0	0.7	0.6	0.6	1.2	0.5	0.9	1.2	1.4	0.7	0.0	1.0	0.6	0.6	1.1	0.9	
2	出現頻度(%)	5.8	7.4	0.8	1.1	5.5	8.8	12.1	12.6	4.4	1.6	0.5	0.8	0.5	0.8	6.3	6.8	24.1
	平均風速(m/s)	1.2	0.6	0.5	0.6	0.8	0.7	0.9	1.3	1.5	0.9	0.9	0.5	0.7	0.9	1.0	0.9	
3	出現頻度(%)	8.8	4.4	2.5	1.1	2.2	7.1	11.8	13.7	4.9	1.1	0.8	0.3	0.3	0.8	5.5	6.8	27.9
	平均風速(m/s)	1.1	0.8	0.4	0.6	1.2	0.7	1.0	1.1	1.2	0.6	0.6	0.6	0.3	0.6	1.2	0.8	
4	出現頻度(%)	5.8	5.2	1.6	2.2	1.4	7.7	9.9	13.2	4.4	1.4	0.0	0.3	0.8	1.1	7.4	6.8	31.0
	平均風速(m/s)	1.4	0.8	0.4	0.7	0.6	0.7	1.0	1.1	1.2	0.6	0.0	2.0	0.4	0.8	1.3	0.7	
5	出現頻度(%)	5.8	5.5	1.9	1.4	2.7	6.6	12.6	13.2	2.5	1.6	0.0	0.0	0.3	1.4	6.8	6.8	31.0
	平均風速(m/s)	1.2	0.8	0.4	0.7	0.6	0.5	1.0	1.1	1.0	0.7	0.0	0.0	0.5	0.5	1.1	0.9	
6	出現頻度(%)	6.6	4.9	2.2	3.6	1.6	4.4	12.3	8.5	5.8	0.3	0.5	0.5	0.5	1.4	5.8	6.3	34.8
	平均風速(m/s)	1.3	0.9	0.4	0.6	0.8	0.8	1.1	1.1	1.2	1.2	0.7	0.5	0.4	0.7	1.3	1.0	
7	出現頻度(%)	4.9	6.6	3.3	2.5	6.0	3.8	12.3	8.2	5.5	0.8	0.5	0.5	1.1	1.6	7.9	5.2	29.0
	平均風速(m/s)	1.3	0.7	0.4	0.5	0.7	1.0	1.1	1.3	1.0	0.5	0.4	0.6	0.6	0.5	1.3	0.8	
8	出現頻度(%)	7.9	8.5	4.4	1.9	4.4	4.4	8.8	11.2	3.3	3.6	1.1	1.1	2.2	2.2	9.6	5.2	20.3
	平均風速(m/s)	1.2	0.8	0.6	0.6	1.1	1.0	1.5	1.4	1.4	0.8	0.6	0.5	0.6	0.7	1.1	1.0	
9	出現頻度(%)	9.9	5.8	5.2	1.9	3.8	4.1	7.7	7.9	6.3	4.1	2.2	2.2	4.1	6.3	14.0	5.8	8.8
	平均風速(m/s)	1.3	0.8	0.7	0.5	1.2	1.0	1.6	1.6	1.5	0.9	0.9	0.6	0.7	1.1	1.4	1.1	
10	出現頻度(%)	7.7	5.5	4.1	2.2	2.7	3.8	7.4	9.9	6.0	5.2	3.8	4.4	2.7	9.9	15.3	7.7	1.6
	平均風速(m/s)	1.5	1.0	0.7	0.8	1.3	1.5	1.3	1.7	1.5	1.2	0.8	0.9	1.0	1.3	1.5	1.3	
11	出現頻度(%)	8.5	4.4	1.6	1.6	2.2	3.3	5.2	7.4	7.4	7.9	6.3	5.5	5.2	9.3	13.4	9.0	1.6
	平均風速(m/s)	1.5	1.0	0.9	0.9	1.8	1.4	1.3	1.9	1.6	1.1	1.1	1.0	1.0	1.6	1.5	1.4	
12	出現頻度(%)	10.1	3.8	2.5	1.4	2.5	3.0	4.4	7.1	7.4	6.0	9.9	6.8	5.2	7.1	14.2	7.1	1.4
	平均風速(m/s)	1.6	1.2	0.6	0.9	1.5	1.4	1.7	2.1	1.7	1.4	1.2	1.2	1.1	1.4	1.7	1.4	
13	出現頻度(%)	7.9	4.9	1.9	1.9	2.2	1.9	4.7	8.5	8.2	8.8	9.3	9.3	3.0	10.4	10.1	6.8	0.0
	平均風速(m/s)	1.8	1.0	0.6	0.7	1.9	1.3	1.3	1.9	1.7	1.5	1.2	1.1	1.1	1.4	1.7	1.6	
14	出現頻度(%)	11.8	3.6	0.0	1.9	3.0	1.1	2.7	9.0	10.7	10.7	11.2	9.0	4.9	5.5	9.0	5.8	0.0
	平均風速(m/s)	1.8	1.0	0.0	1.1	1.3	1.2	1.4	1.6	2.0	1.5	1.3	1.1	1.2	1.7	2.2	1.4	
15	出現頻度(%)	10.1	5.5	1.4	0.8	3.3	0.8	2.5	6.8	9.9	9.3	10.4	11.0	3.0	7.7	11.5	4.9	1.1
	平均風速(m/s)	1.8	1.2	0.7	1.0	1.9	1.6	1.4	1.7	2.0	1.4	1.2	1.1	1.0	1.3	1.8	1.5	
16	出現頻度(%)	9.6	5.8	1.9	1.1	2.2	1.1	3.6	7.9	11.5	10.7	12.9	7.7	3.8	4.9	9.0	4.1	2.2
	平均風速(m/s)	1.8	1.4	0.8	1.5	1.6	0.8	1.6	1.9	1.7	1.4	1.0	0.8	0.9	1.4	1.9	1.5	
17	出現頻度(%)	10.7	6.6	1.4	1.1	3.0	1.1	3.3	9.3	11.2	12.3	9.6	5.8	4.1	3.0	8.5	5.5	3.6
	平均風速(m/s)	1.7	1.2	0.6	0.8	1.5	1.5	1.4	1.8	1.5	1.1	0.9	0.7	0.6	0.8	2.0	1.3	
18	出現頻度(%)	9.9	8.5	3.0	1.1	2.2	3.0	6.3	13.7	11.2	7.1	4.7	3.3	2.5	1.1	10.1	4.1	8.2
	平均風速(m/s)	1.5	1.1	0.7	0.9	1.5	0.9	1.0	1.7	1.5	0.8	0.7	0.5	0.7	0.9	1.8	1.1	
19	出現頻度(%)	8.2	13.7	2.5	2.5	2.2	1.6	9.6	14.5	7.4	3.8	0.8	1.4	0.5	1.1	7.9	7.4	14.8
	平均風速(m/s)	1.4	0.8	0.5	0.8	1.0	1.1	1.2	1.5	1.7	0.8	0.6	0.6	0.5	0.7	1.8	0.9	
20	出現頻度(%)	8.2	14.8	2.7	4.7	3.6	2.5	7.4	16.4	6.0	1.1	0.3	1.1	0.5	0.8	9.3	3.8	16.7
	平均風速(m/s)	1.2	0.8	0.6	0.7	1.0	0.7	1.2	1.6	1.5	0.8	0.9	0.6	0.4	1.1	1.5	0.7	
21	出現頻度(%)	7.4	13.7	4.4	1.6	2.7	3.8	8.2	15.6	5.8	1.9	0.3	0.0	0.5	2.2	9.3	6.0	16.4
	平均風速(m/s)	1.1	0.8	0.5	0.7	1.5	0.8	1.1	1.6	1.5	1.0	0.3	0.0	0.4	0.6	1.3	0.8	
22	出現頻度(%)	7.4	9.6	4.9	3.3	3.8	5.2	11.2	15.1	4.9	0.8	0.0	1.1	1.1	2.2	6.8	7.7	14.8
	平均風速(m/s)	1.1	0.8	0.5	0.6	1.2	0.8	1.2	1.6	1.1	1.3	0.0	0.4	0.4	0.7	1.3	0.9	
23	出現頻度(%)	7.1	7.1	4.4	4.7	4.9	7.1	9.0	16.7	4.7	1.4	1.1	0.0	0.3	1.4	9.3	7.4	13.4
	平均風速(m/s)	1.1	0.7	0.5	0.5	0.8	0.6	1.2	1.4	1.3	0.7	0.0	0.3	0.6	1.2	0.9		
24	出現頻度(%)	7.9	6.0	3.0	3.3	4.4	4.9	12.1	15.1	8.2	0.8	0.3	0.3	0.0	1.4	7.1	5.8	19.5
	平均風速(m/s)	0.9	0.8	0.5	0.6	0.9	0.6	1.0	1.3	1.5	1.1	1.6	0.4	0.0	0.9	1.3	1.0	
通年	出現頻度(%)	8.2	7.0	2.7	2.2	3.2	3.9	8.1	11.6	6.9	4.3	3.6	3.0	2.0	3.6	9.2	6.2	14.4
	平均風速(m/s)	1.4	0.9	0.6	0.7	1.1	0.9	1.2	1.5	1.5	1.2	1.1	0.9	0.9	1.2	1.5	1.1	

表 9.4-2 変更後の「表 風向別出現頻度及び風向別平均風速」

時刻	項目	有風時の出現状況														弱風時の出現頻度(%)		
		N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW		NW	NNW
1	出現頻度(%)	3.8	0.5	0.3	0.5	1.4	0.0	4.1	8.8	4.1	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	3.3	2.5	69.9
	平均風速(m/s)	1.6	1.8	1.0	1.0	2.3	0.0	1.5	1.7	1.9	1.4	0.0	1.5	1.2	0.0	1.4	1.3	
2	出現頻度(%)	3.3	1.1	0.3	0.0	1.1	1.4	3.8	7.1	3.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.3	3.3	3.3	71.2
	平均風速(m/s)	1.6	1.5	1.1	0.0	2.0	1.5	1.4	1.8	1.9	1.2	0.0	0.0	0.0	1.3	1.4	1.1	
3	出現頻度(%)	4.4	1.6	0.0	0.3	0.8	1.4	4.7	7.1	1.9	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	1.6	72.3
	平均風速(m/s)	1.7	1.3	0.0	1.2	2.2	1.4	1.5	1.6	2.1	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.4	
4	出現頻度(%)	3.6	1.1	0.0	0.5	0.0	1.4	4.9	6.0	1.9	0.3	0.0	0.3	0.0	0.5	5.5	1.4	72.6
	平均風速(m/s)	1.9	1.7	0.0	1.3	0.0	1.5	1.5	1.7	2.2	1.0	0.0	2.0	0.0	1.2	1.5	1.4	
5	出現頻度(%)	3.0	1.6	0.0	0.3	0.0	0.3	4.9	6.3	0.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	1.9	77.3
	平均風速(m/s)	1.9	1.5	0.0	1.5	0.0	1.0	1.7	1.6	2.5	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.5	
6	出現頻度(%)	4.1	1.4	0.0	0.5	0.3	0.8	6.8	4.1	3.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.5	3.3	2.7	72.1
	平均風速(m/s)	1.7	1.7	0.0	1.2	2.1	2.0	1.5	1.7	1.7	1.2	0.0	0.0	0.0	1.3	1.7	1.3	
7	出現頻度(%)	3.3	1.1	0.0	0.0	1.4	1.9	6.3	4.7	1.9	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	6.0	1.1	71.8
	平均風速(m/s)	1.7	1.8	0.0	0.0	1.5	1.4	1.7	1.8	1.8	0.0	0.0	1.0	1.1	0.0	1.5	1.4	
8	出現頻度(%)	3.6	2.7	0.3	0.3	1.9	1.9	5.5	7.7	1.9	0.8	0.0	0.0	0.0	0.3	4.1	2.2	66.8
	平均風速(m/s)	1.8	1.4	1.0	1.6	1.9	1.4	2.0	1.8	2.0	1.6	0.0	0.0	0.0	1.0	1.7	1.4	
9	出現頻度(%)	6.0	1.4	0.8	0.0	2.2	1.9	6.3	5.2	4.7	1.6	0.8	0.3	0.8	3.0	10.1	3.0	51.8
	平均風速(m/s)	1.9	1.4	1.1	0.0	1.6	1.5	1.8	2.0	1.7	1.4	1.2	1.1	1.2	1.7	1.7	1.4	
10	出現頻度(%)	4.7	1.9	0.8	1.1	1.6	2.7	5.2	8.5	4.9	2.7	1.4	1.9	1.4	7.1	11.2	4.9	37.8
	平均風速(m/s)	2.0	1.6	1.2	1.1	1.9	1.8	1.6	1.9	1.6	1.6	1.2	1.2	1.2	1.6	1.9	1.6	
11	出現頻度(%)	6.3	1.9	0.5	0.5	1.9	2.2	3.6	6.0	5.5	4.4	3.0	3.3	3.6	7.1	9.0	7.1	34.0
	平均風速(m/s)	1.8	1.3	1.1	1.7	2.0	1.8	1.7	2.2	1.9	1.4	1.4	1.2	1.2	1.8	1.9	1.6	
12	出現頻度(%)	8.5	2.2	0.0	0.5	1.6	2.2	3.8	6.3	6.6	4.7	7.4	4.9	3.0	5.5	10.4	5.8	26.6
	平均風速(m/s)	1.7	1.5	0.0	1.2	1.9	1.7	1.8	2.2	1.8	1.6	1.4	1.4	1.3	1.6	2.0	1.6	
13	出現頻度(%)	7.4	2.7	0.0	0.3	1.6	1.1	3.8	7.4	6.8	6.6	7.7	5.2	1.9	7.7	7.4	5.8	26.6
	平均風速(m/s)	1.9	1.3	0.0	1.0	2.3	1.8	1.4	2.0	1.8	1.7	1.3	1.4	1.3	1.6	2.1	1.7	
14	出現頻度(%)	10.1	1.4	0.0	1.4	1.6	0.5	2.2	7.4	10.1	8.8	8.5	4.9	3.6	4.1	8.5	4.7	22.2
	平均風速(m/s)	2.0	1.6	0.0	1.4	2.0	1.7	1.6	1.8	2.0	1.6	1.5	1.5	1.3	2.1	2.3	1.6	
15	出現頻度(%)	9.3	3.3	0.3	0.3	2.7	0.8	1.9	5.8	9.0	6.3	7.4	6.0	1.9	4.9	10.1	3.3	26.6
	平均風速(m/s)	1.9	1.5	1.1	1.5	2.1	1.6	1.6	1.9	2.1	1.7	1.4	1.3	1.2	1.5	2.0	1.8	
16	出現頻度(%)	9.0	3.8	0.8	0.5	2.2	0.3	3.0	7.1	9.6	8.2	7.7	2.7	1.6	3.0	7.7	3.6	29.0
	平均風速(m/s)	1.9	1.8	1.1	2.3	1.6	1.1	1.7	2.1	1.9	1.6	1.3	1.3	1.2	1.9	2.1	1.7	
17	出現頻度(%)	9.0	4.1	0.0	0.3	2.2	1.1	2.5	8.5	7.9	6.8	3.3	0.8	0.0	0.3	6.8	3.6	42.7
	平均風速(m/s)	1.9	1.5	0.0	1.2	1.9	1.5	1.6	1.9	1.9	1.5	1.2	1.1	0.0	2.4	2.4	1.7	
18	出現頻度(%)	7.9	4.1	0.5	0.5	1.4	0.8	2.7	10.7	7.9	1.6	0.5	0.0	0.3	0.5	7.1	2.7	50.4
	平均風速(m/s)	1.6	1.5	1.4	1.3	2.2	1.5	1.6	2.0	1.9	1.3	1.1	0.0	1.0	1.5	2.2	1.4	
19	出現頻度(%)	5.8	3.0	0.0	0.8	0.8	0.8	4.7	9.3	6.0	0.8	0.0	0.3	0.0	0.3	7.4	3.8	56.2
	平均風速(m/s)	1.7	1.4	0.0	1.4	1.9	1.6	1.9	2.0	1.9	1.2	0.0	1.1	0.0	1.3	1.9	1.2	
20	出現頻度(%)	5.2	4.7	0.3	1.1	1.4	0.3	4.1	12.1	4.1	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	7.4	0.8	57.8
	平均風速(m/s)	1.5	1.3	1.2	1.3	1.8	2.8	1.8	1.9	1.9	1.1	0.0	1.0	0.0	1.3	1.8	1.4	
21	出現頻度(%)	3.0	3.6	0.0	0.3	1.9	1.1	4.4	11.0	4.1	0.8	0.0	0.0	0.0	0.3	7.1	1.1	61.4
	平均風速(m/s)	1.8	1.4	0.0	1.1	1.9	1.7	1.5	2.0	1.9	1.7	0.0	0.0	0.0	1.1	1.5	1.4	
22	出現頻度(%)	3.0	2.5	0.0	0.3	1.6	1.1	5.5	11.2	2.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.3	4.9	4.1	62.5
	平均風速(m/s)	1.8	1.4	0.0	1.3	2.1	1.6	1.7	1.9	1.7	1.5	0.0	0.0	0.0	1.6	1.6	1.2	
23	出現頻度(%)	3.6	1.4	0.3	0.0	1.1	1.1	4.7	11.0	3.0	0.8	0.3	0.0	0.0	0.0	5.8	2.5	64.7
	平均風速(m/s)	1.6	1.5	1.1	0.0	1.5	1.4	1.7	1.9	1.7	2.0	1.3	0.0	0.0	0.0	1.6	1.3	
24	出現頻度(%)	2.5	1.1	0.0	0.3	1.4	0.5	5.2	9.3	5.2	0.5	0.3	0.0	0.0	0.5	4.9	2.7	65.5
	平均風速(m/s)	1.4	1.6	0.0	1.1	1.7	1.6	1.6	1.7	2.0	1.2	1.6	0.0	0.0	1.2	1.6	1.3	
通年	出現頻度(%)	5.4	2.3	0.2	0.4	1.4	1.2	4.4	7.9	4.9	2.4	2.0	1.3	0.8	1.9	6.6	3.2	53.7
	平均風速(m/s)	1.8	1.5	1.1	1.3	1.9	1.6	1.6	1.9	1.9	1.6	1.4	1.3	1.3	1.7	1.8	1.5	

## 9.5. 建設機械の稼働に伴う粉じん（降下ばいじん）のバックグラウンド等の変更

### 【変更内容】

「12.1. 大気質 12.1.2. 予測・環境保全措置及び評価 (3) 建設機械の稼働に伴う粉じん（降下ばいじん）の影響 ⑤予測結果」において、参考として記載しているバックグラウンド及びバックグラウンドと足し合わせた結果の変更内容は、表9.5-1に示すとおりである。

なお、当該変更による評価結果の変更はない。

表 9.5-1 バックグラウンド及びバックグラウンドと足し合わせた結果の変更内容

単位：t/km<sup>2</sup>/月

予測地点	時期	予測結果 (寄与分)	参考			
			変更前		変更後	
			バック グラウンド	バックグラウ ンドとの足し 合わせ結果	バック グラウンド	バックグラウ ンドとの足し 合わせ結果
事業実施区域境界 線上かつ近傍に住 居が存在する地点	春季	1.68	3.44	5.12	2.32	4.00
	夏季	3.26	1.76	5.02	3.44	6.70
	秋季	1.78	2.28	4.06	1.76	3.54
	冬季	0.98	2.32	3.30	2.28	3.26

注) バックグラウンドは、事業実施区域近傍における季節別の現況調査結果とした。

### 【変更理由】

評価書案において予測及び評価に用いた各種図表の記載内容に誤りがあり、適切な記載に改める必要があるという市長意見を受け、参考として記載しているバックグラウンド及びバックグラウンドと足し合わせた結果を修正した。

## 9.6. 「図 風配図（事業実施区域内：通年）」の変更

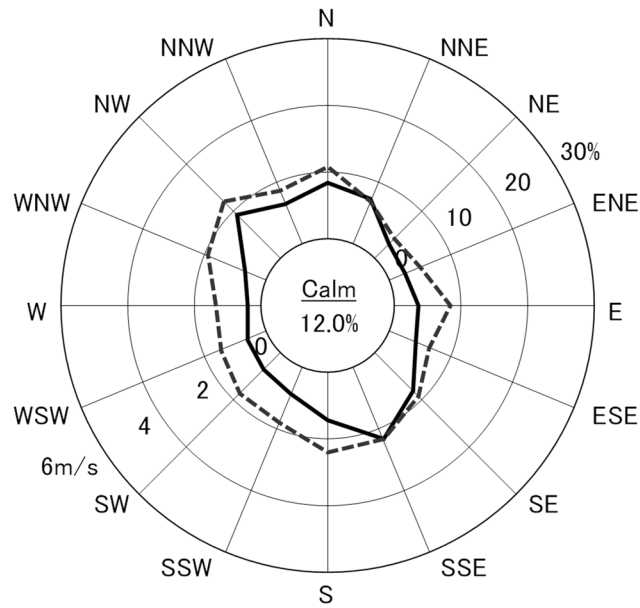
### 【変更内容】

「12.1. 大気質 12.1.2. 予測・環境保全措置及び評価 (4) 施設の稼働に伴う排出ガスの影響」において記載している「図 風配図（事業実施区域内：通年）」の変更内容は、図9.6-1及び図9.6-2に示すとおりである。

なお、当該変更による予測及び評価結果の変更はない。

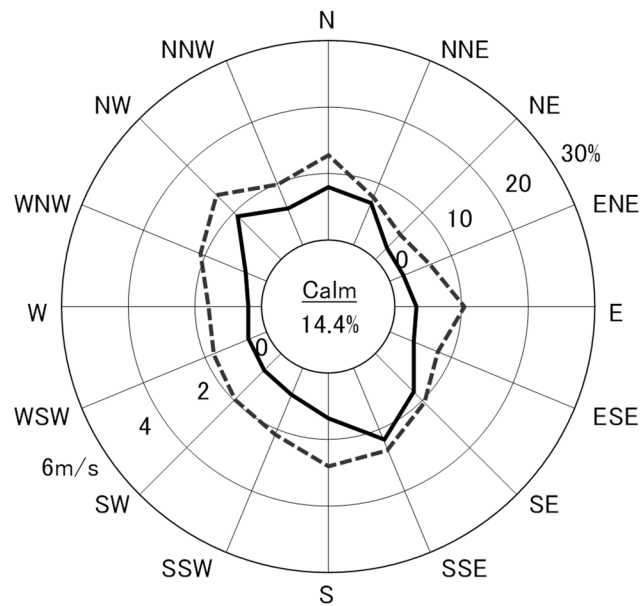
### 【変更理由】

評価書案において予測及び評価に用いた各種図表の記載内容に誤りがあり、適切な記載に改める必要があるという市長意見を受け、「図 風配図（事業実施区域内：通年）」を修正した。



- 注1) 事業実施区域内（観測高さ10m）における観測結果を示す。  
 注2) 風配図の実線は風向出現頻度（%）、点線は風向別の平均風速（m/s）を示す。  
 注3) 風配図の円内の数字は「静穏」を表し、風速0.2m/s以下の割合を示す。

図 9.6-1 変更前の「風配図（事業実施区域内：通年）」



- 注1) 事業実施区域内（観測高さ10m）における観測結果を排出源高さ20mに補正した値を示す。  
 注2) 風配図の実線は風向出現頻度（%）、点線は風向別の平均風速（m/s）を示す。  
 注3) 風配図の円内の数字は「静穏」を表し、風速0.5m/s以下の割合を示す。なお、窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕（平成12年12月、公害研究対策センター）に準拠し、風速0.5m/s以下を静穏とした。

図 9.6-2 変更後の「風配図（事業実施区域内：通年）」

## 9.7. 騒音レベル増加分の表記の変更

### 【変更内容】

「12.2. 騒音 12.2.2. 予測・環境保全措置及び評価 (2) 工事関係車両の走行に伴う騒音の影響」及び「12.2. 騒音 12.2.2. 予測・環境保全措置及び評価 (4) 施設関係車両の走行に伴う騒音の影響」の予測・評価結果において記載している工事及び施設関係車両による騒音レベルの増加分について、「0」と表記しているものを「0 (1未満)」に変更した。

### 【変更理由】

評価書案において説明が不十分な項目については、評価書で分かりやすく丁寧に記載する必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、騒音レベルの増加分の表記を変更した。

## 9.8. 「表 確認された植物群落一覧」及び「表 植物群落別の面積」の変更

### 【変更内容】

「12.6. 植物 12.6.1. 現況調査 (5) 調査結果」において記載している「表 確認された植物群落一覧」及び「12.8. 植物 12.8.1. 現況調査 (5) 調査結果」において記載している「表 植物群落別の面積」の変更内容は、表9.8-1及び表9.8-2に示すとおりである。

なお、当該変更による予測及び評価結果の変更はない。

### 【変更理由】

評価書案において予測及び評価に用いた各種図表の記載内容に誤りがあり、適切な記載に改める必要があるという市長意見を受け、「表 確認された植物群落一覧」を修正した。



表 9.8-1 変更前の「表 確認された植物群落一覧」及び「表 植物群落別の面積」

凡例番号	分類	植生群落	面積 (ha)	構成比
1	ヤブツバキクラス域代償植生	アラカシ群落	0.09	0.09%
2		コナラーアベマキ群集	39.12	37.74%
3		アカメガシワ-カラスザンショウ群落	2.55	2.46%
4		アカマツ-モチツツジ群集	0.18	0.17%
5		メダケ群落	<0.01	<0.01%
6		ネザサ・ケネザサ群落	0.35	0.34%
			小計	42.29
7	河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	ヨシクラス	<0.01	<0.01%
8		ツルヨシ群集	<0.01	<0.01%
9		ヒシ群落	<0.01	<0.01%
			小計	<0.01
10	植林地・耕作地植生	スギ・ヒノキ植林	0.16	0.15%
11		リギダマツ植林	1.66	1.60%
12		ハリエンジュ植林	0.05	0.05%
13		竹林	7.03	6.78%
c		水田雑草群落	<0.01	<0.01%
d		放棄水田雑草群落	<0.01	<0.01%
f		路傍・空地雑草群落	1.67	1.61%
h		ゴルフ場	39.60	38.20%
			小計	50.17
k	市街地等	市街地	3.95	3.81%
s		植栽樹群	6.10	5.88%
w		開放水域	1.16	1.12%
			小計	11.21
合計			103.67	100.00%

表 9.8-2 変更後の「表 確認された植物群落一覧」及び「表 植物群落別の面積」

凡例番号	分類	植生群落	面積 (ha)	構成比
1	ヤブツバキクラス域代償植生	アラカシ群落	0.09	0.05%
2		コナラーアベマキ群集	68.62	41.45%
3		アカメガシワ-カラスザンショウ群落	7.92	4.78%
4		アカマツ-モチツツジ群集	0.35	0.21%
5		メダケ群落	0.16	0.10%
6		ネザサ・ケネザサ群落	0.95	0.57%
			小計	78.09
7	河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	ヨシクラス	0.05	0.03%
8		ツルヨシ群集	0.09	0.05%
9		ヒシ群落	0.06	0.04%
			小計	0.20
10	植林地・耕作地植生	スギ・ヒノキ植林	0.29	0.18%
11		リギダマツ植林	1.73	1.05%
12		ハリエンジュ植林	0.16	0.10%
13		竹林	10.91	6.59%
c		水田雑草群落	0.26	0.16%
d		放棄水田雑草群落	0.65	0.39%
f		路傍・空地雑草群落	5.63	3.40%
h		ゴルフ場	39.60	23.92%
		小計	59.23	35.78%
k	市街地等	市街地	18.79	11.35%
s		植栽樹群	6.61	3.99%
w		開放水域	2.62	1.58%
			小計	28.02
合計			165.54	100.00%

## 9.9. 植物等の環境保全措置である緑化の保全措置の内容及び効果への追記

### 【変更内容】

「12. 6. 植物」、「12. 7. 動物」、「12. 8. 生態系」、「12. 9. 人と自然との触れ合い活動の場」及び「12. 10. 景観」の環境保全措置である「緑化」の保全措置の内容及び効果に「神戸の希少な野生動植物－神戸版ブラックリスト2020－」の選定種を避ける」ことを追記した。

### 【変更理由】

法面緑化に使用する植物については、生物多様性保全の観点から神戸版ブラックリスト選定種を避ける必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、植物等の環境保全措置である「緑化」の保全措置の内容及び効果に当該内容を追記した。

## 9.10. 植物の環境保全措置の移植の変更

### 【変更内容】

「12. 6. 植物 12. 6. 2. 予測・環境保全措置及び評価 (1) 工事及び存在・供用に伴う植物への影響」において、環境保全措置として記載している「移植」について、「移植及び播種」に変更した。

### 【変更理由】

評価書案において説明が不十分な項目については、評価書で分かりやすく丁寧に記載する必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、環境保全措置の表記を変更した。

### 9.11. 「表 昆虫類の確認種一覧」の変更

#### 【変更内容】

「12.7. 動物 12.7.1. 現況調査 (5) 調査結果」において記載している「表 昆虫類の確認種一覧」の変更内容は、表9.11-1に示すとおりである。

なお、当該変更による予測及び評価結果の変更はない。

表 9.11-1 「表 昆虫類の確認種一覧」の変更内容

目名	科名		種名
	変更前	変更後	
カメムシ	ツノカメムシ	ツノカメムシ	ヒメツノカメムシ
			モンキツノカメムシ
	ツチカメムシ		ヒメツヤツチカメムシ
			ツチカメムシ

#### 【変更理由】

評価書案において予測及び評価に用いた各種図表の記載内容に誤りがあり、適切な記載に改める必要があるという市長意見を受け、「表 昆虫類の確認種一覧」を修正した。

### 9.12. 動物及び生態系の環境保全措置の生息・繁殖環境の整備の変更

#### 【変更内容】

「12.7. 動物 12.7.2. 予測・環境保全措置及び評価 (1) 工事及び存在・供用に伴う動物への影響」及び「12.8. 生態系 12.8.2. 予測・環境保全措置及び評価 (1) 工事及び存在・供用に伴う生態系への影響」において、環境保全措置として記載している「生息・繁殖環境の整備」について、「生息・繁殖環境の整備及び移設」に変更した。

#### 【変更理由】

移植・移設やビオトープの整備値等の代償措置を行う際は、現在の生育・生息地との環境条件の違い等を踏まえて、慎重に検討する必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、環境保全措置の表記を変更した。

### 9.13. 人と自然との触れ合い活動の場の予測地域への追記

#### 【変更内容】

「12.9. 人と自然との触れ合い活動の場 12.9.2. 予測・環境保全措置及び評価 (1) 工事及び存在・供用に伴う人と自然との触れ合い活動の場への影響」において記載している予測地域に、「太陽と緑の道コース27」及び「あいな里山公園」を予測対象としない理由を追記した。追記した内容は、以下に示すとおりである。

なお、当該変更による予測及び評価結果の変更はない。

#### ・ 予測地域への追記内容

「「太陽と緑の道」コース27は一時休止となっていること、あいな里山公園は調査地域が未開園であることから、予測対象としていない。」

#### 【変更理由】

評価書案において説明が不十分な項目については、評価書で分かりやすく丁寧に記載する必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、「太陽と緑の道コース27」及び「あいな里山公園」を予測対象としない理由を予測地域に追記した。

### 9.14. 「表 予測結果（廃棄物）」の変更

#### 【変更内容】

「12.12. 廃棄物等 12.12.2. 予測・環境保全措置及び評価 (2) 土工事・建設工事に伴う廃棄物等の影響」において記載している「表 予測結果（廃棄物）」の変更内容は、表 9.14-1に示すとおりである。

なお、当該変更による評価結果の変更はない。

表 9.14-1 「表 予測結果（廃棄物）」の変更内容

	発生量 (t)		再資源化量 (t)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
コンクリート塊	4,424	5,776	4,402	5,747
アスファルト・コンクリート塊	4,108	5,363	4,091	5,341
金属くず	52	52	50	50
木くず（伐採木・除根）	4,744	4,744	3,942	3,942
混合廃棄物	29,489	30,358	4,830	4,973

#### 【変更理由】

評価書案において予測及び評価に用いた各種図表の記載内容に誤りがあり、適切な記載に改める必要があるという市長意見を受け、「表 予測結果（廃棄物）」を修正した。

## 9.15. 地球温暖化の環境保全措置の内容及び効果の変更

### 【変更内容】

「12.13. 地球温暖化 12.13.2. 予測・環境保全措置及び評価 (3) 施設の稼働に伴う地球温暖化の影響」において、環境保全措置として記載している「エネルギー消費量の低減」及び「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出」の保全措置の内容及び効果の変更内容は、表9.15-1に示すとおりである。

表 9.15-1 環境保全措置の内容及び効果の変更内容

措置の種類	保全措置の内容及び効果	
	変更前	変更後
エネルギー消費量の低減	進出する事業者に対し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年6月22日法律第49号)の規定に基づきエネルギー消費量の低減に努めるよう指導することにより、温室効果ガスの発生が低減される。	進出する事業者に対し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年6月22日法律第49号)の規定に基づきエネルギー消費量の低減に努めるよう要請することにより、温室効果ガスの発生が低減される。
特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出	「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年7月18日兵庫県条例第28号)に基づく対象事業者に対し、特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を指導することにより、温室効果ガスの発生が低減される。	「環境の保全と創造に関する条例」(平成7年7月18日兵庫県条例第28号)に基づく対象事業者に対し、特定物質(温室効果ガス)排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出を要請することにより、温室効果ガスの発生が低減される。

### 【変更理由】

評価書案において予測及び評価に用いた各種図表の記載内容に誤りがあり、適切な記載に改める必要があるという市長意見を受け、環境保全措置の表記を修正した。

## 9.16. 「表 自動車交通量（既存資料調査）」の変更

### 【変更内容】

「12.14. その他（地域交通） 12.14.1. 現況調査（5）調査結果」において記載している「表 自動車交通量（既存資料調査）」の変更内容は、表9.16-1に示すとおりである。  
 なお、当該変更による予測及び評価結果の変更はない。

表 9.16-1 「表 自動車交通量（既存資料調査）」の変更内容

番号	調査地点	断面	ピーク時間帯交通量			
			変更前		変更後	
			時間帯	断面交通量 (台)	時間帯	断面交通量 (台)
3	木見西	A	8時～9時	2,936	8時～9時	1,568

### 【変更理由】

評価書案において予測及び評価に用いた各種図表の記載内容に誤りがあり、適切な記載に改める必要があるという市長意見を受け、「表 自動車交通量（既存資料調査）」を修正した。

## 9.17. 「表 予測に用いた交通量」の変更

### 【変更内容】

「12.14. その他（地域交通） 12.14.2. 予測・環境保全措置及び評価（1）工事関係車両の走行に伴う地域交通への影響」及び「12.14. その他（地域交通） 12.14.2. 予測・環境保全措置及び評価（2）施設関係車両の走行に伴う地域交通への影響」において記載している「表 予測に用いた交通量」の変更内容は、表9.17-1に示すとおりである。  
 なお、当該変更による予測及び評価結果の変更はない。

表 9.17-1(1) 「表 予測に用いた交通量」の変更内容（工事関係車両）

番号	予測地点	工事中 ピーク時間帯	工事中の一般交通量			
			変更前		変更後	
			大型車	小型車	大型車	小型車
1	木幡駅南	7時30分～8時30分	1,447台	114台	114台	1,447台
2	木見西	8時～9時	1,676台	238台	238台	1,676台
3	木見	7時30分～8時30分	1,397台	111台	111台	1,397台
4	木見東	7時30分～8時30分	2,376台	345台	345台	2,376台
5	神戸西IC北	7時30分～8時30分	2,285台	367台	367台	2,285台
6	神戸西IC前	7時30分～8時30分	2,295台	332台	332台	2,295台
7	神戸西IC南	7時30分～8時30分	2,333台	163台	163台	2,333台
8	布施畑南	7時30分～8時30分	2,627台	283台	283台	2,627台

表 9.17-1(2) 「表 予測に用いた交通量」の変更内容（施設関係車両）

番号	予測地点	供用後 ピーク時間帯	供用後の一般交通量			
			変更前		変更後	
			大型車	小型車	大型車	小型車
1	木幡駅南	7時30分～8時30分	1,524台	114台	114台	1,524台
2	木見西	8時～9時	1,726台	238台	238台	1,726台
3	木見	7時30分～8時30分	1,457台	111台	111台	1,457台
4	木見東	7時30分～8時30分	2,513台	345台	345台	2,513台
5	神戸西IC北	7時30分～8時30分	2,422台	367台	367台	2,422台
6	神戸西IC前	7時30分～8時30分	2,432台	332台	332台	2,432台
7	神戸西IC南	7時30分～8時30分	2,470台	163台	163台	2,470台
8	布施畑南	7時30分～8時30分	2,702台	283台	283台	2,702台

【変更理由】

評価書案において予測及び評価に用いた各種図表の記載内容に誤りがあり、適切な記載に改める必要があるという市長意見を受け、「表 予測に用いた交通量」を修正した。

9.18. 「表 事後調査の対象項目」の変更

【変更内容】

「13. 事後調査の実施に関する事項 13.2. 事後調査の対象項目の選定」において記載している「表 事後調査の対象項目」の変更内容は、表9.18-1に示すとおりである。

表 9.18-1 「表 事後調査の対象項目」の変更内容

環境要素及び行為			調査内容		存在・供用			
					変更前		変更後	
			環境調査	施設調査	環境調査	施設調査		
大気質	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 浮遊粒子状物質 (SPM)	施設の稼働	○	—	○	○		
			○	—	○	○		
騒音	施設騒音	施設の稼働	○	—	○	○		
	道路交通騒音	施設関係車両の走行	○	—	○	○		
振動	施設振動	施設の稼働	○	—	○	○		

【変更理由】

事後調査として、供用後の大気質、騒音及び振動の施設調査を行う必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、「表 事後調査の対象項目」を変更した。



### 9.19. 「表 事後調査項目として選定又は非選定の理由」の変更

#### 【変更内容】

「13. 事後調査の実施に関する事項 13.2. 事後調査の対象項目の選定」において記載している「表 事後調査項目として選定又は非選定の理由」の変更内容は、表9.19-1に示すとおりである。

表 9.19-1 「表 事後調査項目として選定又は非選定の理由」の変更内容

環境要素		行為	事後調査項目として選定又は非選定の理由	
			変更前	変更後
大気質	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 浮遊粒子状物質 (SPM)	施設の稼働	施設の稼働により、事業実施区域周辺への二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられることから、事後調査項目として選定する。	施設の稼働により、事業実施区域周辺への二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が考えられるとともに、進出事業者に係る予測条件（業種、施設配置等）に不確実性が伴うことから、事後調査項目として選定する。
騒音	施設騒音	施設の稼働	施設の稼働により、事業実施区域周辺への騒音の影響が考えられることから、事後調査項目として選定する。	施設の稼働により、事業実施区域周辺への騒音の影響が考えられるとともに、進出事業者に係る予測条件（業種、施設配置等）に不確実性が伴うことから、事後調査項目として選定する。
振動	施設振動	施設の稼働	施設の稼働により、事業実施区域周辺への振動の影響が考えられることから、事後調査項目として選定する。	施設の稼働により、事業実施区域周辺への振動の影響が考えられるとともに、進出事業者に係る予測条件（業種、施設配置等）に不確実性が伴うことから、事後調査項目として選定する。
景観	景観構成要素、可視特性	施設が存在	施設が存在により、主要な眺望点について眺望景観への影響が考えられることから、事後調査項目として選定する。	施設が存在により、主要な眺望点について眺望景観への影響が考えられるとともに、進出事業者に係る予測条件（業種、施設配置等）に不確実性が伴うことから、事後調査項目として選定する。

#### 【変更理由】

評価書案において説明が不十分な項目については、評価書で分かりやすく丁寧に記載する必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、「表 事後調査項目として選定又は非選定の理由」を変更した。

## 9.20. 「表 供用後の事後調査計画（案）」の変更

### 【変更内容】

「13. 事後調査の実施に関する事項 13.3. 事後調査計画 13.3.2. 供用後の事後調査」において記載している「表 供用後の事後調査計画（案）」の変更内容は、表9.20-1に示すとおりである。

表 9.20-1 「表 供用後の事後調査計画（案）」の変更内容

環境要素	環境調査	施設調査	
		変更前	変更後
大気質	施設の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 ・現地調査地点（1地点） ・施設稼働が定常状態に達した時期に1回	—	供用後の環境保全措置の実施状況
騒音	施設の稼働に伴う騒音 ・予測地点（1地点） ・施設稼働が定常状態に達した時期に1回	—	供用後の環境保全措置の実施状況
	施設関係車両の走行に伴う騒音 ・予測地点（3地点） ・施設稼働が定常状態に達した時期に1回	—	供用後の環境保全措置の実施状況
振動	施設の稼働に伴う振動 ・予測地点（1地点） ・施設稼働が定常状態に達した時期に1回	—	供用後の環境保全措置の実施状況

### 【変更理由】

事後調査として、供用後の大気質、騒音及び振動の施設調査を行う必要があるという市長意見を受け、総合的に検討した結果、「表 供用後の事後調査計画（案）」を変更した。